

令和元年第9回西会津町議会定例会会議録

第1．招 集

- 1．招集日 令和元年12月 6日
- 2．場 所 西会津町役場

第2．開会、閉会及び会期

- 1．開 会 令和元年12月 6日
- 2．閉 会 令和元年12月12日
- 3．会 期 7日間

第3．議員の応招・不応招

1．応招議員

1番	荒 海 正 人	5番	猪 俣 常 三	9番	多 賀 剛
2番	上 野 恵美子	6番	三 留 正 義	10番	青 木 照 夫
3番	小 林 雅 弘	7番	小 柴 敬	11番	清 野 佐 一
4番	秦 貞 継	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

2．不応招議員

なし

令和元年第9回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和元年12月 6日（金）……5～9頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 管外行政調査実施報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明

令和元年12月 9日（月）……11～80頁

- 日程第1 一般質問（小林雅弘、上野恵美子、荒海正人、秦貞継、三留正義、猪俣常三）

令和元年12月10日（火）……81～139頁

- 日程第1 一般質問（小柴敬、伊藤一男、多賀剛、青木照夫、武藤道廣）

令和元年12月11日（水）……141～182頁

- 日程第1 議案第1号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
- 日程第2 議案第2号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例
- 日程第3 議案第3号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第4 議案第4号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第5 議案第5号 西会津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 令和元年度西会津町一般会計補正予算（第7次）
- 日程第11 議案第11号 令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第12 議案第12号 令和元年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第13 議案第13号 令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第14 議案第14号 令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第15 議案第15号 令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）

- 日程第16 議案第16号 令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第17 議案第17号 令和元年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）

令和元年12月12日（木）……183～210頁

- 日程第1 議案第18号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 日程第2 議案第19号 財産の取得について（X線検査装置）
- 日程第3 議案第20号 西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第21号 西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第22号 西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第23号 西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第24号 西会津町都市公園の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第25号 西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第26号 西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第27号 西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第28号 西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第1 提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第32号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 議案第33号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 議案第34号 令和元年度西会津町一般会計補正予算（第8次）
- 日程第15 議会活性化特別委員会の設置について
- 日程第16 議会活性化特別委員会委員の選任について
- 日程第17 陳情第11号 水路のU字溝と溜枘の改良に関する陳情書
- 日程第18 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第19 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第20 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

令和元年第9回西会津町議会定例会会議録

令和元年12月 6日（金）

開 会 10時00分
散 会 11時12分

出席議員

1番	荒 海 正 人	5番	猪 俣 常 三	9番	多 賀 剛
2番	上 野 恵美子	6番	三 留 正 義	10番	青 木 照 夫
3番	小 林 雅 弘	7番	小 柴 敬	11番	清 野 佐 一
4番	秦 貞 継	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	農林振興課長	岩 渕 東 吾
副 町 長	工 藤 倫 也	建設水道課長	石 川 藤一郎
総 務 課 長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
企画情報課長	矢 部 喜代栄	教 育 長	江 添 信 城
町民税務課長	渡 部 峰 明	学校教育課長	玉 木 周 司
福祉介護課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	五十嵐 博 文
健康増進課長	小 瀧 武 彦	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第9回議会定例会議事日程（第1号）

令和元年12月6日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 管外行政調査実施報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（広報広聴常任委員会 広聴分科会・広報分科会）

（経常任委員会）

○議長 おはようございます。

ただ今から令和元年第9回西会津町議会定例会を開会します。(10時00分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私まことにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり31件の議案が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情1件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりです。

本定例会の一般質問の通告は、11議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりです。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理しました。以上です。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番、猪俣常三君、6番、三留正義君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの7日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの7日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

9月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました陳情は1件であります。会議規則第93条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、経済常任委員会に付託します。

日程第4、管外行政調査実施報告を行います。常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会委員長、経済常任委員会委員長の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、秦貞継君。

○総務常任委員会委員長 （別紙報告書により報告）

○議長 経済常任委員会委員長、小柴敬君。

○経済常任委員会委員長 （別紙報告書により報告）

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

まずはじめに、総務常任委員会。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 続いて、経済常任委員会。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 経済常任委員会に質問します。ページ、5ページ、下から3行目から、本町はバイオマスなどのうんぬんとありますけれども、近隣市町村との共存の取り組みが求められると決めています。この内容を具体的に説明してください。

○議長 経済常任委員会委員長、小柴敬君。

○経済常任委員会委員長 今現在、地域の13市町村におきまして、バイオマス等の取り組みをそれぞれ立ち上げ、私の一般質問等も実施しておりますが、まだまだ途中であります。これを今現在報告するところまでには至っておりません。それぞれ農林振興課を中心として話し合いが行われております。また、会津、商工会を中心とした取り組み等も、話し合い等もたれておりますが、現在の私が掌握している点は以上です。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 ということは、使用を増やすのか、生産を増やすのかという、この意味はどういうことなんですか。

○議長 経済常任委員会委員長、小柴敬君。

○経済常任委員会委員長 今現在、町の利用が6分の1程度にとどまっております。そのために生産施設に関してはゴーサインが出ておりませんが、これを13市町村の地域に広げて、その使用量の拡大を目指せば、自ずからのその施設等の整備が、本町を含めて始まるのではないかとこのように想定して、こういう文章を作成させていただきました。

○議長 他にありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これをもって質疑を終わります。

これをもちまして管外行政調査実施報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 （例月出納検査結果報告）

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長　(町長提案理由の説明)

○議長　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時12分)

令和元年第9回西会津町議会定例会会議録

令和元年12月 9日（月）

開 議 10時00分
延 会 16時57分

出席議員

1番	荒 海 正 人	5番	猪 俣 常 三	9番	多 賀 剛
2番	上 野 恵美子	6番	三 留 正 義	10番	青 木 照 夫
3番	小 林 雅 弘	7番	小 柴 敬	11番	清 野 佐 一
4番	秦 貞 継	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	農林振興課長	岩 渕 東 吾
副 町 長	工 藤 倫 也	建設水道課長	石 川 藤一郎
総 務 課 長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
企画情報課長	矢 部 喜代栄	教 育 長	江 添 信 城
町民税務課長	渡 部 峰 明	学校教育課長	玉 木 周 司
福祉介護課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	五十嵐 博 文
健康増進課長	小 瀧 武 彦	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第9回議会定例会議事日程（第4号）

令和元年12月9日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 小林 雅弘 | 2. 上野恵美子 | 3. 荒海 正人 |
| 4. 秦 貞継 | 5. 三留 正義 | 6. 猪俣 常三 |
| 7. 小柴 敬 | 8. 伊藤 一男 | 9. 多賀 剛 |
| 10. 青木 照夫 | 11. 武藤 道廣 | |

○議長 おはようございます。

令和元年第9回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席について、発言を求めてください。なお、質問項目で重複している質問がありますので、質問、答弁を確認し、同じ質問はしないように努めていただきたいと思います。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは、ただ今より一般質問をさせていただきます。

まず最初の質問といたしまして、学校給食費の無料化及び負担軽減についてお伺いしたいと思います。前回9月議会では、学校給食費の負担軽減については、法的制約はないことを確認いたしました。これは、つまり町の判断で学校給食費の無料化、負担軽減はできる、そういうことでございます。

福島県の他の市町村の状況をみるならば、自治体の予算で全額無料化を行っているのは、相馬市、金山町、下郷町、川内村、古殿町の5つの自治体でございます。被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用して無料化を実施しているのは、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、葛尾村、檜葉町、飯舘村の7つでございます。新たに泉崎村では、2020年より全額無料とする決定をいたしまして、また、本町ともつながりがある広野町では、2021年より無料化を決定しております。半額補助は、平田村、鮫川村を新たに加え、13市町村で実施をされております。

今、日本では、子どもの教育費にものすごくお金がかかります。2012年度の文部科学省の学習費調査では、学校教育費と学校外活動費にかかる総額の平均は、公立小学校で年間30万5,807円。公立中学校で45万340円もかかるそうです。増税もあり、ますます生活が厳しくなっているとき、学校給食費は年間5万円から6万円かかります。3人子どもさんがいると年間18万円にもなってしまいます。保護者の皆さんへの負担軽減は必要ではないでしょうか。私は3つの点から学校給食費の無料化及び負担軽減を求めます。

1つ目は、教育費の負担軽減は子育て世代を応援する観点からして必要な政策であること。特に負担の大きい学校給食費の無料化及び負担軽減は重要だと思っております。

2つ目に、学校給食は教育活動であることが、食育基本法第20条などで明確に位置付けられ、憲法26条の教育無償化の考えとも合致する政策でございます。

最後に3つ目でございますが、県内では12の自治体で無料化、13の自治体で半額以上の補助を実施し、さらに広がりを見せています。

皆さん、子どもは町全体の財産です。子どもがいる家もない家も、共通の財産なんだというものの考え方があって然るべきだと私は考えております。そういう意味で、学校給食は町民みんなで子育てをしていく具体的な現れだと思いたしますが、いかがでしょうか。

そこで質問をさせていただきます。第1に、周りの市町村の学校給食への取り組みが拡大している中、本町での学校給食費の補助についての態度は従来と変わらないのか。

2つ目は、先の町長選挙の折、町長の公約に学校給食費の無料化を進めますとあるが、

町長はどのようにお考えになっているのか。

次の質問をさせていただきます。福祉灯油の実施についてでございます。

皆さんご承知のとおり、地方自治法の第1条の2項は、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとうるように、地方自治体は住民の福祉の増進を図ることをその役割としています。消費税も10パーセントに上げられ、年金も減らされている中、冬の暖房が命に関わる雪国の本町では、灯油の負担は家計に大きくのしかかっております。11月28日現在の本町の灯油価格は、ホームセンターで1リットル87円。18リットルで1,566円となっています。

本町の総合計画にも、経済状況の変化に伴い経済的困窮に関する相談が増えていることから、今後も生活困窮についての相談受け付けや生活困窮者への支援体制を関係機関と連携させながら充実させていく必要があります、そう述べられております。このように、福祉を充実させるという姿勢を持つ本町ならば、非課税世帯への福祉灯油の実施で、誰もが心地よく暮らせるまちづくり、この方針どおり、町民誰もが温かく冬を過ごせる西会津町にすることが大切ではないでしょうか。

そこで、町のお考えをお尋ねします。非課税世帯に一冬100リットルの灯油の援助をする考えはないでしょうか。

3つ目の質問でございます。先日、新聞に載っておりましたが、歴史の道百選に追加選定となった会津街道の鳥居峠東松間の整備についてお尋ねいたします。

10月30日の民友新聞に、歴史の道百選選定、鳥居峠東松区間を追加。そういう記事が掲載をされました。歴史の道は、歴史的、文化的に重要な古道や、交通関係遺跡の保存活用などを文化庁が選定するもので、今回は新規や追加の選定が行われたとのこと。追加選定箇所は越後国境から会津盆地近くまでとなり、本町が含まれております。この会津街道は新発田藩と村上藩の参勤交代に利用され、また、佐渡金山と江戸を結ぶ街道として五街道について重要視された街道でございます。

本町の総合計画にもあるように、誇れる歴史を次の世代へ保存、伝承していくことは、本町の新たな町の文化の創造と町民のプライドの創生のためにも重要であり、交流、関係、2つの意味からの観光資源としても重要だと考えております。

そこで2点お伺いをいたします。

1つ目は、本町内の会津街道、鳥居峠東松間の整備はどこまで進んでいるのでしょうか。また、そのための予算はいくらでしょうか。

2つ目の質問は、今後この資源をどのように生かしていこうとお考えでしょうか。

以上でございます。町の積極的な回答を期待するところでございます。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　3番、小林議員のご質問のうち、学校給食費の無料化及び負担軽減について、お答えをする前に、町長の公約に、無償化を進めるとあるとのご指摘ではありますが、確かに私の後援会における検討過程では、このような表現もありましたが、最終的に町選挙管理委員会に承認を受けた選挙用ビラの中には、無料化を検討するとしてありますので、まずはご理解をいただきたいと思います。

それでは、ご質問にお答えをいたします。

本町における学校給食費の補助についての考えは変わらないのかとのおただししでありますが、本年9月町議会定例会で教育委員会が答弁したとおり、現在、本町が行っている教育改革では、特に児童生徒の将来につながるICT教育の推進や産官学民との連携教育など、県内に先んじた特色ある教育を先進的に進めており、他市町村と比較しても教育予算は充実していると自負をしております。

また、給食費の負担軽減につきましては、経済的に負担が困難な世帯に対して、就学援助制度によりこれまでも無償対応を行っております。

一方、無償化を行うことで、食育への関心の低下や無償化を当然とする意識の高まりへの懸念などの課題もある中、家庭教育の役割や受益者負担の必要性も考慮しながら、慎重に検討しているところであります。

私は、町の将来を考え、子育ての支援については、現在、進めている児童生徒への学習環境の充実・支援等を鑑みながら、引き続き、国・県等の動向を注視し、教育委員会とともに検討してまいります。

その他のご質問については、担当課長よりご答弁させていただきます。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 3番、小林雅弘議員の非課税世帯への灯油購入費の援助についてのご質問にお答えいたします。

町では過去に平成19年度、20年度の2カ年にわたり原油価格の急激な高騰による町民生活への影響を踏まえ、高齢低所得世帯等が冬期間安心して生活ができるよう、経済的負担の軽減を図るため暖房用灯油購入費を助成する、西会津町福祉灯油緊急補助事業を県の助成を活用して実施してまいりました。この事業は住民税非課税世帯のうち、65歳以上の高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯等が対象で、額面5千円の灯油給付券を配布し、助成したものであります。

現在の灯油価格は、当時事業を実施した際と比較しますと、安定した価格で推移しており、現時点で援助を考えておりませんが、今後、急激な値上がりなどにより、県による助成事業等の情報があれば、町といたしましても適切に対応してまいりますので、ご理解願います。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 3番、小林雅弘議員のご質問のうち、会津街道の鳥井峠東松間の整備について、お答えいたします。

議員おただしのとおり、今年度、文化庁が選定する、歴史の道百選に、既に選定されておりました佐渡路会津街道・東松峠・滝沢峠越に西会津町分の、鳥井峠・車峠・東松峠の区間が追加選定されたところであります。鳥井峠東松間の整備につきましては、平成29年度から今年度までの3年間、にしあいつ観光交流協会が事業主体となり、県の地域創生総合支援事業、サポート事業でございますけれども、を活用しましてその整備に取り組んでおります。3年間の総事業費は508万7千円を見込み、事業内容としましては旧街道の刈り払い、案内看板・標識等の設置、街道マップの作成のほか講演会やウォーキング等のイベントも開催しているところであります。

また、今回の歴史の道への追加選定によりまして、今後、選定された区間に係る整備事業の国庫補助を受けることができるようになります。整備計画書の作成・提出が必須となっておりますが、現道の維持・保全のための補修や除草作業、また、標識や案内板の設置なども対象となります。

今回の選定を契機とし、歴史の道を活用した魅力ある地域づくりを行うことにより、町民が旧越後街道を地域の宝と再認識し、それにより郷土愛や郷土の誇りがさらに醸成されるよう取り組んでいくとともに、この歴史的遺産を後世に伝承していくことが我々の使命であると認識しております。

現在、今回選定された街道を 141 年前に巡られました英国人旅行家イザベラ・バードの執筆しました日本奥地紀行が、来年刊行 140 周年を迎えることから、これと併せて町内で講演会等の開催を検討しており、機運を盛り上げていきたいと考えております。

今後も、観光・誘客においては、庁内関係課及び関係団体との情報共有を図りながら、町の観光資源として有効活用されるよう、歴史ある道の整備・保全に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私の一般質問の中で、薄町長の公約としてあげたものが、討議資料であるというお答えでございました。しかし私がここに持っているということは、これをもって町長選のとき支持拡大をされていたと、これが後援会の活動の一つであったことは事実でございます。

そしてまた、薄町長が、当時候補者でございますが、群岡、上野尻の丁字路におきまして演説をなさったときも、確かに学校給食費の無料化を進めますというお言葉がございました。これはもちろん言った言わないの水掛け論になりますので、これ以上は申し上げませんが、私はそのときに、正直言ってびっくりした記憶がございます。ここまで踏み込んだのかというような印象を持ちました。また、その言葉を信じて支援した方々も多かったのではないかとこのように考えております。

様々な理由で学校関係の予算を充実させている。そして、ICT の予算拡大、私はそれは素晴らしいことだと思います。ただ、1 つ足りないのが、保護者の皆さんへの支援、軽減、負担軽減、これをやはり考えていただきたい。

なぜ今、県内で、この本町とも関係のある広野町をはじめ、様々な自治体が負担軽減に踏み込んでいるのか、それはやはり、現在の日本の状況、子育ての状況に由来していると思います。それは、私が言うまでもなく、皆さんご存知だと思います。

そして今回、実は私が、これは使えるのではないかと思う財源がございます。それは、よろしいですか。

○議長 なるべく簡潔にお願いします。

○小林雅弘 分かりました。それは政府の方針によって、政策によって保育料の無料化が実施されました。そのために本町が予算として取ってある部分、これがあると思います。だいたいまだはつきりはしないけれども、費用としては年間 2 千万円ほど予算がある。私はその一部、学校給食を全額無料化にしますと、小中学校で 1,600 万円ほどかかります。半額ですと 800 万円でそれが実施できます。やはりそのお金、子育てのためのお金は子育て

てに使っていく、こういう姿勢も必要なのではないかと思います。

どうでしょう、この2千万円というお金、その一部に使う考えはないのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、後援会の討議過程の中では、確かにそういう部分は、私も確認しまして、そのこと載ってる討議資料はありました。しかし、町の選挙管理委員会に、いわゆる承認を受けた選挙ビラ、これが私の最終的な公約であるということですので、そこは言った言わないの世界というような話でありましたけれども、あくまでも町民の皆さんとの公約の内容については、選挙ビラに記した内容でありますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 最初にちょっと整理をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、子どもたち、3歳未満、また小学生、中学生までは、児童手当、子ども手当が全家庭に支給されております。月1人に対して1万円。3子の場合には1万5千円ということで、まず教育に関わる子どもたちの場合には、そのような児童手当が支給されているということがあります。

次に、経済的に困難な家庭については、就学援助ということで、給食費については無償化されております。それと、給食を提供するというので、町のほうでは委託料ということでの、人件費としての委託料、それと光熱水費では払っております。そういう意味では、学校給食法の第11条で、保護者には食材費を負担していただくということになっております。で、4つ目には、現在本町では、給食費は全て未納の方はいないということで、全家庭が給食費を払っていただいております。

そのような観点から、町は人件費、調理員さんの人件費、また光熱水費のお金、約これは4千万ぐらいになります。そのお金は給食費の、給食をつくるという部分では町のほうが負担をしております。

町としては、食材費のお金、これを給食費として保護者のほうに、先ほど町長、答弁ありましたように、受益者負担という部分でお願いをし、また本町においては、全ての児童生徒の保護者のほうは、それを払っていただいているということは、大変素晴らしい、食に対する意識が高い。そして、受益者、自分の我が子が食べている給食費は払うんだという、保護者の意識も高い。そういうことを鑑みて、本町では、そのお金を教育の環境整備、また教育内容の充実に充てるということを町としての政策方針としているということを、まず確認していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 保育料無償化の関連でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

議員おただしのお通り、本年10月から全国的に保育料の無償化が始まりまして、町には、今まで町では無償化を国に先行して実施してまいりました。それは全く町の単独事業で実施してきたわけでございますが、これから、国からの、国の制度で無償化がスタートした

ということで、町のほうには何らかの手当がされるということで情報が入っております。それで、本年度は、年度中途ということもありまして、臨時特例交付金という形で入るものと、来年度からは普通交付税に算入されるというふうな情報でございます。

ただ、今までもご説明申し上げてまいりましたとおり、その財源につきましては、町の全ての事業について、方向勘案した中で、その財源を使っていきたいというふうにご説明申し上げておりますので、現時点でもそういった考えは変わりございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 町としては、当面そういう考えはないということで答弁をいただいたと思います。それでは、長々やっても仕方ありませんので、次の質問に移らせていただきます。

ご答弁の中で、そんなに平成 19 年度、20 年度、2 カ年にわたる原油価格の急激な高騰による町民生活の影響を踏まえというふうにございます。で、こちらで調べました資源エネルギー庁の資料では、2004 年では 816 円。これは 18 リットル換算でございます。そして、だいたい 1,500 円から 1,800 円、これで推移をしている。そして 19 年度、20 年に関しましては、原油価格、急激な高騰があったということで、そこで手当をしたということがいわれておりますけれども、2004 年に 816 円であった。それが今では、実は私、昨日、買ったんですが、1,566 円にもなっている。倍近い金額である。しかも先ほど私が申し上げましたように、年金も減らされて、生活も消費税も上がり、生活もどんどん厳しくなっている。その中で、やはり福祉というものの、そしてこの冬の寒い中で、少しでも温かい冬を過ごさせてあげる。これも 1 つの考え方ではないかと思います。

この灯油の値段、そして現状からして、もう一度ご検討をいただくわけにはいかないとこのようにお聞きしたいと思います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは再質問にお答えいたします。

議員おただしのように、平成でちょっと申し上げたいと思いますが、平成 15 年の灯油価格が、全国的には 830 円という、私のほうでデータを、今のところは所有しております。その 830 円から、平成 19 年度には 1,499 円と、2 倍近い灯油価格に急激な高騰があったということで、先ほど申し上げました助成制度が、激変緩和をする意味で実施されたわけでございます。

なお、その平成 19 年の 1,499 円から、今現在の全国平均では、12 月 2 日現在で 1,652 円の灯油価格になっております。なお、福島県については 1,598 円と、全国平均からは 80 円ほど低くなっているといった実態がございます。10 円以上、その 1,500 円や、その 5,600 円台をいったりきたり、上下はございますけれども、金額的には安定した価格で推移しておりますので、現在のところ、今年度そういった助成をするといった考えはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 その助成をしたときと比べても、急激な変化はなかったというふうなご回答だったと思います。しかし、高値安定は生活にとっては本当に厳しいものがあるのではな

いか、そう私は思います。月に、私の家庭ですとだいたい2万円前後の灯油代がかかります。それが多いか少ないかは、私はほかと比べたことがないので分かりませんが、それだけの支出をする場合、やはり非課税世帯にとってはかなり苦しい、で、こういう話も伺っております。灯油代が高い、だからストーブを焚くのを控えているんだ。そういう、あるおばあちゃんの話も聞いております。

やはり町としては、そういうおばあちゃんの声に応えるためにも、福祉灯油の実施、実現、かつてやったことではないですか。やはり今後、この倍近い値段が推移する間は、やはり福祉灯油の実現は必要なことではないでしょうか、重ねて質問をさせていただきます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、平成19年、20年度につきましては、前年度に比べまして急激な高騰があったということで、激変緩和の意味での助成事業ということで捉えております。その後、灯油価格は安定をしております、生活への影響は、ある程度家庭の中で飲み込めるものであるのではないのかなというふうに感じております。

また、低所得者の制度の中では、生活保護世帯の保護費につきまして冬期加算という制度がございます、11月から4月の間、生活保護の世帯につきましては、その世帯員の人数にもよりますが、冬期間の加算がございます。そういったことで制度的にも低所得者の方への支援がなされているというふうに理解しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 この冬期加算は、生活保護世帯だけなんですか。非課税世帯に対する支援はないんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今ほど申し上げました冬期加算につきましては、生活保護世帯の保護費への追加ということでございますので、その他の非課税世帯の加算はございません。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今の答弁を聞きますと、正直言ってがっかりしました、というのが正直な印象でございます。総合計画に書いてある、このことが、冬、生かされてないのかな、そういうふうに思います。

私はこんな言葉をいつも自分の中で考えております。政治は弱い者に光を当てるためにあるんだ。これは、自由民主党の故元幹事長、野中広務さんの言葉でございます。私はその言葉を聞いて、議員として要請があったとき、立候補の要請があったとき、議員としてやっていこうと、そういうふうに思ったうちの1つの言葉でございます。

やはり、この町の政治、弱い者のために、弱い者に光を当てるために、今後も頑張っていく必要があるんじゃないか、そういうふうに思います。今回は非常に残念な思いをいたしております。

それでは、あと22分ですか。質問の3に移らせていただきます。

歴史の道百選についてなんですけれども、私はこの質問をなぜしたかといいますと、こ

の歴史の道、まだまだ整備されていない。例えば、刈り払いにしても、まだ十分にできないところが多い。そして、町外からも、町内、町外からもそのボランティアで人を頼んだときに、草刈り機の燃料代、それからお昼代くらいは、今まではどうだったんでしょう、お聞きしたいと思います。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

今回の歴史の道選定により、生涯学習課の分についてお答えをさせていただきたいと思いますが、今年、今年度、選定されたわけですが、この車峠から東松峠におきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、29年度から観光交流協会が主体となったサポート事業で取り組んでおり、その中でも刈り払い等していただいております。この部分につきましては、今年度も車峠、東松峠、計5回ですか、刈り払いをしていただきましたが、この部分につきましては、その賃金と申しますか、その事業の中で対応をさせていただいたところでございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 この鳥居峠東松間に限らず、会津街道、非常に重要な街道であるという、やはり位置付けが、かつて江戸時代からあったんだというふうに考えております。それをどのように整備していくのか、これは本町の、ただ単に街道だけの整備ではなく、文化的な問題にも大きく関わる問題だと思います。

例えば、ここにご答弁いただいておりますとおり、イザベラ・バードの執筆した紀行ですね、ここにも載っております。実は私、昨日、また読み直してみました。なかなか辛辣な厳しい内容も含まれていますが、当時の日本の状況、日本の田園地帯の状況を考えるならば、非常によく生々と描かれている。やはりこの道をどう整備していくか、この町の文化的レベルが問われるのではないかと。さらに、街道沿いにはいろんな文化がございます。私はまだ5年前に戻ってきたばかりで、詳しいことはよく存じませんが、例えば群岡では、かつて大法要の際に、屋敷人形芝居、これが上演されたことがございます。紹介されました。こういうところも全て含めた形で、やはり残していく。そしてそれを生かしていく。これが、こういう視点が必要なんではないかと考えております。

で、この商工観光課長に聞いたほうがいいと思うんですけど、この、私は観光というのは、この町にとって、例えば銚子ノ口、一つで観光客が呼べるかということ、なかなかそれは難しい。やはり一つのストーリーをつくりあげる。商品もそうなんです。ストーリーをつくって商品を売り込んでいく。私はこの街道の魅力もそうだと思います。この西会津町はどんな町なんだ。そして、どういう町だったんだ。そして、さらにどういう町になっていくんだ。そういうストーリーをつくって、やはり交流人口、関係人口を増やしていく努力、これが必要なのではないかと思えます。その点につきまして、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

ストーリー性のあるまちづくりという、観光のつくり方ということでございますが、2018年3月に策定されました町の歴史文化基本構想の中でも、やはりその地域資源、いわゆる

文化遺産等を活用した形で、ストーリー性を持たせた地域づくりが必要であろうという部分もうたわれております。また、この昨今の人口減少の中で、今までやっぱり歴史文化、伝統等につきましては、やはり減少等にも伴いまして、なかなか保存できる部分も数少なくなっているということでございます。

その中で、やはりその歴史文化的なものを地域活性化に生かすということによりまして、その文化財も保存していけるかなという部分も、考えも持っております。したがって、やはり旧越後街道、いわゆる新潟から見れば会津街道でございますが、やはり歴史的な文化遺産価値は高いのかなと思っております。

したがって、3年前より観光交流協会におきましては、その歴史のある旧越後街道を保存していこうというような取り組みも始めましたし、町といたしましても、その中で若干の費用補助もしておるといような部分でございます。

したがって、今後、その越後街道を活用した部分、今後も続けていきまして、来年はイザベラ・バードの日本奥地紀行が140周年を迎えるということでございますので、その辺も含めまして観光資源となるような形で、今後も関係団体等、踏まえまして、連携しながら取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 この問題については、全く私も同感でございます。やはりこの町、どういう町なのか、それを発信するためには、今のご答弁のような考え方、やはり本当に大事だと思います。ただ、それを実施するためには予算的な裏付け、これも必要かと思います。そのことをお願い申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 皆さん、こんにちは。2番、上野恵美子でございます。

今回、私は2件の通告をしておりますので、順次質問をさせていただきます。

まず、高齢者を地域で支える体制づくりについて伺います。去る11月9日、西会津町社会福祉大会において、地域全体で見守り支援する体制づくりや、住民相互支え合いの仕組みづくりを進めて、誰もが安心して生きがいのある生活を、住み慣れた地域で送れるような福祉のまちづくりを推進していくことが宣言されました。また、現在、奥川地区には地域密着型の小規模多機能型居宅介護施設整備が計画されています。そこで高齢者を地域で支える対策について伺います。

1、町の方向性は、住み慣れた地域で、その人らしい生活を支えるとのことですが、そのためには、高齢者を地域で見守る支援体制づくりが必須だと思います。地域住民が自主的に体制づくりを展開している地区もある一方で、自宅に閉じこもり気味になったり、日常生活への不安を抱えている方々がいるのも現実です。本町でも1人暮らしの高齢者が、死後数日経過してから発見されたということがありました。高齢者の孤立は都市部の問題だけではなく、本町でも深刻な問題になりつつあります。

そこで、高齢者を地域で見守る支援体制の現状と課題をどう捉えているか伺います。

2、シルバー人材センター家事援助実践者研修の実施と受講者の活用をどのように考えているのか伺います。

3、小規模多機能型居宅介護施設整備計画の経過について伺います。設置場所の選定経過について。管理運営主体について。利用者負担の軽減措置と町財政の影響について。4、職員の人数と確保の見通しについて。

4、高齢者1人暮らし、高齢者のみの世帯、要介護者の増加に対して、どのような対策を考えているのか伺います。

次に、新産業創出事業について伺います。ベトナムとの交流による新産業創出事業として、外国人介護人材育成教育機関設置調査事業と、農林産物加工品等輸出調査事業を、委託料、3年間で1,468万円をかけて、平成29年度より3年間の計画で実施していますが、町の考えを伺います。

1、平成29年度から令和元年度の委託調査の詳細と結果について。

2、今後の外国人介護人材育成教育機関設置の事業展開について。

3、今後の農林産物加工品等輸出事業の展開についてです。

町の明確な答弁をお願いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 2番、上野議員の高齢者を地域で支える体制についてのご質問のうち、高齢者1人暮らし・高齢者のみの世帯・要介護者の増加に対する対策についてお答えをいたします。

本町の65歳以上の高齢者数は、12月1日現在で2,836人、高齢化率にして46パーセントと人数は減少しておりますが、高齢化率は上昇しておりまして、また、高齢者1人世帯は667世帯、高齢者のみの世帯は448世帯とそれぞれ増加の傾向にあります。高齢者の多くは、いつまでも住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けたいと願っており、介護が必要になっても、また認知症になっても、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護や医療、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が求められております。

現在町では、介護予防事業をはじめとする様々な健康寿命延伸のための取り組みのほか、医療と介護を連携させた在宅支援、老人クラブ活動のサロンを通じた交流と生きがいがづくり、家事援助や緊急通報サービス、雪処理支援隊による生活支援、見守りネットワーク、認知症サポーターによる地域の見守り体制の構築、冬期間の生活に不安を抱える方へ住環境を提供する生活支援ハウスなど様々な施策を実施し、地域包括ケアシステムの推進を図っております。また、要介護者の人数は、令和元年10月の認定者数が558人で、平成27年6月の613人をピークに減少しており、介護度も軽度化の傾向が見られる状況であります。

今後は、高齢者のみ世帯や介護が必要な方がより安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムのさらなる推進を行うとともに、介護予防など健康寿命延伸のための取り組みを強化してまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 2番、上野恵美子議員の高齢者を地域で支える体制についてのご質問のうち、高齢者を地域で見守る体制の現状と課題、シルバー人材センター家事援助実施者研修、小規模多機能型居宅介護施設の整備についてのご質問にお答えします。

はじめに、高齢者を地域で見守る体制の現状と課題についてであります。地域での見守り体制につきましては、地域包括ケアシステムの中で様々なご協力をいただいております。民生児童委員や福祉協力員の訪問によるもの、老人クラブ活動や各地区のサロン活動など、社会参加を活用した地域での見守り、そのほか郵便局や配達業者、町内商店、移動販売、金融機関、交通機関など見守りネットワークの協定を締結し、見守り体制を整え強化を図っております。

課題といたしましては、日常生活が多様化する中において、異変をいかに迅速に察知し、その対応を関係者が連携してできるかが課題であると認識しております。

次に、シルバー人材センター家事援助実践者研修の実施と活用についてお答えいたします。シルバー人材センター家事援助実践者研修は、介護保険法の改正に伴い、介護事業所による既存のサービスに加えて、団体やボランティアといった多様な担い手も生活支援サービスが行えるようになったことから、本町ではシルバー人材センターの会員をサービスの担い手として、平成 29 年度に人材養成研修を行い、平成 30 年度よりサービスを開始したところであります。

このサービスを利用できるのは、要支援または事業対象者に該当する方で、サービスの範囲も身の回りの家事援助に限られ、身体介護など専門的なサービスは介護事業所でないと行えないこともあり、現在の利用者は 2 名となっておりますが、在宅生活の安心確保のため、引き続き利用者のニーズに応じた適切なサービス提供を図ってまいります。

次に、小規模多機能型居宅介護施設の整備計画の経過についてお答えします。平成 30 年 3 月議会定例会においてご議決いただいております、第 7 期介護保険事業計画において、山間部の高齢者に配慮し、野沢・尾野本地区以外の地区への整備が位置付けられており、特に高齢化率が高く、介護サービス事業所から距離が離れている奥川地区への整備に向けて検討を進めてまいりました。

1 点目の設置場所と選定経過のご質問であります。これまで奥川地区において、新築で整備するのか、既存の公共施設などを利活用して整備するのかを検討した結果、遊休公共施設の利活用や建設費用の抑制による利用者負担の軽減のため、旧奥川保育所施設を改築して整備することといたしました。

2 点目の管理運営主体のご質問であります。町では施設を整備したのちに、管理運営は社会福祉法人等への指定管理とする予定であります。

3 点目の利用者負担の軽減措置と町財政への影響についてのご質問であります。旧奥川保育所施設の改築により整備することで、建設費用を抑えることができ、これによりショートステイの宿泊料など、利用者の負担を低く設定することが可能と考えており、それに伴う町の財政への影響はないものと考えております。

4 点目の職員の人数と確保の見通しについてのご質問であります。基準による配置としまして、管理者研修を修了している管理者、看護職員、介護支援専門員、ケアマネジャーは各 1 名、これに通いの利用者 3 人に 1 人、訪問対応で 1 人の介護職員が必要となり、設置する施設の利用定員により定めることとなります。今後、施設改築の設計内容により利用定員を決定した段階で、職員の配置数も定めてまいりたいと考えております。

また、人材の確保につきましては、町独自の人材確保対策として、新たな介護人材の養

成を目的とした介護職員初任者研修事業と、将来的な人材確保に向けたトータルケア就学資金貸与事業を実施しており、1人でも多くの修了者等を輩出し、町内での就労につながるよう、人材確保に向けた取り組みを積極的に行ってまいります。

今後は、本年度中に建物の実施設設計、令和2年度には施設整備に着手できるよう準備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 2番、上野恵美子議員の新産業創出事業についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目のこれまでの委託調査の内容と結果についてのおただしであります。平成29年度から30年度にかけては、新産業創出事業として調査事業を行ってまいりました。この事業は、現在の社会情勢や町の人口減少・少子高齢化といった現状を踏まえ、町の資源や強みを最大限に生かして、今後どのような産業が町の活性化や持続的発展につながるのか、また、昨年2月から始まったベトナムとの交流を新たな産業の創出につなげることができないか、その可能性について調査を進めてきたものであります。

その調査結果を踏まえ、今年度は、外国人介護人材育成教育機関設置調査事業及び、農林産物加工品等輸出調査事業として、さらに詳細な調査を進めているところであります。

外国人介護人材育成教育機関設置調査事業につきましては、外国人、主にベトナム人介護人材を育成する教育機関の設置に向けた調査事業であります。これまで30年近くにわたり培ってまいりました介護分野における人材やノウハウ、施設や設備を本町の大きな強み・資源として捉え、また全国的に不足する介護人材確保に向けた動きや外国人労働力の受け入れに向けた法改正などが活発化している社会情勢を踏まえて、新たな産業としての可能性に着目したものであります。

現在は、委託調査に加え役場内にプロジェクトチームを設置し、関係機関との調整、法的な手続きや財源の確認、学校の設置場所や運営方法など、詳細な調査を行っているところでありますので、ご理解願います。

一方、農林産物加工品等輸出調査事業につきましては、ベトナムにおいて干し柿など日本産の柿の加工品の評価が高いことに着目し、本町の未利用資源としての柿の有効活用を図るべく調査を進めてまいりました。昨年度の調査ではベトナムで干し柿が大量に流通する旧正月の時期に合わせて町内産干し柿を現地に送り、流通関係者の反応を探ったところであります。その結果、品質については概ね好評価をいただき、さらに柿を活用した他の産品開発の提案などもあったところであります。

今年度も、新たな柿の加工品に加え、町内で生産されている様々な加工品等でベトナム人の嗜好に合う産品はないか、引き続き調査を進めているところでありますので、ご理解願います。

次に2点目と3点目の今後の事業展開に関するおただししであります。今ほど申し上げましたとおり、今年度は事業の進め方についても調査を進めており、その調査結果を踏まえて、今後の具体的な展開方法を判断してまいりますので、ご理解願います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、再質問させていただきます。

高齢者を地域で見守る支援体制について、今、町の全体像を示していただきましたが、その中で、日常生活の支え合いの部分についてお聞きします。町の生活支援サービスの取り組みについてなんですけれども、第7期介護保険事業計画、第8期高齢者福祉計画の第7章、高齢者を支える体制づくりの4番の生活支援サービスの充実の中に、この生活支援サービスは、町シルバー人材センターや町ボランティアサポートセンターを、その担い手として町が活動を支えて、生活支援サービスを充実していくとありますが、現在はどういう取り組みをされているのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、再質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも申し上げましたとおり、町では地域包括ケアシステムという、高齢者の方を地域で一体的に支援をしていく取り組みを進めております。先ほど議員からおたのしみのありましたシルバー人材センターやボランティアサポートセンターにつきましては、その生活を支える役割として、先ほどご答弁でも申し上げました家事援助の部分ですとか、ボランティアサポートセンターでは様々な場面にボランティアとしてご協力をいただいて、その高齢者の皆さんの生活を支えているといった実態がございます。

基本的には生活支援のほかにも、様々なサービスがございまして、そのサービスを連携させながら、本当、高齢者の皆さんを地域一体で支えていくというふうなイメージでいただければいいのかなというふうに考えますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 この計画を策定するにあたって、在宅介護実態調査を実施して町民の皆さんのニーズを把握して、生活支援サービスが必要だということで計画されたのだと思いますが、ちょっと具体的なところで載っている要望の多かった移送サービス、これは高齢者のために通院や買い物等の際の交通手段として、介護タクシーや福祉タクシーの立ち上げを検討しますとありますが、このような移送サービスは検討されたのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

今ほどの移送サービスについてのご質問でございますが、町内ではニーズを把握した際には、そういったニーズも町内多数あるといったことで、検討しております。具体的には地域支え合い会議といった、地域の中で様々な高齢者を取り巻く生活を支える場をどうしていったらいいのかというような専門職、各関係団体の専門職員が会議をもちまして、その中で現在のところ進めているところで、実際のところ、その移送サービスといったサービスが町内で実施されているかというところでは、今のところ検討段階であり、まだ実施はされておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。また計画の中で、考えられる支援サービスとして配食サービスをされていると思うんですが、ごみ出し、灯油補給、電球交換、受診支援などいろいろ書いてありますが、実際このようなことに困っている方々がいっぱいいらっしゃると思うので、やはりこの町の計画にあるように、生活支援サービスを充実していかなければいけないと思います。

今後、具体的に展開していくということでよろしいのでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

やはり高齢化が進む中で、生活をきめ細かな部分で支えていくということは、非常に大切なことだというふうに認識しております。高齢になれば、通常、健康な方であれば簡単にできるものが、なかなかこうできなくなってくるというのが当たり前になってきますので、そういった部分を様々な形で支援ができるような体制づくりを、これからも進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 その担い手として、シルバー人材センター家事援助実施者研修も広げていく、進めていくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

ご答弁でも申し上げましたように、今現在2名の方がそのサービスを利用されているところでございますが、実際その普及に向けて、これから様々、家庭で抱えるそういったニーズを捉えながら広げていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次の奥川地区の小規模多機能型居宅介護施設整備について、設置場所の選定経過からお聞きします。これは確認ですが、まちづくり基本条例の第8章、町民参加による検討組織の設置ということで、第22条、執行機関は、まちづくりへの町民参加を進めるため、次に挙げる事項を検討するときは、その都度、町民参加による検討組織を設置するものとするとして、1、総合計画の策定及び見直し。2、その他重要な政策等とありますが、この施設整備は、町の重要な政策だと思いますが、広く町民を交えた検討組織をつくって検討されたのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

この施設設備につきましては、答弁でも申し上げましたように第7期介護保険事業計画において位置付けられております。その位置付けにあたりまして、その計画を策定する際には、各ニーズ調査を行ったりですとか、あと関係団体の会議を経ながら計画を策定してきたわけでございます。議員おただしの検討会議がそれにあてさせていただいたということで理解をしております。

なお、現在この各計画を実際の奥川地区での推進に向けては、地域ケア推進会議におきましてご意見をいただいて進めているというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 第7期介護保険事業計画の中では、策定の場所について山間地の高齢者に配慮し、野沢、尾野本地区以外の地区への整備を検討しますということで、平成30年3月

22日の町議会定例会で、この計画が議決しています。その後、いつどのように奥川地区に決定したのか、その辺りを3つの、野沢、尾野本地区以外の3つの地域の中から奥川に決定したのか、その辺の経過をお願いしたいと思います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

奥川地区への整備計画について、いつの時点でということでのご質問でございますが、現時点で、いつの段階で、はっきりとした奥川地区への整備を計画しますといったことは、ちょっと手元に資料がないのでお伝えできませんが、各小規模多機能型のこの施設整備のご説明をする際に、奥川地区での整備を進めていきたいというふうなご答弁は過去にさせていただいてたことと思います。

また、奥川地区に整備をいたしますのは、先ほど答弁でも申し上げましたように、高齢化率が非常に町内の中でも地域的に高い地域であると。また、サービス事業所が野沢、尾野本地区に集中しておりまして、そのサービス事業所からの距離が、やはり距離的に一番遠い地区でもあるといったことで、サービスを利用する際に若干のご不便をおかけしているところがございます。今回その奥川地区の高齢化のことで、あとそのサービス事業部署から遠方にあるといった点で、奥川地区への整備ということに決定させていただいて、それぞれの地域ケア推進会議などでご理解をいただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 先ほど課長が言われた、関係者を集めて行った会議というのは、西会津町介護保険事業計画、高齢者福祉計画策定委員会という会議だと思うんですけども、その設置要綱には、西会津町介護保険計画及び西会津町高齢者福祉計画の策定及び見直し、並びに計画の進捗状況の把握と詳細、計画の進捗状況の把握と評価と書いてありますが、これは奥川という地区を限定するにあたって、開いて検討しなければいけなかった会議ではないのでしょうか、お聞きします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 小規模多機能型の居宅介護施設の設置についてであります。これについては第7期の介護保険事業計画策定する上で、その前、1年くらいの検討期間がありました。で、第6期までは、これは議会の議決事項ではなかったんです。で、第7期から議決事項にさせていただいて、そして議会、3月の議会で決定をしていただいたということでありまして、その段階で、もう既にその設置場所については奥川と、いわゆる地域を限定してといますか、特定して、そしてそれを特定するには、いろんなその場所を選定するまでのいろんな関係機関との話し合いがなされて決定したわけでありまして、今、そのことについて、過去のことをいろいろ指摘されましたけれども、このことについては、西会津町の将来にとってこれは必要な施設、特に奥川地区についてはそういう現状にあるのでということで、事業計画の中に計画をさせていただいて、そして議決をいただいたということですから、そこはやはり理解していただかないと、その過去に決定するまでのことをどうのこうのと言われてもね、これは、ちょっとそれは、もうその議論には、私はそういう議論にはならないんじゃないのかなと。いわゆるこれから建てる、これから設置する上でのい

ろんな課題とか何かについては、ご質問はいただきますけれども、決まったことについての質問については、ちょっと私はそれは違うのかなと、そんなふうに、今、思いましたので、そこはしっかりご理解をいただきましたと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 この要綱にもありますが、進捗状況やその評価を行っていくということで、それは必要なのかなと私は思いましたので、質問させていただきました。

質問、変えますが、奥川地区で現在介護サービスを受けている高齢者は35名いると9月の議会で答弁ありました。基本的にはその方々が小規模に移行するということになるんでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

全員協議会でご説明しましたサービス利用者の人数につきましては、実際、奥川地区で、現在町内にある介護サービスを利用されている人数ということでございます。で、その方たちが新しい、そのサービス提供事業所が設置された際に、ご自分の選択によってそのサービスを利用するということでございますので、その方、皆さんが新しいサービスに移行するということではございませんが、やはりその地域の生活を支えるために新しく事業所を整備するわけでございますので、そういった皆さん、施設を必要とする皆さんが快適にそのサービスを利用していただければいいのかなというふうに理解しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、登録人数、だいたいどのくらいの利用者を見込んでいるのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

新しい施設でデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ、どのくらい見込んでいるのかというところでございますが、全員協議会でお示しました平面図、原案、イメージ図でございますが、旧奥川保育所施設を利活用しての整備と、改築しての整備ということになります。建物の面積は決まっておりますので、その中での各居室なり、デイサービスのお部屋であったり、そういった配置を行うことで、その施設での定員が定められることとなります。

そういったことから、今現在、何人ということは申し上げられませんが、基本的には地域密着額の小規模多機能型居宅介護施設の施設サービスとして提供できる25人の定員、デイサービスは15人、ショートステイは9人までといった利用者の上限がございますので、その範囲内でサービスを提供することになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ショートステイの定員が9名ですが、この間いただいた平面図では、居室、宿泊できる部屋が4室しかなかったんですけれども、この4室になった理由をお聞かせください。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

ショートステイの居室部分であります、ご提示いたしましたイメージ図では居室が4部屋となっております。なおこちらにつきましては、既存の旧奥川保育所施設を改築して、小規模多機能型居宅介護施設の機能を全て合わせた形でサービス提供する際に、でき得る範囲の居室の配置とさせていただきます。

なお、今後、配水ですとか、柱の位置ですとか、様々な条件が、改築、実施設計の際に出てまいります。その際に居室の部屋数ですとか、デイルームの面積、広さですとか、そういった部分が決まってまいりますので、4部屋というのは、あくまでも今現在で既存の建物に配置し得る居室ということでご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、旧保育所の敷地の面積からという理由で、利用される方のニーズから4名ということではなく、面積から4名ということにしたということなんでしょうか。今現在、町のサービスとか民間のサービスを使っている奥川の方は、ショートステイ、何人ぐらい利用されているのか、分かればお願いします。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今ほどの居室の配置につきましては、敷地といいますか、建物の面積での配置ということでございますので、ご確認をいただきたいと思います。

さらに、今現在、奥川地区でショートステイを利用されている方が何人いらっしゃるのかというようなおただしであります、現在14名の方がショートステイを利用されております。なお、このショートステイを利用されている方であっても、通所介護を利用されたりですとか、そのほかに通所リハビリ、訪問介護などといった複数利用されている方もいらっしゃいますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、例えばショートステイ、利用されたい方が5名いた場合、そういうときはどうする、5名以上いた場合はどのように対応するのでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

この小規模多機能型居宅介護施設で提供する以上の利用希望があった際の対応はというおただしでございますが、基本的には、この施設で受け入れる利用者の方の希望については、1月単位で調整をさせていただくことになろうかと思います。

また、そういったショートステイを追加で利用したいといわれた方に、汎用的に利用できる和室なども準備したいというふうを考えておまして、その和室でのサービス提供も、増加した際にはそれにより対応するといったことも、今後考えていかなければならないのかなというふうに認識しております。

また、どうしてもこの施設で利用希望を受け入れることができないとなった際には、町内のサービス事業で調整を図っていくというふうになろうかと考えておりますので、なお、お伝えしたいのが、あくまでもイメージ図では4部屋という施設規模での配置となっております、先ほど答弁申し上げましたように、実施設計の段階で、それぞれ居室やデイル

ームなどの面積を、これから検討してまいりますので、4部屋が固定されたわけではないので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 居室の設定の基準なんですけれども、プライベートが確保されているという条件がありますので、この和室が居室として使えるかどうかというのは、やはり検討していただかなければいけないことだと思います。

そうすると、デイサービスを中心に運営するというような印象なんですけれども、その辺はどのようなお考えか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

この小規模多機能型居宅介護施設は、施設の設置の目的にデイサービスを中心としてという施設の目的でございますので、今回、町で設置いたします施設についても、基本的にはデイサービスを中心に在宅での生活を支援していくという施設でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 9月の議会でも説明しましたが、この小規模多機能型の運営の難しさというのが指摘されていまして、福祉医療機構では、介護度を低い方を中心に運営すると採算が取りにくくなると、国の会計監査員は、デイサービスを中心に需要を設定していたが、泊まりを望む利用者が多く、事業運営が難しいことを指摘しています。小規模多機能の定員は先ほど答弁ありましたけれども、この定員を満たしてフルに稼働しないと採算が取れないのではないかと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

建築後に社会福祉法人等に指定管理で、運営を指定管理していきたいという考えは、先ほどご答弁で申し上げましたが、採算性につきましては、議員ご指摘のとおり、様々な機関で調査がされまして、そういった情報も町のほうでは把握してございます。

なお、その経営がなかなか難しくなるというのは、要介護度の低い方の利用であったりだとか、議員ご指摘のとおり、利用者が定員に満たないといった施設が、全国規模で考えればそういった施設が見られるというふうな認識であります。

町の今回の整備につきましては、やはり奥川地区での在宅での生活の支援といった部分で、しっかりとその在宅を支えるためのサービスとして住民の方にご理解いただきながら、ご利用をいただく作業も進めてまいりたいというふうに考えておりますので、できるかぎりその経営面ではしっかりと、運営が苦しくならないような形で、利用者の掘り起こしといたしますか、利用者のための施設として、これから推進、整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、利用者負担の軽減措置について伺います。利用料金のことですが、例えば、現在さゆりの園のデイサービスを利用している方が、小規模のデイサービスを利用するようになった場合、要介護3の方では、さゆりの園では1日944円の利用料と、

昼食代 540 円と、各種加算を加えて、1 日約 2 千円ぐらいで利用されていると思います。

その方が小規模のデイサービスを利用する場合に、定額で月、最低 2 万 2,062 円はかかります。各種加算と食事代は別料金になりますので、利用回数が少ない方にとっては小規模に移行することによって利用料金が增える方もいる一方で、介護度によって定額の料金とは別に、食事代、宿泊代がかかる。利用回数が増えれば料金が高くなりますけれども、そこで利用者負担の軽減措置として、高額介護サービス等々の措置等あると思いますが、食事代、宿泊代等の料金設定で軽減措置を図るということは考えていらっしゃるのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

現在デイサービスで、さゆりの園のデイサービスⅡで、町のデイサービスを提供しているわけなんです、この方が、今回整備いたします小規模多機能型居宅介護施設に移行した際に、その利用者負担などの関係はどうなるのかというふうなおただしでございますが、議員がおっしゃるように、基本的には要介護度、介護度によって小規模多機能型居宅介護施設は、登録料、登録を一旦していただいております。それは月額の設定料金ということになります。その方々が通いのサービスや宿泊サービスを利用する際に、デイサービスでは日中の食事代、ショートステイでは、日中の食事代に加えて夕食、あとは朝食、また宿泊費などの負担が、その利用された日数によって加算されていくということになります。

おただしの、こういった食事代ですとか、あとは宿泊費などを軽減する対策はということでございますが、今後その食事代につきましては、指定管理をいただく事業所との検討ですとか、あと宿泊費については、先ほど申し上げました施設整備にかかる建築費用をできる限り抑えた中で、その建築費にご負担をいただくような形になります、その宿泊費については、低額での設定をできる限り今後検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私のほうからちょっと答弁させていただきたいと思いますが、奥川地区に設置します小規模多機能型の居宅介護施設、一般的なやり方をすればね、今、上野議員がご指摘のように、いろんな基準通りの料金になるわけでありまして、それをいかに低額で利用できるような施設にするかということは、奥川地区だからできることってありますよね。食材にしても、あるいはそこにボランティアの皆さんが、奥川の人たちがみんなで支えるような施設にすると、私はそういう施設にしたいなと思っているんです。

ですから、何と言いますか、医療法人だとか、社会福祉法人だとか、そういう一般的な建て方にしてしまうと、やっぱりどうしても料金が高くなってしまいます。そうじゃなくて、やっぱり皆さんで、奥川地区の皆さんで支えるような施設にすることによって、料金を低額に抑える、そんな施設にしたいんだと。その方法はね、これから地区の皆さんとお話をしないとイケませんけれども、上野議員もかなりその辺は介護についての知識は、もう豊富におありですので、ぜひこれから具体的な計画になった時点で、またいろいろご意見をいただければなというふうに思っております。とにかく、皆さんで支えるような施設にしたいなと、そこだけ、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長 2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 次の質問にさせていただきます。これは4 番目の質問の内容とも重なるんですけども、介護度が高い方や在宅での軽度の医療行為が必要な方が利用を希望された場合、どのような対応を考えているのか、今後ますます増えることが予想されますので、お聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

医療依存度の高い利用者の皆さんを、どう支えていくのかといったところでございますが、基本的には、このサービスは在宅サービスの1 つでございます。在宅で生活されている方が、何らかの医療的処置を在宅で受けられていらっしゃるということであれば、それを支えるためにサービス事業所でも、何らかの手当をしていかなければいけないというふうに考えておりますので、それにつきましては、後ほど、これから運営について詳細に検討していく中で、十分に熟慮させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 社会保障審議会介護保険部会が平成 28 年の 12 月に発表したものですけれども、中重度者の在宅生活を支えるサービス機能の強化ということで、このように書いてあります。要介護者等の在宅の高齢者が安心して生活するためには、要介護度が高い人にも対応可能なサービスが提供できる体制の整備が必要である。しかし、ちょっと省略しますが、小規模多機能型居宅介護等の単身重度の要介護者等に対応し得るサービスの普及が十分に進んでいないのが現状である。このため、サービス提供料を増やすことや、機能強化、効率化を図ることの必要性をあげています。先ほどから答弁いただいておりますが、小規模多機能を整備するということは長期に入所できる施設ではなくて、在宅生活の継続を支援していくことに力を入れるという方向性を示したわけだと思います。

町は、それが奥川の方々のニーズだと捉えたものと思いますが、であるならば、補助金もない中、奥川の方々の希望に応えようとしてつくる施設であるならば、介護度が高くなっても、在宅での医療行為が必要な方も、本人が希望すれば小規模で面倒みさせていただきますというような施設を整備してほしいと私は思います。でも今の計画では、運営も立ち行かなくなるのではないかと、利用者さんのサービス、満足のいくサービスが提供できるのかなというところがとても心配です。そういう介護度が高い方、医療の必要がある方も対応できるようなサービスが提供できるように、しっかり職員を配置して、環境も整備していかなければいけないと思います。

今後、小規模多機能は看取りができる方向性が示されていますので、居室4 室でいいんでしょうか。これからのニーズに応えられるのか、町の考えをお伺いします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

小規模多機能型居宅介護施設につきましては、利用者は要支援 1 から要介護 5 までの方が利用できる施設となっております。介護度によって、その方々、お一人おひとり、様態違っていのかなというふうに考えております。その中で、医療的な依存度が高い方につい

ては、施設の中で対応できる部分と、あとは、やはり施設では対応できずに、地域の医療機関にお願いする部分、訪問看護サービスですとか、あとは医療といった現場でのケアが必要な方という部分で分かれてくるのかなと感じております。そこについては、しっかりとその方の生活、在宅での生活について支える意味で、施設について運営してまいりたいというふうに考えております。

なお、居室の数につきましては、これは本当に、今、4部屋で決まったということではございませんので、今後、実施設計の際には、議員のご意見などを検討させていただきながら、施設整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、現在、町のさゆりの園とか、憩の森や、民間のサービスを利用している奥川の方が、小規模に移ることによって、町のサービス利用者、民間のサービス利用者が減ることが考えられますけれども、その利用者の減に対して、どのような対策を考えているのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

今ほどのご質問ですが、町内のサービス事業所を新しくするということは、そちらのほうに、今現在、介護サービスを利用されている方が移動するという考え方は間違いなことだと思われれます。ただ、各事業所において、そのサービス、利用者の方が移動されたことによって、サービスを受けていらっしゃる方が、その一方の施設では減ってくるといったところで、逆に減った事業所では、今いる利用者の方の利用回数が、希望に沿って増やせるといった点もあるのかなというふうに感じております。

ですので、町内での利用者は、限られた、認定を受けた方々がサービスを利用するわけですが、両施設とも利用者のニーズに合ったサービスが提供できるように、今後運営について、双方、検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ちょっと時間がなくなってしまったので、もう1つ最後に、町全体を見たときに、特別養護老人ホームのような利用料金が安くて、長期に入所できる施設を希望されている方も多くいると思います。さゆりの園が定員50名に対して、待機者60名ということでしたので、その方々への対応はどのように考えているのか、施設、今、小規模をつくると、また新たにつくるということであれば、お金がすごくかかって、町民の方が負担が増えますし、在宅に力を入れるというのでは、まだまだやっぱり十分なサービスが提供できていないのかなと、今の体制では思いますので、その辺どのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

特別養護老人ホームのような施設サービスをご利用の方の考え方でございますが、基本的には施設サービスにつきましては、町内にある施設ではなくて、圏域、会津地域にある

様々な施設を利用できることとなっております。

今現在も町内から、町内に住所を置いて、住所地特例で各施設を利用されているという方もいらっしゃいますし、また、町内、いま現在、認定者数が減ってきている中で、現在その特別養護老人ホーム、老人保健施設、町に施設サービス2つございますが、その入所者については、今のところサービス需要は充足されているのではないかというふうに認識しております。欠員が生じてから待機者の方にお声かけする中でも、やはり各施設での課題にもなっておりますけれども、いくつかの施設を申し込みしていらっしゃる方も非常に多くいらっしゃいまして、その名簿搭載順にお声をかけても、現時点では入所の必要はないということで、先送りにされる方も多くいらっしゃいますので、町内の2つの施設での施設サービスの提供で、ある程度、施設サービスの充足はみているのかなと。

ただ、不足した場合には、先ほど申し上げました圏域での各施設のサービス利用が可能となっておりますので、そちらのほうをご利用いただくような形になるのかなというふうに認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 すみません、ちょっと時間がなくなってしまつて。

○議長 最後です。

○上野恵美子 新産業創出事業について説明いただきましたが、この調査に、ちょっと1,468万円がどうしてかかったのかというところが、この答弁ではちょっと分かりませんでしたけれども、外国人介護人材養成教育機関設置を検討されているようですが、現在、介護専門学校は大幅な定員割れが問題になっています。その中には、そういう学校が外国人の方を受け入れて、介護人材養成教育を行っているという学校もありますので、町独自で学校を設置して運営するということは、私はなかなか難しいのではないかと思いますので、そういう学校もあるということで理解していただきたいと思います。

○議長 答弁なしですか、自分の意見として。

○上野恵美子 じゃあお願いします、どのようにお考えか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

この新産業創出事業、それから、そこから発生しました外国人介護人材育成機関調査事業ですけれども、この調査の目的については、町の人口減少、少子化という課題を踏まえて、それから、町の強み、町の資源、使って、どういった産業がこの町の中につくれるか、そういったことを調査しているものであります。全国的な介護人材の不足、2025年には30万人以上の介護人材がこれから不足してくるという現状を踏まえまして、これからどうしても外国人のそういった人材を全国的に受け入れざるを得ない。

そうした中で、町にあるそういった、先ほどからあります介護施設、それから人材、それを強みとしまして、そうした外国人の介護人材の養成機関をつくる。そのことによって介護人材の不足に対応することはもとより、町内のそういった資源の利用、地域経済の活性化、そういった複合的な効果を目指しているものですので、ご理解いただきたいと思います。

議員ご指摘のように、他の介護福祉養成施設などをみますと、確かに日本人の学生とい

うのは非常に少ないというような現状があります。ただ、これからベトナム人の訪日というのも非常に劇的に増えておりますので、そうした外国人向けの教育機関を設置することについては、これから非常に有効な施策というふうに判断しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議にします。(11時52分)

○議長 再開します。(13時00分)

1番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、こんにちは。1番、荒海正人でございます。本日は防災をテーマに、災害時の対応、併せて10月に発生しました台風19号への対応についても、絡めてお伺いいたします。

皆さん、ここ数日、毎日のように地震情報がテレビで流れているのはご存知でしょうか。この一般質問が、また多くの方にとって、再び災害と防災について考えるきっかけになればというふうに祈っております。

さて、毎年のように大きな災害が発生しておりますが、過去5年間で政府が発表しております激甚災害指定、こちらのほうが27件にもものぼっております。今年にいたりましては、10月12日、13日にかけて大きな被害をもたらしました台風19号が記憶に新しいかと思えます。大雨、河川の氾濫、土砂災害等、多くの被害を出した災害になりました。

西会津町におきましては、人的被害、建物被害等はなかったものの、町内各地で落石や倒木、土砂崩れ、冠水、一部停電等が発生しました。町の施設におきましても一部の被害がございました。昨今、様々な形で、様々な場所で災害が発生している中で、また改めてこの災害、防災というものを考えていく必要があるかと思えます。

災害に強い地域にするためには、あらゆる場所で言われております自助、共助、公助の力を高めていく必要があります。個人が取り組むべきもの、自治区や地域コミュニティが取り組むべきもの、行政が取り組むべきもの、それぞれの役割を整理し、多用していくことが安心安全のまちづくりにつながると考えております。

以上の考えを踏まえた上で質問させていただきます。

まず1つ目、自助の防災意識を高めるための取り組みについてお伺いします。防災は、町民の皆さんにとっては日常からかけ離れた部分があり、身近に感じてもらうことが少し難しいかなと考えております。そこで日常から取り組まれております防災の啓発活動について、ハザードマップの周知や学校福祉施設等での取り組みについてお伺いいたします。また、災害時における町民への情報発信について、どのような手段で伝えられているのかお尋ねいたします。

2つ目、共助の防災意識を高める取り組みについてお伺いいたします。災害は大きくなればなるほど個人では乗り越えることが困難になっていきます。町民同士がお互いに助け合う環境が重要になります。

そこで、まず災害時に各自治区がどのような対応をするか、把握されているかどうかについてお伺いいたします。また、各自治区等に指導されているようなものもありましたら、

お示しいただきたいと思います。

次に、住民が自主的に防災活動を行う、自主防災組織について。西会津町においては、まだ 15 件、今年度に関しましては、もう 2 件できるということで伺っております。決して馴染みのあるものではない、この自主防災組織について、自主防災組織の浸透について、今後どのような取り組みをされるのかお伺いいたします。

次に、消防団との連携について、団員数の減少や高齢化が進む中で、どのような対応をされているのかお伺いいたします。

3 つ目、公助における行政の役割についてお伺いします。まず、災害時の情報収集について、職員の皆さんによるもの、各自治区への問い合わせによるものなどと思いますが、どのような情報をどのような形で集めているのかお伺いいたします。

次に、避難勧告等の発令基準について明確なものがありましたらお伺いいたします。

次に、避難所の設備、運営体制についてお伺いいたします。避難所には、被災された方が、災害の危険性がなくなるまでの間、または何らかの問題でご自宅に戻ることができなくなった方が、一定期間滞在することを目的とした指定避難所と、災害時、一時的な避難場所となる緊急避難場所の 2 種類ございます。その中で、特に指定避難所について、衛生面やプライバシーの問題、ボランティアや地域住民との共同による運営について、どのような準備がされているのかお伺いいたします。

次に、災害時における電気、水道、ガスといったライフラインの確保、道路や河川等のインフラの復旧、物資の備蓄等についてお伺いいたします。併せまして、これまで何度も被害を受けている道路や公共施設等について、今後どのような対応をされているのかお伺いいたします。

以上、大きく 3 点について、自助、共助、公助の観点からお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 1 番、荒海正人議員のご質問の、今後の西会津町における防災・災害時の対応について、お答えをいたします。

まず、1 点目の、自助の意識を高める取り組みについてであります。防災啓発につきましては、町広報紙やケーブルテレビでの情報発信、また自治区長会議等において、地域内での防災意識の重要性や、この取り組みに対する町の支援策の説明資料をお配りするなど、機会を捉えて啓発しております。また、町総合防災訓練や、ふるさとまつりにおける、ワクワクドキドキ消防広場を実施するなど、参加型により防災意識の高揚に向けた啓発を行っております。

次に、ハザードマップの精度と周知であります。土砂災害警戒区域等は、県が現地調査を行い指定しており、町がその情報に指定避難所等の情報を追加してハザードマップを作成しております。町内の土砂災害警戒区域等の指定は、平成 29 年度以降はされておられませんので、現在のハザードマップが最新のものです。

周知につきましては、ハザードマップは日ごろの備えとして、地域の危険箇所や避難場所、避難ルートを知っておくことが重要であり、土砂災害等から身を守るための資料としてご活用いただくため、全戸配布を行ったほか、町ホームページに掲載し周知を図っております。また、配布の際、地域での出前講座や図上訓練などを実施してまいりました。今

後もご要望があれば、出前講座等を行うなど地域に出向き防災意識の高揚を図ってまいります。

次に、複数のメディア活用による情報発信につきましては、現在、本町では防災行政無線や町ケーブルテレビ、町ホームページなどで情報発信を行っております。近年みられるSNSや、ラインなどのアプリ等の活用による情報発信については、各種サービスの比較や、導入している自治体を調査するなど、今後、検討してまいりますのでご理解願います。

次に、子どもや高齢者、障がい者等への対応につきましては、こゆりこども園は月1回、小学校は年3回、中学校は年2回の避難訓練等を実施しております。また、西会津小学校少年消防クラブの皆さんに町防災訓練に参加していただくなど、児童生徒への防災意識の高揚に努めているところであります。

一方、高齢者や障がい者等に対しましては、老人クラブ等から出前講座等の要請があれば対応しておりますが、今後は防災意識の高揚に向け、積極的に働きかけをしてまいりますので、ご理解願います。

次に、2点目の、共助の意識を高める取り組みについてのうち、まず、消防団による支援、また消防団員がいない地域への対応についてであります。町消防団が分団・部・班を編成し、消防団がいない地域も含め町内全域を活動範囲と定めて、消防・防災に関する活動をしていただいております。また、消防支援隊や自治区等に結成されている自主防災組織の皆さんには、火災時の初期消火や、消防・防災に係る啓発活動をしていただいております。今後も関係団体と連携し、防災意識の高揚に努めてまいります。

次に、自主防災組織を増やすための取り組みにつきましては、自主防災組織の結成及び活動を支援し、災害による被害の防止及び軽減を図るため、町内の自主防災組織に対し防災用資機材の購入費及び活動に要する経費を補助するため、西会津町自主防災組織運営補助金制度を本年4月より新たに創設いたしました。これまで、本補助金の活用実績はありませんが、自主防災組織の結成に向けたご相談の対応や、自治区の役員会などで説明を行っております。現在は、新たな結成に向けた機運が高まっている地域もあり、町といたしましては今後も、鋭意、結成に向けた各種支援を行ってまいりますのでご理解願います。

次に、災害時、各自治区での対応の把握についてであります。災害の状況が推移する中で、各種の情報を総合的に判断しながら災害の恐れがある自治区とは連絡を取りながら情報共有をしております。

また、指導等の実施についてであります。災害の危険が予測される各自治区については、町と自治区において、事前に災害発生時の行動計画を申し合わせするなどの作業を進めてまいりますのでご理解願います。

次に、3点目の、公助における官の役割のうち、まず、情報収集の手段についてであります。福島地方気象台などが提供する気象等観測施設網、積雪観測所、ダム諸量などをリアルタイムに監視しております。また、災害の未然防止や被害の軽減など災害予防と、一刻一秒を争う緊急事態に備えるために、福島県総合情報通信ネットワーク、及び防災情報提供システムが導入されております。以上の情報元を基に、町内で災害の危険の恐れのある場合、町職員によるパトロール、自治区長への聞き取り、消防団の警戒活動等により情報収集を行っております。

避難勧告等の発令基準につきましては、災害対策基本法並びに町地域防災計画の定めの下、内閣府が策定しております避難勧告等に関するガイドラインと照らし合わせ、特別警報や土砂災害警戒情報などの気象情報を参考とし、浸水・洪水・土砂災害等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、特に必要があると認められるときに、町長が発令することとなっておりますのでご理解願います。

次に、消防団との連携についてはとのご質問ですが、消防団には平時より訓練等を通じ、住民の避難誘導など災害時の警戒体制に従事していただいておりますが、災害発生中の地域内の状況なども消防団員を通じて情報を収集する場合がありますので、今後も連携を密にし対応にあたっております。

次に、避難所の施設整備・運営体制についてであります。町地域防災計画に定めております避難所の設置・運営に則して、避難所の開設を行い、その後の運営にあたっては、町内関係団体や警察などの協力をいただきながら、長期化に対応できる避難所の環境整備を整えていくこととなっておりますのでご理解願います。

次に、ライフライン・インフラ・物資の確保についてであります。町は災害時応援協定を16団体と締結しております。予防段階、災害発生時の初動時、復旧時など各ステージにおいて、協力を要請できる体制としております。また福島県への物資の要請もできることになっておりますのでご理解願います。

最後に、施設や道路の復旧についてであります。災害があった場合、町民の皆さまの生活に支障のないよう早急に復旧に向け努めておりますのでご理解願います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ご答弁、ありがとうございます。自助、共助、公助という観点からお答えいただけたかと思います。再質問とさせていただきますが、同じく、自助、共助、公助というカテゴリーに分けてご質問させていただきます。

まず、行政の方たちには一番関連する公助の部分についてお伺いしたいと思います。先ほどのご答弁の中にもありました西会津町地域防災計画、こちらの中に、町としての行動だったり、災害時にこういう対応を行うということが示されているということでお伺いしましたが、そもそもこの西会津町地域防災計画について策定にあたっては、どういった経緯でされているのか、その中で、専門家の方たちも加わって策定されたのか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず、町の地域防災計画につきましては、災害対策基本法から定めることとしてございます。この計画につきましては、防災会議という組織を結成しまして、関係機関、また関係団体等の代表に参加をいただいて、この計画を策定してございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 国の法律があつての、法律を基にしたこの計画になると思うんですけども、私が思うところは、国の法律に基づいてつくられた計画とはいえ、地域の実情に合ったような計画にしなければいけないというふうに考えています。そのため、地元の実情にいかん計画を合わせるかというところが大事だと思うんですけども、そちらの部分、防災会議など

で話し合われているもの、地域の実情について盛り込まれているのかどうか、その認識だけちょっとお伺いさせていただきます。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

地域の実情というよりは、その法律、または国で示されるガイドラインで、方向性といえますか、包括的なものが主でございます。地域の避難所とか、そういったものにつきましては、地域の実情に応じたもので定めてございまして、避難行動であるとか、そういう部分につきましては、包括的なことで定めてございます。

ただ、避難に関しての、例えば消防団の養成であるとか、ボランティアの養成などは、その地域の実情に応じて計画に盛り込んでございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 それでは、その西会津地域防災計画というものは、常に更新されるものになっているのかお伺いさせてもらえますか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 町の地域防災計画につきましては、今回で3回目の更新ということになってございます。法が改正された場合であるとか、内容が変更しなくちゃいけない部分が出た場合に、その都度、変更ということで行っております。当初は24年、その次が27年、で、今回の令和元年度、新しくするというので、3回の更新となっております。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 更新されるということでご答弁いただきましたが、災害に毎年のように、大規模な災害が起きているわけでございますけれども、そういった際には、やはりその教訓として、いろんなところから、こういったものが足りないとか、行政の対応としてこういったことをやらなきゃいけないよねというのも、都度都度あがってくるわけでございますけれども、そういったものも反映されるような形になっているということで、最後、確認お願いします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 これまで何度か災害、自然災害等ございました。それにつきましては、その都度、町の対応等を検討、考慮しながら、今後に備えとして活動することとしております。ただ、そのたびに防災計画を変更するということとは行っておりませんで、必要に応じて計画の見直しは、必要があった場合に行うと。避難行動であるとか、町の対応であるとか、そこに加えていかなくちゃいけない部分が出た場合ですと、変更ということは考えられますけれども、包括的な動きを定めてございますので、細かい部分での変更は、その都度見直しはしてないという状況でございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 分かりました。要は、防災計画については包括的なものだということで、それ以外の個別な事例だったり教訓などというものは、担当者レベルで共有しながら行っているということでよろしかったですか。はい、分かりました。

それでは、次の再質問のほうに移らせていただきますが、情報収集の手段についてお伺いしたいと思います。ご答弁いただいた内容では、職員の方だったり、各自治区、関係

団体等にご連絡して、情報収集、集めるということでございましたけれども、事前に区長さんだったり、関係団体等に、こういった情報がほしいというのを共有しているものとかというのはございますか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 事前に自治区長さんから、こういう情報をいただきたいというようなことは、特に前もっては申し合わせは、今回につきましてもしてございませんでした。こちらから被害あったかどうかの確認であるとか、そういったものは職員に対応してございまして、区長さんからも被害あったときには、こちらにいただくということは過去にもございました。ただ、今回、事前にそういう情報をくださいというような周知はしてございませんでした。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 災害時、やはりその区長さんだろうが、各団体の代表の方であろうが、やはり緊急事態であるので、かなりばたばたしていると思うんですね。で、特に災害時ですと、やはり代表の方であろうが、自分の身は自分で守らなきゃいけないという前提のもと、逃げられたりしているかと思うんですけども、とはいえ、区長さんたちから情報をいかにこう吸い上げるかというのも行政の役割の 1 つであると思います。

そういった役割も区長さんはあるのかなというふうに思うんですけども、事前にそういった事態のときに、そういった災害時に、区長さんはやっぱりそういった情報を自ら収集していただきたいですよということを予め伝えておくかどうかによっても、結構その区長さんの行動に、結構大きな違いがあるかなと思うんですけども、そちらのほう、ご認識どういった形であるのか、ちょっとお伺いします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

ただいま、荒海議員がおっしゃったように、動くために、迅速に動くためには、事前にそういった区長さんからの情報があつたほうがよろしいかと思います。今後は、災害が発生しそうな場合も、災害があつたら速やかに、こう町のほうに情報提供いただくように、今後、啓発していきたいなど、こんなふうに思います。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 合わせて、10 月の台風 19 号の際も、町内の被災箇所では冠水があつたり、水があがって冠水したというところもございました。そこに職員の方が行って確かめられたり、あと区長の方が行って確かめられたという場面があつたかと思うんですけども、その際に、やはり危険な場所だということで、その調査の中で、ドローンなどを駆使して、こう情報収集するということも考えられるかと思うんですけども、そういったドローンなどを使った情報収集について、どのようにお考えですか。

○議長 町民税務課長君。

○町民税務課長 ドローンを活用した調査というご質問でございますが、今回、調査後に、ちょっと反省事項としては、護岸、阿賀川の護岸で、その崩れている状況だとか、そういったものは護岸に近づきますと危険があるというようなこともあって、あと杉林でちょっと遮られているという箇所がございました。そういった部分についてはドローンが有効な

のかなということで、反省にあげたところでございます。確かにドローンで上空から、ちょっと人が近づくことができないような箇所にとっては有効かなということで、今後活用に向けて考えてございます。

○議長　　1 番、荒海正人君。

○荒海正人　これからいろいろ情報機器であったり、ロボット等が出てきてくる中で、そういった活用もご期待していますので、よろしくお願いします。

また、災害時、いろんな情報がどんどんどんどん入ってきて、その都度対応していくという流れになると思うんですけども、その対応記録などを記録しておくような仕組みとかというのはございますか、というのも、やはり災害時にどういうふうに対応したのかというのは、事後から、その災害が終わったあと、反省するときに、やはり役に立つ情報になるなというのは感じてまして、そういったものが残されるような仕組みになっているのかどうか、お伺いします。

○議長　　町民税務課長。

○町民税務課長　お答えいたします。

ただいまご質問ありました内容につきましては、1 人職員が時系列で連絡をいただいたりとか、その対応をどうしたとかというのを、全て時系列で記録に取ってございます。それについて、後日、反省材料にも使える部分がございますので、そういう記録はあるということでございます。

○議長　　1 番、荒海正人君。

○荒海正人　情報収集については理解しました。ありがとうございます。

次に、避難勧告等の発令基準について再質問させていただきます。今回、台風 19 号の際に、河川における避難勧告、あるいは避難指示等は出なかったということなんですけども、上谷地区に関しては、土砂災害警戒情報が出されたから、避難勧告を出されたということで、前回の全員協議会ではお話いただけたかというふうに思います。河川の状況に関しては、増水を予想していた中で、この間の全員協議会の中では、端村の区長さんに連絡したところ、全員、既に避難しているということで、避難勧告等は頭にあったものの見送ったということ、流れになっているんですけど。

今回の台風 19 号に関して言えば、河川の避難、河川に対しての避難情報、その基準等はどういったところになっているのか、水量を見て判断を行うのか、それとも雨量なのかとか、あと現地の状況を聞きながら判断したのか、そこのところをもう一度ご確認させていただければと思います。

○議長　　町民税務課長。

○町民税務課長　今回の阿賀川の増水に関しましては、過去に 23 年の豪雨災のときに、上野尻発電所の放水量が 3 千トンを超えたときから危なくなってくるというような情報もございました。で、放水量が 3 千トンに達したときに、建設水道課の協力を得て現地を確認していただいて、道路の一部冠水等がなり始めたというようなことでございます。

その後、柴崎の前回浸水した家庭にお電話して、水の状況であるとか、あと阿賀川、端村のほうの現地確認に行っていたりだとか、そういった情報収集をしながら、また、対象者、または自治区長さんに連絡を取りながら、その情報を収集し、今どういう状況か、

端村につきましても確認したところ、全員もう避難したということもございます。そういった流量については、3千トンが1つの目安かなというのも、今回、前回と同じように分かったところでございます。

1つの目安ということで、それを超えくると、だんだん危なくなってくるというのが過去の経験から、現地確認等を行うようにしてございます。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 補足で、ちょっとご答弁をさせていただきたいと思います。

河川の増水に伴って避難勧告をいつ出すべきかということでございますけれども、増水して家屋に水が流れ込むような事態が懸念される場合は、すぐ避難勧告を出すべきだというふうに承知してございます。ただ、本町の場合、人家に水が及ぶところまでというのは、かなりの増水がないといかない。今回も道路が冠水することは予測ができたわけでございます。その中で、3千トンで、だいたい農地が冠水するであろうと。4千トン、5千トンとなると道路まで冠水するであろうということを我々予想しておりまして、その都度その都度、自治区長さんと連絡を取り合いながらやっていたと。そうしましたところ、まだ避難できる状態のうちに自主的に避難されていたというのが今回の状態でございます。

今回の反省を踏まえまして、今、進めようとしておりますのは、増水によりまして道路が寸断されて孤立化する可能性があるようなところ、それについては、どの段階で自治区として避難をするというふうにするか。それとも家が安全だということであれば、当面、皆さんで集まっておいただいて、外に逃げるのは一旦落ち着いてからにしたほうがいいのかどうか。その辺を自治区の皆さんと相談しながら、今後どのようにしていくかを決めていこうということで、今その対応を進めようとしているところでございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 率直に私の考えですけども、当時、私も自宅にいて、携帯だったり、各テレビを見ながら、その情報を収集、個別にしていたんですけども、私が携帯で見たやつは、ヤフーの災害アプリ、ヤフーの災害アプリは日本で一番使われている災害アプリなんですけども、この災害アプリによると、阿賀川流域、尾登から県境まで、災害の恐れがあるという、一番最高ランクの紫色になっていたと。で、そういった状況の中で、やはり危機的な状況になってきているんだなというのを、当時、そのとき私が思った感想でありますけども。やはり、地域の人たちも同じように、自分の身に危険が迫っているなという認識になったかと思います。なので、早急に避難されたと、自主的に避難されたという経緯になると思うんですけども。

その後に、話をしていたら自主的に避難されていたので見送ったというようなご答弁かと思うんですけども、そうすると、行政の判断が、結構、後手後手にまわっていないかなというのを個人的な感想を持ってまして、そういった後手後手にならないように、今後、自治区の皆さん、自治区の方とすり合わせをしながら検討するということだったんですけども、事前に、やはり早い段階で情報をキャッチして、情報を出すのもそうなんですけども、恐れがある場合は、すぐにでも勧告等、発令するということは考えられるのかどうか、伺います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長　ただいま荒海議員がおっしゃいましたように、災害が発生する恐れがある場合でも避難勧告は、当然出せますし、早め早めの避難勧告というのでも考えられます。今後はそういったことも考慮しながら、採用してまいりたいと思います。

○議長　1 番、荒海正人君。

○荒海正人　今、課長からお答えいただきましたが、そのような形で、早め早めにやっていただければというふうに思います。

また、今回は夜間にかけての災害にもなったということで、夜間であったり、孤立する地区であったり、あとは高齢者が多い地区だったり、お子さんがいるような地区、そういったところに関しても、そういった情報も勘案しながら、早め早めにやっていただきたいなというふうに思います。

併せて、今回、早い対応をされたなと思った中に、自主避難所、5 時ごろからですかね、開かれたというふうに思うんですけど、その自主避難所は、どのような経緯で早めに開かれるという判断をされたのか、お伺いしてもよろしいですか。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　お答えいたします。

自主避難所の開設につきましては、ちょっと町民の方に不安を抱かれている方がいらっしました。高齢者の方で、現在 1 人暮らしの方だったんですが、その方が、どうも過去の経験で、ちょっと怖いというような不安を抱かれて、そういうお話も伺いまして、これは自主避難所、開設する部分については、早めの対応したほうがよろしいんじゃないかということで、町長と相談しながら開設したというのが実情でございます。同じように、奥川の人がこちらに来ていただくのも大変ということで、奥川地区にも 1 カ所開設をしたところでございます。

なお、過去に極入地区で土砂災害が発生したこともございまして、そういうことも経験された町民の方も、ちょっと不安を抱いていたというのもあったものですから、暗くならないうちにとということで、その時間帯に開設ということでさせていただいたところであります。

○議長　1 番、荒海正人君。

○荒海正人　自主避難所に関しては、本当に町民の皆さんが安心につながる判断だったかなというふうに思います。本当に、この判断の早い遅いによって、やっぱり町民の方たちの不安を緩和させてあげたり、実際に避難することで、危機的な状況から脱するという状況にもなるといいますので、こういった避難所もそうですし、あとは勧告等も、ぜひ早めに対応していただけますようお願い申し上げます。

この災害時の判断によることに関連しまして、やはり最終的な判断は町長ということになるかと思います。で、今回の台風 19 号、10 月の台風 19 号に関しては、夜にかけて雨量も、また各地域の災害もピークになって、それ以降、未明にかけて、その災害の危険度も緩和されていったのかなと思うんですけども、その流れで、次の日、町長が各地域回れたという、回られたという話を伺っております。で、町民の方たちも、わざわざ町長が来ていただいて、話を聞いていただいて、本当に安心しましたという言葉聞いたんですけども。災害時、やはり町長は、指揮系統のトップだということでもあります。その中で、町長

が現地に行かれるということも考えとしてあるかと思うんですけども、そういったところ、災害時における、その町長が現場に行くような判断とか、その現場に行くときの認識、どういった認識を持たれるのか、町長に一度お伺いしてもよろしいですか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　今回の台風 19 号における町の対応ということでありますけども、私も詰めておりました。で、朝方の 3 時までおりましたけれども、逐次、そのいろんな情報が入ってくるわけですね。県からも入りますし、東北電力からも入るし、そして、集落からも入るし、あるいは職員から、現地に行って、その現地の状況が入ってくるわけですね。

で、その状況を総合的に勘案して、いわゆる避難勧告、あるいは避難指示まではいきませんでしたけども。おかげさまで、各自地区の皆さんが非常に、いろんな経験から、自分たちでやっぱり避難するような、そういう意識が高まっているというような状況でございましたから、そういう意味では、非常にこの防災、災害に対する町民の皆さんの意識は高くなったなというふうに思っております。

ただ、私も実際に現地を見ないと、どういう状況なのか分からないというようなこともありました。で、朝方の 3 時までいまして、夜移動は、ちょっとやっぱりいろんなことがあるので危険だなというようなことで、6 時から現地を見させていただきました。で、特に、やっぱり自主避難をされたところ、そこにはやっぱり町民の皆さんが不安な一夜を明かしたわけですから、そこにはちょっと顔を出して、皆さんの、やはり様子をちょっと聞いたり、お話を聞くことによって、その次、この次と、いろんな次のそういうときに生かせる部分があるのかなということで、そんなことからちょっと歩きました。

で、ちょっと時間的には遅くなってしまいましたけど、弥平四郎までちょっと足を向かせていただいて、皆さんとはお話できませんでした。皆さん既にお家に帰ってしまった後でしたから、本当にそういう意味で、私が感心したのは、やっぱり地域の皆さんが本当に防災に対する意識といいますか、災害に対する意識が高かったなということを再確認いたしましたけど。

ただ、それに安心してはいられないなということで、今の災害というのは、いつ、どういう災害がくるかも全く予想がつかないような災害があるわけありますから、そういうことを念頭に置いたときに、しっかり町が最終的には対応しないといけないなというふうに思いました。

今お話のように、やっぱり判断を早くしないといけないなと、特に災害なんかは、何もないければそれでいいわけですけども、そういうふうにならないための判断を、やっぱりそれはいろんな情報を集めて、そしてその情報ももとにして判断をするということになるのかと思いますので、これからはそういう形でしっかり対応してまいりたいなというふうに思っています。

○議長　1 番、荒海正人君。

○荒海正人　町長から心強いお言葉をいただきまして、本当に町長をもとに、現地では本当に危機、迫っている町民の方たちがいらっしゃるということで、早め早めの対応を心がけていただきたいなというふうに思います。

次に、避難所の施設設備、運営体制についてお伺いいたします。地域防災計画に基づい

て、こちらの避難所等も運営される、設置されるかというふうにと思いますが、その設置運営の中に、地域の方だったり、あとはボランティアの方たちというのが、長期的になればなるほど組み込まれていくかなというふうに思うんですけども、そういった対応はどういったものになるんですか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

そういった地域の方やボランティアにつきましては、そういう対応の窓口として、社会福祉協議会を通して対応していただくこととなっております。当然、炊き出しであるとか、また、ボランティアによる避難所への支援、その活動に関しては社会福祉協議会に、関係団体として加わっていただいて対応していただくということでございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 そういった、そのボランティアだったり地元の方たちが共同で運営するというに関しては、やはり職員の方たちとは違うので、やっぱりそういった共通認識もつくらなきゃいけないし、そのためにはあらかじめ準備をしなければいけないと思っています。

西日本のほうでは、西日本豪雨とか、あとは熊本地震以降、受援計画というものが結構盛んにつくられるようになってまして、福島県のほうでも危機管理部で、福島県受援応援計画というものがあって、非常時にボランティアや地域外から支援に入ってもらった、そういった職員の方たちにどういった対応をしてもらうのか、また、その職員に対してどういった、来てもらった人たちにどういった対応をするのかというのが、計画として提示されているというものがございます。

そういったもの、西会津にはまだないかと思うんですけども、そういった、あらかじめこういうような対応をしようというような計画だったり、その職員間で共通しているものとか、共有しているものとか、ありましたらお示しいただきたいんですけども。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 本町におきましては、受援計画は今のところ策定はしてございません。今後、他市町村つくられている部分を参考にしながら検討させていただきたいと思います。

ただ、消防本部におきましては、その計画が、数年前に策定されておりまして、そういった部分も参考にしながら検討させていただきたいと思います。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 そういった大きくなる、西会津ではあまりそういった大規模な災害に、今までみまれてこなかったというのもあると思いますが、今後、そういった大規模災害が西会津中心に起こるかもしれないという中で、そういった準備等もしっかりしていただきたいなというふうに思います。

続きまして、ライフライン、インフラ、物資の確保について再質問させていただきますが、まずインフラの部分で、前回 10 月の台風 19 号についてですけども、東北電力との、そのダム関係の協議等、検討されるという内容があったと思うんですけども、台風 19 号以降、東北電力との情報共有についてなど、協議されたことがございましたら、お示しいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長　　ダム of 事前放水という観点でよろしかったでしょうか。東北電力と、その後、11 月の 20 日に協議してございます。で、情報共有、情報提供につきましては、まず山郷発電所の放水量も事前に 3 千トン超えたら、こちらのほうに情報提供してくださいということでお願いしてございます。で、上野尻発電所につきましても、事前放水が可能かどうかということまで、ちょっとお話をさせていただきました。で、ただ、ダムの構造上、水をいっぱい貯める、貯水ダム、治水ダムという機能ではなくて、発電専用のダムという、利水ダムということで、あまり事前放水は、水位を若干低下させる程度にとどまってしまうというようなこともございます。ただ、事前に雨量が多く川に集まる場合、事前に放水できないかという部分につきましては、今後検討させていただきます。ただ、その気象情報もはずれる場合もございまして、なかなか難しいですねというようなお話は伺ってございます。ただ、こちらとしても、東北電力とは一度そういった打ち合わせさせていただいてます。

　　今後阿賀川の関係での協議会がございまして、その中でもお話をもしなければならぬという具合に考えてございます。

○議長　　1 番、荒海正人君。

○荒海正人　　あと、災害時の備蓄について、今どれだけの人数を想定して蓄えがあるのか。また、そういった食糧等もあると思いますが、そういった賞味期限管理などもされているかどうか、お願いします。

○議長　　町民税務課長。

○町民税務課長　　食糧等の備蓄関係でございしますが、現在、町のほうでは、200 食程度は備蓄してございます。200 で間に合うのかということもあるかと思いますが、そうった場合は、コメリであるとか、かわちやであるとか、そういった防災協定を結んでいる商店等から物資をお願いするということもなっております。また、自治体とも災害協定等を結んでおりまして、そこからの応援物資であるとか、また県に対して、先ほどご答弁申し上げましたけれども、県からの物資も応援していただけるというようなことになってございます。

　　賞味期限の管理につきましては、切れそうなものがあつた場合ですと、町の防災訓練の中で炊き出しに使ったりだとか、そういう具合に更新、更新という形でやっております。

○議長　　1 番、荒海正人君。

○荒海正人　　時間も 5 分を切りましたので、町の地域防災計画をはじめ、様々な準備をされているということは理解いたしました。

　　今後、いつ何時、どういった災害が起こるか分からないという時代になりますけれども、やはりよくいわれているのが、公助の限界というのがいわれています。防災白書の中にも、公助の限界ということが出てまして、やはりこれからは、自助、共助を中心とした対応をしていかなければいけないというふうに、国をはじめ様々なところでいわれております。

　　それで、少ない時間ですけども、その自助、共助の意識をどう高めるかというところで、再質問させていただきますが、今、ハザードマップなど、あとガイドブックとか、町民の皆さんに配られて、周知されているということでありました。そのハザードマップに関しては、今回、台風 19 号の際は、阿武隈流域のほうでハザードマップで示されているところ

以外でも被害が出たということが報告されております。そういった箇所等、把握されているかどうか、そういった部分もあるかと思いますが、そういったハザードマップ以外で被害が起きそうなところ、町民の皆さんに考えてもらったり、あとは自治区に共有しているところだったり、ございましたらお示しいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 現在、町民の皆さまにお配りしてございますハザードマップ以外での災害箇所等、今回 19 号では、特にこちらのほうでは把握してございません。というよりは、なかったかと思います。ただ、今後何があるか分かりませんので、そういった部分も、今後情報収集するなり、また、ハザードマップの点検といいますか、今後に向けていろいろ検討してまいりたいなと思います。

ただ、現在のハザードマップは最新、県の情報も入れながら最新ということですので、すぐに見直すということではないですけども、今後こういった危険箇所もあれば、追加していければなど、こんな具合に思います。

なお、荒海議員がおっしゃいましたように、公助にも限界が確かにあるとは思いますが。そんな中で、国の避難勧告等に関するガイドラインでは、地域住民の方が自ら災害箇所を把握したり、避難経路を考えておくというような自助の部分、または関係団体による避難ルートであるとか、そういう共助の部分、そういった自助、共助、公助が、それぞれ災害に対して備えていくということは大変重要なことでありますので、今後、自助、共助の部分では、町としても働きかけをするなり、積極的に働きをかけて、災害に備えていくということでやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1 番、荒海正人君。

最後の質問になろうかと思えます。

○荒海正人 今お答えいただいたように、隠れた危険場所もあるかと思えますので、ぜひそういった場所を役場のみならず、自治区だったり、あとはそれぞれ個人の方も共有していただければというふうに思います。

最後まとめさせていただきますと、やはり今後、公助の限界ということで、先ほど課長にも共有させていただきましたが、自助、共助という部分が大きな役割を果たすかというふうに思います。よく想定外といわれますが、あくまで行政が想定していたものを越えたということだと思います。その越えた、行政が想定したものを越える部分に関しては、やはり自助、共助の部分も含めて、想定外をもマネジメントするような仕組みづくり、対応していただきたいなというふうに思いますので、そういった対応、心がけていただくことをお願いしまして、質問とさせていただきます。

以上です。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。4 番、秦貞継です。本日は、事前の通告に従い、順次質問していきます。

まずはじめに、交流人口拡大についてであります。西会津町では少子高齢化が進み、人口減少が深刻な問題となっています。人口減少問題への対策は様々だと思いますが、交流人口拡大は、移住定住の機会をつくるだけでなく、町の魅力発信としても有効な方策と考

えます。今後の交流人口拡大に向けた町の考えについて、以下の点を伺います。

1つ目として、これまでの交流人口拡大の取り組み内容と成果、反省点はどのようなものか。

2つ目として、地域おこし協力隊による活動の成果はどのようなものがあるか。また、課題や反省点はあるのか。

3つ目として、町外からの情報をどう捉え、今後のまちづくりに生かしていくのか。であります。

続いての質問は、西会津町の商工業の振興についてです。西会津町にある企業は、勤務する多くの町民の生活の支えとなり、町外からの就業者もいます。地元企業を支援することは非常に大切と思いますが、以下の点について町の考えを伺います。

1つ目として、新たな企業誘致に向けた取り組みは行っているか。また、これまでの誘致活動の反省点はあるか。

2つ目として、町内企業への支援はどのように行っているか。

以上であります。町側の明解な答弁を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 4番、秦議員の商工業の振興のご質問のうち、町内企業への支援についてお答えいたします。

平成28年の経済センサスによりますと、339の事業所・企業が町内で活動しており、商工業、サービス業等を含め規模の大小はありますが、その従業者数は合計2,143名となっております。地元の企業等は町民の雇用や町の税収のみならず、社会貢献活動など多くの面で町政発展に非常に大きな貢献をさせていただいております。

町といたしましては、町内の事業所・企業が将来にわたり、この西会津町で事業を継続していただけるよう、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

これまで、人材の育成のための研修費や資格取得費用の補助、新規学卒者の雇用への補助のほか、制度資金の借入れに対する利子補給などの各種支援を行っているところであります。また、町内企業の安定した労働力の確保と通勤リスクの低減に向け、現在、若者向け住宅を整備中であります。

今後とも、町の経済や町民生活の支えとなっている町内商工業者が、将来にわたり安定した企業活動ができ、さらに発展していただけるよう、引き続き充実した支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 4番、秦貞継議員の商工業の振興のご質問のうち、企業誘致の取り組みについてお答えいたします。

企業誘致に向けての取り組みにつきましては、県企業立地課や県東京事務所と連携し、企業の工場新設等に関する情報収集を図るとともに、町の特色や立地環境を情報発信してきたところであります。東日本大震災以降、畜産関係や発電関係の企業からの現地調査や環境調査等が行われましたが、立地までには至っていない状況であります。また、平成27年2月に企業誘致戦略を策定した際、本町の課題として、従業員・技術者の人材確保や、

調達・取引先の産業集積などの事業環境において評価が低いことが課題としてあげられたところでもあります。

町といたしましては、現下の社会情勢や町内の労働力を踏まえ、製造業に限らずに企業誘致活動を進めるとともに、企業の就業形態も大きく変わってきていることから、サテライトオフィスなどの新たな形での企業誘致にも取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、交流人口拡大についてのご質問にお答えいたします。

まず、これまで交流人口拡大の取り組みの内容の成果と課題についてであります。本町においては通常の観光振興等に加え、年間を通じて各種団体、自治区及び地域団体が主催する大小多くのイベントが開催されており、昨年度は60件、延べ17万5千人が町を訪れるなど、交流人口の拡大に寄与しているところでもあります。

今後、イベント等に参加していただいた方々を、町及び地域と多様に関わる関係人口にどうつなげていくか、その仕組みをどのようにしていくかが課題であると認識しているところでもあります。

次に、地域おこし協力隊についてであります。地域おこし協力隊は、過疎・高齢化が進んでいる地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域活性化と隊員の定住・定着を図る取り組みであります。本町では、平成25年度より導入しており、これまで延べ19名を採用し、12月1日現在で12名の隊員が活動をしております。

ご質問のこれまでの成果といたしましては、芸術・アート分野では、国際芸術村をはじめとした町内各所での様々な催事の取り組みにより、交流人口の拡大につながっております。集落支援分野では、大学生ボランティアを取り込んだ農道・水路等の管理や、伝統行事の伝承など集落を活性化する取り組みを行っております。観光振興分野では、ふくしまDCや極上の会津プロジェクト協議会での町の取り組みにおいて、観光資源のブラッシュアップ業務に関わり、新たな体験プログラムを創出しております。移住・定住分野では、空き家の掘り起こしや移住希望者の相談を行っており、平成27年度から昨年度までの移住者数は19組30名となっております。

また、県との共同設置である伝統産業の継承分野におきましては、出ヶ原和紙や西会津張子といった失われつつある技術の継承にも取り組んでおり、特に出ヶ原和紙は、県会津地方振興局の委嘱状や感謝状に使用されているほか、町の成人証書にも使用されております。

さらに本年度からは、ソーシャルビジネス構築型、いわゆる起業型であります。その分野で、本町の地域課題に即した新たなビジネスの創出を目指し、起業する人材の確保と環境整備に取り組んでおります。

このように、各分野に配置した隊員の活動によって、本町は何か起きそうな町、活気がある町としてのイメージの向上につながり、各方面からの視察や、新聞・テレビなどメディアからの取材も多くなり町のPRにつながっているものと考えております。

次に、地域おこし協力隊活動の課題といたしましては、町外からの視点やこれまでにない新たな発想が活動のベースとなっていることから、地域の理解を得ながらどう地域と関わっていくかがあげられます。町といたしましては、活動内容の広報や情報発信により、

地域おこし協力隊の活動が町民の皆さんに理解されるよう努めていきたいと考えております。

次に、町外からの情報をどうとらえ、今後のまちづくりに生かしていくかについてありますが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、各種イベントの開催や地域おこし協力隊による活動を通じた町の交流人口拡大への取り組みにつきましては、本町の取り組みを参考として、県が新たな事業として移住推進プログラムを構築するなど一定の評価を得ているところであります。

今後も町外での各種イベントへの参加、また首都圏で開催される移住フェアなどにおいて、町の魅力、新たな取り組みをPRするとともに、参加された方々からの意見を参考にしながら、交流人口・関係人口の拡大につなげていきたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは、順次質問していきます。まず、町民の皆さんから伺ったお声でなんですけども、上野尻にある Otame なんなんですけども、あの目的と、その Otame をつくったことによってどんな成果が得られたのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 質問にお答えいたします。

上野尻にあります移住お試し住宅の件につきましてでございます。まず、目的につきましては、移住希望者の、移住のイメージと町での生活の実情のギャップを取り除くために、西会津の暮らしを体験、または移住後のプランづくり、またはその方がどの地区がっているのかということを、一定期間滞在して、移住についてじっくり考えていただくことを目的として、旧医師住宅を活用いたしまして、平成29年の7月に設置いたしました。

これまでの成果と申しますか実績につきましては、これまで13名の方が利用しております。そのうち6名の方が移住の体験を、移住をされているという実績があるところです。

以上です。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今の答弁の確認なんですけども、13名中6名、移住されたんですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 答弁申し上げましたとおり、13名の利用者がございましたが、6名の方が移住したと。そのうち1世帯3名ということもございますので、実際のところは、全部で、その世帯も含めて6名ということですので、実際は、個別にみますと4世帯というような形になっております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 町民の方からお話がありまして、誰がいるの、何してんのという話を、議会報告会でもかなり大きな声で言われまして、これ地域、先ほどの答弁にもありましたが、これからの地域おこし協力隊の課題ということで、違う項目の答弁ではございますが、やっぱりこれ、この後の質問もそうですけど、地域の方からの、住民からの理解というのは、私、絶対必要だと思うんですが、これ地域住民の方々への周知というのは十分だったとお考えですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

地域住民からの、いわゆる不安の声、誰が入っているのか分からないというような声をお聞きしたということに対してのご答弁でございますが、確かに平成29年の7月時の運用開始時には、地域の方々を含めまして、内覧会等を開催しまして、どんな方が利用するのか、またどんな目的で使用するのかという部分につきましては、ご説明を行ったということでございます。

しかしですが、最近におきましては、確かに区長さんはじめ、その周辺の住民の皆さんに、どんな方が入るのかという部分につきましては、特に周知をしていなかったということで、今後、十分にその辺は改善していきたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 やはり、自分の家で考えてみればですけども、やっぱり建物がこういうものの目的でつくりましたよと説明しても、誰が、どんな人が入っているのか分からないというのは、やっぱりこの地域の人たちにしてみると非常に不安だと思うんですね。

ですので、区長さまにね、普通の前例であれば、周知すれば大丈夫かなというところだと思いますけども、あの近辺にはね、ずっと長く住んでらっしゃる方もいらっしゃいますので、できればそういった方にも一声、今度こういう人が入るんですよと言っただければ、今度ね、近隣の人たちも声かけやすくなったり、せっかくOtameを使って来てくれた人たちもね、地域の人たちがどういう目で見ているのか分からないよりは、ああ、ちゃんと紹介も済んでるというほうが、私は受け入れやすいと思うんです。

ですから、そういったところも地域住民の方々の理解を得られるように、ぜひ対応を望むものであります。それに関して、いかがですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

今後、周辺の住民の方々に不安を与えないようにということでの答えですが、このたび、反省を踏まえまして、移住お試し住宅を利用する場合には、区長さんをはじめ周辺住民の方々にあいさつなど、やはり周知を徹底していきたいと考えております。それによりまして、不安の解消に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひよろしくお願いいたします。

あと、次の質問なんですけど、地域おこし協力隊による活動の成果ということで質問申し上げましたが、先ほどの答弁で、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活性化と隊員の定住、定着を図る取り組みでということであります。

昨今、最初に申し上げましたとおり、うちの町の少子高齢化というのはすごく進んでいて、人口もすごく減少しているという中で、少し希望がもてる政策かなとは思いますが、これ重要なポイントというんですかね、要は来ていただく実例としては、非常に大人数の方が来ていると思うんですが、この人たちが、おっしゃったとおり当初のこの目的どおり、定住、定着してもらうには、どういったところが一番重要なポイント、大事なと

ころだと思いですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 地域おこし協力隊の定住について、重要なポイントということに対してのご質問にお答えしたいと思います。

まず、町として考えている部分につきましては、やはり、まずは地域の理解が1つあげられること。また、あと仕事の部分、生業、生業づくり。あと、またそこに求められる部分に対して、応えられる本人のスキルというものがあげられるのかなと考えております。

やはり、こちらのほうに移住、もしくは定住していただくというためには、やはり重要なポイントといたしましては、やはり地域の理解を得るために、コミュニケーションの、やはり取ることが重要ではないのかなと考えております。したがって、お互いのコミュニケーションを取ることによって、定住に向けた第一歩となるのではないのかという部分で考えているということでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 これからしゃべろうかなと思ったこと、みんな言われてしまったんですけど、全く私も課長の考えと、町側の考えと同感です。やっぱり地域の人たちの理解と、受け入れる態勢というんですかね。あと、やっぱりご飯食べてかなくちゃいけないと思うんですよ、お仕事。本当、おっしゃったとおりだと思います。仕事なくして、例えばその3年間の任期の後どうするかというところは、非常に私も大事だと思ってまして、特にコミュニケーションというのは、私も非常に大事だと思うんです。

ちょっと私の事例というんですか、自分の体験談なんですけど。私も実は20数年前に一旦東京に出ていって、その後こちらに帰ってきて、私のそのときの常識では、自分が好きなことやって、自分が、自分さえよければいいと。で、あるときに、町の行事にあんまり出ないもんだから、ちょっと知り合いにすごい怒られまして、何やってんだよ、お前そういうところに出ていかなければ、この地域で生きていけないじゃないかと言われたんですよ。でもそのときは、お恥ずかしながら、それはこちらが税金払ってるんだから、払っている人たちにやってもらえばいいじゃないかと、とんでもない考え方を、私はその当時してたんだと思うんです。

たた、そのときに、家族もちろんですけど、地域の方々が、それじゃだめだ、それじゃだめだ、一回顔出してみないか、何回も何回も声かけてくれて、そのときに、実は課長もそのとき、PTAでこういうことあるから、一回顔出してみないかといって声かけてくれた一人でもあるんですが。ああやって皆さんが声かけてくれたおかげで、だんだんだんだん皆さんの話を聞くうちに、そのね、元来、最近言われてますけど、自助、共助、要は共に助け合うというものを学んだんですよ。あのままコミュニケーションがないまま、私、大きくなって、今まで、今の歳になったら、たぶん、私、この町いられたかどうか分かりません。やっぱりそういった自分の体験談からも、やっぱりコミュニケーション能力というのは絶対必須だと思うんです。

それには、やっぱり地域おこし協力隊の人たちにも、それはすごくこの町で生きていくには大事なもののだから、やっぱりなるべく、ただ人にも、私のような、誰とでも話せる人もいれば、人と話すのが苦手な人もいらっしゃると思いますので、レベルというのがあると

思いますけど、ゼロはないと思うんですよ。そういうところに出ていたり、顔出したりする機会というのはゼロということはないと思うんです。1回でも2回でも、食わず嫌いでも1回口に入れて飲み込むぐらいできると思うんです。そういったところから、ぜひコミュニケーションをね、地域の方々とコミュニケーションを図って、この町に馴染んで、この町を本当におこしてくれる、地域おこし協力隊になってほしいと私は思っています。

1つ、そのフォローとして、コミュニケーションもちろん大事だと思うんですけど、仕事、これ本当、おっしゃったとおりだと思います。まずは地域の方々に受け入れられる。で、今この地域おこし協力隊の人たちが3年勤めたあとに、例えば地元で生きていける、要は仕事、生業を持てるようなフォローというのは行ってきたんでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

地域おこし協力隊が定住していただけるようなフォローはしているのかというような部分でございますが、一応、町といたしまして、これまで地域おこし協力隊の採用にあたっては、やはり3年後の起業化、または定住を意識させて隊員を採用してきた経過がございます。起業の面につきましては、その、今現在国の制度を使っておりますので、地域おこし協力隊の起業支援補助金というものもございますし、また町の単独事業で空き家空き店舗利活用補助金の部分の利活用。また、中小企業庁でやっております産業競争力強化法に基づきます創業塾の受講ということで、3年後の起業に向けた支援という部分を行っていくということでございます。

また、先ほども、同じようなことになるかもしれませんが、これまで隊員が自主的に行ってきた、いわゆるミーティングにつきましては、今度は主体的に町から、町が主体的に、定期的に主催しまして、定期的に行って、いわゆる隊員が抱える課題を共有しながら、3年後に向けて、そのフォローなり相談体制を構築したいと考えております。

また、いろいろと今まで6年くらいになってきますと課題も多くて、やはりこれまで単なる定住していただいて、ある程度自由に活動してほしいというような部分いろいろあったんですが、やはり3年後を見据えた形で、行動計画なり、そのスケジュールという、未来に向けたスケジュール的な部分をしっかりと作成しまして、それに基づいた進行管理というの、しっかり担当受け入れ課で、しっかり進めていきたいというような方向にしていきたいと考えております。

最後に、やはり強く言いたいという部分あるんですが、一応、地域おこし協力隊と申しましても、いわゆる公のお金を使っているという部分がございます。したがって、やはり公金は活動の原資ということになっておりますので、やはり社会的責任もあるのかなと、説明責任も出てくるという部分もございますので、その辺も合わせて意識しながら、コミュニケーションを取りながら進めていければというような部分で考えてるということでございますので、その辺を、やはりしっかりとフォローしていきたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 本当ですよ。確かに国からのっていても税金だと思います。やはりせつかくね、国としては、その制度を使って地方にね、一極集中を是正して、地方になるべく若い人が行ってほしいという思いのあつてのお金でございますから、それはやっぱり、今課

長おっしゃったとおり、周知していくことは非常に大事だと思います。

あと、ちょっと質問が前後しますが、先ほどの企業の質問の中で、答弁の中で企業誘致戦略の際に、本町の課題として従業員、技術者の人材確保や調達とありますけれども、先ほど言った従業員、技術者の人材確保というのは、この町の問題として、例えば人の数なのか、技術力なのか、ちょっとそこだけお聞きしたいと思います。ちょっと前後して申し訳ございません。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 次に商工業の振興の部分についても出てくるという部分でございますが、一応、町の今、課題として、平成 27 年につくりました戦略プランにつきましては、その中で言われた部分につきましては、今の町の現状から申し上げますと、15 歳以上の労働力人口という部分がございます。その中で、やはり平成 27 年度の国勢調査の状況によりますと、15 歳以上の労働人口といわれる部分につきましては、この国勢調査の数値から申し上げますと、15 歳以上の人口といたしましては 6,015 人おりますが、その中で労働力といわれる人口が 3,358 というような形になっております。そのうち、何らかの形で就業されている方という部分については、3,236 人というような方々が就業されているというふうになっております。で、残りの 122 名の方については、何からのご都合があって就かれていないのかなというふうに考えております。

したがって、やはり基本的な部分としては技術者というよりも、いわゆる仮に製造業を誘致した場合に対しては、大変その労働力人口という部分が不足しているという部分が考えられるということで書かせていただいたということでございます。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 そこでなんですが、これは提案なんですけど、地域おこし協力隊の方でも、例えばそのまま、その任期が終わったあとに、今やっている仕事で、そのまま、その 4 年後も生活できる人ならいいんですけども、なかなか難しいという方々も正直いらっしゃると思うんです。で、今のお話ですと、労働力人口が要は足りないということですよ。要はこの町に対して。

で、それを考えたなら、例えば来てもらった地域おこし協力隊の人たちに、企業体験というんですか、地元のこういう仕事がありますよと。そういうところに入ってもらって、自分の向いている仕事じゃないと思っていても、やってみたら結構できるのかなとか、やっぱりそういう、人とのコミュニケーションにもなりますし、企業に勤めれば、その企業の方々とお話することもできると思いますし、そういったところに地域おこし協力隊を派遣するような制度、もしくはそれを派遣したら補助金を出すような制度というのも、私は 1 つとして案かなというふうに、自分の中では思っていたんですね。

で、南会津町の、確かこれ総務省のホームページからだと思いましたが、成功事例、地域おこし協力隊の成功事例の中に南会津町があって、ここは南郷トマトの生産が盛んで、南郷トマトの生産をしながら町営スキー場で働く農家というのが結構多くて、移住・定住に結びついた、非常に成功事例ということで載っているんですね。移住者が平成 26 年から 28 年で 72 世帯。で、移住就農者が 10 世帯なんですけど、やっぱり仕事と夢が両立できれば、この町で過ごしていけるんじゃないのかなと。

で、この町の魅力として、やっぱり人の温かさというのがありますし、やっぱりそういうところで企業等に勤めながら、ちゃんと収入を得ながら、今までやってきた地域おこし協力隊の部分を、じゃあ仕事やりながらやっていくとか、そういった道を検討するのも1つ、私は案かなと思うんですが、どうお考えでしょう。何かこれに対して支障等があるのであれば教えてください。お示ください。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 ご質問にお答えいたします。

いわゆる定住に向けた支援策の1つとして、いわゆる企業の職場体験等を実施してみてもどうかというようなご質問かと思います。先ほども申し上げましたが、一応、町の基本姿勢といたしまして、3年後の定住に向けまして地域おこし協力隊を採用しているという部分もございます。先ほど申し上げました支援内容も含めまして、支援はしてるんですが、確かに定住に向けては、やはり一番重要なのは生業と申しますか、収入の確保というのは確かにあるかと、私も重要だという部分は認識しているところでございます。

今ご提案いただきました企業への就業体験等という部分でございますが、今現在、3年目の隊員につきましては、一応、そのいわゆる定住化の起業に向けまして、様々な取り組みを意識をさせてやっているという部分がございます。その中で、今現在、先ほど労働力人口が少ないということで、企業の採用の方が人材確保に対して苦労しているという部分がございますので、それと任期終了後の生業に、その不安を抱える隊員、何やっていいかわからないという部分に対しての、課題解決の1つの手段としては考えられますが、ただ、企業が望む人材と、やはり地域おこし協力隊が就きたい仕事という部分に相違があってはならないのかなという部分も考えますので、その辺、マッチングという部分も含めまして、今後そのような需要とかありましたら、その補助をどうするかは別といたしまして、その十分に、やっぱりその需要があるのかという部分は調査していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 本当は自分になりたい仕事に就ける。あわよくば自分の夢が仕事になれば、これは幸せな、これ以上幸せなことはないと思うんですが、いきなりそこに就くというのなかなか難しいと思うんです。ですんで、ワンステップとしてでも勤めてみて、それが、やっぱりやってみたらこの仕事は楽しいなとなる機会も、私もあると思うんですね。ですので、これは提案として受け止めてください。ぜひ検討してみてほしいと思います。

あと、先ほどのコミュニケーションの件もそうですけども、私の村に来たある地域おこし協力隊の話なんですけど、結果として結婚して残ってくれた方がいるんですけど、どこかで、とにかく交流してたんですね、よく。個人的には性格が合って。で、その人がだんだん任期が終わるという話を聞いて、いや俺、その手前で結婚するんですという話になって、残ってくれるというと、やっぱり嬉しかったんですよ。あの人が残ってくれるのか、今度お酒の機会がまた増えるなと思って、ちょっと喜んだんですよ。やっぱりそれも、やっぱり地域の交流の場で会ってたんですよ。だから、やっぱりそういうところに、苦手、向き不向きあると思いますけど、出てくるというのはすごく大事だと思うんです。

それで、これもまた提案なんですけど、私のほうの尾野本地区なんかもそうですし、い

ろんなイベント、行事あります。例えば運動会だと、バレーボール大会、卓球大会、いろいろあるんです。あとそれ以外に、村でやっている行事だとかあるんですけども、ああいったところに、私はこれ提案したいと思うんですけど、まずは笑顔があふれる場所に積極的に、その地域おこし協力隊の人たちに出ていってもら。なかなかその、例えば人足だとか、もう苦しいな、大変だって、やっぱりなかなか笑顔になれない場所というのは、来た人たちを受け入れる側にも余裕がないと思うんです。ですが、ニコニコ笑って会える場所であれば、私はなかなか、気持ちのいい、こちら楽しみに行ってるんで、受け入れる側も、ああ来てくれたのかなと。

あと、自治区によっては、我々の尾野本のほうの運動会でいうと、出たくても出れない競技とかがでてる自治区もあるんですね。そういったところに、人、足りないのので来てもらえないかなと。それはもちろん地域のルールもありますし、それは理解してもら、前段階が絶対必要だと思うんですけども、そういったところもフォローして、そういったところに地域おこし協力隊の人たち、出ていってもら、背中を押せないもんなんですかね。そういう、支障がもしあるのであればお聞きしたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

いわゆる地域おこし協力隊を、地域行事に参加を促してはどうかというような部分のご質問にお答えしたいと思います。いわゆる地域おこし協力隊の隊員の部分につきましては、地域行事の参加につきましては、やはりその居住地なり、その担当分野で地域に関わっているということとされているところではございます。でも、先ほども申し上げましたが、やはり住民の皆さんとのコミュニケーションの場でもあるという部分もございますので、可能な限り参加することは望ましいとは考えておりますが、ただ、やはり隊員もそれぞれの、たぶん都合もいろいろあるかと思うので、強制という部分には、大変ちょっと難しいのかなとは考えております。

ただ、今後、いわゆる地域の理解を得るというような部分もございますので、やはりそのミーティングを通して、可能な限り関わりについて、それを意識付けと、可能な限りというような部分で、一応、意識付けというかミーティングは持ちたいと考えます。ただし、やはりなかなか強制は厳しいとは考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 また実体験になりますけど、本当、ちょっとした1回目だったんですよ。その当時はね、保育園の保護者会に呼んでもらったときもそうですけど、その当時、私は家に籠もって、自分の好きなことやってゴロゴロしてるのが好きだったんですけども、1回行って、それこそ課長とお会いしたときもそうですけど、結構楽しいなと思ったのが、もう最初なんですよ。そうすると、次、こういう楽しい出会いがあるのかなというふうに、次、じゃあ行ってみたら、またここも結構楽しかった。大変なところもありましたけど。

やっぱりゼロはだめだと思うんです。強制力がないというのは、それは分かりますが、せめて1回ぐらいいは、年にね、1回、2回ぐらいいは、私、出れないことはないと思うんです。ですので、それは強制力持たないのは、もちろんかもしれませんが、この町で生きていくには、コミュニケーション能力が絶対必要ですよと、そういうところというのが、

先ぼと来ね、重要であるということ話しているわけですから、やっぱり自分から、この地域、西会津町の地に自分から出て行って、自分から、要は地域おこし協力隊が、自分がやっぱり西会津町を知ろうという努力というのは絶対必要だと私は思います。その辺も、ぜひその検討会の中でお話していただければなと思います。

あと、付け加えますが、今のように地域に溶け込む努力や活動をして、じゃあこういうところで、例えば、私は野沢に住んでいても、尾野本に出たり、新郷に出たり、奥川に出たり、私はいいと思うんですよ。西会津を元気付けるために来ている人たちですから。そうしたら、そういった活動、今までこういうことをやってましたけど、今度は地域に出てって、こういう活動もしているんですよ。こういうことをケーブルテレビとか広報、要は、やることをきちっとやって、頑張ってから、私たちはこういうことをやって、西会津を盛り上げるために地域おこし協力隊として来てますよとっていただけたら、その例えば、運動会の会場にいなかった人たちも、ああ、どこどこ地区でこんなことやっているのか、こういうふうに呼んだのか、ああ、いいな。じゃあうちも呼んでみようかな。また和が広がって、町みんなが大事にする地域おこし協力隊に、私はなと思うんです。

そういった意味で、私は、まずはちゃんとやることやって、コミュニケーションを取る、仕事、見学とか、そういうことをやる。で、それをケーブルテレビとか広報等で周知徹底していくという取り組みにつなげたらどうかなと思うんですが、これに関して、考えはいいかなと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

活動の取り組みについての、いわゆるケーブルテレビ等で周知してはどうかというような部分ではございますが、今現在、活動の周知につきましては、現在、広報紙の中で、協力隊のリレーコラムというような部分、1人の方に、ちょっと字数は少ないかもしれませんが、その部分でやっておりますし、今現在、情報発信分野の協力隊が作成いたしました動画を、ケーブルテレビの放送や、SNSでアップしているというような部分をしております。

しかしながら、それだけですとまとまっているという部分もございますので、一応、今後、今現在考えているのは、隊員一人ひとりにフォーカスしたような特別番組の企画とかという部分も考えながら、こういう活動をしているという部分が見えるような形で、その住民理解を進めるような形で進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひそうしてください。地域の人たちと触れ合っている姿を地域の人たちが見るというのは、私はすごく気持ちがいいもんだと思います。あっ、本当に頑張ってくれているんだと、地域おこし協力隊をね、すごくいいなと言ってくれる話を聞くのが、やっぱり奥川なんですよ。やっぱりそこは地域の人たちが、奥川、その地域おこし協力隊の人たちを呼び込んで、こうやろうよ、ああやろうよとやってる、すごい積極的な自治区だから、なおさらだと思うんですけど。私はそういった成功しているというんですかね、やっぱりいい例というのは、どんどんどんどんもう広げていくべきだと思いますし、成功し

ている実績があるわけですから、そこをやっぱり参考にされたほうがいいと思います。

そうすれば、そういう活動を、やっぱり今度は町内じゃなく町外に発信すれば、それを、ああ、ここはこんなに温かい、受け入れてくれる町なんだなというふうな宣伝にもつながると思いますので、3番目の町外からの情報というのは、今後よくなることを信じて飛ばします。

次の質問に移ります。西会津町の商工業の振興についてなんですけども、先ほど2,100、経済センサスの結果が出てますけど、339の事業所と2,143名の従業者数というふうに出ているんですけど、これ私も薄々なんとなくこうだなと思っていたんですけど、やっぱり企業等に勤める、もしくは商業に勤めている方々の、この人数の多さですよ。これ例えばですけど、大きな、何十年も前に企業誘致をしていただいた先代の人たちの努力のおかげで、我々の、西会津町民の方々が住める環境を今つくってもらっていると思うんですけども、ここを守っていくというのは、私は非常に大事だと思うんです。

ただ願わくば、そういう企業がもう1社でも増えればなんて思って、いつも質問を聞いていたんですけど、実際、例えば40人とか50人勤められるような企業誘致というのは、現実問題どうなんですか、私、お話を聞いていると、登世島の工業団地のお話なんかよく出てくるときに、ずっと思っているんですけど、本当に来る見込みがあるのかなというところが、私は疑問だったんですけど、実際のところはどうなんですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

企業誘致の実情という形のご質問かと思いますが、先ほども申し上げましたが、労働力人口が西会津町は3,358人ぐらいしかいないというふうな形になっております。やはり人材の確保の観点から、そういう4、50人規模の企業がきた場合は、既存のその、やはり考えるには、既存労働力の流動化だけで、現在立地している企業が、やはり、もし操業ができないというような部分も考えられるのかなと、考えているということでございます。

したがいまして、今現在、就業形態も変わっているというような部分もございますので、工業団地に誘致という部分も確かに必要ではございますが、そのサテライトオフィスというような形も十分には考えていかれることなのかなという部分で考えております。

ただし、今現在、会津若松市並びに喜多方市のほうで、新しい工業団地のほうに企業がこられるというような話もございますので、単独で、町単独で誘致するという部分よりは、会津地域なら会津地域というような形で捉えていただいて、いわゆる誘致については会津若松に少しお任せしながらも、そのいわゆる面で捉えて、そこに通勤するような形という部分もありなのかなと。いろんな形は考えられるのかなと考えておりますので、今現在、大きな部分という部分については、先ほども申し上げましたとおり、あまり人手がかからない畜産関係とか、発電関係の企業というような部分は多々ありましたが、それでは労働力、いわゆる企業誘致という部分とはいえないので、今現在のところでは、やはり大規模といわれる企業についての誘致は、大変厳しいという部分は考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 昨今、タブレット化が進んだり、パソコンの普及で、IT企業といわれるところの伸びと、そのIT企業といわれる企業の必需性、需要というんですか、私、これはす

ごいと思うんですよ。で、前から私、考えてたんですけど、実は私もそんな関係で仕事してたんですけど、昔だと、だいたい霞ヶ関辺りの近くにビルがいっぱい並んで、で、1つのビル、月うん十万、下手すると100万を超えるようなお金を払ってオフィスを借りて、そこで開発やってたんですよ。で、できたものは、そのビルの上、行ったり来たりしながら完成品を届けて、最後は納品するようなことやってたんですけど。あの当時はフロッピーディスクだったです。1メガとか、小さい10メガとか、そんなもんだっただんですけど、今は、もうギガ単位のデータをね、僅か数秒で行ったり来たりできるようなネット環境が、今、日本中張り巡らされておりますし、うちにはケーブルテレビという環境もありますので。

あと、確か私が記憶するところだと、今どうだか分かりませんが、大きなサーバーというのは、熱を出すんですよ。で、ここの町は、寒い寒いと、雪も降るといんですけど、冬場の、要はそのサーバーを冷やすエアコンかからないんですね、今度。だから、そういったところも私は、メリット、デメリットですけどメリットと捉えれば、ITの方々なんかも非常にね、目を向けるんじゃないのかなと個人的には思うんです。

あと、呼んでくるには、来たら来てもらったなりに、こういうインフラ環境を整備しますが、こういう条件ですけど、いかがですかという準備をしてから呼んだらどうかと思っているんですけど、そういったIT関係の企業等には、誘致活動とか、お話とか、アクションというのはなかったんですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

そのIT関係企業の誘致という部分ではございますが、以前、町では、いわゆるケーブルテレビ等の整備に関しまして、町内全域に光ケーブルが張り巡らされているということから、その企業の研究機関を誘致しようというような部分で、1回取り組んだことはございます。しかしながら、それは実現には至ってないというような部分でございます。

町の優位性という部分でございますが、その辺も含めまして、自然環境とか、交通のアクセス、または子育て環境とか、あとはいわゆる福祉施設の充実とかというような部分を含めまして、今後、先ほども再三申し上げておりますが、企業のいわゆる就業形態も変わってきているという部分もありますので、そのサテライトオフィス並びに、いわゆるテレワークといわれるような部分も企業形態もございまして、また、民間企業においては、いわゆる兼業も副業も認められているという部分もございまして。いろんな形の就業形態がございまして、その辺を十分に踏まえながら、ひいてはそれがIT企業の誘致とかという形につながればなという部分は考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 我々地元には会津大学というところがありまして、やっぱりそういったところに強い大学なんですよ。だから、私も人材確保は、たぶん今の時代、一番大変なときに、地元こんな大学があって、で、西会津でこんなことやっているというふうになれば、私は目を引く方々もいらっしゃるんじゃないのかなと。

あと例えば、大学に直接声かけるということも大事なと思います。すごい人材の宝庫だと思うんです、大学という場所は。そこをやっぱりフルに、こちらでも有効活用させてい

ただくような考えを持っていたほうが、私はいいと思います。

これに関しては、たぶん町側も一生懸命頑張っていたと思いますが、今言ったような、こういう魅力がありますよ、メリットがありますよというのを含めた、ぜひ誘致、それも大企業も、今、お話いただいたとおり、私もここでよく言われるんです町民の方々から、大きな企業誘致してもらわないと、なかなか仕事がと言うんですけど、今、実情よく分かりました。要は来ても、人が入るパイが少ないということと、なかなか企業側も、その大きな企業が、大きな腰をあげてここに来るメリットを考えると、やっぱり喜多方とか若松に行ってしまうということはよく分かりましたので、そうであれば、できる範囲で、うちの町としてできる範囲でやっぱりやっていくべきかなと思います。

あと、ほか企業、ちょっと回ったんです、実は。そしたら、うちの町内企業にも、すごい技術を持っている会社がいっぱいあるんですよ。で、あるその、ちょっと会長さんにお話聞いたんですけども、地元でこんないい企業があるんだから、この企業にね、関連したようなところに声かければ、企業のほうだって、ああなるほどとなるんだよと。ただ西会津、宣伝してもだめなんだと教えてもらったんですよ。まさにそのとおりだなと思いましたし、お叱りを受けたんですが、お前たちも勉強足りないんだぞなんて言われたんですけども、やっぱり本当、おっしゃるとおりだと思います。

やっぱり、ただ企業来てください、来てくださいじゃなくて、やっぱり地元のよさ、地元にはこういう技術があるんですよ、調べてみると分かりますけど、ある程度、実はリンクしているような生産工場があるんですね。だいたいそういったところにも、やっぱり声かける。そのリンクしている生産会社を、またさらにリンクさせるということも非常に大事だと思いますので、ぜひその辺も検討して、今後の企業誘致活動につなげていただきたいと思いますが、最後にお聞きしたいと思います。今後の方向性、お聞きします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

今後の企業誘致に向けた取り組みということでございますが、先ほど秦議員から会津大学の学生、IT関係の活用したという部分でございますが、一応、今年度、連携協定という形を結ばさせていただいているということもございますが、ただし、話によりますと、その会津大学の卒業生で就職を希望される方の7割強は首都圏だそうでございます。残りの部分については公務員とか教員が多くて、そのほか残りの部分については進学、大学院等に進学と、ほかの大学の大学院とかという形で、なかなか課題として、会津大学としての課題としては、地元になかなか残れる企業がない。また、そのスキルを発揮できる企業が、やはり首都圏が多いというようなお話は、その今までの交流の中で話してきたという部分がございますので、その辺で、会津大学の学生、もしいい企業ができたら、サテライト的な部分であれば、もしかして残る可能性もございますし、ただ現に西会津に立地している企業の中でも会津大学の学生を確保しているところもございますし、その辺も含めまして、今後そのIT企業関係の部分も視野に入れながら、企業活動は続けていきたいと考えておるところでございます。

一応、先ほどから今後の方向性ということでございますが、確かに町内の立地の企業の中には、大手自動車メーカーと直接取り引きしている会社、または精密機器の部分で、そ

の企業の、世界シェアの7割を占めている企業の製造品の20パーセントを生産しているという工場もございますので、その辺の関連産業という部分の中で、その紹介を得ながら当たってみるというのも一つの基本かと思います。

しかしながら、やはり今の現下の経済情勢というのもございますので、労働力人口も踏まえて、その辺、十分に踏まえながら、企業活動、誘致活動に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 おっしゃることすごくよく分かります。ない、職場がないんですよね。要はパソコンで何かをつくるという職場がないんですよ。でも、それもないからこそ可能性が私はあると思います。なので、ぜひ今後検討していただきたいなと思います。

あと、今回、調べていて思ったんですけど、ちゃんと自社のホームページを持って、宣伝されている方もいらっしゃいましたが、会津若松市の、ちょっとそのサイト名の入り口がちょっと分からないんですけども、たぶん最後におっしゃった世界の7割を占めるシェアの20パーセントつくっている会社だと思うんですけども、若松市のインタビューか何か載ってたんですよ。そういう感じで、市をあげて来てくれた会社に対して、その宣伝をして、市が宣伝をして、ホームページ等で公開してやってる事例もありました。

最初に申し上げましたとおり、企業、大きな企業が、その若松市も昔そうだと思いますけど、大きな会社が撤退したときに、すごい数の人たちが困ったんですよ。何百人という方々、またその家族を含めれば、何千人という方々が困ったと思います。

やっぱり今後うちの町もそういうことがないように、企業を守ることも大事ですし、手を携えて情報交換をして、また今回、ちょっとあげなかったんですけど、時間がなくてできなかったんですが、やっぱり商業だってあると思うんです。やはり個々が一生懸命頑張ることはもちろん大事ですけども、その間でちゃんと連携を取れることが大事だと思います。それは、やっぱり企業が、もちろん企業体としてね、組合つくってやっていただければ一番いいとは思いますが、それを後押しする方法を検討するというのも重要だと思いますので、今後の検討課題としていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問は終わります。

○議長 暫時休議にします。(14時59分)

○議長 再開します。(15時20分)

6番、三留正義君。

○三留正義 議場の皆さん、こんにちは。6番、三留正義です。今般、一般質問の通告をしておりますので、質問をさせていただきます。

私は大きなテーマ、くくりでは1問。農業政策全般にわたりということで質問事項を出しております。小さなくくりで2つ、順次口述していきますので、よろしくお願いいたします。

1つ目は、実施計画では、ライスセンターに関する計画があったが、現在どのような状況になっているのか。また、今後の方向性はどのように捉えているのか伺います。

2つ目、鳥獣害の被害拡大など、農政に新たな課題が増えつつある中で、本町の新年度に向けた農業振興・農業行政の指針はどのように考えているのかを伺います。

以上です。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 6 番、三留正義議員の農業政策についてのご質問にお答えします。

はじめに、1 点目のライスセンターの計画についてですが、本町では、農業機械の共同利用や集落営農の組織化・大規模化等による合理的な生産体系への移行を推進する手段の 1 つとして、ライスセンターの整備に取り組む地区への支援を行っているところです。

現在の状況につきましては、これまで町内の 2 地区において、県喜多方農業普及所等の協力を得て、地区農業者との意見交換会や勉強会等を行ってまいりました。現在は、それぞれの地区において、人・農地プランの実質化と合わせて集落営農組織の立ち上げや、ライスセンターの整備について検討しているところであります。

町としましては、地区において補助事業の活用や既存の機械設備の利用、黒字化できる組織体制等について、一定の方向性が見えたところで具体的な支援を検討してまいります。実施計画では令和 2 年度に事業費を計上しておりますが、今後、各地区の検討状況を考慮しながら実施時期を見直してまいる考えであります。

現在、町内には J A が設置した大型ライスセンターや集落営農組織による集落型ライスセンター、個別経営体によるライスセンターが運営されております。町の今後の方向性としてしましては、運営主体となる担い手の組織化がしやすく、受益者負担も少ない集落型ライスセンターを中心に検討を行っているところでありますが、最終的にその種類や規模、形態につきましては、事業主体の意向に沿って選定していくとともに、県や J A など関係機関とも十分に連携しながら、施設整備を支援してまいる考えであります。

次に、2 点目の新年度に向けた農業振興・農業行政の指針についてお答えします。

本町の農業が抱える諸課題と、その解決に向けた方向性及び具体的な取り組みにつきましては、現在、第 4 次西会津町総合計画に基づいて各種施策を進めており、農家所得の向上、地産地消、担い手の育成と新規就農者の確保、有害鳥獣の被害防止に努めているところです。特に、本町の農林業振興の柱である、米、ミネラル野菜、菌床キノコにつきましては、食味計の導入や栽培指導専門員の拡充、通年栽培ハウスの整備などに取り組み、栽培技術の向上と生産基盤の整備を図ってきたところであり、次年度においても継続した施策を実施していく考えであります。さらには、ブドウや身不知柿など、果樹の振興にも取り組み、農業所得はもとより職業としての魅力向上により、担い手の確保等につながるよう努めてまいります。

有害鳥獣の被害防止につきましては、総合計画のプロジェクト X に位置付けられているとおり、行政・地域・関係団体が一体となって強力に進めていく考えであります。特に次年度に向けては、専門員を中心として鳥獣の追払いや出没しにくい集落環境の整備に引き続き取り組むとともに、現在、国の農山漁村振興交付金で実施しておりますイノシシ捕獲の I C T 活用実証事業の成果を生かし、捕獲実績の向上に努めてまいります。また、集落単位での電気柵整備の支援について実施地区を拡大し、被害の低減を図っていく考えであります。

○議長 6 番、三留正義君。

○三留正義 まず、ライスセンターのほうからお伺いしていきます。今、答弁に 2 地区に

おいてということで、2つの地区において、声があったという答弁だったかと思いますが、差し支えがなければ、地区名、どことどこなのかお伺いいたします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

ライスセンターを予定している地区名でございますが、1地区は群岡地区、もう1地区は登世島地区で、現在検討が進められております。

以上でございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 実施計画で、来年ですか、2千万だか予定はしていたようですが、その前の年、今年、前年度にあたるわけなんですけれども、実施計画上、数字を載せていたということは、具体的な方向性、その前の年である今年は、具体的な方向性が見いだしているのか、その経過について、今の答弁ではちょっとはっきり見えないようなので、もう少し具体的に現況をお伺いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

令和2年度に実施計画の事業費を計上させていただいておりました。これに関しましては、本年の8月くらいまでに、その施設整備の目処が立てば、その補助事業の構想を国にあげ、その準備を進めていけるというふうに踏んでいたわけでございますが、まだ、それぞれの地区において、そこまでの検討に至っていないということで、現在はそういう段階でございます。

したがいまして、今のところは令和2年度に事業費を計上しておりますが、先ほども答弁で申し上げましたとおり、その事業年度につきましては見直しをしていく考えであります。

以上でございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 2つのグループがあるわけですね。そうすると、進捗状態について、2つとも全く同じということはちょっと考えにくいと思うんですけれども、もう少しお話、その進捗の具体的な状態について、お話できる範囲でいいですから、2地区についてお話いただきたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

それぞれの地区での進捗の状況について、地区ごとに、それではお答えをいたします。

時系列でお答えしたほうがよろしいかと思いますが、まず群岡地区につきましては、平成29年から本年まで、町を含めて地区との協議を、延べ8回にわたって行ってまいりました。またその間、そのほかに先進地の視察研修等も実施してきたところでございます。一定程度、町との情報共有は、情報を共有できる場所はしたということで、それでは、地区でどういう方向性に行くかということの協議を、本年7月から、その地区の中で月1回、定例的な打ち合わせをやってきているというような状況でございます。

今のところは、まだライスセンターを運営する組織体をどうするか、あるいはその資金

面をどうするかというような部分での、地域の中での合意形成が整っていない状況であります。目下の目標としましては、現在、比較的大規模の経営体が所有している乾燥機でありますとか、そういった設備を集約化して運用していこうというようなところまでは話し合いが進んでいるというふうに聞いておりますが、どのような規模の施設を建て、あるいは新規の機械をどのくらい買うのか、また、その組織の範囲をどこまでにするのか、組織体の形態はどうするかというようなところは、具体的な詰めがまだ、現在行っているというふうに聞いてございます。

町といたしましては、必要に応じて、再度、地区での話し合いの進捗に合わせて、話し合いが進むように支援をしてまいりたいというふうに考えております。

もう1つの登世島地区につきましては、ここは、同じく集落営農組織を目指すという部分では同じであります、いわゆるオペレーター型という形で、比較的大規模の経営体は何人かいらっしゃいます。その方々を中心に農地の集約を図り、集落営農組織、立ち上げて、あるいはその法人化までつなげて、ライスセンターの整備をしていきたいという考え方というふうに伺っております。

したがって、こちらにつきましては、法人化を前提とした説明会をこれまで行ってまいりまして、法人化を目指す大規模経営体の方々は、ある程度固まっておりますので、それでは農地の出し手をどうするか、というようなところを、今、協議を行っているというところではございます。

また、現在、大きな機械を保有してらる方、何軒かいらっしゃいますので、それをさらにどの程度まで拡張していくか、建屋はどうするか、また法人化に向けて具体的な形をどのようにしていくかというようなところを、現在検討を進めている。そういった進捗状況であるということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 ライスセンターの部分については、十分内容について理解することができました。ただ、実施計画、見てて、こう1年延びると、またお正月が1回増えて、皆さんのね、お歳を1歳ずつこういただいていく。できれば早い段階で実を結べばいいなと思っていたもんですから、今回、これはちょっと聞いてみようと思ったんですが、いろいろな問題があるということで、承知しました。

続いて、2つ目の農業振興・農業行政の指針ということで、私伺いました。基本の答弁は、一応こういうことだろうなと思います。私、冒頭のほうに、鳥獣害の被害拡大などということで、あえて修飾語付けておいたんですけども、これなぜか、ちょっと思いがあって入れておりました。この後に一般質問する同僚議員もいらっしゃるの、それだけにとどまらず、広範囲に聞きたいなと思ったので、一応こういう聞き方をしたんですけども。

町の、先ほど第4次にうたってあるから大丈夫だよみたいな感じで、私、答弁受け取ったんですけども、総合計画の28ページかな、表紙にもありますね、「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」これ、大変いいなと、未来に継続的に、持続的にいくという意味だと思いますけれども、この28ページを見たときに、「温故創新 地産地笑のまちづくり」、ここに、先ほどの話がここに入っているのかと思いますけれども、農林

業ということで、この地産地笑の笑は、笑うなんですよ。

で、農林課さんのほうでは、もうある程度情報があるのかと思いますけれども、イノシシの被害については、想定を超して甚大だと私はみています。というのは、皆さんご承知の消防署ありますね、バイパスの脇。あの下、畑になっています。ある方とちょっと同席して、わら堆肥積んだの、何か散らかされてるんだよな、誰やったんだろうな、みたいなことをそこで話してたんですが、ちょっと上を掃いたみたいじゃなくて、きれいに散らかされて、下、出されていた。ということは、私も痕跡は見えていませんが、前山が酷いんですけれども、高速の下。いつの日か来て、散らして、食をしていったのかなと。ということは、もう人家、近いんですよ。山の話じゃなくなっている。

そういった事態を踏まえていきますと、この総合計画がこのままやっていけば安泰だ。その前に立ちはだかるのは、獣ではないのかなと、私は昨今感じています。獣と共存して、特にイノシシですけれど、共存していけるのかということ、ちょっとそれは難しい。

そして、その下の総合計画の、先ほどの 28 ページの下の「いきいき健康　こころつながる　まちづくり」ここもたぶん潰される。というのは、農業をして、自作の、自賄いの畑をつくったにせよ、荒らされる。サルも同じですね。心が健康な状態じゃなくなってきましたよね、毎年やられていけば。これが総合計画で達成していけばいいんだ、私はちょっと疑問だというのは、その前にイノシシさんが立ちはだかったと私は、本気で思っています。

ですから、実施計画の鳥獣害 490 万、500 万でしたか、対策費ありますけれども、私、これをもう少しね、もう少し制度設計して、考えていく、考え方としてお持ちなのか、それとも現行のままでいくのか、そのところをちょっとお尋ねします。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　お答えをいたします。

まず、前段に議員のご質問の中にございました総合計画をやっていればそれでいいんだよというご指摘でございましたけれども、そうではなくて、ご質問の中に、農業行政の、農業振興の指針というようなご質問がございましたので、あくまでも農業行政・農業振興の指針については、拠り所として西会津町の総合計画が定められているわけでございますというようなご回答を申し上げました。

で、なおかつ、ご答弁の中で申し上げましたとおり、鳥獣害の被害防止につきましては、強力に推し進めていきたいというふうな、推し進めていくんだというふうなご答弁を申し上げたとおりでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

実施計画に計上していく鳥獣害対策の事業費につきましては、現時点では、さらに 1 千万、2 千万の上乗せができるのかというような、仮にご提案であるとすれば、それにつきましては、それだけのお金を使う具体的な方策については、まだ見いだせていない状況でございます。

しかしながら、問題点として、今、議員がおっしゃいました野沢地区でのイノシシの被害、これが電気柵がいいのかどうか、あるいはその捕獲について、今なぜその捕獲の実績があがっていないのか、これらの原因を十分に検証しまして、その対応策を現在検討しているところでございます。1 つには、その捕獲の、イノシシにつきましては、捕獲の技術がある自治体から言わせると、やっぱり 4、5 年は会津地域、喜多方地方は遅れているだ

ろうというふうに言われておりますので、この遅れをどういうふうにして取り戻していくのかと、この検討を速やかに行っていかなければならないと考えておりますし、そのために具体的な事業が見つかった時点で、具体的な制度設計ができるという見通しが立った時点で、実施計画に計上する事業費については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　　6番、三留正義君。

○三留正義　　検討と、強力に検討していくという言葉にくくられたのかなと思います。私、今の現行の西会津の制度、捕獲については少し金額を上げたんでしたかね。あるジャーナリストの話を、ちょうどたまたま昨日、インターネット上で見たんですけども、獣の数とハンター数は比例しないというところがあったんで、ちょっと読んだんですけども、その方は、結局、ハンターを養成するのに育成費を出してハンターは増える。しかしその間に、鳥獣も増えてしまうというようなバランスが悪化していく。

そういった中で、具体的にちょっと金額的に目に止まったのは、いわき市ですかね、今年の分が、捕獲が2万でしたかね。成獣2万、幼獣1万3千円だったかと思うんですけども、そういった、やはりある程度制度の設計そのものを強力に、本当に見直していく。お試しではないんですけども、やってみるかというそういうのがないと、仮に10頭獲れば20万、多少冬場のお金にもなるのかなと。逆に地元のハンターの方が足りなければ、何らかの広域でのやり取りもできるのかなと。

だから真剣に、これ本当に制度設計については、今年やってみて来年あれして、その間にイノシシは8つでしたっけかね、増えていく数がものすごいわけですよ。それはたぶんご存知だと思うんですけども、このままでいったらものすごい数、本当に收拾つかないくらいになってしまう。だから、農家の方、議会報告会に行っても、獲ってください。最初から言われるのは獲ってくださいという、そういうお話をいただきます。やはり皆さん具体的にも詰まってきた。リーチがかかっているんだと思いますね。

土地利用額型の農家の方たちは、本当にもう、やっぱり具体的に目の当たりにしている。来年どうするのと、もう来年どうするのっていう、直近に迫られていくわけですから、ここは、やはり今年をみて来年考えますという、確かにそれはね、そういう答えになるのかもしれませんが、できるだけ早い段階での制度設計で、これまず打ち出してみて、それでまだ足りなければ、また新しいものにしていく、修繕していくとかね、改修していくとか。そういうふうに、やっぱり何かどんと打ち出さないと、もう私はこの町、本当に笑顔がずっとつながっていくのかなという。

で、若い人が、西会津町に住んでください。住宅近くまでイノシシが行っている状態の中でね、やはりまずここ、いろんなもの、大切なものがあります。でもこれも本当に大切なナンバー3くらいに入っていると思うんですね。ですから、やっぱりこれ本当に緊張感を持って、考えていかなければならないテーマじゃないのかなと私は思っています。

町長ご自身は、この部分についてはどのようなご見解かお伺いします。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　イノシシの被害については、本当に甚大な被害で、このままいったら農業、西会

津町にとっては基幹産業である農業を守れない、そんな思いを持っているわけであります。このイノシシの被害については、西会津町ばかりじゃなくて会津全域、あるいは福島県全域の問題として、特に会津では、会津総合開発協議会、あるいは喜多方地方部会、そして会津耶麻の町村会で、それぞれ機会あるごとに、県、国のほうに陳情をしているわけであります。

しかし、なかなかこれといった対策がない中で、いろいろ今まで試行錯誤でやってきましたけども、なかなか効果があがらない。で、今ほどお話あったように、このことについても福島県の選出国會議員、自民党の先生方、それから、野党の先生方、2日間にわたっていろいろ意見交換をさせていただきましたけど、その中でも申し上げてきました。

その中で、今お話にあったように、もう1頭の値段を上げろと、5万くらい出せと。そうすると10頭獲れば50万だという話もありましたけど、ところが実態としてそこまで出せるかと、出している、今、多いところで3万ですね。これもやっぱりそういう手法もあるかもしれませんが、これは自治体で、自分たちで考えろといっても、なかなかそんな簡単なことでない、国の機関で何とか方向考えてくださいという話をしてきましたし、先日、県の町村会の役員会がありました。で、県知事との意見交換があって、その場でも、私、言ってまいりました。本当にこのままいったら大変なことになってしまう、農業なんかもう守れなくなってしまうという話をしたときに、県知事さんは、分かりました、県も一緒になって取り組んでいきますという話をさせていただきましたけども。

そんな話の交流の中で、ある町村が相当獲っているところがあるんです。年間300頭以上獲っている。どういう獲り方してるんですかという話を聞いたら、いや、こういうやり方しています。その話を聞いてきたから、すぐ農林課の課長に、ここの町村ではこういうやり方しているから、勉強に行ってくださいと指示をいたしました。とにかく、あらゆる今ね、方法、オリに、それからワナの関係とかいろんなことやってますけども、なかなかこれといった効果のあがるやり方ができない状況にありますけども、今いろんな情報を収集して、効果あがる方法を農林課と一緒に、これから取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

このままいったって、本当に高齢者の皆さんは田んぼの景観、壊されてしまうとなかなか復元できないような、そういう状況になれば、もうやめざるを得ないという、そういう状況まできていますので、この問題については、本当に真剣になって、職員と一丸となって頑張ってまいりたいというふうに思っておりますので、もうちょっと時間をいただきたいなというふうに思っております。

○議長　　6番、三留正義君。

○三留正義　　少し前なんですが、JAよつばの青年連盟の方とお話をして、一番最後の最後にお話された方がありました。土地利用型の農家は、国の直接払、打ち切られ、非常に苦慮していると。で、今年なんかは1等比率が89だかでしたかね、町長の答弁の中で、それも、たぶん色選かけて検査に臨まれた方もいらっしゃると思います。その中で1等比率が下がっている。やはり収入そのものが、やっぱり低下している。そういったものの中で、土地利用型の農家は今後どうするんだと、そこにイノシシさんでは、やはりもうどうすればいいんだという心の中にね、誰にも当たることのできない、たぶん悩みを皆さん

抱えていると思います。だから、せめてイノシシだけでも、何年かにかけてでも減少させられるような努力が、本当に見えればいいなと、私も願ってます。

で、今、町長、具体的に、先進のところに行って、こういう策があるから行ってきなさいよというお話を受けたということだったので、もし差し支えなければ、概要だけでもお話いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

町長の答弁の中にありました、その先進の自治体につきましては、県南地方の自治体でございまして、これについては、現在、その取り組みがどのようなものであるのかというところを担当課のほうで調べているところでございます。

それに先立ちまして、去る 11 月 19 日に農林水産省の鳥獣害のアドバイザーであります長岡技術科学大学から、山本准教授という先生がいらっしゃいました。で、その先生にイノシシ捕獲の現地指導をお願いしたところでございます。長岡、新潟県では、1 人で数十頭から 300 頭、捕獲する達人がいます。西会津さんの猟友会の皆さん、しっかりとその山の見方、イノシシの見切り方については、よく理解していらっしゃると。ただ、その実際にワナをかけて獲るという技術に関しては、まだ研究が不足してますよということで、ぜひうちのほうへ勉強に来ていただきたいという助言をいただきました。

目下、これに向けて、しかもその全員ということじゃなくて、エキスパートを何人かつくってくださいと、地域の中で。それに向けて、現在、具体的な取り組みについて、その対応について内部で調整をしているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6 番、三留正義君。

○三留正義 分かりました。いずれにしても、ふんだんなく制度設計、そういったものには予算付けして、鋭意努力していただきたいと思います。

これをもって私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 5 番、猪俣常三です。最近の災害は、想定以上の未曾有の被害をもたらしております。先人の方は、災害は忘れたころに襲ってくると言い伝えられてきました。今年は他方で、予想以上の自然災害が襲い、台風 19 号による豪雨災害により、予想以上の甚大な災害が発生し、この災害で尊い命を奪われてしまったことに対しまして、ご冥福をお祈り申し上げたとともに、被災にあわれた方々に、心からお見舞いを申し上げたいと存じます。また、本県では 30 人を超える、全国でも多い犠牲者が出たことは残念であり、自然の恐ろしさを感じた次第であります。本町には人的被害はないものの、農地等の被害が発生し、被災にあわれた方々にお見舞いを申し上げたいと存じます。

それでは、今時の一般質問に通告をしておりますので、伺ってまいりたいと思います。

まずはじめに、防災体制の取り組みについてであります。予測のつかない未曾有の災害で、行政の公的公助、限られている中、どのようにして命を守るのか。自助に加えて近隣の集落や自治区で助け合う共助の重要性を再認識して、災害に備えていきたいものですが、最近の災害は、河川付近に限らず、雪害や火災、地震、火山、土砂など、どの

地域でも起こりうるので、その場合に災害から命を守る観点から伺ってまいりたいと思います。

1 点目として、災害の発生が予想される場合、被害勧告等はどの時点で発令するのか。

2 点目として、命を守る観点から、防災体制の構築に、自主防災組織の取り組みは重要と考えますが、町の考えを伺います。

次に、ふるさと応援寄附金についてであります。3 千万円の目標を掲げて、平成 30 年度、令和元年度と 2 年目を迎えましたが、状況について伺ってまいりたいと思います。

1 点目として、実績は 10 月 8 日現在で 279 件、寄附金額 418 万 3 千円。去年同期と比べ、件数 98 件、寄附金額が 108 万 5 千円と、増えたとなっております。その後どのようなになっているのか。

2 点目としまして、ポータルサイトを、ふるさとチョイスに加え、楽天、さとふる、ANA の 3 サイトで新たに掲載しましたが、その経過はどのようなになっているのか。また返礼品の確保は問題はないのか。

3 点目として、4 月から始めて、目標達成の時期を年内に設定して取り組むことができないのか、伺ってまいります。

次に、小規模多機能型居宅介護施設についてであります。今年度の予算の中で、小規模多機能型居宅介護施設整備事業に 350 万円が計上されておりますが、この事業の進捗状況と、今後どのように進めていく考えなのか伺ってまいります。

1 点目として、小規模多機能型居宅介護施設の整備は奥川地区を想定し、令和元年 9 月には実施設計委託契約、令和 2 年 6 月ごろに建築工事開始など、計画されておりますが、どのように進んでいるのか。

2 点目として、この施設の運営主体と、要介護 1 から 5 までの受け入れは、どのように考えているのか。

3 点目として、緊急時の際、西会津診療所の協力が得られるのか。

4 点目として、医療依存度の高い方の受け入れは、どのように考えているのか伺ってまいりたいと思います。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 5 番、猪俣常三議員のご質問のうち、防災体制の取り組みについてお答えいたします。

まず、1 点目の避難勧告等の発令につきましては、1 番、荒海議員のご質問にお答えしたとおり、避難勧告等の発令基準につきましては、災害対策基本法並びに町地域防災計画の定めの下、内閣府が策定しております避難勧告等に関するガイドラインと照らし合わせ、特別警報や土砂災害警戒情報などの気象情報を参考とし、浸水・洪水・土砂災害等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、特に必要があると認められるときに、町長が発令することとなっております。

このたびの台風第 19 号では、上谷地区に土砂災害警戒情報が出され、その地域に住居している方がおりましたので避難勧告を発令し、防災行政無線の活用や、自治区長を通じて地域住民に周知したほか、避難所へ物資を搬入するなど、対応したところであります。な

お、今回のように、避難勧告等の発令基準に基づき、地域住民がいる場合に発令することとしておりますのでご理解願います。

次に、2点目の自主防災組織に対する取り組みについてお答えします。1番、荒海議員のご質問にお答えしたとおり、消防支援隊や自治区等に設置されている自主防災組織の皆さんには、火災時の初期消火や、消防・防災に係る啓発活動をしていただいております、町民の生命・財産を守る上で、大変重要な組織であると認識しております。

町といたしましては、自主防災組織の結成及び活動を支援し、災害による被害の防止及び軽減を図るため、町内の自主防災組織に対し防災用資機材の購入費及び活動に要する経費を補助するため、西会津町自主防災組織運営補助金制度を本年4月より新たに創設いたしました。これまで、本補助金の活用実績はありませんが、自主防災組織結成に向けたご相談の対応や、自治区の役員会などで説明を行っております。

現在は、新たな結成に向けた機運が高まっている地域もあり、町といたしましては今後、より多くの自治区等に自主防災組織が結成されるよう、各種支援を行ってまいりますのでご理解願います。

続きまして、ふるさと応援寄附金についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の寄附状況についてのご質問であります、11月末現在で、650件、寄附金額966万1千円となっております。昨年同期と比較しますと、件数で506件の増、寄附金額で762万8千円の増となっており、対前年比は件数で451.3パーセントの増、寄附金額で475.2パーセントの増という状況であります。

次に2点目の、楽天・さとふる・ANAの3サイトでの新たな掲載の効果と返礼品の確保に問題はないか、とのご質問であります、まず、効果につきましてはサイトを増やしたことにより寄附者の目に、より多く止まる機会が増えたことから寄附件数、金額ともに大幅に伸びております。

各サイトからの寄附状況は、ふるさとチョイスで251件、329万4千円、楽天で202件、324万8千円、さとふるで105件、155万9千円、ANAで51件、55万7千円、その他口座振り込み等で41件、100万3千円で、全体の89.9パーセントがインターネットサイトからの寄附となっており、年末に向けてさらに寄附額が伸びると考えております。

また、返礼品の確保についてであります、返礼品の提供事業者と連絡を密に取りながら確保しておりますので、問題はありません。

次に3点目の、目標達成の時期を年内に設定して取り組むことができないのか、とのご質問であります、ふるさと応援寄附金事業は、年度での目標を設定し、その目標に向けて事業を実施しているところであります。

事業の実施状況としては、年度当初の計画に基づき進めるとともに、毎月、月間の寄附額や、寄附者が好まれる返礼品の動向、寄附獲得のためのPR活動など、実績に対する分析と反省を踏まえ、翌月の取り組み方針を立てながら進めております。また、事業実施にあたり、サイトへの掲載や返礼品開発などの業務を業者に1年の期間で委託しており、業者と打合せ等を行いながら進めておりますのでご理解願います。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 5番、猪俣常三議員の小規模多機能型居宅介護施設についてのご質問に

お答えします。

1点目の小規模多機能型居宅介護施設の整備は、どのように進んでいるかのご質問ですが、2番、上野恵美子議員の一般質問でご答弁申し上げましたとおり、旧奥川保育所施設を改築する考えであり、年度内に実施設計を完了し、令和2年度には施設整備に着手できるよう準備を進めてまいります。

2点目の運営主体と要介護1から5までの受け入れのご質問ですが、運営主体は社会福祉法人等への指定管理を考えており、受け入れにつきましては、要支援1、2、要介護1から要介護5までの方がサービスを利用できることとなります。

3点目の緊急時の際、西会津診療所の協力が得られるかのご質問にお答えします。施設を利用される方の主治医は様々であることから、西会津診療所の医師を主治医とする方につきましては指示を仰ぐこととなりますが、それ以外の方につきましては、様態に応じて救急車両を要請する場合もあると考えておりますので、ご理解願います。

4点目の医療依存度の高い方の受入れについてのご質問にお答えします。小規模多機能型居宅介護施設は、在宅から通いで利用する施設であることから、医療依存度が高い方の利用につきましては、その方のニーズに応じてケアプランを作成し、必要な場合は訪問看護事業所と連携しながら利用していただくこととなります。

いずれにいたしましても、利用者や家族のニーズを把握しながら、その方に必要なサービスを提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ただいま課長のほうから、縷々ご説明をいただきました。なお、分からないところがございますので、順次再質問をさせていただきます。

とりわけ、私としましては、避難勧告の発令というふうになった際に、まず、危険、非常に被害の状態が、危険が迫ったと、切迫したというようなことが考えられると思います。その際に、非常に状況が悪化した場合、あるいは人的被害が出る危険性が非常に高まった場合というのがあるわけですが、ただ、勧告をするか、それとも指示をする。ただ、聞いたところでは、避難命令というのはないというお話をちょっと耳にしているんですが、そのところを伺っておきたいと思います。

ちょっと付け加えますと、注意報では勧告は出ないというふうに、町民課長のほうから答弁いただいたことがありましたので、それと加えまして、勧告、あるいは指示、そういったところでの判断、どのようにするのかをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

避難勧告の発令につきましては、今ほどご答弁申し上げたとおりでございますが、気象の注意報では、避難勧告は出してございません。当然、警報が出た場合で、被害が発生する可能性が高まった等々がありますと出す場合があるということで、注意報の段階では避難勧告は、発令はしてございません。地域防災計画にも、その発令の基準等も載っております。そういうことで、注意報では出さないということの説明はした経緯はございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 話は分かりました。ただ、私がどうしても心配なのは、今現在、県内でも、

この台風 19 号があつて、ある市長さんが、この判断は非常に難しいと、けども、夜、夜中に出そうとすると、非常にこれは問題があるなというお話を、新聞等でちょっと見たところ、ご心配をされておられたということなので、もっと早いうちの、その勧告等、あるいはできないものなのかどうか、ということの心配でお尋ねしているわけでありまして。そこら辺のところは、当町として、どのように考えておられるのか。非常に見極め方が難しいのかもしれませんが、そこは、私は命を守るということからお尋ねをしているところなので、再度お尋ねします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

このたびの台風 19 号に関して、避難勧告を発令しておりますが、それは土砂災害警戒情報が出された地域において、居住する方がいらっしゃるものですから、大事をとって、町長の判断により避難勧告を発令したと。それには当然、土砂災害警戒情報を、そういう情報を入手したり、いろいろ協議させていただきながら、それに至ったと。考えとしては、早め早めに出すことは命を守る上では大切なことなのかなということでは認識してございます。ただ基準としては、発生する恐れがある場合において、特に必要があるときということで判断させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私の質問がちょっと理解得られないのかどうか、ちょっと分かりませんが、警戒レベル 1 だとかという場合、2 の場合とかいいますと、ちょっと情報の中を聞いた際、気象庁が発表されているというふうにお聞きしているところです。じゃあ警戒レベル 3 というふうになった際に、高齢者、弱者の方が動こうとする際に、このレベルで避難をさせるのかなと。その際、これは市町村長の発令で避難をさせるのか、気象庁ではないとは思いますが、その判断はどうでしょう。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 警戒レベルのお話ですと、確かに 1 から 5 までございます。警戒レベル 3 からですと、避難準備等と、そういう段階を追ってということになりますけども。必ずしも警戒レベル 3 だから、すぐという判断でもないという捉え方をしてございます。警戒しなくちゃいけないという部分は重々承知してございますが、警戒レベル 3 になったからといって、すぐに災害が発生するということではございませんので、状況判断しながらということになります。

ですから、警戒レベルの、国で発表している部分は、すぐにイコールということではないですよというような国の指導もございます。ただ、それに安心してはいられないということでは捉えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで、ちょっとお尋ねします。じゃあ警戒レベル 3 なのか、4 なのか、ちょっと私も分かりませんが、じゃあ命を守る行動をとってくださいという出たときは、どのレベルに当たるんでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 命を守る行動をとってくださいというのは、警戒レベル5に値します。今回、土砂災害警戒情報は警戒レベル4に値いたします。で、メッシュ情報で土砂災害警戒情報が出たのは上谷で、ごく一時期でございました。それも全てホームページのほうで確認してございます。ただ、出た関係で、災害あつては困るということで、避難勧告、レベルで避難勧告、その後、状況に応じて避難指示ということにはなってございますけども、まずは避難勧告を出して、地域住民の方に自主避難を促したということでございます。で、その後、情報収集で、本当に土砂災害警戒情報はすぐ消えました。そんな関係で、その次の避難指示まではいかなかったということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そうすると、警戒レベルの4というのが、命を守る行動をとってくださいというふうに放送されるのか、されないのか。その状況というのは非常に際どいんですよ。だから早く出してまずいのか、遅く出せば大変なことになる恐れもあるので、そのところの判断が、私は町長だと思ってるんですけど、どうでしょうか。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 答えいたします。

まず、警戒レベルの話と避難指示、勧告等との兼ね合いのところから簡単に申し上げますと、警戒レベル3で避難準備、高齢者等、避難開始に相当する可能性があるので注意してくださいねという警戒だと思っただけであればいいと思ひます。で、4で避難勧告を出すかどうかを自治体で判断すべきレベルにきてますよ。で、5だと避難指示を出すかどうかのレベルにきてますよというふうに、簡単に言いますとですよ。それは、出すかどうかの判断するレベルにきているということなので、必ずしも出さなさいということではないということで、段階としては、だいたいそこにリンクしてるんですけど、レベル3になったから避難準備を出すとかというのが、必ずしも出さなければいけないわけではないというのが、その警戒レベルと避難指示等との兼ね合いでござひます。

で、命を守る行動をしてくださいというのは、あれはテレビ局等が話しているわけなんですけども、避難指示が出ているところで、既に災害が発生している可能性があるというふうに気象庁が言っているところについては、テレビ局等でそういうふうにアナウンスをして、早めの避難、または避難すると危ない場合は、2階にいてくださいねと、そういう命を守る行動をとってくださいという意味で放送をしているというふうに認識しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 非常に難しい問題なところなんですけれども、私が一番心配するところは、だいたい夜中に、もう災害が発生して、もう起きている、レベル5でもう起きているという話なんだそうですけれども、そのときに、勧告か指示かを出しておいて、それで命令というのはないとは伺っているから、命令ではなくて、そこで命を守ってくださいという話になっているのかなというふうに解釈するわけなんですけども。その際、いち早く出してあげる。町側の判断が間違ひない状態で指示を出して、そういうふうにして、避難してくれよというふうに出されるのが一番いいのかもしれないんですが、レベル5で事が起きている

よっていうところで、ぼんと出したとしても、住民の方はすぐは、なかなか避難ができないと私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

今回、水害で、大雨による水害だったので、事前にある程度、どれくらい降ってきそうだというのは、だんだんだんだん予測がついてくるわけでございます。ただ、例えば津波、地震による津波なんかを想定していただきますと、地震が起きて 15 分後、20 分後には津波がきてしまうかもしれないわけですね。そうしますと、もう、まさに起きてすぐ津波がくるぞとなった瞬間に、もう 5 に相当するわけでございます。津波の大きさにもよりますけれども、そういった場合を想定していただくと、いきなり 5 になるということもあり得るということでございます。

で、そのときに、じゃあ避難するときに危ないから、建物の 2 階、3 階に行ったほうがいいのか、もしくは逃げたほうがいいのかというのは、それぞれの家の状況にもよって違いますし、そこは最終的には、逃げるタイミングと、その方のご判断になってしまうところも出てくるわけでございますので、最終的には。

で、今回の台風のように、予めだんだんだんだん降っている量が分かってきてる段階であれば、早めに避難準備、避難勧告というのを出して、指示になる前に、皆さんなるべくお逃げいただくと。本当にもうやばいぞとなったときには避難指示を出すというのを、こう段階的に出せるのが一番いいということでございます。ただ、今回、土砂災害警戒情報がいきなりぼんと出たので、避難準備等を出さずに避難勧告をすぐ出したという状況でございますので、ご理解ください。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで、避難勧告と避難指示を出したからといって、避難所へ行きなさいというふうに解釈するんですか、しないんですか。

○議長 猪俣議員、例えば、どういう場合とか何かという、一つの例えとか何かをしないと、ただ、それ言ったから、するかしないかという話だけでは、答弁のほうも、ちょっと、例えばの事例というかね、こういう場合、あんな場合で、こういうのが出てと、そういうことの具体的にもうちょっと質問内容、話されないと、それだけではちょっと答弁側も困るので。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 要するに、勧告は出している、指示も、次、出すと言っているんだけど、どっちが重いかといえば、たぶん勧告ですよ。指示ですよ。指示ですよ、たぶんに。だから、普通の災害、今、受けている方から言わせれば、勧告も出ている、指示も出た。じゃあ逃げなきゃならないとってたときに、避難所に逃げるのかなと思う方がいらっしゃるのかどうかそれは分かりませんが、それは避難所に逃げるということではないですよと、こう聞いたわけですけど。避難所にも逃げるんですか、どうなんですかと尋ねているわけですけど。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 まず、避難勧告につきましては、自主避難ということになってございま

す。で、地域住民の方が、自主避難ということで、その自治区で避難所を決めてございすので、例えば集会所であるとか、もとの分校であるとか、上谷地区に今回の場合でお話をすればですけれども、そういう勧告については、まず地域住民の判断のもとに緊急避難場所に避難するかどうかの判断をしていただくと。避難指示となれば、今度は避難所への避難を促していくということになってございまして、今回のケースでは、自主避難所を、さゆり公園とかでも設置してございましたし、そちらのほうにも避難していただくというようなことで考えてございました。ただ、指示は、勧告のみで指示までは至らなかったということでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今回の台風で、避難、遅れてしまったという事例があったようでございます。その際、本町にそういう事例が出てきた場合、例えばです、じゃあ、なかなか避難してくれない方々に対してどのように避難をしていただく方法、方策があるのかお尋ねします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

ただいまのご質問につきましては、自治区長さんを通じて避難をしていただくように、まずはお話をしていかなくちやいけないのかなと考えてございます。で、それでもなかなか避難、困難となりますと、消防団の出動要請とか、そういうことも考えられます。そういうことで、まずは区長さんとの連絡を密にしていくと、それでも避難をしなくちやいけないときに、どういう手立てがあるかといいますと消防団ということで考えてございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、自主防災のほうにちょっと話題を進めたいと思います。これは大事な自主防災で、取り組まれている各市町村があるとは思ってますし、また本町にも重要な組織だなというふうにも思ってます。先ほど同僚議員のほうからも、どのくらい本町にあるのかということで、15の組織体ができているというふうにお聞きしましたが、間違っていたらお示ししていただきたいと思います。

またこれから2つはできるみたいなお話もされておったと、私、受けてますが、これは当然必要だろうと、こんなふうに思います。というのは、各集落、自治区の中でも、歩けないお年寄りの方、弱者の方もいらっしゃいます。その際、どういうふうにして、区長さん1人では、なかなか難しいところもあるし、また、町民の皆さんの力を借りるということも大変だろうというふうには思いますが、そういうところでの自主防災の組織力というのは、その地域でしか知り得ることのできない情報というのが、その地元の方々がよく分かるわけなんですね。そういう際に、この自主防災、進めていくわけでしょうから、さらに増やすという方法があるとすればどのような形でつくっていくのか、そのところの手法等をお聞かせください。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 まず、確認でございます。先ほど荒海議員にご答弁申し上げました、15とおっしゃってましたけど、16が防災協定を締結している団体でございまして、自主防災組織の数字ではないということをご説明申し上げます。自主防災組織ではなくて、災害協定を締結している団体ということで、16というご説明をさせていただきます。

で、本町にも自主防災組織は 18 団体ございます。自治区で結成されている場合、またその地域で結成している場合ということで、また、町全体をカバーしている消防支援隊、これも自主防災組織に入っております。で、町としましては、自主防災組織というのは、大変、今後重要な組織であるということで認識してございまして、今後はもっともっと各自地区等において組織が結成されればなということで、ご相談への対応だとか、自治区長さん通じて結成に関する資料をお配りするなど、今年 4 月の自治区長会議等でも資料をお配りして、取り組んでいただきたいなということで啓発をしております。

ただ、小さな自治区、あとは高齢者が多い自治区等におきましては、その地域で取り組めないかということも考えていただきたいなと思います。その自治区で困難な場合は、その地域でいくつか集まってということで考えてございます。また、どうしてもつくりえない、結成が無理だというような地区におきましての避難につきましては、やはり消防団の活動が見込まれるのかなということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 はい、分かりました。

ちょっと話題を変えていきたいと思います。ふるさと応援寄附金についてお尋ねをしてまいりたいと思いますが、ポータルサイトについて、それぞれお答えをいただきましたが、ここにかかったポータルサイトにかかったところの経費はどのような内訳になっているのかお示してください。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 サイトにかかる経費ということでございますが、概ね寄附金額の 10 パーセントでございます。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 まず 3 千万の目標を立てて、それぞれポータルサイトのチョイスをお願いするわけなんだろうと思うんですが、その際に、先にお金が出ていかなかったら相手のほうも宣伝等ができないのではないのかなと、それは違うんだろうか。要は、お金が出ないのに宣伝はしてくれないとは思いますが。その経費というのがなかったら、当然、2,400 万の支出が予定されているにも関わらず、そこから出ていく経費がどれほどかかっているのか、増やすのはいいと思います。で、そこにかかる費用、そこら辺のところをお示しいただきたいと思うんですが。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 まず、ポータルサイトへの掲載であるとか広告に関しては、サイトで行ってるわけではなくて、別業者に委託してございます。その金額というのが 693 万でございます。で、寄附に応じてサイトの利用料的なものとして寄附金額の 10 パーセントをサイトにお支払いしているということでございまして、別に広告等、サイトの使用料料的なものは別だということで捉えていただければと思います。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 なかなか私が理解しようとするには、693 万は経費ですね。当然、相手に支払いますよね。それからあと、3 千万なろうがなるまいが、これは 693 万かかってしまいますよと。あと、入ってくるお金に対して 10 パーセント、これはまたかかるんだと、

そのお金、どのくらいになっています。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず、委託料で693万というわけでございまして、あとは寄附に応じての10パーセント、それと、返礼品の代金も含めると、現在1,062万ですか、概算でございますけれども、1,060万ほどでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そうしますと、この1,062万というのが、今かかっている、ここのサイトにかかっているところの、全体の総額の経費ですよということですね。そうしますと、これからお金が寄附されてくる方に、またそれぞれのお金がかかってくるわけなんだろうが、そういう捉え方でいいんですよね。

その場合に、目標が今3千万に対して、今現在あがっているというのは、約990万くらいがありましたよね、説明ありましたよね。約1千万くらいが入ってきているという解釈でいいのかなと、こんなふうに思っているんですが、じゃあそこで、昨年の30年度で、町長が言われました内容をちょっと思い出しますと、今、12月の状況では、今努力してるんだと、あともう年度ということは、3月31日までであるよ、それで今、一生懸命になって頑張ってたというお話もされました。で、なぜ私が年内に目標を設定して、そこでできるようにできないのかなということをお尋ねしたわけなんですけれども、そういったところの計画を示されることも、職員の皆さんも大変でしょうけれども、目的を達成するにはそういう方法も1つの手法ではないのかなと、こんなふうに考えてのお尋ねなわけなので、さらにそういったところのお考え、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

今、お話されました猪俣議員の考え方も1つはあると思います。目標の時期を設定するというのもあるかと思いますが、本町の場合ですと、1年間を事業期間として捉えて進めてございます。ですから、先ほどご答弁申し上げましたように、委託期間も1年間でやっております。寄附獲得に向けてPRですとか、サイトへの広告なんかもやっております。それを1年間通して目標額に向けて鋭意努力しているわけでございまして、今後も事業の目標については年度という捉え方で進めさせていただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのお考えは私も理解はしてます。ただ、年度は3月31日はよく理解はしてます。ただ、進め方によっては年内までの考え方で、ここまで何とかしようよと、それがやる気の現れだと、証だということなんです。そうすると、町長の考えてることがみんなに伝わって、ああ、これは一番早くやらねばならないと、去年でいえば3千万が1千万で終わるんじゃないかと、5千万も1億もなる可能性は秘めているんじゃないかということで、私はそこをお願いしているところなんです。その考え方、年度は年度でいいんです。けれども年内には、みんなで協力して、これを達成しようよ、そこら辺は何とかならないのかとお尋ねしてるんです。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長　　お答えいたします。

翌年度の予算を組むに際して、確かに3月末まで待ってたんでは予算組めないわけございまして、ご指摘のところは一理あるのかなというふうに私も思っております。ただ、3月の議会にご提案する予算の中で、年度末までにどれくらい入るのかというのはある程度見込みを立てながらやっていけると思っておりますので、そこはその年度の収入と目標とする金額の時期をずらしてまで、12月末までで目標を立てようというふうにすることのメリットというのが、今のところあまりあるとは思っておりませんので、そこは今のやり方の中でご了解いただけないかなと思っております。

○議長　　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　何でそれをお尋ねするのかと申し上げますと、町長はこのようにお話されたわけです。私が記憶、間違っなければと思いますが、3月31日まで努力させてくれというお話でありました。けれども、なかなかそこまで到達しなかったことに対して、3千万ができなかったけれども、1千万くらいで終わって、じゃあ令和元年は1千万にしてくれないかという変更が出てこなかったことも含めて、再度、これ2年間、今やるわけですが、その2年間がもし達成しなかったら、町長の心が動くのかということもお尋ねしたかったところなんです。だからお尋ねしているわけです。だから、年内で目標を達成したほうがいいのではないかと、そのところをお尋ねするわけです。町長、どうですか。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　5番、猪俣議員から、大変強力な応援のメッセージといたしますか、いただきまして、そういう考えも確かにあるなと私も思います。ただこのふるさと納税、私が町長になったときに、本当に少ない金額でありました。これだけ西会津町にいろんな資源があるのに、ほかでも億の単位のふるさと納税を集めているのに、何で4、500万の納税額なのかなというふうに思いまして、で、これを何とか、これからいわゆる自主財源の確保がだんだん厳しくなってくる中で、どこに財源を求めたらいいかということで、ふるさと納税の3千万円、目標にしたんです。そのくらいは私はできると思っていたわけですけど、やっぱりね、ほかの町村が先行しているところに、後から後発ではなかなかそう簡単ではなかった。そのために30年度から少しずつサイトを増やしたり、いろんなことを、新たな取り組みもして、去年は1千万を超えました。

今年も、これから年度、3月31日までどれだけ集められるか分かりませんけども、とにかく目標の3千万は集めたいなということで、これ町あげて、それから議会の応援もあってね、去年は結構な金額になりました。ですから、これ1年や2年ではなかなかね、私はそう簡単に、その目標金額は達成、本当はしたいんですけど、なかなかそんな簡単ではないなと。でも、いつかは、いつかといってもそんな長い期間、考えてはおられませんので、できるだけ、ここ何年かのうちには3千万、あるいは5千万、あるいは1億くらいの金額を集めるような、そういう取り組みを、これやっぱり知恵を出してやらないといけないというふうに思います。

ですから、その目標の設定の仕方と、それから12月末でそのくらい集めるようなやり方を考えろというご指摘は、私もそれは分からないわけではありませんけれども、これは予算編成の関係とか、いろんな財源の調整とか、いろいろありますので、考え方としては十

分理解いたしました。ですから、これからの取り組みに、さらにご支援とご協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 この事業を進めていこうという町長の一端をお示ししていただいたわけですが、ただ、町長、間違っただけで困るんです。これ達成しないと全てが結果なので、皆さん方の、町民の税金を使っている限りは、何らか達成しなければならない事は見なければいけないと思います。

ですからそこに、どう今後の対応を町長は考えておられたか、私は与えられたことのパンフレット等は渡しました。いろいろと協力していただきたいということでやってるわけですが、その結果がなかなか出ているかどうかということが、ちょっと私のほうも検証しなければならない状況であります。そこら辺のところお尋ねしておきたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ふるさと納税のかかる経費、経費と、それから寄附をいただいた金額、前は逆転していたかもしれません。でも今は、かかった経費よりも寄附金額のほうが多いですから、マイナスにはなってませんので、これは皆さんの貴重な税金をそこに投入するわけですから。

ですから、それは、その3割は地元のいろんなところに3割のお金は行ってるわけですから、その効果はありますよね。これからやっぱり自由に使える財源を求めるには、やっぱりもうちょっと、3千万、5千万くらい、あるいは1億という金額を、これからやっぱり求めていかないといけないというふうに思っているわけでありまして、これがね、かかった経費よりも寄附が少なかったというんだったら、そこはやっぱりちょっと反省をしないといけませんけれども、かかった経費よりも寄附金が多ければマイナスにはなってないわけですので、それをないからということじゃなくて、もっともっとその差を、町が自由に使える金をもっともっと増やしていくという、そこにはやっぱり努力をしないといけないと、そんなふうに思ってます。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 まず3千万をクリアすることと、あるいは、ひいては1億になるように努力してみてください。

話題を変えます。小規模型のほうに話題を変えます。質問を変えます。まず、説明をいただきました。先般、図面をいただいて、その中を見ましたところ、居室が4つほどございました。その1つは職員室というふうになってます。私が同僚議員と質問がダブらないようにご質問をさせていただきたいとは思いますが、1つは、15名というデイスサービス、それから泊まりショートのほうは9名というふうにお話をされたように記憶しておりますが、この9名が、もしこの建物がとても素晴らしい立派な建物だということの前提で、9名がお入りになるということ考えたとき、あの1間半の2間の1室に何人入るというふうにお考えですか。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

議員おただしの、議員全員協議会でお示しいたしました施設のイメージ平面図でござい

ますが、これはあくまでも2番、上野議員にご説明いたしましたとおり、既存の旧奥川保育所施設を、施設の機能であります、デイサービスでの機能、ショートステイの機能、あとはホームヘルプサービスを提供する機能、この機能をここの施設に持たせるために必要な面積を、それぞれこの既存の施設に当てはめてお示しした平面図でございます。ここでは、デイルームにつきましては、基準の面積で、先ほど議員からお話のある利用定員が15名、またショートステイでは9名と申しますのは、あくまでも町が地域密着型のサービス事業所として指定をする際に、一番最大限利用できる利用定員が、先ほどの15名とショートステイで9名という人数でございます。

ですので、今回、町が旧奥川保育所施設を改築して整備いたしまして、サービスを提供する際の定員については、その9名の居室については、現在のところ配置はできないというふうに認識しておりまして、居室については、この平面図では4部屋、また事務室などは別、その居室とは別で1部屋、職員の事務室を取っております。またデイルームは15人のサービス提供ができる面積を、現在のところこの平面では予定しておりまして、これから実施設計を行うにあたって、水回りですとか、柱の位置だとか、そういった制限がございますので、その制限をクリアしながら、より快適な施設につくりあげていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 時間となりましたので、これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時57分)

令和元年第9回西会津町議会定例会会議録

令和元年12月10日（火）

開 議 10時00分

散 会 16時10分

出席議員

1番 荒 海 正 人	5番 猪 俣 常 三	9番 多 賀 剛
2番 上 野 恵美子	6番 三 留 正 義	10番 青 木 照 夫
3番 小 林 雅 弘	7番 小 柴 敬	11番 清 野 佐 一
4番 秦 貞 継	8番 伊 藤 一 男	12番 武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長 薄 友 喜	農林振興課長 岩 渕 東 吾
副 町 長 工 藤 倫 也	建設水道課長 石 川 藤一郎
総 務 課 長 新 田 新 也	会計管理者兼出納室長 成 田 信 幸
企画情報課長 矢 部 喜代栄	教 育 長 江 添 信 城
町民税務課長 渡 部 峰 明	学校教育課長 玉 木 周 司
福祉介護課長 渡 部 栄 二	生涯学習課長 五十嵐 博 文
健康増進課長 小 瀧 武 彦	代表監査委員 佐 藤 泰
商工観光課長 伊 藤 善 文	

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 浩 一	議会事務局主査 渡 部 和 徳
----------------	-----------------

第9回議会定例会議事日程（第5号）

令和元年12月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（広報広聴常任委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|---------|
| 1. 小柴 敬 | 2. 伊藤 一男 | 3. 多賀 剛 |
| 4. 青木 照夫 | 5. 武藤 道廣 | |

○議長 おはようございます。

平成元年第9回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 おはようございます。一般質問の通告をしております、7番、小柴敬であります。質問順に従って発表させていただきます。

西会津町総合計画(第4次)についてであります。総合計画は、本年1月22日の臨時議会において策定され、目標達成に向け個々の事業を具体化するため、3カ年の短期計画として実施計画が策定されております。実施計画の中で、今年度予算化された項目の中から、以下の点についてお伺いをするものであります。

1つ目として、中心エリア整備構想策定についてであります。

その中で、整備構想策定のため、有識者会議などの実施は検討しているのか。

次に、現在までの経過、進捗状況についてお伺いをいたします。

3点目は、具体的な構想策定期間についてお伺いをしたいと思います。

大きな2番で、同僚議員も昨日から質問をしておりますが、小規模多機能型居宅介護施設整備についてであります。

その施設整備の場所、奥川地区についてであります。これは決定したということでもありますので、これについては同僚議員の答弁に任せたいと思います。

2点目、サテライト型との比較検討について。

3点目、今後の予定と開所時期について。これも同僚議員の答弁がありましたので、小規模多機能型については、施設整備の点とサテライト型との比較等について再質問等をさせていただきます。

大きな3点目として、森林の有効活用についてであります。

(1) 林業専用道路整備事業、杉山前佛線については、令和2年度までの事業であります。現在までの進捗状況についてお伺いします。

(2) として、新たな森林管理システムに対応した森林経営の推進についてであります。

(3) 林業専用道路整備後の森林伐採などの経営主体についてお伺いをいたします。

大きな4点目、雪対策についてであります。

実施計画の予算化はされておませんが、雪室貯蔵施設の活用が主な実施事業として総合計画に記載をされております。空調システムなどの修繕が必要と、以前、同僚議員の質問に対し答弁されていましたが、今後の町の考えについてお伺いをいたします。

以上、明解な答弁をお願いいたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 7番、小柴敬議員の西会津町総合計画についてのご質問のうち、中心エリア整備構想策定についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、有識者会議などの実施は検討しているのか、とのおただししであります。現在、町では総合計画の推進組織として町民の皆さんに参画していただく、協働のまちづくり推進委員会の立ち上げを検討しており、年度内の設置を目指しております。総合計画全般にわたり町民の皆さんから意見をいただく組織という想定ではございますが、総合計画における重点的な取り組みの1つである中心エリア整備構想の策定においても意見をいただく場にしていきたいと考えております。また、まちなみ整備の観点や、商店街の活性化、観光振興など、さらに専門的な見地からの助言をいただく有識者の参画も必要と考えており、令和2年度以降に適宜人選していく考えであります。

2点目の現在までの進捗状況についてのおただししであります。現時点では、今ほど申し上げました総合計画の推進組織立ち上げの準備を行っているほか、課題の洗い出しなどを行っている段階であり、今後本格的な検討に入ってまいりたいと考えております。

3点目の具体的な構想の策定期間についてであります。基本計画の後期の具体的な取り組みに反映させるため、前期の基本計画の計画期間中、令和4年度までの策定を予定しておりますので、ご理解願います。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 7番、小柴敬議員の西会津町総合計画（第4次）についてのご質問のうち、小規模多機能型居宅介護施設整備についてのご質問にお答えいたします。

サテライト型との比較検討についてのご質問であります。特別養護老人ホームのサテライト型は施設サービスであり、今回、町で整備を予定しています。小規模多機能型居宅介護施設は在宅サービスであります。2つのサービスは性質が異なることから比較検討は行っておりませんが、小規模多機能型居宅介護施設は、1つの事業所でデイサービス、訪問介護、ショートステイサービスの3つのサービスを複合的に利用できることから、地域における在宅での生活を支えるために非常に有効な施設であると認識しておりますのでご理解願います。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 7番、小柴敬議員の西会津町総合計画（第4次）についてのご質問のうち、森林の有効活用についてお答えします。

はじめに、1点目の林業専用道杉山前佛線の進捗状況についてですが、総延長1,710メートルのうち、平成30年度からの繰越分94メートルが本年7月に完成したところであり、本年度分については10月に319メートルの工事を発注いたしました。現在、現地の支障木の伐採作業が終了し、工事の準備作業を行っているところであります。令和2年度では約500メートルの整備を予定しており、残りの区間は現地の土質や湧水の状況、公社造林地との契約解除手続きなどから、整備の最終年度を令和6年度に延長する考えであります。

次に、2点目の新たな森林経営管理制度に対応した森林経営の推進についてであります。本年度から森林経営管理制度が開始され、その財源として森林環境譲与税が譲与されたところであります。

本町においては、この制度の事業として、本年度から令和2年度にかけて、奥川・杉山地区の森林所有者に対して意向調査を実施する計画であり、9月に集落説明会を行いました。令和3年度以降は、町内全域に意向調査を拡大するとともに、調査が完了した地区か

ら順に、集積計画の策定、森林整備へと順次移行していく考えであります。本事業につきましては、森林組合と連携して進めていく予定であり、国の指針に基づき、開始から 15 年程度を目標に町内全域をカバーしていく考えであります。

次に、3 点目の林業専用道整備後の森林伐採などの経営主体についてであります。事業を実施しております杉山地区では、林業専用道の計画区域に人工林約 20 ヘクタールと天然林約 30 ヘクタールがあり、林業専用道整備の進捗とあわせて、間伐や萌芽更新等の森林経営を行っていく計画であります。この経営主体につきましては、地区の意向調査の結果にもよりますが、概ねは森林組合に経営管理を委託して実施していくものと見込んでおります。

次に、雪対策についてお答えします。

本町の雪室貯蔵施設は、利雪意識の高揚を図り、雪エネルギーを利用することを目的に、平成 8 年度に国の補助事業により整備したものであります。整備後は、ソバ、米、野菜、球根、酒粕、日本酒などを貯蔵し、熟成や時期をずらした栽培・出荷等の実用化に向けて、試験等を行ってまいりました。平成 16 年に落雷被害を受けてから、空調システムが利用できなくなったため、現在まで湿度管理を行わない、自然循環型として利用しており、日本酒など瓶等に入って湿度に影響されないものは、そのままの状態に貯蔵し、ソバなどはビニールで覆い、湿度対策をしたうえで貯蔵しております。

ご質問の空調システムの修繕についてですが、町としましては、雪室貯蔵施設のさらなる活用を図ることにより、農産物等の付加価値を高め、ブランド化と農家所得の向上につなげることが重要と認識しております。このため、現在、新たな活用方法について、農業者等と協議を進めているところであり、その結果を踏まえて、空調システムの修繕については判断をしまっている考えであります。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、順次再質問をさせていただきます。まず、中心エリア整備構想策定についてであります。これは町が掲げる総合計画のプロジェクト X ということで、その 10 番目に重要と、10 番目ではないと思いますが、最終項目のプロジェクト X の X に位置付けてあります。また、この実施計画によりますと、令和元年度、平成 31 年ですが、131 万 5 千円。そして令和 2 年、3 年、それぞれ 200 万円ということで実計が組まれております。その実計の使われ方、現在までについて、どのような形で使われているのか、これについて、まずお尋ねをいたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中で申し上げましたが、この中心エリア整備構想、これから立ち上げを予定しております総合計画の推進組織、協働のまちづくり推進会議というふうには呼んでおりますが、こういった組織の立ち上げに向けて、ただいま準備作業を行っております。各団体の皆さん、町内にある団体の皆さんの組織立ち上げに向けて、こういった話し合いの仕方がいいのか、そういうところを意見を聞く場を何回か設けております。それにかかる経費、それから、その際にアドバイザーをお願いしてありますが、協働のまちづくりアドバイザーという方をお願いしておりますが、その方に委託する経費、それらをこの中心エリア整

備構想の策定経費の中でみております。

来年度以降については、少し組み換えが必要かなというふうに思っておりますので、現時点では、来年度以降 200 万円ということで計上しておりますが、予算編成の中でももう少し精査していきたいと考えております。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 今の答弁でおきますと、総合計画を立てた方々と同じグループに協議を持ちかけて、その策定に向けた準備をしているというふうに捉えるわけでありませうけれども、その中で有識者等の報酬、謝礼等も入っておりますが、現在そこまではいつているわけですか、それとも町内だけの協議、自分たちの課内だけの協議というところでありませうでしょうか、その辺の進捗状況を教えてください。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 現段階ですが、これからその中心エリア整備構想を検討するための組織の立ち上げについて検討してきたという段階で、具体的な内容の検討までは、まだ入ってございません。今後入っていく予定にしております。

それから、有識者ですが、来年度以降、具体的な内容の検討に入った際、まちなみ整備の視点ですとか、それから、観光振興の視点、それらについては町外の有識者といいますか、コンサルタントになるか、それから大学などの先生になるのか、今後検討してまいります。そういった方の参画も必要だろうというふうに考えておりますので、それは来年度以降、適宜人選していく考えでございます。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 そういうことでありますと、今現在、ほとんど予算的には使っていないような、現段階ということに聞こえますけれども、それで確認させていただきますが、それでよろしいですか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 現段階では、組織、その検討組織立ち上げに向けたアドバイザーの経費、それから、準備作業の中で検討してまいりました委員の皆さんに対する謝礼、そういったところで、大きな経費というのはかかってございません。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 町の今までの対応といいますと、こういった検討事項に関して、町外、県外といいますか、委託として調査をお願いするというようなことが往々に考えられるわけあります。やはり町外依存ではなく、しっかりと町内で練って、それから町外に依存して調査してもらうというような、まず町民の理解を得てからというような段階が必要だと思っておりますが、その辺の段階はどのぐらいの時期を考えていらっしゃいますか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 議員申されたとおり、一番は町民の方が、これからこういったことを望むか、まちづくりを期待するかということでありませうので、その方針を立てるのは町民、町をあげて立てていきたいと思っておりますが、専門的な視点が必要な部分については、それは専門家の知見を利用させていただくということはあるかというふうに思います。

それから、策定期間ですが、総合計画、今回 7 年間で策定しましたが、前期 4 年、大雑

把に申しますと前期４年間で構想を検討して、後期の計画に反映させていくというような考えを持っておりますので、令和４年度、前期の基本計画最終年度までの策定を目指して、それを後期に反映させていくという考え方でございます。

○議長　　７番、小柴敬君。

○小柴敬　　おそらく、この西会津町総合計画を読んだ方々にとっては、特に野沢・尾野本エリアの方々ですけれども、実際にいって進捗状況がまだ見えてこないというのが現状かと思います。中を読み進んでいきますと、野沢地区内では、特に旧役場庁舎敷地を含む遊休地の活用を検討するということでもあります。ですから、やはり一刻も早く町民に見えるような、見える化的な動きをしてほしいと思うんですが、そういったことに関して、例えば町の広報を使って、今現在こういうことを検討しているというような発表の仕方というのはできないものですか。

○議長　　企画情報課長。

○企画情報課長　　まだ構想の内容まで踏み込んで検討というのはしてございませんが、今後検討に入りましたら、逐次情報を発信していくというような作業はしてまいりたいと思います。

○議長　　７番、小柴敬君。

○小柴敬　　この実施計画の策定が令和４年度まで、あと３年あるわけであります。その３年間でしっかりとある程度の計画を立てて、その後、さらに７年後にはある程度、目に見えた形でもってできてくるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長　　企画情報課長。

○企画情報課長　　この中心エリア整備構想ですが、今、課題、野沢の町中、それから尾野本地区平坦部、ここに様々な課題がございます。遊休施設の活用、それから、町中の活性化、公共交通をどうしていくのか、利便性の高い、歩いて暮らせるまちづくりをどうするのか、そういった課題を今整理しておりますが、それについて項目立てをどうするかから、まだ決めておりませんが、しっかりとした計画、将来に向けて、町民が暮らしやすい野沢町中、それからこの中心エリア、これは地元、野沢地区、尾野本地区の皆さんももちろんですが、町全体から見て、この中心部をどういうふうにしていくのかという、ほかの町に出かけていかなくても、町中で快適な生活機能を確保するといった意味での計画でありますので、それについてしっかり検討してまいりたいと思います。

○議長　　７番、小柴敬君。

○小柴敬　　今のところの進捗状況ということで、その程度ぐらいしか答弁できないような状況でありますので、それについては逐次質問をさせていただきながら、今後の議会の場で質問させていただきながら、質問を進めていきたいと思っています。

次に、２番目の小規模多機能型居宅介護施設整備ということで、何点か再質問させていただきます。サテライト型ということで、２番議員が確か９月の議会の中で質問をしたところではありますが、サテライト型というのは、要するに特別養護老人ホームがあって、そこから２０分間の交通で移動できる場所で、概ねそこで入所するというような形であります。ということで、今回、小規模多機能型を選択したということでありますので、その入所専門の形ではなくて、通所だとか、ショートステイだとか、総合的に利用される形のほうを

選択したというふうに見て取れますけれども、その辺の検討的な内容には、そのサテライト型というものは組み込まれたというか、検討事項に入ったんでしょうか。それについて1点聞きます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

議員おただしの特別養護老人ホームのサテライト型の設置につきましては、おっしゃるとおり、本体の特別養護老人ホームの近隣に、およそ20分程度の移動距離の中で、範囲の中で29名を定員上限といたしまして、施設を整備する施設となっております。町のほうで、今回整備いたしますのは、あくまでも在宅生活を地域の中で支えていく施設ということで考えておりまして、在宅にいながら近くにあるサービスを利用して、地域の中で在宅生活を維持していくといった目的の施設でございます。

その点について検討したのかというところでございますが、施設の情報は担当課のほうでも持ち合わせておりまして、その施設がいいのか、在宅サービスがいいのかというところも検討はさせていただきましたが、基本的にはその在宅生活重視といった町の姿勢で、今後地域を支えていきたいという考えがございますので、今回は小規模多機能型の居宅介護施設の整備に至ったという経過でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その点については、よく理解できました。昨日から何点か同僚議員が質問をしておりますが、私も若干納得できないというか、もうちょっと詳しくお聞きしたい点がありますので、その点について何点かお聞きします。

全協で説明を受けました保育所跡地を直すと、現在の保育所を建て替えではなくて内部を改装しながら、その経費を削減して今後の小規模多機能型に改装するということでありましたけれども、あそこ250平米といいますと、約70坪であります。同じ、たぶん町というか県の基準で、新しく新築するとすれば70坪の同規模でいきますと、たぶんおそらく坪単価50万、最低でも50万ということで、70坪の施設であれば、約3,500万。それで新しい環境が整うということでもありますけれども、そこを直して使うのと、それから新築するのと、その辺のメリット、デメリットをどこに見定めて保育園を使うということに決めたか、1点お伺いします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

町で整備いたします小規模多機能型の居宅介護施設につきましては、既に町内に1事業所が施設サービス開始をいたしております。町である程度の建築費を積算するにあたって参考とさせていただきましたのは、民間のその町内に設置いたしました事業所、町から補助金も支出しているわけなんです、その建物の建築単価、建築費用を参考にさせていただきました。ただし、その民間の事業所につきましては、グループホームも合わせて同じ施設として整備したという経過がございますので、面積での按分をさせていただいて、町のほうでは建築費用を積算したところでございます。

議員おただしの1坪当たりの建築単価で申し上げますと、70坪では3,500万円ほどということになるかと思いますが、実際のところ新しい施設を建てますと、もう少し民間で

あっても高額になっているのが実態となっております。さらに公共施設として新しい施設を同じ面積、建てるとなりますと、さらに公共施設の基準を満たさなくちゃいけないというところで、建築単価が上がっていくというふうに認識しております。

そういったことも合わせまして、今回、既存の、遊休施設の利活用と、既存施設を改築することによって公共施設等、整備するにあたって費用を抑えることができるといった視点で、今回、改築というふうな判断をさせていただいたところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その中で、新築、あるいは改修、どの辺を基準にして決定をなされたわけですか。要するに、新築した場合には、おそらく8千万近くの金額が、しょうぶ苑の場合、その程度かかったというようなことはお伺いしていますけれども、あそこ直す場合には、概ね課の中で検討されたかとは思いますが、どのくらいに抑えられる予定でありますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

今ほどのご質問であります、町のほうで旧奥川保育所施設の改築と新築をどういうふうに、その建築費用を考えながら決定したのかというふうなおたしでございませうけれども、議員おたしのように、町の実施計画で予定としておりました令和2年度の整備費用については、8,200万円ほどを計上しているところでございます。ただそれば、先ほど申し上げましたように、新築での同面積の施設を建築した際の民間の、ある程度の金額ということでご理解いただければと思います。さらに、公共施設での整備をする際には、さらに公共施設の基準を満たさなくてはいけないということで、高額な整備費用がかかってくるというふうなこともございます。

今回、旧奥川保育所施設を改築して整備する際の整備費用でございしますが、これから実施設計につきまして、委託業者に実施設計をしていただくこととなりますけれども、実際のところ、その水回り、浄化槽の設置ですとか水回り、あと柱、どの程度の改築が必要になるのかというところで、正確な数字は申し上げられませんが、できる限り建築単価を抑えた中で利用者負担を軽減していきたいという考えがございしますので、設計当時から町のほうで委託業者と連絡を密に取りながら、施設整備、よりよい施設整備に向けて進めてまいりたいというふうに考えておりますので、具体的なその整備費用については、今のところ町では試算をしていないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 施設整備するために、やはり予算、その8,200万円の内輪であるからいいんだというようなことではなくて、じゃあその中でどのくらい抑えられるのかということを試算をしながら、そのある程度、民間の方の知識を得ながら、試算して、今回、例えばその半額で済むから、こういうふうにしましたというような答弁が、実施設計してみないと分からないというようなことでなくしていただかないと、我々としてもこういったことに対してゴーサインを出すというようなことはなかなかできないわけです。

ですから、しっかりとした課の中で費用をこれだけ抑えられたというような、逆に言うと自慢話でも結構です。そういうふうにして我々に報告していただけたほうが、すっきり

と思うんですが、その辺いかがですか。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおりにできれば一番いいわけでございます。実際、実計のほうにも数字を仮であげさせていただいてるわけでございますので、全く見込まずに数字をあげたわけではもちろんございません。ただし、改修工事となりますと、今の躯体がどれくらい傷んでいるのかというようなこととかを調査しないと金額は出てこないわけでございますので、その辺はご理解をいただきまして、新築で建てるよりは安く済むというふうに我々としては見込んでおります。それがどれくらいになるのかというのは、その今の躯体がどのくらい傷んでいるのか、どのような実施設計で、どのような機能を盛り込むのかによって変わってくるということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その点は、今後検討ということで理解できました。

昨日の同僚議員の答弁、再質問の答弁の中で、保育所を改築することによって建築費用の削減も可能であるけれども、ショートステイ等や宿泊料、そういった利用者負担を軽減が図れるんだということで答弁があったかと思います。

であるならば、どのくらいの低減が図れるんですか、それもおそらく実施設計と建築費用がこれだけかかって、これだけ余ったから、これを割り算するとどうのこうのというような計算になるんでしょうけれども、その辺の試算という形ではなさっているんでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

議員おただしの施設が完成後の利用、供用開始した際の利用者負担の軽減対策でございますけれども、答弁でも申し上げましたように、基本的には利用者の方のショートステイを利用した際にいただきます居室に関する利用料、これについて建物の建築費用を抑えることで、できる限りその利用者負担を軽減していきたいということが町の考えでございます。

その試算につきましては、今ほど申し上げましたように、やはり建築費用と、あとそれにかかります財源充当した地方債の種別によりまして変わってくることと考えておりますので、それが確定しませんと具体的な利用者の負担の軽減がどのくらいなのかということをお示しすることはできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その点に関しては、実施設計、それから建築が終わった段階での発表ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

施設が完成し次第、町のほうでその供用開始に向けて準備を進める中で、合わせてそういった供用開始後の利用者負担も決めていかなければならないと考えておりますので、それについては、そののちにお示しできることと考えておりますので、ご理解いただきたい

と思います。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 全協で説明受けた保育園施設の概略の図面ですね、あそこから自分なりに、ちょっと逆算してみたわけであります。同僚議員も何度か質問をしておりますが、部屋数として取られているのが、泊まりで4室、これはプライベートにちゃんとしっかりと対応した4室。そうすると、それに逆算していくと、通いが3倍となるから12名、となることは、登録定員がマックス24というふうな私なりの試算をしたんですけれども、その程度の小規模多機能ということですのでよろしいでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

小規模多機能型の居宅介護施設につきましては、町が地域密着型の施設として指定をするわけなんです、定員につきましては、登録定員が25名が上限となっております。今ほど申されました施設の利用につきましては、居室、ショートステイの部分ですとか、あとはデイルーム、デイサービスの部分、そういったこれから施設の正式な配置をいたしまして、その配置の中で利用し得る利用者定員を定めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 よく理解できました。早く、早期の開所を望むものであります。しっかりと対応をお願いします。

それでは設問を変えます。森林の有効活用ということではありますが、今現在の進捗状況ということでありますと、概ね計画路線ということであれば、2割ぐらいということでありますけれども、この遅れの原因というものは何なんですか、お聞きします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

林業専用道の計画期間が延びた理由ということでございますけれども、ご答弁にも申し上げましたとおり、当初想定よりも現地の状況、実際、現地に入りまして、詳細設計、現地調査いたしましたところ、なかなか工事を進捗するには、現地の地形でありますとか、土質などが難しい状況であったということが1点。

もう1点につきましては、当初想定よりも公社造林地というのが事業用地の中にございまして、林業公社とのその契約の解除変更等の手続きが必要なわけでございますけれども、それに現地の調査確認等々、林業公社とのやり取りに相当な時間がかかるということが、細かく公社と詰めていく中で明らかになったと、これが2点目。

もう1つは、それぞれの年度で工事を発注するにあたり、本年度も実際の発注が10月ごろになったと、詳細なその設計の協議、そういったものを踏まえていきますと、どうしてもそのころにならざるを得ないということもありまして、年間のその事業量が、当初想定していたものよりも圧縮されたということが主なる要因でございます。

以上でございます。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 一番はじめに計画をされていた1,900メートルということでありますけれども、

その図面的なものに関しては、一番はじめにね、例えばA地区からB地区まで、こういうふうにして延ばしていくんだというような計画があつて、おそらく立てたのではないかと推測しますが、その間にある、例えば今言われた公社造林等々の話をお伺いしますと、そういったものは一番はじめの段階で、もう既にクリアできているというふうに我々としては思ってしまうんですけども、その辺に関してはいかがなものでですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

当初、ルートを作成いたしましたときに、その中で公社造林地が周辺にあるということも想定はしておりました。ただ、実際に正確にどこを通っていくのかという部分については、詳細な実施設計をして、はじめて明らかになっていくというような部分でございます。その詳細な実施設計をいたしました。それで、線形が確定し、その用地が、幅が確定していくわけでございますけれども、その上で林業公社と、その細かな打ち合わせをやっていくというようなことでございまして、一つ一つ詳細に公社のほうと、その契約の内容、現地の状況、こういったものを確認していくにあたって、当初想定していたよりもそういった手続きに時間を要するということが明らかになったということでございます。

当初はそこまで時間を要する手続きというふうには想定していなかったわけでございますけれども、現実にはかなりの時間を要する手続きが必要だったということでございましてたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 では、令和6年度まで延長と、最大で延長というようなことであるそうですが、その間、やはり森林、次の課題に変えるわけですが、森林経営、こういったものの現地の所有者との協議ということの話が答弁に載ってありましたけれども、現在、そういった森林所有者の高齢化というものが非常に問題だと思いますけれども、対応していらっしゃる森林所有者の年齢、あるいは今後の経営というか、どういうふうな方向でいきたいのかというような意向調査は、どのくらい進んでいるわけですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

意向調査の部分について、ご答弁の中でも申し上げましたが、杉山地区に関しましては、今年と来年で意向調査をする予定でございます。現在は集落説明会を実施した段階でございまして、お一人おひとりの所有者に対しての意向調査につきましては、これからその事務を取っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 森林所有者のだいたいの平均といいませんが、年齢ということでお聞きします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

所有者のだいたいその8割ぐらいが、地元に住所のある方で、その方々の平均年齢、推計でございますけれども、70代から80代というふうに捉えております。

以上でございます。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 今後、やはりこの森林整備を進めていくにあたって、やはり一番その高齢化というのは非常な課題だと思います。新たな森林システム構築して、森林経営となった段階で、答弁にありましたけども、開始から 15 年後に町内全域をカバーする。15 年後では森林所有者が次の代に移る可能性も十分です。で、その次の代の方が、果たして森林整備にどれだけ意欲を持っているか、その辺が一番やはり課題になろうかと思いますけども、その辺の並行して、森林システム構築と、それから林道整備、進めていくというような方向は取っていけないものではないでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

西会津町全域というような考え方でよろしかったでしょうか。まず、今の森林経営管理制度がスタートする前の状況ですと、西会津町全域の森林を整備するには 30 年から 50 年くらいかかってでもできるかなといった状況でございました。で、それがこの森林経営管理制度が入ることによって、国で示した指針、15 年くらいで一巡しなさいよと、こういう目標に近づけるのかなといった状況になってきたわけでございます。

議員のご質問では、さらに路網の整備などをして、もっとそれを早められないのかという趣旨のご質問だというふうに理解をしておりますけれども、西会津町全体の資源の、森林資源の賦存量と申しますか、どのくらいあるのかというような部分につきましては、まだまだ詳細な調査を行っておりませんので、路網のさらなる整備拡大という部分については、具体的な検討はまだしてございません。

また、森林の施業といった部分につきましても、現在、西会津町森林組合が主なる林業経営体でございますので、その施業する絶対量についても、やはり限界があるというようなことでございますので、なかなか一度に加速することは難しいかなというふうに考えておりますけれども、できるだけこのサイクルが早くなるように、有利な事業、効果的な事業等がありましたら、十分に検討して判断をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 3 点目の森林伐採等の経営主体については、森林組合を主体にやっていくんだということですので、ただ、その中で、今現在、林業に携わるというか、おそらく高齢化になっております。それで、なおかつ材木屋さんというか、そういった方々も減っているというような現状であります。西会津町だけではなくて、近隣市町村、三島であったり、金山であったり、そういったところの経営者とお互いに共同しながら、情報交換しながら進展させていくというような考えはお持ちでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

近隣の市町村での林業事業体との情報交換をしながら進めていってはどうかというご質問かと思いますが、町が、西会津町が単独で主体的になって、そういった取り組みをしているというような状況ではございませんが、林業の経営体であります森林組合等に

つきましては、近隣の市町村の経営体と情報交換をして事業を進めていることかと認識しております。

また、会津地域では、会津地域の林業活性化センターという組織がございまして、その中には会津地域の13市町村、それと同じく13の林業経営体が加盟しておりまして、そこで年に数回、会議をもって情報交換をしたり、また、現地研修、現地指導会などで、それに加盟している経営体がそこに参加し、情報交換、技術向上などを図っている状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、最後の雪関係に質問を変えます。現在、この実施計画、総合計画の中での雪室という位置付けでありますけれども、これはいろんな意見を聞いて、その後、修理するかしないかを決めるということだろうと思いますけれども、今現在、利用している利用者は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

直近の本年度、平成31年度、令和元年度の利用者でございますが、7名でございます。以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その内訳といたしますか、おそらく酒屋さんは入っているでしょうけれども、そのほか農家とか、ソバとか、何がどのように入ってるんですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

利用者の方の中には個人も含まれておりますので、個人のお名前については答弁を差し控えさせていただきますが、まず、個人でご利用になっていらっしゃるのが、品目といたしましては米、そしてメロンやミニトマトでございました。あと、会社と商店、会社等で利用されているのが、お酒、清酒でございますね。それと、米でございます。そのほか、団体でご利用されているのが、ソバでございます。先ほど事業者の中でもう1つ、申し忘れましたが、酒粕というのもございました。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 今後の方向付けなんですけれども、今、農林課として、この雪室、今後どういうふうにして活用していくというか、農業者と協議を進めていくということでありましてけれども、協議を進める前に、自分たちの方針はどうなんですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

具体的なその活用方法というご質問でございますけれども、現在、課内で具体的な活用方法の案をもってして、具体的に農業者の方と、この活用方法でどうかということで協議を進めているところでございます。まだ、それができる、できないという判断に立っておりませんので、詳しくは申し上げられませんが、具体的な方向性をもって、現在、協議を進めており、その具体的な方向性ができるというような見通しが立ちましたらば、

空調施設の修繕についても具体的に予算、実施計画等に計上して進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長　　7番、小柴敬君。

○小柴敬　　そういったことをしっかりと進めていっていただいて、雪室、せっかくつくったものでありますから、利活用できればそれに越したことはないと思っております。それで、今後、そういった雪室を利用したものが、例えばほかの地区でありますと、雪室コーヒーであったり、いろいろなところで利活用されております。近隣の阿賀町あたりでは、しっかりとその空調設備を整えて、雪室からその冷風を米の保冷に使っているというようなところ、山都もそうですけども、そういった利活用があげられますので、今後しっかりと町、あるいは農業者と協議をしながら進めていっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　皆さん、こんにちは。8番、伊藤一男であります。私は今次定例会におきまして、大きく3項目に分けて一般質問を通告しておりますので、これから質問をいたします。

まず、1項目目については、県立自然公園銚子ノ口についてであります。銚子ノ口は、先の台風19号の大雨により、町の景勝地である銚子ノ口の遊歩道の木道が、ほとんど流されてしまいました。また、トイレも浸水し使用できない状態となっていることから、今後の災害復旧の見通し、また、観光資源として銚子ノ口をどのように利活用する考えかを伺いたいと思います。

次に2項目目については、ため池の整備であります。昨今の異常気候により、全国各地で台風や大雨による災害が多発しております。このような中、本町において例外ではなく、大雨などにより河川の氾濫やため池の決壊が心配されるところであります。このようなことから、次の点について町の対応を伺いたいと思います。

まず、(1)として、昨年、尾登自治区から町や議会に大田ため池の老朽化とアメリカザリガニの巣穴による堤体法面の侵食が懸念されることから、ため池改修の陳情書が集落から提出されたところであります。その後、町と県との協議がなされると思いますが、その結果や対応についてお伺いをいたします。

2つ目として、危険ため池の中に、緊急に改修しなければならないような箇所はあるのか否か、伺いたいと思います。

続いて3項目目について、埋蔵文化財や民俗資料についてお伺いをしたいと思います。以前から町では、埋蔵文化財や民俗資料を整理・保存し、展示やシンポジウムの開催などを実施してきたところだと思います。今後、町の歴史や文化財を後世に伝承していくには、学習面や生涯学習等での活用なども大事なことでと考えていますが、十分活用されているかどうか。また、保存場所の確保や展示の取り組みとして、国際芸術村や廃校などを活用して展示場所などを検討する時期にきていると思うが、町の考えについてお伺いをいたします。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 8 番、伊藤一男議員の銚子ノロについてのご質問にお答えいたします。

只見柳津県立自然公園の区域内に位置する銚子ノロは、溪谷と紅葉が素晴らしい景勝地であり、平成 23 年 7 月に発生しました新潟福島豪雨により被害を受け、その後、東屋や木道、バイオマストイレなどを年次計画で整備を進めてまいりました。しかし、先般の台風第 19 号の大雨により、木柵や木道が流失するとともに、泥・砂の堆積、流木・ごみなど瓦礫の散乱、さらにはバイオマストイレの浸水による使用不能など、多大な被害を受けたところであります。

町では、これまで駐車場に堆積した泥・砂の撤去やその他瓦礫の撤去などの復旧作業を進め、紅葉シーズン前に作業を完了したところであります。今後の整備についてであります。これから冬期間で積雪のシーズンを迎えることから、来年度、雪解けを待って木柵の設置などの安全対策を実施したいと考えております。

また、流失しました木道及び使用できなくなったトイレにつきましては、大雨による阿賀川の増水のたびに被害を受けることから、増水しても影響のない施工方法や設置場所を含め、調査検討していく考えであります。

なお、整備・活用にあたりましては、県立自然公園区域内であること、また過日開催されました全員協議会でご説明申し上げましたとおり、只見柳津県立自然公園の越後三山只見国定公園への編入の計画もあることから、県や環境省と十分協議をしたうえで進める必要がありますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 8 番、伊藤一男議員の、ため池の整備についてのご質問にお答えします。

まず、1 点目の尾登地区の大田ため池についてですが、正式名は、谷地堤であり、アメリカザリガニの巣穴により堤体の浸食が進んでいることなどから、昨年 4 月に尾登自治区から堤体法面の改修について、要望書が町に提出されたところです。

町では、ため池の管理者である土地改良区と県会津農林事務所とともに昨年度現地調査を行い、その対応について継続して検討しているところであります。自治区に対しましては、ザリガニの捕獲作業を進めるため、捕獲に実績のある県外の先進地視察を提案しておりましたが、現在ザリガニの個体数が減少していることなどから、自治区の意向により実施を見合わせているところであります。

ため池の改修につきましては、改修工事に要する受益者負担金が相当高額になることから、町としましては、自治区の皆さんの意向を十分確認した上で対応してまいる考えであります。

次に、2 点目の危険ため池の緊急改修箇所についてであります。国では、決壊した場合の浸水区域に家屋等があり、人的被害の恐れのあるため池を、防災重点ため池に位置付けているところです。平成 30 年 7 月の豪雨を踏まえ、福島県が本年度、防災重点ため池の再選定を行ったところ、本町では現在、全部で 23 カ所が選定されました。この防災重点ため池の全てについて、本年 9 月下旬から 10 月にかけて県・町・土地改良区が合同で調査を行ったところ、現時点で緊急に改修が必要な箇所については、確認されておりません。

なお、町としましては、住民の安全・安心を確保するため、今年度制定されました農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、防災重点ため池についてハザードマップ

の作成を検討しているところであります。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 8 番、伊藤一男議員の埋蔵文化財・民俗資料についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、埋蔵文化財につきましては平成 29 年度から 3 年間、芝草・小屋田遺跡や上小島遺跡からの縄文土器のほか、出土品約 1,250 点の整理作業を旧新郷小学校で行ってまいりました。この縄文土器につきましては、非常に貴重なもので、過去に開催しましたシンポジウム等でも専門家からも県指定重要文化財として相応しいものであると高い評価を受けており、今後、県指定重要文化財への登録申請を行ってまいります。また、民俗資料については、実際に農作業などの仕事や生活で使っていた道具類約 240 点を旧群岡中学校で保管しております。

おただしのこれらの文化財の活用状況であります。埋蔵文化財については、小・中学校、道の駅、ふるさと自慢館、町役場町長室、公民館の各種施設でスポット的に展示を行っております。また、民俗資料については小学校の社会科授業での年数回の貸し出しや見学など、できるだけ多くの方に見ていただけるように努めているほか、小学校ではクラブ活動において、町指定重要文化財である屋敷人形の道具を使った芝居の実演に取り組んでおります。

次に、展示場所についてであります。町としましても、先人から受け継いだ貴重な文化財を次世代に継承するため、公開・収蔵できる場所の必要性を認識しております。今後は、町全体の事業計画や優先度、財政面などを考慮しながら、廃校等の遊休施設を中心に検討を行い、関係課や歴史文化基本構想等各種計画との調整を図りながら、当面は様々な場所でのスポット展示を進めるとともに、新たな展示場所を検討してまいりますので、ご理解願います。

○議長 8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ただいま、それぞれ答弁をいただきましたので、これから再質問をしていきたいと思っております。まず、県立自然公園の銚子ノ口について、まず、災害復旧の見通しについては、まだ、これから冬ですので、来年の春になるかと思っております。その中で、これ本当に毎年、毎年というか、何回も大雨により木道が流されたというようなことでありますので、これからの、今、具体的な答弁の中には、具体的なこうしたいというものはなかったんですが、その辺についての計画や考え方について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

今後の復旧の見通しの具体的な計画というふうな形のご質問でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたが、銚子ノ口の木道、木柵等につきましては、平成 24 年から順次計画して整備をしてまいりました。過半の台風第 19 号によりまして、ほとんどのものが流失してしまったということから、今後、県並びに、先ほど申し上げました環境省と、その大雨になっても流れないような構築物を設置できるのかどうかも含めまして、その辺を検討していきたいというふうに考えております。

また、具体的な部分、来年度の部分ではございますが、やはり今現在、歩道があった部

分につきましては、全部流れてしまったということから、やはり進入禁止などの安全対策、やはり川岸は危険ですので、その安全対策は、まず進めていきたいという部分。あと、現在トイレが使用できないということから、そちらの部分についても、暫定的に仮設トイレの措置など、流されない場所についての、それを設置を考えているところでございます。また、現在、越後三山只見国定公園への編入も計画されておりますので、その関係も含めまして、十分に整備計画は詰めていきたいと考えております。

○議長　　８番、伊藤一男君。

○伊藤一男　私は、まず、今、ずっと木道を設置して、流されてしまったというようなことで、また替わる方法はないのかなと、また木道をやって、例えば木道でも、下のほうまでやっぱりやると、やっぱりちょっとした大雨でも流されてしまうと、そのようなことで、上のほうだけにするとか、またその磐越西線の近くのほうに遊歩道をもって、安全面からそっちのほうで計画できるような、そういうようなこととか、あとはやっぱり、広い場所をつくって、やっぱりその展望台みたいなものをつくるような、そういうような形とか、私はそういうことを想像しているんですが、その辺についてちょっと、詳しくちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長　　商工観光課長。

○商工観光課長　お答えいたします。

元道ではなくて、新たなものというような部分のご質問でございますが、確かに元道にあったところに、また設置すれば、流失の危険性もあるということは十分に承知しております。したがって、議員ご指摘のとおり、その遊歩道等を磐越西線側のほうにつくってみたはどうかという部分も１つの方策としても考えられることかと思っております。

また、展望台というような部分でございますが、以前、新潟福島豪雨には、コンクリート製の展望台は確かに存在しておりましたが、その展望台が、やはり豪雨によって流れてしまったという部分もございます。また、展望台につきましては、やはりあそこの銚子ノ口のようにになっている川の流れ等の部分を見るという形でありますと、結構やはり、ビューポイント的な部分が、どちらにしたほうがいいのかというような部分もございます。

また、この現在、県立自然公園ということで、そのいわゆる整備にかかる事業費等については、調べた段階では県からの補助金という部分はございませんので、今後、国定公園の編入という部分になりますと、その事業計画に掲載しますと、100分の45までの補助金が出るという部分がございますので、その辺も踏まえながら、十分に調査並びに検討をしていきたいと考えております。

○議長　　８番、伊藤一男君。

○伊藤一男　いろいろと私申しましたけれども、だいたいその辺は、観光課のほうでも、商工観光課のほうでもね、十分考えてると思います。やっぱり安心安全という面でも、やはり下までやるというのは流される危険性もありますし、それはちょっと考えながら、いろいろと計画を立てていただきたいなと思います。

ただ、私もちょっと勘違いしていたというか、県立の自然公園なので、例えば修繕費については県のほうから、町が計画を立ててやれば、こう一切出るのかなと、修繕費についてはそう思ったんですが、その辺については、今、課長ちょっと申されました。もう一度

お願いいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

県立公園に対する補助金という部分でございますが、今現在、福島県内には県立公園として 11 カ所ほどございます。そのうちの 1 カ所が銚子ノ口の部分になっております只見柳津県立自然公園という形になっておりますが、その補助事業等という部分を、県との調べたところ、特にその整備に関しては、いわゆる市町村の事業費というような形で、具体的な補助はございませんでした。

ただし、先ほど申し上げなかったんですが、木道の整備につきましては、県の森林環境保全によりまして、材料費だけは補助をいただいたという部分はございますので、その辺も含めて、木道がいいのか、そういう部分も含めて、それは十分に調査して整備はしていきたいと考えております。

○議長 8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 十分検討していただいて、やっていただきたいと思います。トイレについても、仮設トイレということもありますので、その辺についても十分検討していただきたいと思います。

次に、やっぱり今、銚子ノ口の観光資源として、どのように観光振興といいますか、利活用すれば、現在より多くの観光客が訪れてくるのかなと、そういう呼び込むための方策ですよね。それが今どういうふうになっているのかについて、まずお尋ねをしたいんですが、やっぱり観光客を呼び込むためには、本当は、まず道路というのが一番大事なことだと思うんですけども、道路については、下野尻から端村というようなことで、必ず磐越西線を渡らなければならないというようなことで、踏切については、なかなか J R の関係で、今までも何回もやってきていると思いますので、なかなか難しいと思うんですが、端村の集落の入ってから、やはり集落に直角に、90 度に角度、向きを変えて、銚子ノ口に入らなければならないというようなことで、以前にも集会所の、端村集体会所の左側、農道あるんですね、ちょっと真っ直ぐになっている。その辺の話も、ちょっと集落だったか何かあったような気がしたんですが、その辺の道路整備についても、やはりこれからお客さんを今よりも多く呼び込むためには、やっぱり必要なことではないのかなというふうに考えておりますが、いかがですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 銚子ノ口を観光資源と捉えまして、道路の整備という部分でございますが、確かに議員ご指摘のとおり、やはりあそこの銚子ノ口に至るまでは、道路の問題として 2 カ所ほどございます。まずは、先ほどもおっしゃられましたように、1 カ所踏切の問題。2 点目といたしまして、集落内での町道の丁字路での切り返しが必要だというような部分、2 カ所が把握しております。現に、大型バスという部分では、銚子ノ口の部分に行くまでは、大型バス 50 人乗りにつきまして、やはり踏切の時点で大変厳しいというような話を聞いておりますし、また、29 人乗りの中型バスによりまして、集落内に入っていくまでも、やはりあそこは、やはり 1 回では切れないという話を聞いております。

また、ご提案いただきました農道を真っ直ぐというような部分はございますが、その辺

につきましては、それが本当に必要なかどうかという部分、また、暫定的に隅切りをお願いするなどの部分も、対策もあろうかと思しますので、それは町の財政的な部分も含めまして、検討する場合もございますが、現時点では、そういうような隅切りが最良ではないのかなという部分もございますので、その地権者との協議も含めまして、検討はしていきたいと考えております。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　そういうことで、観光客をもっと多く呼び込むための1つの方策だと思うので、財政的な問題とかいろいろ、J Rについては、これは以前からやっているの、厳しい、難しいということでもあります。ただ集落内については、やっぱり農道でありますので、考え方によってはやることができるというようなことだと思いますので、その辺、検討していただければなというふうに思います。

あとは、呼び込むために、やっぱり周遊コースですね、西会津町全体の観光から銚子ノ口につなげる、そういう周遊コースの設定といいますか、あと群岡地区におけるそういう周遊コースの設定、そういったものを商工観光課のほうで十分やってもらいたいなというふうに思っています。

○議長　　商工観光課長。

○商工観光課長　　お答えいたします。

まず、周遊コースの設定ということでのご質問でございますが、当該地区、群岡地区には、やはり地域資源として素晴らしいものがあると考えております。まず1つ目は、先ほども申し上げた銚子ノ口の景観という部分でございます。また、群岡地区にはイザベラ・バードが宿泊した車峠というような部分の、通った宿跡とか、そういう地域資源が存分にあります。

その中で、やはり四季を折りなす部分で、いろんな桜の名所とか、石割桜とかいうような、いろんな地域資源ございますので、その辺をつなぐような形を、やはり町の関係団体とともに、その地域を巡るような、徒歩でも巡れるような形の部分は十分に有効なものと考えておりますので、その辺は十分に今後検討していきたいと思っております。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　今、課長のほうから答弁がありました。やはり情報発信といいますか、今、観光交流協会ではいろんな事業についてやっておりますが、やはり情報発信やPR活動については、やっぱりこれは商工観光課が担うべきだと思いますので、その辺について、もっと強力にそういう活動をしていただきたいなと、今もやってるんだと思いますが、その辺について。

○議長　　商工観光課長。

○商工観光課長　　お答えいたします。

各種情報発信のPRということでございますが、町といたしましては、今まで大小、昨年度で大小60近いイベントが町内の団体等でも開催されるということから、町といたしましては、その情報をいただければ、町のホームページに観光情報ということで逐次あげさせていただいております。また、情報発信の協力隊によります、「なじよな町、西会津。」というような部分の中でも、終わったあとでございますが、そういうような活動の取り組

みを展開しているということで、情報発信は意識して行っているという部分ではございます。今後もそういう情報があれば、逐次あげるなど、情報発信は努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　全協でお話があったわけでありますが、越後三山只見国立国定公園に編入されるというようなことが、今、検討されているというようなことでしたが、これというメリットといいますか、町にとっての観光面のメリットというのはどういうところにあるのでしょうか。

○議長　　商工観光課長。

○商工観光課長　　お答えいたします。

一応、国定公園に対する編入のメリットということでございますが、やはり国定公園になったということで、やはり国のほうのホームページ等のほうにも掲載されるということで、情報の発信はできるのかなと考えているところでございます。

また、国定公園になることによりまして、公園としてのグレードアップにはつながるのかなと考えておりまして、一般の方々に対しても、その情報が目に触れやすくなるのではないかと考えております。

また、先ほども申し上げましたが、やはりその国定公園になることによりまして、その公園計画にその事業を載せることが可能となりましたらば、国からの補助金もいただけるということで、その辺で大変メリットはあるのかなと考えているところでございます。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　今、課長から話ありましたが、その中で、やっぱり銚子ノ口のグレードアップというような話ですよね。この銚子ノ口に関わる話として、以前から端村側といいますか、そちらから滝坂本村に向かって橋を架けて、橋を架けようとして、それが少しやったようではありますが、成功しなかったと、そういうような昔のそういう話も歴史の本に載っておりますので、そういう、その当時は、その当時の背景としては物流の関係で、そういうような橋を架けようというようなことであつたかもしれません。それは観光面でなかったかもしれませんが、これからそういうようなこととか、やはりあとは、ずっと最近といってもかなり前になりますが、銚子ノ口から徳沢まで舟下りをするというような、以前のそういうような話とか、計画もあつたようではありますが、そういうような国定公園になるようであつたらば、その辺の計画についても十分検討されて、やっぱり振興計画といいますか、つくっていくべきだろうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長　　商工観光課長。

○商工観光課長　　銚子ノ口のグレードアップということで、今後の国定公園の編入に向けて、まず1点目が、架橋して観光名所にしたらということでございますが、こちらのほうの群岡史というような部分によりまして、これまで3回ほど架橋の計画があつたということで、直近では明治18年にされたということなんです、その架橋のあるところで、ちょっと、急遽崩れてしまったというような記録が残っておりますので、その辺、今から100何十年前という部分はございますので、その辺の部分のいわれとか、そういう部分は設置はしてもいいのかなとは思いますが、ただ、橋に関しては、やはり多額の財政負担も伴

うという部分のことから、その部分についてはなかなか厳しいものがあると考えております。

また、徳沢までの舟下りというのは、確かに、以前、計画はされていたという部分ではございますが、やはり船着き場の問題とか、いろんな部分もございますので、その辺は今後の検討の中で、どこまで可能となるのか、グレードアップになるのかという部分も含めまして、十分に精査しなければいけないのかなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それでは、次の再質問に移りたいと思います。ため池の整備についてであります。尾登地区のため池の改修についてなんです、これは昨年4月から町のほうに話があったというようなことでありますが、その後、県の農林事務所と町のほうで十分、地区の人たちを含めて話をされたと思うんですが、県と町との協議の中で、どのような改修をすればいいのか、また、受益者負担が少なく済むのか、そういうような話し合いといいですか、検討は十分されたのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長　　農林振興課長。

○農林振興課長　お答えをいたします。

尾登のため池の改修方法についてのご質問でございますけれども、実際どういった工法で対応するかという部分については、詳細な設計を組んでみないとはいっきりしたことは申し上げられないわけでございますけれども、県、そして土地改良区や土地連からの助言においては、現在、侵食が進んでいる堤体、堤防部分ですね、これについて、侵食部分について土盛りをして補強をし、防水シートなどで穴が開かないような対応をしてはどうかというような助言はいただいているところでございます。

その中で、課題としてありますのは、まず水が張ってある状態でありまして、その水をどういうふうな対応するか、水を抜いて工事をするか、また、中に仮の堤防をつくって、水が入らないようにして工事をするか、あと、その現地に行くまでの道路をどうするか、また、その堤体に盛土、切り盛りをするための土砂の確保、これをどこから土砂を確保して、また不要な土砂はどこに捨てるのかといった部分の対応をどうするかというような、工法上の課題も残っているわけでございますが、冒頭で申し上げましたとおり、現在、細くなっている堤体を、土を盛って強度を高めて、遮水シートなどをして補強してはどうかというような、現在まだ助言の段階でございますけれども、そういうアドバイスは頂戴しているといった状況でございます。

以上でございます。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　今、話伺っていて、ちょっと具体的なものが見えないんですが、やっぱり昨年の4月に、これ集落の要望書があがってきているというようなことでありますし、やっぱりそれ、何らかの具体的なものを、ちゃんとやっぱり示していかないと、やはり今、これだけ大雨によるいろんなところで、こう災害が起きている中で、やっぱりもっと早急に話を、県と町とでやっていくべきだと思うんですが、その辺についてどうなんですか、もうちょっと対応を早くできないんですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

もう少し早く対応できないのかというご質問でございますけれども、町といたしまして、できるだけスピード感をもって対応いたしたいということにつきましては、議員の考えと同じ思いでございます。

しかしながら、補助事業を活用するに際しまして、どうしても受益者負担といったものが出てきます。実施設計を組んだわけではございませんので、はっきりは申し上げられませんが、県や土地改良区からの助言では、工事をするにあたっては1億円以上かかるだろうというような助言を頂戴しております。それに対しての受益者負担、これを考えますと、なかなか早急な対応策といったものを提示できないというのが現状でございますので、これについてはご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ちゃんと工事をやれば、設計を組んでやれば1億というようなことでありますが、あとそうなると、ほかの例えばですよ、自治区においてもそういうあれが出たときには、もう取り組めないというようになってしまうと思うんですよ。尾登地区だけでなく、やっぱりほかの地区だってそういうところがあっても、もう受益者負担が2千万だね、いくらだのってなれば、もうできなくなってしまうと。だったらもっと簡易的な方法で、今まで、以前やっているところでは、樹脂製のマットとか、ラバー、そういうようなところとか、そういうようなことでもっと簡易的な、安くやれるような方法というのは、やっぱり町とか県では、そういうことでやっぱり1億かかるというようなことなんですか、そういう工法でも。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

今ほど議員から、具体的な工法についてご提案があったわけでございますけれども、先ほどのご答弁の中でも申し上げましたとおり、最終的に堤体を補強するのに、その樹脂製のマットといいますか、遮水シートのようなものを施して寿命を延ばすというような方法はございます。ただ、議員も現地をご覧いただいた段階でお分かりかと思っておりますけれども、かなり堤体が細くなっておりますので、やはり肉盛りをして、一定程度の堤体の厚さを確保して補強工事をしなければならないといった部分が出てきます。

先ほど大きな工事費を申し上げましたけれども、あのため池の水を抜かないで、現在、農業用水、飲料水等にも活用されておりますので、その機能を生かしたまま工事をするとなると、それだけの事業費がかかってしまうというようなアドバイスでございます。ただ、水を抜いて1年ほどかけて、あそこのため池を利用しないで工事をすれば、工事費はもっと安く抑えられるというような助言も頂戴しておりますけれども、これは集落との調整が必要なのかなというふうに思っております。

また、受益者負担につきましては、集落のほうの意向では、今、中山間地等の交付金、こういったものを積み立てて、そういった受益者負担に充てたいというような取り組みも考えているというようなふうにも伺っております。

国のほうでも、西日本の豪雨、あるいは台風19号で多くのため池が決壊したという事実

を踏まえて、ため池の対策については、随時見直しをしているところでございますので、町といたしましてもアンテナを高くして、有利な事業がありましたら積極的に導入をしていくという考えでございますので、よろしくご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　今、課長の話、伺いました。やっぱり地区では、やはり今言ったように、飲料水に使用しているというようなことでありますので、やはりこれは本当に、緊急にやらなければならないというか、何かあってからでは遅いわけですから、そういうものをですね、この例えば、事業をやるにあたって、国、県、町の補助金といいますか、その辺についてはどのような割合になるのでしょうか。

○議長　　農林振興課長。

○農林振興課長　　お答えをいたします。

改修工事にあたっての補助率というご質問でございますけれども、活用できる補助事業についてはいろいろなタイプがございますけれども、一例を申し上げますと、最も有利なもので国の補助率が55パーセントと、県の補助率が16パーセント、町の補助が10パーセントというようなものが一番有利な、現在、補助でございます。補助事業の内容によっては、この補助率というものはもう少し下がったりとかする場合もございますけれども、代表的なものにつきましては、このような数字になってございます。

以上でございます。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　話は分かりました。とにかくスピード感をもって、課長、言っているようにスピード感をもってやっていただきたいと思います。

あと、危険ため池といいますか、全部で23カ所あるということでありました。その中で、防災重点ため池についてのハザードマップの作成とあるんですが、これはいつ頃まで作成するのでしょうか。

○議長　　農林振興課長。

○農林振興課長　　お答えをいたします。

防災重点ため池のハザードマップの作成についてのご質問でございますけれども、現在、来年度、令和2年度において作成をしたいというふうに準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　今後、とにかく想定外の豪雨とか、そういうことがありますので、危険度の高いため池については、集落と十分話し合いながら、対策を早急に進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。次の再質問については、埋蔵文化財と民俗資料についてであります。まず、埋蔵文化財については、町のいろんな公共施設といいますか、保存されていると思うんですが、この中に旧群岡中学校の寄宿舎、そういったところには、もう現在は何

もないわけでしょうか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

旧群岡中学校の施設でございますけれども、そこには何もございません。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 旧群岡中学校の寄宿舎には何もないと、今現在はないということでありました。あと、今、芝草地区や上小島の調査ですか、史跡調査終わったということなのですが、今後の計画については何かあるんでしょうか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 先ほどご答弁申し上げましたように、3カ年でこの令和元年度をもちまして、この調査については終了いたします。それで、今後、県のほうにその指定の重要文化財への登録申請を行ってまいりたいということでございまして、一旦この事業については今年度で終わりということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 あとは生涯学習の面での活用については、いろんなところでやっているというようなこと、以前からやっているというようなことでありますが、学校での町の歴史資料についての教育面での活用については、どういうところで、どういうようなことでやっ
てるんでしょうか。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 ご質問のうち、学校教育の部分につきましてお答えをさせていただきます。

生涯学習課長の答弁にもありましたとおり、小中学校にも実際に出没した土器等を展示
させていただいております。小学校、中学校におきましては、授業の中で実際にそれを学
ぶ授業がございます。具体的に申し上げますと、6年生の社会科の歴史だったり、中学校
1年でも同様なのですが、社会科でそういった授業をする際に、実際に校内にある土器を
見学しまして、学習に役立てることができるというようなことが行われているところで
ございます。そのほかにも、ふるさと自慢館の見学だったり、それから、公民館に展示して
ある土器の見学だったりということで、ほかの学年でも、そういった出土した文化財の見
学学習を行っているところでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 学校教育での活用の中で、例えば、今、大宜味村の小学校、中学生が交流で
来ていますが、そういうときの、そういう活用という、歴史資源の活用というようなこと
で、保存、展示というようなところを見て回るようなことはなかったんでしょうか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

大宜味村との交流の中で、当町の児童の交流でございますけれども、大宜味村の児童が来て
いただいて、特段そういった施設を巡るというようなことは実施してはございません。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 次に、埋蔵文化財なのですが、本町の縄文土器については、総務常任委員会

の報告でもあったように、國學院大學の小林達雄名誉教授が一昨年、講演なさって、本町の縄文土器群については、新潟、信濃川流域に点在する縄文遺跡群の中のルーツかもしれないと、これは小林教授が言ったことであって、これは定かではないかもしれませんが、それだけやっぱり素晴らしいといえますか、歴史的に価値のある、そういう土器だと思いますので、これから、やはり本町の火焰土器だと思うんですが、そういう、どういうところでこれから展示、保存場所といえますか、その辺については考えているのか。

また、今現在のように、各いろんなところで、施設で置いて保存しておくのか、その辺について、いろんなところ、ちゃんとした考えはないかもしれませんが、町長、どうでしょう、これは町長もずっと携わってきたというか、いろんなことで埋蔵文化財や民俗資料については、分かっているわけでありますので、町の歴史の中で、やっぱりこういう歴史資源、遺産というのは非常に大事なものだと思いますので、町長の見解をお伺いをしたいと思います。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　町の貴重な歴史文化遺産、これ私も大切に次の世代にしっかり継承していくことが大事だなというふうに思っております。いろんなこれまで、いわゆる埋蔵文化財の発掘からいろんな、特に埋蔵文化財の部分については、長い時間と、いわゆる財政を投入してやってきた経緯があるわけでありますが、その整理がようやく今年終わって、それを県のほうに申請をしたというようなことでありますが、私、文化財は、やっぱり保存の目的と、それともう1つは、それをやっぱり生かすということも、この2つをしっかりやらないといけないなというふうに思っています。

そういう意味で、かなり膨大な、これまでのいろんな埋蔵文化財もそうですし、いろんな民具だとか何か、いろんな財産があるわけであります。その整理がなかなかできております。これをしっかりやらないといけないなというふうに思います。

で、いつだったから、今年ですけれども、群岡中学校、それから小学校も見てきました。群岡中学校に行ったら、相当の文化財、遺産があそこに収納されている。しかしそれをどういう形で、これから展示をして、皆さんに、いわゆる見ていただくことと、それから、どういう形でしっかり保存したらいいのかな、場所の問題もありますけれども、いろんなことを考えないといけないなというふうに思ってきました。

で、これから、今ご指摘のように、貴重な文化遺産を、いわゆる今年の4月にですか、歴史文化基本構想計画が策定されて、そのいわゆる計画を推進するための委員会もできたわけでありますから、そういう機関の中でしっかり、これからの町の方向付けをしてまいりたいなと、そんなふうに思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それでは、ちょっと前後しますが、会津地区では縄文土器の国や県の指定を、文化財として指定を受けているところはあるんでしょうか。

○議長　生涯学習課長。

○生涯学習課長　お答えをいたします。

ちょっと現在、手元に資料ございませんので、後ほど調べさせてご返答させていただき

たいと思います。すみません。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 縄文土器群の修復作業といいますか、西会津は本当に素晴らしい、そういう復元できるような人がいたりですね、本当、そういうことで私は素晴らしい遺産だなというふうに思っております。そういう中で、やはり日の目の見るような、保存すべきものは保存する。展示してみんなに見ていただくものは見ていただく。そのようなことで、そういう、やっぱり例えば、旧新郷小学校とか、そういうところに、やっぱりこれで利益を生むような、そういうものではないと思います。費用対効果なんていうことではないと思います。それは予約制でやったり、管理運営の面でやりやすいところといいますか、そういうところでやれば、私はできるんじゃないのかと、そんなにお金をかけなくてもできるのではないのかというふうに思っております。

そういうことで、いろいろ質問いたしましたけれども、とにかくスピード感をもって、いろんな事業にあたっていただきたいなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

暫時休議にします。(12時00分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中、8番、伊藤一男君の一般質問で、後ほど答弁することとなっていた件について、答弁したい旨の申出がありますので、これを許します。

生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 午前中の、8番、伊藤一男議員の再質問の中でおただしのありました会津地方における縄文時代の、国、県指定重要文化財についてであります。国指定重要文化財が、磐梯町の法正尻遺跡出土品、三島町の荒屋敷遺跡出土品の2件。県の指定重要文化財が、柳津町の石生前遺跡出土品の1件。合計3件になります。

○議長 質問者は質問席についてください。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。9番、多賀剛でございます。今定例会に3件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

また、昨日来の同僚議員の質問と一部重複する質問もありますが、別な角度で質問をしたいと思いますので、通告どおり質問させていただきます。ご了承いただきたいと思います。

まずはじめに、新年度予算編成方針と各種事業推進方針についてお尋ねをいたします。薄町長がご就任されて、早2年5カ月、「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」のスローガンのもと、公約実現と元気なふるさをつくるために各種事業に精力的に取り組まれているところであります。毎年この時期になれば、新年度予算編成に向けての方針の策定や各事務事業の見積り作業が進められていると思いますが、薄町長がご就任されて3度目の予算編成となるわけでありましたが、新年度予算編成にあたっては、どのようなお考えのもと編成作業がされようとしているのか、3度目ともなれば、さらに薄カラーが色濃く鮮明になることを期待するものでありますが、その点を踏まえて何点かお尋ねをいたします。

まず1点目としまして、新年度予算編成にあたっての所見についてお伺いをいたします。

2点目として、働き方改革・行財政組織改革についてはどのようにお考えになるのかお伺いをいたします。

3点目として、スクラップ&ビルド・選択と集中、これは言葉ではよく使われますが、実行するとなるとなかなか難しいものがあると常々感じております。これらについての考え方についてお伺いをいたします。

4点目として、各種事務事業の重点化、優先化とともに、各種補助金等の見直しも必要と考えますが、ご見解をお伺いいたします。

5点目として、検討中の各種使用料、手数料の見直し作業の進捗状況はどうなっているのかお伺いをいたします。

6点目として、歳入確保、自主財源確保の取り組みはどうなっているのかお伺いをいたします。

昨日の同僚議員の質問にあった、ふるさと応援寄附金に関しては理解しましたので、他の自主財源確保についての取り組みがあればお示しいただきたいと思います。

7点目としまして、西会津まちづくり基本条例に規定されている協働のまちづくりの推進については、今一度、原点に返って、さらなる努力が必要と考えますが、ご見解をお尋ねいたします。

次に少子化対策・婚活支援についてお尋ねをいたします。先週の12月7日の新聞報道によりますと、県は平成27年に策定した人口ビジョンを、さらに人口減少が加速するとして下方修正をした人口ビジョン更新案を示したところであります。本町にあって、2040年、人口が3,500人程度の町になってしまう。いかにして人口減少にブレーキをかけ、元気なふるさとにしていくか、人口ビジョンが上方修正することはあっても、下方修正するなどということがないよう、対策、取り組みが必要であります。

少子高齢化・人口減少対策は、一刻一秒の予断も許されない喫緊の課題であります。この大問題に立ち向かうには、多方面にわたって、多岐にわたっての対策が必要であります。今回は少子化対策・婚活支援に絞ってお尋ねをいたします。

まず1点目に、現在までに婚活支援事業の実績と効果について、どのようにお考えになっているのかお伺いをいたします。

2点目に、セカンドマリッジ、再婚希望者支援応援事業と、若者だけでなく中高年向けの婚活支援事業も必要と考えますが、ご見解をお伺いをいたします。

3点目として、以前はやっておりました仲人や世話焼き人等の支援、応援も必要と考えますが、いかがでしょうか。

4点目としまして、以前も申し上げましたが、地域の実情に合った、本町に合った形のネウボラ制度、結婚、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制も必要と考えますが、ご見解をお伺いいたします。

5点目としまして、現在取り組まれている、このとりサポート事業の実績と効果をどのようにお考えになりますか、お伺いをいたします。

3番目の質問としまして、ベトナムとの交流についてお尋ねをします。最近、県においても多方面においてベトナムとの交流を積極的に推進しているようであります。先月から

は、福島空港とベトナムを結ぶチャーター便が運行され、多くの観光客の来県、交流人口の拡大に大いに期待するところであります。来年に行われます東京オリンピック・パラリンピックにおいては、福島市がベトナムのホストタウンとして交流を深めようとしております。また、本町にも支店がある大手スーパーマーケットにおいては、本年 70 名もの技能実習生を受け入れ、大きな戦力として活躍しているとのことでもあります。

本町にあっては、一昨年の雪国まつりにベトナム大使館から参事官が来町されてからの交流であります。今後の交流、発展に大いに期待するところであります。現在の状況、今後の展開、展望について伺いをいたします。

以上の 3 件を私の一般質問といたします。明解なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 9 番、多賀議員の少子化対策・婚活支援についてのご質問のうち、ネウボラ制度と、こうのとりのサポート事業についてのご質問にお答えをいたします。

町では、安心して暮らせるまちづくりのため、最も基本となる計画として西会津町総合計画を定め、特に重点をおいて進めるプロジェクト X に子育て支援を位置付けて推進しております。

おただしの、ネウボラ制度はフィンランドが発祥とされており、妊娠から就学前まで担当の保健師が、家族全体に寄り添い支援する仕組みで、近年日本国内においても広がりをみせており、誰もが安心して出産から子育てができることから、子育て支援の取り組みとして有効であると認識しております。

国では、ネウボラのような妊娠から子育てまでを一括して支援する拠点として、子育て世代包括支援センターを 2020 年度までに全市町村に設置することを目指しており、既に本町では子育て支援の拠点として、こゆりこども園内に子育て支援センターを設置し、事業を実施しております。

ネウボラと子育て支援センターでは、家族全体に対する支援の密度などの違いはありますが、目指すところは同じであり、現在の我が国では子育て支援センターによる取り組みが有効であると考えられており、現在、子育て支援センターにおいて、妊娠・出産・育児期における保健師による育児相談、訪問指導を行うなど、子どもやその家族との距離を縮め密接に関わりを持ちながら、きめ細やかなサポートに努めており、今後も関係機関と連携を図りながら、安心して子どもを産み育てられるまちづくりに努めてまいります。

次に、こうのとりのサポート事業についてお答えをいたします。こうのとりのサポート事業は平成 26 年度から実施しており、現在まで男女合わせて延べ 26 人の方が利用され、その結果 7 人のお子さんが誕生しております。また本事業は、県補助対象となる特定不妊治療、体外受精、顕微授精の自己負担分への助成に加え、県の補助対象外となる不妊治療にも助成を行っており、子どもを授かりたいと望む家庭の経済的負担軽減に大いに役立っていると考えております。なお、不妊治療などは、早めの検査と早期の治療が効果を生むことから、医療機関と連携して制度の周知を図り、妊娠を望む家庭への支援を推進してまいりますのでご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 9 番、多賀剛議員の少子化対策・婚活支援のご質問のうち、婚活支援に関するご質問にお答えいたします。

はじめに、現在までの婚活支援事業の実績と効果をどのように考えるかのご質問についてであります。町では後継者対策事業として、若者が交流できるイベントを通じ、男女の出会いの場を創出し、結婚意識の高揚を図ることを目的に、平成 22 年度より事業を実施してきたところであります。昨年度までの参加者は延べ男性 180 名、女性 193 名となっており、56 組のカップルが誕生し、うち 5 組が成婚しております。事業効果といたしましては、ここ 3 カ年のカップルの成立割合は 40.6 パーセントと高く、一定の成果が出ているものと考えております。

次に、再婚希望者支援事業と中高年向けの婚活支援事業についてのご質問にお答えいたします。再婚希望者や、いわゆる 40 代以降の世代を対象とした婚活事業につきましては、近年、該当する方々を対象としたイベントが全国的に開催されております。町といたしましては、全国のイベントの成果や町内におけるニーズ、社会情勢等を踏まえながら、後継者対策としての事業効果等を十分に調査していきたいと考えております。

次に、仲人・世話焼き人の支援・応援も必要ではないかのご質問にお答えいたします。仲人とは縁談のお世話から結納・結婚式に至るまで、両家の間に入って切り盛りをする務めを担う方とされております。近年の結婚観の変化や価値観の多様化する社会において、結婚に向けて仲人を立てないケースが民間企業の調査の推計値によりますと 96.9 パーセントにも及んでおります。このような状況を踏まえ、婚活事業における意向調査やイベント開催時のアンケートなどを通じて、仲人・世話焼き人に対する支援の効果や必要性について調査してまいりますのでご理解願います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 9 番、多賀剛議員のご質問のうち、新年度予算編成方針と各種事業推進方針についてのご質問にお答えいたします。

まず、新年度予算編成についてであります。今年度より新たにスタートしました第 4 次西会津町総合計画に掲げる「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」の実現に向け、真に必要な施策に重点的に予算配分することといたしました。近年の本町を取り巻く状況は、人口減少や高齢化の進行とともに町民ニーズが複雑多様化しており、子育て支援や教育、産業振興、防災対策、社会資本整備など、あらゆる分野で行政需要が増大しております。

一方、本町の歳入の約 40 パーセントを占める地方交付税は、ここ数年減少傾向にあるとともに、来年度から新たに導入される会計年度任用職員制度による新たな財政需要もあることから、今後も厳しい財政運営が予想されるところであります。

これらの状況を踏まえ、効率的・効果的な行政運営を推進するため、平成 28 年 8 月に策定しました行財政改革大綱第 16 次に基づき、現在、全庁的な取り組みとして行財政改革の作業を進めているところであります。行財政改革の内容であります。1 つ目は、事務事業の見直しであります。町が政策的に毎年実施している事業や補助金について、費用対効果や達成度、町民の満足度などを見極め、縮小・廃止・統合・継続・拡充について検討しております。

次に、2つ目としては、使用料・手数料の見直しであります。全ての使用料・手数料を対象とし、近隣市町村の状況などを参考としながら、行政コストや受益に応じた適正な負担額とするよう、総合的に調査検討し、見直しを進めております。また、減免規定につきましても、公平性の観点から均衡を逸するもの、所期の目的を達成したものなどは、縮小や廃止を検討しております。

次に、3つ目としては、業務改善であります。通常の業務や施設の改善、組織改革などにより、町民サービスの向上や近年の働き方改革等に対応した業務効率の向上を図るため、様々な角度から検討を進めております。

これらの行財政改革の推進により、限られた財源の中で、町の活性化や町民の生活向上につながる各種施策に取り組んでまいる考えでありますので、ご理解願います。

次に、協働のまちづくりについてであります。議員もご承知のとおり、町民・議会・行政の三者がそれぞれの役割を果たし、一体となってまちづくりを進める協働のまちづくりは、本町の憲法ともいえる、まちづくり基本条例の基本となっております。

町といたしましても町政の進展を図る上で、協働のまちづくりは、大変重要であると認識しており、今まで町民の方々にまちづくりに参加いただけるよう、様々な取り組みを行ってまいりました。今後も引き続き、主役である町民の皆さんにまちづくりに関わっていただけるよう努力してまいる考えでありますのでご理解願います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 9番、多賀剛議員のご質問のうち、ベトナムとの交流についてのご質問にお答えいたします。

ベトナムとの交流につきましては、平成30年2月に駐日ベトナム大使館の参事官が本町の雪国まつりの視察に訪れたことを契機に、ベトナムとの交流を新たな産業の創出につなげることができないか、平成29年度から平成30年度にかけての新産業創出事業において調査・検討を進めてきたところであります。

現在のところ、平成30年度の調査結果から提案された、外国人介護人材育成教育機関設置調査事業及び、農林産物加工品等輸出調査事業を進める中でベトナムとの人的・経済的な関わりについて検討しております。全国的にも、また福島県内においても、ベトナム人の在留や来訪は飛躍的に増加しており、議員おただしのとおり、様々な分野での交流が行われております。

このような現状を踏まえ、町といたしましても、現在の調査事業を通じ、町の課題解決、または活性化のために、どのようにベトナムとの交流を展開すべきかを引き続き検討してまいりますので、ご理解願います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきたいと思っております。まず、町長からご答弁いただきましたので、そちらのほうから再質問させていただきます。まず、ネウボラ制度の必要性というか、重要性は十分認識していただいているということで確認しました。それで、私は、フィンランドのネウボラ制度をそっくり持ってくるということではなくて、やっぱりこの地域に合ったというか、町に合った形で、やりやすいようにすることが必要でないかというところで、やっぱり、婚活と合わせて、今までは妊娠から出産、子育てに

あたって、切れ目のない支援をしていたんですが、その前段、いわゆる出会いから結婚なんかも一緒に考えられるようなことが進めればいいのかという思いです。

商工観光課長からは、仲人は今、ほとんど立てないんだというような、仲人は立てなくてもいいんですよ、要は世話焼き人が、昔みたいな世話焼き人がいて、その方がやっぱりずっと子育てするまで関わっていけるようなシステムをつくることというのが、私は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

結婚に向けた世話焼き人というようなご質問でございますが、確かに以前ですと、町では結婚相談員という形を設けて、民生委員の方々が結婚に向けての相談をされていたというような実績があるということでございます。

現在、先ほども申し上げましたが、民間の結婚情報サイトの調査によりますと、その仲人を立てない方というのは、やはり大変多くなっておりまして、また、その世話焼きについても、やはりちょっと面倒くさいという観点から、なかなか、いわゆる他人にそのお世話をされたくないという傾向が強いというような話もなっております。

ただし、今まで私どもで婚活支援事業を行ってまいりましたが、やはりカップリングになったとしても、その後、どう付き合っていくか分からないというような声も若干ございました。その点を踏まえまして、今までは、その婚活事業を委託した会社に相談窓口等を置きまして、その中に相談していただきたいというようなことから、今まではやってまいりました。で、なかなかそのカップリング以降、なかなか成婚まで至らないという部分はそういう部分はなかなかあるのかなとは考えておりますが、なかなか今の中で、そういう世話焼き人がいないから厳しいのかなと思う部分もありますが、逆に面倒くさいという部分も両方の意見があるということだけは認識しておるところでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。それで、婚活支援事業の実績等は分かりました。その中で、私、提案したのは、セカンドマリッジ、意外と周り、周辺を見渡すと、再婚なさりたいという方が結構多いようであります。それ、やっぱり任せっきりだと、なかなかこれ事が進まないなという思いでおりますが、そんなところのやっぱり支援は、今後必要ではないでしょうかね、いかがでしょう。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

いわゆる再婚に向けた支援というような形かと思いますが、確かに今日、再婚、事情があって独身になられた方々が増えているということは認識しているというところでございます。その中で、私どもとしましては、今までの後継者対策事業の中で、独身男女という形でやっておりましたので、特にその再婚とかという部分は区別をしてなかったという部分もございますので、その対象者だけを集めたものがあるのか、それとも、今まで従前のおり、後継者対策事業として婚活支援を行っていったほうがいいのかという部分につきましては、十分に考えなければいけないのかなと思っておりますが、今現在はそういう区分は付けていないという部分でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。以前も町長も、なかなかこれが進まないのは、やっぱり昔みたいな世話焼き人がいなくなったからだというような話をしておりましたので、やっぱり否が応でも、否が応というのはちょっと語弊ありますけども、まして再婚希望者というのは、やっぱりいろんな過去があるわけで、なかなか踏み出せないところがあって、そこをやっぱり否が応でもやっていただくというようなこと、私はそれが世話焼き人の仕事かなんていう思いでおりますが、町長、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私も、この昔の、いわゆる仲人制度、あるいは世話役にあたる、そういう人たちが今はいなくなってしまって、そんなことも 1 つの要因になっているのかなというふうに思っておりますけれども、ただ今の時代に合った、そのやり方といいますか、これを考えないといけない。で、どういうやり方があるのかなというふうに、ずっといろんなことを考えているわけですが、これはちょっとやっぱり、都会と田舎と、また違うそういう環境にあるわけでありまして、ですから、ちょっとその辺はいろいろ考えている中で、西会津町に合ったそのシステムといいますか、どういう形にして、今の、いわゆる出産前の結婚できるような環境をつくる。そして、結婚できるような、そういう支援する制度といいますか、これをやっぱり真剣に考えないといけないかなというふうに思っています。

で、これまではいろんな婚活事業をやってきました。それなりに効果はありましたけれども、さらにやっぱり効果を出すためには、その間を取り持つ人、この人たちがいないと、なかなかやっぱり先に進まないのではないのかなと、今、お互いのデータをコンピューターに打ち込んで、そしてコンピューターで相手をマッチングをして、その間はやっぱり人間が、その間を取り持つ。いろんな世話をしてやるといいますか、そういうふうな、今、取り組みがされているようでありますので、なかなかそんな簡単ではありませんけれども、いろんな方法の中で、西会津町においてはどういう方法がいいのかなということを、これを真剣に考えさせていただきたいなと、そんなふうに思ってます。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 私も、みんなに合わせることは必要ないと思いますよ、やっぱり本町に合ったような形でいろんな事業を進めるということは必要なことだと思います。

それで、町長からも、いわゆるこうのとりのサポート事業のお話ありましたが、今回の補正予算でも増額の補正があるということは、利用者が多くなったんだなという思いがありますけども、このうちの町の、いわゆる合計特殊出生率というのは他町村に比べて高かったと思うんですが、福祉介護課長、うちの合計特殊出生率というのはなんぼでしたっけ。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

現時点で合計特殊出生率として町のほうでデータをお持ちしておりますのが、平成 20 年から 24 年までの 5 年間の数値をもとにした数値でございます、現在のところ 1.66 という数字でございます。福島県の平均が、その時点で 1.48 ですので、県内の平均は上回っております、なお、自治体ごとに集計いたしました数字で申し上げますと、県内で 7 番

目の高い数字となっているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 20年から24年にかけての5年間は1.66ということで、人口減少させないためには2.07以上が必要なんだというようなことがありまして、県の方針も2.11を目指したいというようなことを新聞に載ってございましたけども、なかなかこれ厳しい数字だなという、私は思っております。

それで、いろんな質問とリンクしますので合わせてお尋ねしますが、やっぱりいろんな事業をメリハリの利いた形でやるとなると、やっぱりおざなりな対応でなくて、やっぱり選択と集中、どかんとお金をつぎ込むところはお金を使うと、それで、残念ながらあんまり効果が高くない、低いというやつは縮小なり廃止なり、それはやむなしと思いますが、そのいわゆるメリハリの利いた予算という中で、いわゆるこの子育て支援というのは、大変重要なウエイトを占めると思うんです。その辺のお考えをお示してください。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

町の次世代を担う子どもたちを健全に育成しながら、次代に、西会津町の次代を担っていただくようにするためにも、子育て支援に関しましては、非常に重要な施策であるというふうに認識しております。町では、妊娠から出産、また育児、保育、学校にあがってまでも、様々な町独自の政策なども展開しながら、そういった子育て支援の政策を展開しているわけなんですけど、やはり人口減少に伴う子どもさんの生まれる出生数も年々少なくなってきたという実態もございますので、そういった出生数の減少にも歯止めをかけたいといった目的で、こうのとりのサポート事業などにも取り組んでいるところでございます。

それにつきましても、やはり子育て世代、子育て支援策というのは、先ほど申し上げましたように、次世代を担う、町の次世代を担う子どもたちの育成に向けて、非常に大切な事業であって、町を維持していくためにも、本当に大切な事業である、大切な施策であるというふうに認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、質問を変えまして、新年度予算編成方針と各種事業推進方針について総務課長よりご答弁いただきました。先日の全員協議会でもお話、ご説明いただきましたので、中身は分かりましたが、今の時点ではなかなか具体的なところは申し上げられないというところであります。

そんな中で、令和元年度の事務事業の見直し対象事業というのがあります。これはご説明の中では、ご答弁の中では、いわゆる縮小、廃止ばかりでなくて、拡充だったり、そういうものも入っているということでもあります。大切な事業もいっぱいあるなど、私、拝見しましたけども、これね、いつも言ってますけども、拡充なり継続なり、そういうのはいいんです。いわゆる、いざこれ効果が薄いから廃止にしよう、これから庁議を経て、最終的には町長の判断だというようなご説明だったんですが、これね、何でもかと言うと、やっぱりどんな事務事業でも、やっぱり町民の福祉の向上、何らかの恩恵が受けている事業がほとんどだと思うんです。それをあえて効果が薄いから縮小、廃止をしなければいけない

い。私はメリハリの利いた中でね、こういうことは必要だと思いますが、この事務事業の見直し、特に廃止、縮小に関しては、やっぱり最終的には町長の英断でやってもらうしかないとは考えておりますが、町長のその辺のご見解をお尋ねします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 今、事務事業の見直しをしているわけでありませうけども、まだ私に対しての、全体的見直しの結果について報告を受けておりませんので、具体的に何が廃止されるのかはちょっと承知をしておりません。よく皆さんの検討結果を十分聞きながら、その辺は判断をしてまいりたいなというふうに思っておりますが、このことについては、来年1月の臨時議会の中に提案をしたいというようなことでありますから、十分に検討して、そして判断をさせていただきたいなと、そんなふうに思ってます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 年明けたら判断するということでもあります。これなかなか縮小、廃止というのは難しいといったのは、我々も町長も選挙を経てなっているわけですし、なかなかこの切るというのは難しいところなんです。でもね、先ほど言ったように、今回3回目の予算編成でありますし、そろそろやっぱりしっかりとカラーを出していただいて、予算編成をしていただきたいと、事務事業の見直し等々も進めていただきたいと思います。

それと、行財政改革は全協でもご説明いただきましたので、私あえて組織改革と入れたのは、今の組織が機能していないとか、悪いというわけではなくて、一昨年、健康福祉課が健康増進課と福祉介護課に2つになって、機能的に私はなったなという思いであります。

あとね、もう1つは、私、町民税務課、町民税務課の仕事はね、ものすごく多いなと私は思っているんです。徴税義務、戸籍や印鑑登録やマイナンバー、年金、ごみ処理、リサイクル、あとは町民バス、消防、防犯、交通安全、あと、挙句の果てに、ふるさと納税というから、ふるさと応援寄附金まで町民税務課の所管になっているということでもあります。私は、今の中で機能的に進められておればいいんですが、私はこの辺を、やっぱり、いわゆる事業の見直しと合わせて検討しなければいけないと思いますけども、それいかがでしょう。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、組織の、今の組織体制が最も効率的なのかということに関しましては、常に注意を払い、最も効率的な組織体制にしていかなければいけないというふうに思っております。今回、事務事業をはじめとしまして行財政改革をやっているわけですが、その中でも、今のこの事務がどこの課でやるのが一番いいのかというような意見も中で出ておりますので、その辺も踏まえまして、組織で見直すべきところがあるのかということは今後検証して、来年度の体制に向けて取りまとめていきたいと思っております。結果的に変わるかどうかにつきましては、まだちょっと分かりませんが、そのような検討は進めてまいります。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ副町長、その皆さんがやりやすい環境でいい仕事をしてもらうのが我々町民の願いでありますので、進めていただきたいと思います。

あと、各種補助金等も見直すというような話がありました。補助金の、行政側で補助金の見直しと一概に減らす方向も多く考えるのかなという形で考えておりますけども、私、それもメリハリの利いた中でね、減らす補助金もあってもいいと思うんです。ただ、必要などころには、やっぱり重点配分をするという改革も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 補助金についてのおただしにお答えいたします。

ただいま行財政改革の作業進めてございまして、事務事業の見直しの中には、当然、補助金の見直しも含まれております。結局その補助対象の団体ですとか、個人ですとか、本当に補助金が必要なかどうかののかも含めまして検討してますし、で、町の貴重な予算を使って補助をするわけですから、できればその補助金が町内の経済の活性化につながるような、補助につながるような内容についても、現在検討してございます。

いずれにいたしましても、今、調整中ということで、はっきりしたことは申し上げられませんが、補助金については目的があって補助をしてるわけであって、その、さらに町内の経済にもいい影響を与えるような補助金にしたいということで検討をしてございます。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 行財政改革の名のもとで進めるというと、減らす方向が多いのかななんて勘違いしますので、決してそればかりではなくて、今おっしゃったような形で進めていただければいいと思います。

それで、協働のまちづくりについてお尋ねします。これは私は何べんもこう言っております。平成 18 年、19 年、西会津町まちづくり基本条例をつくるときは、町長ももちろん現職であられましたし、多くの幹部職員の皆さんは関わって、こうまちづくり基本条例をつくってきたわけであります。

そんな中で、いわゆる町民が主役の協働のまちづくりについては、私は今一度こう原点に返って、しっかり対応しているというのはご答弁でしたけれども、私は当時、こんなことが協働のまちづくりだったのかなという思いを常々しております。企画情報課長、先頭になってやっておられましたから、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

多賀議員も参加されて、当時、まちづくり委員会ということで条例づくりに多くの方が関わってつくった条例であります。10 年前になりますが、この条例については、議員ご承知のように理念だけではなくて、そのまちづくりの方法というか、手段、それについても規定されているのがこの条例の特徴でございます。町民参加の仕組みということで、22 条以降に、それぞれ何か重要な政策を検討するときは検討会議を設ける。それから、審議会等、開催するときは、その委員の選考には公募も用いると。それから、重要な政策の決定には意見公募もやっていく。これらは 10 年間経ちますけども、全てこの条例に従ってやっていることであります。

ですので、これは 100 パーセントでないかもしれませんが、町としては一定程度この条例を機能させ、協働のまちづくりに取り組んできたということであると思います。今後

ついても、さらに発展するように取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 私が言いたかったのは、本当にあのとき、みんなが思い描いていた協働のまちづくり、町民が主役の町ということなんです。今、企画情報課長言ったように、ちゃんとステップを踏んでやっていると、それは私も理解しておりますが、本当の意味でこれからいろんなことを進める上で、今一度原点に返って、西会津町まちづくり基本条例、町民が主役の協働のまちづくりですと、それをやっぱり職員の皆さんも、我々も再確認することが必要だと思われますけども、それだけもう一度ご答弁お願いします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 この条例の趣旨なり、協働のまちづくりという考え方、これについては今後も町民の皆さんに浸透を図っていかなければいけないですし、役場としても、役場内職員としても、そういう意識を持って取り組む必要があると考えます。今後ともそういった意識の醸成については取り組んでいきたいというふうに考えます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは質問を変えます。ベトナムとの交流についてですが、昨日もいろいろ外国人介護人材育成教育機関設置調査事業だとか、農林産物の加工輸出の調査事業だとか、新産業創出事業に関わる話をされましたが、私あまりここは難しく言いません、あえて。要は、今は交流人口プラス関係人口を増やしていく中で、やっぱりつながりができたわけでありまして。そんな大きなことを成し遂げようと思ったならば、やっぱりいろんな小さなことの積み上げが、私は必要なのかなという思いでおりますが、そういう意味で、今後の展開、最初から、いわゆる介護人材をどうのこうのというのね、なかなか難しい。それは同時進行で進めなきゃいけませんけども、町内にはやっぱり人材、人手不足の業種が結構あります。介護関係ばかりでなくて。そんなところのね、やっぱり技能実習生の受け入れだとか、そんなところを進めるというようなことが私は必要なのかなという思いがありますけども、その難しいことの、いわゆる新産業創出と離れて、ご答弁いただければ。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今現在、ベトナムとの交流ということでは、この新産業創出事業、進めること以外については、具体的に取り組みというのはございません。この答弁でも申し上げましたが、この事業、進める中で、いろいろな関係性、人的交流、経済交流、こういうものをどういった形で形づくっていくか、これについて検討しております。

議員、質問ありました、この事業離れてということですが、民間レベルでは技能実習なり、在留資格の拡大もありましたので、今後ますますそういった交流は盛んになってくるかと思えます。町としてもこういった形でできるか、今具体的には持っておりませんが、今後検討してまいりたいと思えます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 なかなか大きなことを成し遂げようとして、次のステップに踏み出せない。我々もよく経験することでありまして、やっぱりそういうことを考えれば、今できること、

何かせっかくつながりができたんだから、何か別な方面でも交流を深めていく必要があるのかなと私は思っていますけども、その辺を町長、ご答弁いただけますか。どういう形で今後進められようとするのか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　ベトナムとの関係については、企画情報課長が答弁したとおりでありますけれども、やっぱりいろんな交流の仕方があるなというふうに思ってます。で、事業のほかに、やっぱりいろんなお話が、今、きております。実は今日、お昼に電話がございまして、ハノイ大学の教授2人が、来年1月の17、18日に西会津町に来たいと、で、どういうことでおいでになるんですかという話をしたら、いわゆるハノイ大学と西会津町の何か交流に向けての協定を締結したいというような話があります。で、その交流の中身はまだ全く分かりません。これからどういう交流ができるのか分かりませんが、そんな話もございまして、事業のほうの、いわゆる進め方もしっかりやらないといけませんけれども、もしそういうことで協定が結ばれて、いろんな交流ができるとすれば、交流人口の拡大、あるいは関係人口の拡大につながっていくのかなというふうに思っております。

これからも、その事業にとらわれることなく、西会津町にどんどん人が来ていただけるような、そういう環境といいますか、条件整備をしていかないといけないのかなというふうに思っておりますので、これからはしっかりやっていきたいなというふうに思っております。

○議長　9番、多賀剛君。

○多賀剛　そんな形で、今後いろんなところとやっぱり交流を深めていくということは、やっぱり必要であると私も感じております。

いろいろご答弁いただきました。以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長　10番、青木照夫君。

○青木照夫　10番、青木照夫でございます。今後は人口対策についての質問事項、1点であります。

先だって町制施行65周年大会で、集落での人口減少で手薄になった農業や、歴史文化の継承など、若い人たちの関係人口で成果のある講演がありました。また、人口減少、少子高齢化などの問題をワンチームで解決しようと、県会津地方振興局と管内13市町村で会津地域課題解決連携推進会議を発足させたようであります。

今月12月の7日の新聞では、2040年、現在、県人口184万8千人から143万人となる下方修正が報道されました。実に41万8千人の減少です。現在の福島市と会津若松市がなくなってしまうような数字であります。当町では、昭和の合併人口約2万人から、現在6千人となり、約7割の減少です。さらに人口減少の人数が4千人を割るシミュレーションがされています。消滅集落も現実に出はじめております。今まさに、住民・議会・行政、3者が一体となり、人口減少対策に緊急に取り組むことが大事であります。

それでは、質問に入らせていただきます。

1つ目、現在、当町の20代から30代、40代までの男女の現人数は何人おられますか、そのうちの未婚の男女は何人おりますか、お伺いいたします。

2つ目、結日記という、東北地方では新しいタイトルで婚活が企画されたようです。期待されることから、企画内容などをお示しください。

3つ目、政府から令和2年から6年度に実施する、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子案が出されました。項目にあるポイントの1つに、結婚や出産、子育てしやすい環境の整備とあります。目標値などが示されるようです。成果の出る取り組みなどをお尋ねいたします。

最後の項目の4つ目であります。かつて100歳になられた方に100万円を長寿祝金として贈呈をされていきました。当時は長寿社会を目標にした取り組みが大きく注目されました。今度の提案は、将来に夢を託す子どもの誕生3人目に、祝金100万円の贈呈を考えてはどうかであります。お伺いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 10番、青木議員の人口減少対策についてのご質問のうち、結婚や出産、子育てしやすい環境の整備と、子ども3人目の誕生に、祝金100万円の贈呈を考えてはどうかとのご質問にお答えをいたします。

町ではこれまで、平成27年に策定した西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略や、新たな西会津町総合計画（第4次）に結婚から出産、子育ての各ステージにおいて各種支援策を位置付け、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを、町の重要施策として推進しております。

第2期まち・ひと・しごと総合戦略については、現在、国において策定作業が進められており、先行して示された基本方針では、従来の枠組みを維持しつつ、必要な強化を図っていくこととされております。

町といたしましては、多様化するニーズに対応し、安心して子どもを産み育てられる環境整備に向けて、今後、国の第2期総合戦略が示されたあとに、従来の施策の充実・強化や新たな視点での施策の推進について検討してまいります。

次に、子ども3人目の誕生に、祝金100万円の贈呈を考えてはどうかとのご質問にお答えいたします。出産祝金は、町の次世代を担う子どもの誕生を祝うとともに、健やかな成長を町全体で願うことを目的として、3人目以降の出生児の場合、誕生時に20万円、2歳到達時に10万円、小学校入学時に20万円の合計50万円を支給しております。また、平成28年4月からは、第1子、第2子の誕生時にも20万円の祝金を支給しており、子育て世代の経済的な負担への支援策を強化・拡充してきたところであります。

また、町独自の事業として、こゆりこども園の保育料の完全無償化や乳幼児家庭子育て応援金、インフルエンザや各種予防接種費用の助成のほか、こうのとりサポート事業による不妊・不育症の治療費の助成や産前・産後の保健師によるケア、赤ちゃん家庭訪問や栄養教室、母子保健事業における健診など、様々な子育てに関する支援策を講じております。

このようなことから、現時点において第3子目の誕生に100万円の贈呈は考えておりませんが、他市町村の動向等を踏まえ、今後検討してまいりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、青木照夫議員の人口減少対策についてのご質問のうち婚活に関す

る質問にお答えいたします。

はじめに、本町の 20 代から 40 代までの男女の人数についてのご質問ですが、住基人口では既婚・未婚の把握ができないことから、平成 27 年の国勢調査のデータによれば、20 歳から 49 歳までの人数の合計は、男性が 724 名、女性が 611 名となっており、内訳といたしまして 20 代は男性が 200 名、女性が 160 名、30 代は男性が 239 名、女性が 199 名、40 代は男性が 285 名、女性が 252 名となっております。また、未婚の男女の人数につきましては、男性が 724 名中 386 名、女性が 611 名中 178 名となっております。

次に、結日記の企画内容についてお答えいたします。全国的に婚活イベントは、知人に会うリスクや気恥ずかしさから参加しにくい、イベントに行ってもマンネリ化したパターンばかりで飽きていると言った声が多く聞かれ、参加者数の伸び悩みなどの課題がありました。このようなことから、SNS などで簡単につながり、お互いの情報を知ることができる現代において、手書きで綴られる日記を通した情報を頼りに、想像力を膨らませて相手のことを考える手法として交換日記を用い、本町に暮らす方と、町外・県外に住む人をつなぐ婚活企画である、結日記を今年度の町の婚活事業の柱として採用いたしました。

本事業については、昨年度長野県茅野市において同事業を実施し、メディア・SNS で多くの反響があり、これまでにない斬新な企画から、初めて婚活イベントに参加した方も多くいたとのことであります。

なお、日記の交換期間は 11 月末から 2 月中旬頃までを想定しており、お互いに相手と会うことを希望した場合に、本町において初めて対面する企画となっております。なお、後継者対策事業では、結日記のほかに、町内の若者の出会いの場を創出するイベントも実施予定であります。

今後も人口減少対策として後継者対策、婚活事業を継続していきたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 まずはじめに、この質問は、私は何回かさせていただいています。と申しますのは、町長ある機会ごとに人口減少、大変だ、取り組む、一生懸命やるという思いの中で、再度質問させていただきます。今ほど結婚されていない方、合計で 789 名いらっしゃる、そういう人数を示していただきました。これは我が町にとっても大きな宝であると思います。現在ではライフスタイルが多様化されて、シングルを選ぶ人が出てきております。しかし、独身を選んでいるのではなく、結婚したいのにできない人もいます。特に地方では、身近に出会う機会が少ないためにできないということで、両方面が捉えられますが、私の申し上げたいことは、機会があれば結婚したいと、そういう方にどう光を当てるか、そういうことであります。例えば、今、課長が人数を申し上げた約 800 名近くの方が、もし 2 割、3 割の方がそういう機会があれば、これは大変な財産であると思います。

そこで、同僚議員もいろんな形で同じような質問が重なることもあるかもしれませんが、私の願いとしては、仲人、これはもう 100 パーセント、今の現代ではやる人がいないということでもあります。しかし、その中で、今、課長が言われた、東北で初めての SNS、その中での婚活活動ということで、非常にこれも期待するところではありますが、その取り組みについての内容、聞かせてもらいましたが、その結果というか、今後のそういうカップリ

ングの形というか、どういう方向になっていくと思われますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 質問にお答えしたいと思います。

質問の前に、ちょっと青木議員にご訂正と申しますか、ちょっと数字の部分でございますが、一応、国勢調査におけます西会津町における、その未婚の男女の数につきましては、700名ではなくて、未婚については男性が、20代から40代までで386名、女性は178名で、都合、全部で合計564名という形になっておりますので、まずその点を、700名ではないということだけをご理解いただきたいと思います。

続きまして、今回の結日記ということでございますが、今回は交換日記の手法を用いまして、まずお互いの名前はニックネームで呼び合うと、本人は知らないというような、ニックネームでしか知らないというような形をとっております。それで、お互いの趣味など特技、あとはどういう生活をしているという部分をお互いで交換しながら、その相手に対する思いを描いていくという形を取っております。その中で、本人同士が会いたいという形の意思表示が整えば、先ほども申し上げました西会津町の町内で会っていただくというような形というふうになっておりまして、先行事例であります、その長野県の茅野市では、10組ほどの交換日記を行ったということでございますが、その中で、やはり4組程度のカップリングは成立したということで、その中でも、今既に結婚された方もいらっしゃるというような形も報告を、報告と申しますか、その結果を聞いているというところでございます。ですので、大変今回の手法については期待しているということでございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 その今言われた中で、今これから西会津町でやろうとする、その場所とか何かは想定して、計画はされていらっしゃいますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

そのお互いに会いたいとなった場合の出会いの場ということでございますが、いろいろ候補地がございまして、今、11月末から交換日記が始まったということで、12月上旬でございまして、年内中には、そのどこで会うかというような部分も踏まえて、決定していきたいということを考えております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 このSNSで出会われた方の人数というのは10組と、それではなくて、現在は何人、今いらっしゃいますか、じゃあ。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

この交換日記はSNSではなくて、お互いに交換日記というものをお互いに交換するというような形の仕組みを取っております。レターパックに入れまして、お互いがまず事務局の窓口の役場に送っていただいて、それをお互いに役場からまたお互いに送るというような手法を取っております。今現在の町の参加者でございますが、6名いらっしゃいます。6名の方が町外の方と交換日記をしているという部分になっております。

以上でございます。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 結日記の点については理解させていただきました。

それで、最初の未婚の話ですが、なかなか仲人制度がもういらなくなったと、成立していないということですが、他方では、茨城県、これはマリッジサポーター制度というのを取り入れております。愛媛県、これは仲人協会、この特徴は結婚支援事業者ではなくて、県が独自で、それで各市町村に下げて取り組んでいるという内容であります。そこで成果を上げているところで、これを取り上げたわけですが、結婚業者の方は数多くあります。今までは仙台で、予算的には 400 万、2 年ほど実施されました。今申し上げたのは、本当にボランティアサポーター制度で取り組んで成果をあげているということでございます。

私は、本当にこれから結婚したくてもできないという方に、アンケート調査なんかしたらいかがでしょうか。人それぞれ個人のプライバシー的なことかもしれないと思いますが、アンケート調査をして、やはりその統計的に取って、それで町も、町民も、議会も一緒になって、どうしたら成功するかというようなヒアリングも私は、これからは町独自の取り組みとしては大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、福島県外のいわゆるマリッジパートナー制度とかの部分でございますが、福島県におきましても、はぴ福なびということで、県の事業で、結婚から妊娠、出産、子育てまでのサイトがございまして、その中でも結婚についての相談という部分も受け付けているというふうな部分でございますので、まずその辺は県でも、福島県でもしっかりとやっていただいているというような部分でございます。

今回、今回の婚活事業をする前に、一応、町内の企業、製造業の企業の皆さんの、一応独身者ということで、私どもで分かる範囲内が限られておりますので、企業の担当者にお聞きして、人事担当者にお聞きして、そのアンケート調査を実施した経過はございます。その中で、やはりいずれは結婚したいという数は確かにございました。また、これは全国的な部分にはなってくるんですが、国のほうで、国立社会保障人口問題研究所というような部分、国の人口問題を取り扱っているところによりますと、その調査によりますと、最新では 2015 年になるんですが、徐々にやはり一生結婚するつもりはないという方が増えてきているというような統計結果が出ているということでございます。

ですので、その点を踏まえまして、西会津町においては、その調査結果は調査結果なんですけど、やはり結婚したいという方をいかに結婚に結びつけていくかというのは、やはり課題であるとは考えておりますし、したがって、今、私どものほうで後継者対策事業ということで、出会いの場を創出したりとかしております。また、先ほどもご答弁申し上げましたが、結日記のほかに、会津の管内で、その独身者を含めて実施していきたいと、イベントを実施していきたいと考えておりますので、今後、広域圏、いわゆる自立定住圏の関係で、喜多方市と北塩原村と西会津町で合同の婚活イベントも検討していこうという形で、様々な取り組みを進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫　　今、会津管内でもそういう形で進められるというお話を聞かせていただきました。私の関係する中でも、個人のそういう婚活グループで、会津管内の方、全くボランティアでやってらっしゃる方、その方は今まで 60 人以上の成立をされていらっしゃる方もおります。私もその一員として、私も個人で言うとなんなんですが、二桁ほど成立させていただいております。個人でボランティアでそういう会津管内で頑張ってる方ということも、これは非常にそういう、これからの話し合い、その進め方では有効かなと思います。もちろんいろんな事業者、そういう方がいらっしゃいます。そういう中での今後の検討というのも考えていかれたら、その点いかがですか。

○議長　　商工観光課長。

○商工観光課長　　お答えいたします。

そういうボランティアの活動という部分でございますが、先ほど 9 番、多賀議員にも答弁したように、世話焼き人というような部分には、十分今後その婚活事業やった中で、その参加者からのアンケート、あとは町に対して必要性、あと全国的な状況等を鑑みまして、検討すべき事項であれば検討していきたいと考えております。

また、やはり今現在の、先ほどの中でアンケート調査を実施したという部分で申し上げますと、一応、町内の企業の部分で、一応対象数は 191 名ほどいたらしいんですが、回収率は 126 枚ほどということで、回収率はよくなかったんですが、やはり結婚したいという方は全体では、全部で、やはり半数を占める 62 パーセントの方は結婚したいという部分になっております。しかし、逆に結婚したくないという方も増えてきておまして、結婚は考えていないという部分については、結婚はしたくないという方については、その中で、やはり 1 人が気楽だという部分が多くて、全体の 12 パーセントは、やはり全国と同じような傾向になっているという部分でございます。

その独身者の皆さまが、どう結婚をしていくかという部分は、先ほどもちょっと答弁長くなりましたが、やっぱりボランティアの活用等も一考があるのかなという部分も考えておりますので、今後十分に検討していきたいと考えております。

○議長　　10 番、青木照夫君。

○青木照夫　　観光課長もいろいろと調べて、また実践していらっしゃるようで、大変なポジションだと思います。人の一生の関わる役目であります。その中で、今、結婚したくないというようなそういう言葉であります。これはパラサイトシングルという名前で、この現代用語で訳されております。それは、今言われた内容に近い、親と一緒に生活していればいいというようなことの言葉だそうでございます。それ以外に、本当に結婚したいというこであれば、ぜひ課長、努力して、そしてそういう人たちの、やはりヒアリング、本当に、やっぱり仲人さん、昔、言葉はちょっと古くさいけれども、心配をしてくれる人、そういう人たちと顔を会わせて、いや、こういうことで悩んでいるんだ、こういうことあれば何とかなるんだというようなお話が、私は出るのかなと思いますので、その点、今後ぜひ取り入れて頑張っていたきたいと思います。その点、もう一度聞かせてもらえますか。

○議長　　商工観光課長。

○商工観光課長　　結婚したい方の意向を踏まえて、そのボランティア等の活用については、

先ほどもご答弁申し上げましたが、今後十分にアンケート結果を踏まえながら、検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 地方創生戦略ということで、その中で、今回、結婚や出産、子育てしやすい環境の整備ということで取り上げました。これは国が示された 5 項目の中の 1 つであります。それで、現在、地方創生戦略の全体的な金額というのは把握されていらっしゃるでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 まち・ひと・しごと創生総合戦略の質問ですので、私のほうからお答えいたしますが、現在、国のほうで進めております第 2 期のまち・ひと・しごと創生総合戦略、この策定につきましては、現在、骨子の案は示されておりますが、今月中に閣議決定されるというような情報を得ておりますので、今のところ、まだ全体像、把握できておりません。今後示された際には、確認しまして町としても、県の戦略も、今後、年明けになろうかと思いますが、出ますので、町としても対応してまいりたいと思います。事業費については、今のところ把握してございません。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 私の手元で調べさせていただいたのは、1,150 億です。一昨年は 1 千億円です。それで、ここに今、結婚や出産、子育てしやすい、この金額が 25 億 5 千万円です。これは確実に内閣府から予算されております。

その中で、何を言いたいかというと、各市町村で、最初に申し上げた結婚だの、あとは祝金に 100 万円だのと申し上げましたが、そういう生かせる、私はお金でもあるのかなと思います。地方創生戦略ということは、今まで地方創生ということで、過去に日本列島改造論、所得倍増、それで、ふるさと創生、それはこの間、1 億円、均等に配分したという地方創生があります。今回、平成 27 年からは、国はもうお金ありません、これだけのことを示すから、予算を示すから、皆さん知恵を出してください。知恵を出した方にはお金を配分しますよという、ある当時の大臣が言われたことを覚えていらっしゃるかと思います。

というのは、西会津町で、今現在これだけのこと必要だと、やっぱりそういう与えられた金額で、やっぱりぶん取り合戦というかね、知恵を出して、西会津町はこれだけほしい、絶対獲得したいというような考えがあれば、この 4 項目の中で 25 億 5 千万の中に獲得できる可能性があるんじゃないですか、いかがですか、その辺。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

議員、今ご質問ありました 1 千億円というものについては、地方創生推進交付金かと思えます。これは 26 年度から国において、まち・ひと・しごと創生総合戦略、まち・ひと・しごと創生法が創設されて以降、内閣府において創設されたものであります。町としても、この交付金を活用しまして、様々事業は行ってまいりました。今年度につきましても、ICT 支援員の配置、それから教育分野ですが、産官学民連携協議会、そうした分野。それから、9 月の補正でご議決いただきました移住支援交付金、この辺については、この地方

創生の交付金を、県と共同申請ではありますが、活用させていただきます。

今後も情報の取得に努めまして、推進交付金の活用については検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 今の課長の答弁の中では、その配分のポジションが違うと思います。私の言ったのは、結婚や出産、子育てしやすい、その中での申し上げた額であります。もちろんその額の中には、子育て支援だから、こども園とか、いろいろその手立てをしたといういろんな形で取り組んでらっしゃるということは分かります。ただ、これからの、やはり本当に取り組んでいただくということは、知恵を出して、我が町はこれだけのものを獲得したいということを、やはりこれからはよく計画をして、令和2年から6年までのことでありますので、よくその辺のことを獲得できるように、やっぱりきちんと企画して取り組んでいただければ、私は本当に出産に100万円なんて言いましたが、見渡す限り3人目なんていうのは、ほとんど、現在ほとんどいらっしゃらないような感じであります。私はそういうものを示しておけば、ある程度経済的に助かるなということであれば、明かりが見えるんじゃないかなと、そういう思いがしたものですから、私はご提案を申し上げたところであります。

町長が他町村の動向を見てから判断しますというご答弁であります。今私の申し上げた、そういう獲得資金の中で、こういう中にも金額が含まれているということで判断していただければ、私はこれは可能ではないかなと思いますが、町長、その辺いかがですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 だだいまのご質問でございますけども、国の第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略ですね、これのまだ具体的な中身が、まだ来ていないので、そのメニューの中にどういう事業があるのか、まだそこが分からない時点で、いろんな、今の時点で対策を、こういう対策を取りますというのは、なかなか確定的なことは申し上げることはできませんので、国の事業内容が示されたあとで、その事業をしっかりと検討させていただいて、町としてどういうことを取り組めば、より効果的な対策となるのか、今後その辺は十分検討させていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 国の内容が示されてませんと言いましたが、ここの内容には示されております。5項目示されております。今から2年後、その場で取り組むんじゃなくて、今からこういうふうに、もう、これは産経新聞ですが、もう示されてるんです。だから、今のうちに早く企画して、そういうもので取り組んでいただきたいと、そういう思いで申し上げたのであります。その辺の解釈。

(「暫時休議」の声あり)

○議長 暫時休議にします。(14時35分)

○議長 再開します。(14時38分)

副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

まず、議員が思いを述べられております子育て支援につきましては、町としても重点課

題として総合計画でも位置付けておりますので、そこについての思いは全く一緒であるということは、まずご理解をいただきたいと思います。

その中で、総合戦略の話でございますけれども、先ほど来、答弁いたしておりますとおり、まだ国では正式決定がされておられません。で、新聞報道等で概要というか、一部報道されているところございますけれども、それは子育て支援等に重点を入れるということが公表されているだけでございます。町として事業を起こすには、その交付金なりをつくられたときに、どういったものが対象になって、どれだけの交付率、補助率があるのかというようなことがないと、事業の検討がしようがないということでございますので、現時点ではちょっとまだ検討のしようがないということでございますので、ご理解をいただきたい。で、冒頭のところに戻りますけれども、子育て支援につきましては、全力をあげて取り組んでまいります。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 私も答弁を求めていたわけではありません。こういうものが示されていますよ、それ理解してますかと、そういう段階の質問なわけですよ。で、これは全国的にみんな知っていることで、これは私も直接内閣府に問い合わせた資料いただきました。これは本当なのか、どういう方向付けでいかるのかということも、私は確認させていただいております。そういう内容ですので、当然、まだまだ令和 2 年からの取り組みですから、でも今からそういう取り組み姿勢が大事なのではないかというのが、私の言いたいところなのでございます。その点は理解いただけますか。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 ただいま答弁いたしましたとおり、子育て支援には全力で取り組んでまいります。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 今までも同僚議員が、いろんな空き家対策とか、議員として何ができるか、また協働のまちづくりとか、そういう言葉が出てきております。協働のまちづくりであれば、我々も議員の 1 人として、行政ばかりではなく、もちろん議員はチェックすることも重要であります、大切であります。それ以上に重要なのは、我々議員が、何ができるのか、何に取り組めるのか、同僚議員の中には空き家対策とか、町中再生で取り組んでおられる議員もいらっしゃいます。これからはふるさと納税もそうです。どうなってるんだ、これからどうする、そのチェックも大事でしょう。でも議員として、自分の知ってる知人、私人、縁者、そういう中に、我々が何が援助できるのか、それも私は大切であります。いろんな形で婚活活動も、自分でできることって何だろうということで、私は三者協働のまちづくりが成立するのではないかと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 暫時休議にします。(14 時 43 分)

○議長 再開します。(15 時 10 分)

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 皆さん、こんにちは。12 番、武藤です。はじめに、このたびの台風、豪雨により犠牲になられた方々や、被災された方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

一日も早い復旧復興を願うものであります。また、我が町にとっても、これらを教訓として防災意識の強化や災害に強いまちづくりに生かされるよう望むものであります。

さて、私も一般質問を通告しておりますので、確認を含めて順次質問いたします。同僚議員が毎回のように取り上げている件でありますけれども、町にとって重要事項として捉え、対策強化及び予算に反映されることを求めて質問いたします。

まずはじめに、町の農林業の課題について。農業を取り巻く課題は年々増加しています。第4次総合計画では、米、ミネラル野菜、菌床キノコの栽培の促進により、町の農業力の強化を図ろうとしています。しかし、特に米、稲作の現状は大変厳しい現状にあります。ここ数年、有害鳥獣の被害、特にイノシシ被害が目に見えて顕著なものとなっております。稲の被害にとどまらず、出没範囲が拡大し、人家の周辺にまで及んでいます。人的被害はまだないにしろ、田んぼや水路、また道路の路肩、農道といったように、被害は年を経るにつれて増加しております。農家にとっては耕作者の高齢化に加えて、この傾向は特に稲作農業を諦めざるを得ない状況になっているものです。しかし、代わりに誰かにつくってもらいたいという希望をしておいても、委託ができない、そういう状況になり、遊休農地が増えているのも現実であります。イノシシが出る範囲が広がり、負のスパイラルとなっているのも現実であります。町も対策をしていますが、議会報告会で町内どの地区でも言われますように、町全体に及んでいます。町の農業政策にとって喫緊の大きな問題であると捉えております。町の対応を伺うものであります。

では、鳥獣被害対策について、特にイノシシ対策について伺います。

まず1点目、町の取り組み状況と現状把握をどのように捉えておられますか。

2点目、被害が農家や農業政策に及ぼす影響をどう捉えておられますか。

3点目、被害防止のための財源として、県の交付金、町単費はいくらになっているのか、またどのように使われておりますか。

4点目、被害防止のための電気柵設置・捕獲報償金等の補助金全体に対する条件緩和と率の見直しの考えを伺います。

次に、森林の再生事業について伺います。国は令和2年度までの復興創生期間後も、ふくしま森林再生事業を県内全域で継続させる方針としております。県議長会も、県や国へ、原発事故からの森林と林業の再生や、山菜、キノコの出荷制限解除は復興創生期間内には成し得ないと、制度の継続を要望している状態ではあります。

町は森林組合に事業委託して同事業に取り組んできておりますが、令和2年度以降の取り組みについて伺います。

1点目、広葉樹林再生事業の推進と課題をどのように捉え、進めようとしているのか伺います。

2点目、事業継続について、県、また国への働きかけをどのように今後するのか。

3点目、森林環境譲与税基金、人工林ですが、活用の事業運営について伺います。

次に、新産業創出事業について。我が町の経済の現状を見ると、経済の活性化等を図る政策は重要と認識しております。同僚議員の質問にもありましたが、日本全体がベトナムとの経済や人的交流を進めている、そんな中、ベトナムからの介護を含めた技能実習生の導入、また経済の発展著しいベトナムへの企業の進出の推進など、国をあげての関係構築

が進められております。

そこで町の考える外国人介護人材育成教育機関の設置事業について伺うものであります。

1 点目、事業の選択に関しての委託業者選定のプロセスと、その決定理由を伺います。

2 点目、業者の実績と委託内容、詳細をお願いします。

3 点目、3 カ年の過去にない期間での調査結果と、その報告の時期と、委託料の算定基準はどうなっておるのか伺います。

4 点目、町の介護人材確保と不足に対するほかの考え方は検討されたのか。

5 点目、教育機関設置事業は、町単独事業として推進する考えなのか。また、補助等の見通しはどうなっているのか伺うものであります。

次に、農林産物加工品輸出調査事業について。干し柿に対する町の評価と課題をどのように捉えておりますか。また、他加工品の調査状況はどのようになっているのか伺うものであります。

次に、道路の改良整備と維持管理について伺います。これは現状確認と今後の整備計画に対して伺うものであります。

1 つ目、国道の整備の進捗状況と、町期成同盟会並びに他団体の連携推進及び対応について伺います。

1 点目は、国道 400 号について。

2 点目は、国道 49 号の防災道路について。

3 点目は、国道 459 号の県境の課題について。阿賀町との連携及び県期成同盟会への事業要望等について町の考えを伺うものであります。

2 つ目、県道について。

1 点目、町縦貫道の野沢奥川間の整備状況と今後の促進について。

2 点目、上郷下野尻線の整備改良について。

3 点目、町道の管理整備改良について。

1 つとして、集落間の草刈り、あるいは支障木の除去について。これらは、今までは集落間各自治区等で管理しておりました。草刈りもそうです。例えば国道については、奥川はマラソン大会を利用して新町から極入間は、毎年草刈りを地元の人たちがボランティアでやっております。そして、新町出戸間の町道に関しては、塩、山浦、出戸の人たちが人足という形で、草刈りや支障木の刈り払いをやっております。しかし、それもだんだんと高齢化や人的マンパワーの不足で、なかなか難しい状況になっておりますので、町の今後の考え方を伺います。

あと、町道の改良箇所の調査、把握と、今後の事業計画を作成し、優先順位順に実施する考えはあるか、なしかを伺います。

3 つ目、林道大山美坂高原線の現状と今後の計画はどのようになっているのか。この道路は2年前に工事が完了しまして、一部支障といいますか、土砂崩れによって、その後開通式や供用が開始されないままになっております。期成同盟会は工事完了とともに解散しましたけれども、2年間そのまま供用されないというのは、長い間多額の金額をかけて整備したこの道路をこのままにしていのかと、大変疑問に思っておりますので、今後の活用並びに今後のやり方を伺うものです。

以上、私の質問といたします。よろしく答弁のほどお願いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 12 番、武藤議員の、町の農林業の課題についてのご質問のうち、鳥獣被害対策、主にイノシシの対策についてお答えをいたします。

まず、町の取り組み状況と現状把握についてであります。イノシシにつきましては、11 月末現在で 4 頭を捕獲いたしました。昨年同時期の捕獲実績から大きな伸びが見られないところであります。このため、去る 11 月 19 日に農林水産省の鳥獣被害対策アドバイザーであります長岡技術科学大学の山本准教授を招き、捕獲技術の現地指導と ICT 実証事業の助言をいただいたところであります。

その結果、くくりワナの捕獲技術向上が必要であるとの助言をいただき、現在その対応を検討しているところであります。なお、降雪期に入り、狩猟期間が終了する 3 月までの間は、猟友会員による銃器での捕獲を実施してまいります。

また、被害防止対策としては、昨年度の松峯地区に加え、本年度は新たに上谷地区と小屋地区で集落単位の電気柵設置を行ったところであります。設置直後にはイノシシの侵入があったものの、専門員によるフォローアップを行い、その後、現在まで侵入が確認されていないところであります。

被害の現状把握につきましては、専門員や担当職員、猟友会員が町内全域を見回り、被害状況の確認を随時実施しており、来年 1 月には町内全戸を対象に被害調査を実施する予定であります。

次に、被害の及ぼす影響であります。イノシシの被害は農道・水路・畦畔等の掘り起こし、収穫期前の稲の踏み倒しや食害などがあり、本町の基幹作物であります稲作経営に深刻な影響を及ぼすと同時に、経営意欲の減少と耕作放棄地の拡大につながるが大いに懸念されるところであります。

町では、有害鳥獣対策を西会津町総合計画のプロジェクト X に位置付けており、特に重点を置いて進めているところであります。私といたしましては、その中でもイノシシの対策は、基幹産業である農業を守るための喫緊の課題であると認識しており、これまでの結果を踏まえ、今後、さらに有効な対策を検討し、被害を最小限に食い止めるため、最大限の努力をしてまいりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 12 番、武藤道廣議員の、町の農林業の課題についてのご質問のうち、鳥獣被害防止のための財源及び電気柵設置・捕獲報奨金等の補助についてお答えいたします。

被害防止の財源につきましては、今年度は、県の捕獲補助金及び鳥獣被害対策リーダー育成事業補助金を活用するとともに、集落単位の電気柵設置補助に対し、多面的機能支払交付金を活用してまいりました。また、パトロール経費や猟友会への活動費助成について、会津北部地域鳥獣害広域対策協議会を通じて国・県の交付金を活用し、また ICT の活用につきましても、西会津地域活性化協議会の事業により国の交付金を活用してきたところであります。一方、個人の電気柵設置に対する支援や、箱ワナ・くくりワナの購入につきましては、町の単独事業で行っております。

次に、電気柵設置や捕獲報奨金の見直しについてであります。いずれも補助率や単価は、近隣市町村と同等の水準で設定しているところであり、本年度に報奨金の見直しを行ったところでもあります。今後とも近隣市町村の動向と猟友会や集落の意向等を踏まえて、適切に見直してまいる考えであります。

続いて、森林の再生事業についてのご質問にお答えします。

まず、広葉樹林再生事業の推進と課題についてであります。本事業は、東京電力福島第一原子力発電所の事故で飛散した放射性物質により汚染された広葉樹林を伐採して、キノコの原木林を再生するために実施するものであり、本町では平成26年度からこの事業に取り組んでおります。町内には、基準値の50ベクレルを超える原木林がまだ存在していることから、今後も本事業を継続していく必要があると認識しております。

しかしながら、現在の事業は令和2年度までの期間となっており、令和3年度以降の国・県の方針が示されておらず、伐採から3年間の放射能検査を義務付けている事業の性格から、後年度の財源措置が課題となっております。

国・県への働きかけについてであります。会津管内では、本事業に複数の市町村が取り組んでいることから、これまでも県の町村会等を通じて、国や県に対し事業の継続と必要な財源措置を要望してきたところでもあります。今後も、様々な機会を通じて、国・県への働きかけを行ってまいる考えであります。

次に、森林環境譲与税基金活用の事業運営についてであります。7番、小柴敬議員にお答えしたとおり、本年度から令和2年度にかけては奥川・杉山地区の意向調査を実施し、令和3年度以降は、町内全域に意向調査を拡大し、調査の完了した地区から順に、集積計画の策定、森林整備へと順次移行していく考えであり、その財源として基金を活用する予定であります。

なお、補足でお答え申し上げます。議員のご質問の中で、県の補助金がいくらで、どう使われているのかというご質問でございましたので、補足してお答えを申し上げます。

町の令和元年度の一般会計におきましては、予算ベースであります。県の補助金は、合計で259万8千円計上してございます。この使い道につきましては、サルとイノシシの捕獲報償金、イノシシにつきましては、猟期中の捕獲についての補助金でございます。それと、専門員のリーダー育成の補助金というような使い道になってございます。

一般会計で計上しているほかに、町の有害鳥獣対策協議会、こちらで国からの交付金を受けておりまして、その金額が616万5千円でございます。これは主にパトロールの経費、猟友会への捕獲活動経費、サルの発信機や受信機の購入経費、そのほかにはクマの檻、センサーカメラの購入費、未利用果樹木の伐採事業、ワナ免許の補助などに充当してございます。そのほかに、会津北部協議会という組織がございまして、こちらで国から受けている交付金で、西会津分として81万円、奥川地区での電気柵購入経費と、集落単位での電気柵購入経費ということで配分をいただいているところでございます。そのほかには、いわゆる水土里事業、こちらで多面的機能支払交付金を充当してございまして、これが60万円、集落の電気柵設置に対しての補助金でございます。そのほかには、間接的でありますけれども、県の環境税の環境交付金ですね、こちらで干涉帯の整備、行ってございまして、それが211万5千円ございまして、合計で1,242万3千円、町の一般会計に直接収入する部

分と、協議会等で活用している部分、含めまして、そういった金額になってございます。

1つ申し上げるの忘れましたが、西会津町の地域活性化協議会、こちらでイノシシ捕獲のICT活用の実証事業、行っておりまして、これが国の交付金213万5千円を予算として計上してございます。

以上、追加でご答弁を申し上げます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 12番、武藤道廣議員の新産業創出事業についてのご質問にお答えいたします。

本事業は、平成29年度から30年度にかけて、新産業創出事業として調査を実施し、その結果を踏まえ、今年度からは、外国人介護人材育成教育機関設置調査事業と、農林産物加工品等輸出調査事業としてさらに詳細な調査を行っているところであり、これまでの間、東京のコンサルティング会社、株式会社アイエスシーに一部調査を委託し進めております。

まず、委託業者選定のプロセスと理由は、とのおただしであります。本事業は人口減少・少子高齢化といった課題を解決するために必要な産業の創出を目指したものであり、昨今の社会情勢を踏まえ、海外からの人材確保も視野に入れる必要があったことから、調査内容の特殊性・専門性を考慮し、随意契約にて当該業者に調査を委託しているものであります。

業者の過去の実績と現在の委託内容、委託料についてであります。当該業者は海外、特にベトナムとの関係が深く、駐日ベトナム大使館をはじめ関係省庁と連携しながら、全国の自治体や様々な産業分野における人材確保や人的・経済交流、イベントサポート等を行っている実績があります。本町における調査事業におきましても、日本・ベトナム両国の関係機関との調整等を主に委託しているところであり、その委託料は、平成29年度が378万円、平成30年度が540万円、今年度は550万円となっております。

また、3年間の調査結果につきましては、2番、上野恵美子議員の一般質問でお答えいたしましたとおり、昨年度までの調査において、町の強みを生かした新たな産業の1つとして、外国人介護人材の育成教育機関の設置が有効ではないか、との調査結果が示されたことを受け、今年度はより詳細な調査を進めているところでありますので、ご理解願います。

次に、介護人材確保に対する他の考え方は検討したのか、とのおただしであります。介護人材の確保が全国的に困難となっている中、外国人介護人材の養成は、人材不足を解決する有効な手段の1つであると考えております。町がこれまで取り組んでまいりました介護職員初任者研修や修学資金貸与、さらには事業所独自の人材確保対策なども含め、一体的に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、本事業を町単独事業として行うのか、とのおただしであります。事業の進め方についても現在調査を進めているところであり、その調査結果を踏まえて判断してまいりますので、ご理解願います。

2点目の、農林産物加工品等輸出調査事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、干し柿に対する評価と課題であります。昨年度の調査におきまして、西会津産の干し柿を、ベトナムで大量の干し柿が流通する旧正月の時期に合わせて現地に送り、流

通関係者の反応を探ったところであります。

その結果、世代や性別により味や見た目の嗜好が若干異なるものの、品質自体は概ね好評価をいただいたところであり、柿を活用した他の産品開発の提案もいただいたところがあります。しかしながら、既にベトナム国内でブランド化されて流通している日本産干し柿との差別化や、商品としての干し柿を生産できるだけの体制が十分でないことなどが課題としてあげられたところであります。

次に、他の加工品の調査状況についてであります。今年度の調査としていたしましては、昨年現地の流通関係者から提案のあった、柿のジャムの開発を加工品生産団体の協力をいただきながら進める一方、既に商品として販売されている町内産加工品をいくつかピックアップし現地に送り、反応を探ることとしておりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 12 番、武藤道廣議員のご質問のうち、道路の改良整備と維持管理について、お答えいたします。

はじめに、各国道の整備の進捗状況であります。国道 49 号会津防災事業につきましては、東北地方整備局が藤峠から睦合間、2,739 メートルのトンネル化の詳細設計業務を発注し、今年度完了予定とのことであります。また、本年度事業では、工事の本格稼働に向けて工事用道路など仮設工事を推進すると聞いております。

次に、福島県が管理する国道 400 号につきましては、現在、沼新田工区の法面工事が令和 3 年度までの計画で進められており、また、杉峠工区につきましては、現道対策を実施するとのことであります。同じく県管理の国道 459 号の県境につきましては、高反橋の補修工事が完成したほか、落石防止の法面工は継続して実施されている状況であります。

以上の国道 3 路線は、いずれも整備促進期成同盟会を組織しております。町の対応や連携につきましては、今後とも期成同盟会会員が一丸となり、会津総合開発協議会等あらゆる機会を捉え、所期の目的が早期に達成されますよう、要望活動等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県道についてであります。町縦貫道路の上郷・下野尻線の樟山バイパスの字天王前部分は測量設計が完了したところであり、現在、用地買収へと進んでおります。埋蔵文化財の試掘調査につきましては、今年度、既に完了しており、遺跡や土器は出土しませんでした。

一方、奥川・新郷線の中町工区につきましては、地元説明会を経て、測量設計が完了し、一部工事に着手したところであります。

今後の計画といたしましては、県に対し、仮称原工区の道路改良を要望しており、県からは中町工区や樟山バイパス等の進捗を見ながら事業化を検討したいとの回答をいただいております。

次に、上郷・下野尻線のうち新村から小清水間の整備についてであります。要望箇所には共有地がありますことから、町では県と共同で、用地確保に向けた作業を優先的に進めている状況であります。また、本年、新たに県道整備促進期成同盟会を組織したところであり、所期の目的が早期に達成されますよう、要望活動等を積極的に実施してまいりたいと考えております。

次に、町道の管理、整備、改良についてであります。町では、直営の道路維持管理職員4名を通年雇用し、主に集落間の町道や林道の補修、除草、支障木の撤去などの作業を計画的に行っております。また、トラクター装着型の草刈機械の貸し出し事業につきましては、本年度5自治区、6回の利用実績があり、好評をいただいたところであります。

今後とも、地域の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、道路交通の安全確保のため、適切な道路の維持管理に努めてまいります。

次に、町道の改良箇所の調査、把握、事業計画についてであります。政策的に進めている路線の改良のほか、自治区等からの要望や道路パトロールなどで改良が必要な箇所を把握しており、現地の状況や自治区等からお聞きした内容を基に、優先順位を定め、事業計画に反映させております。

最後に、県営事業で整備を進めてまいりました林道大山美坂高原線の現況と今後の計画について、お答えいたします。林道の整備事業は既に完了しておりましたが、アクセス道路の一部に未舗装区間がありましたことから、今年度、町道の未舗装区間を舗装し、アクセス道路を含め全線舗装としたところであります。

今後の計画につきましては、林道の開設目的に沿った活用計画について、関係する三島町や柳津町と話し合いを行うなど、林道の有効活用と適切な維持管理に努めてまいります。

なお、ご質問にありました開通式等の件でございますけれども、質問でも議員おっしゃっておいりましたように、この間、災害が発生しまして、土砂崩落が発生しました。それで、現在に至っているところであります。それで、また先の台風19号の影響によりまして、三島町側で再び土砂崩落が発生したと。それで、11月に復旧したと聞いております。

今後、この開通式のあり方につきましても関係する3町で十分協議して対応してまいりたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 町長の答弁によって、有害鳥獣対策に対する姿勢といたしますか、それは理解できたつもりでもあります。しかし、先ほど予算の聞きましますとすれば、国県の予算補助金は分かりました。町単費はいくら使っておりますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

有害鳥獣対策に対しての町の単独費でございますが、当初予算ベースで申し上げますと、町の単独費としては509万8千円計上してございます。内訳といたしましては、有害鳥獣対策全般に対してまして432万5千円。このほか、専門員のリーダー育成、この県補助金を差し引いた分ですね、これが77万3千円ということで、合計509万8千円を一般財源から充当してございます。

以上でございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 有害鳥獣の対策については、この町はサルで失敗しているわけですね。それ以上にイノシシの増えるスピードは、サル以上なものもありますし、また被害もそれ以上のものがあると思っています。今は水田関係ですが、これが畑作、畑に出るようになったら目が当てられない状態になるんじゃないかなと危惧しております。

そこで、今ほどの予算、結構使っておりますけれども、予算を増額して、短期間での効果を求めるような政策が必要と思われます。これについてどう思いますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、一発で成果が出る施策が実施できれば、大変望ましいところでございます。この点につきましては議員と全く同感でございます。しかしながら、こういった大きな事を成し遂げるには、小さなことの積み上げが大切だというふうにも考えてございます。そういった中で、今できることをしっかりとやっていきたいということに全力を傾注してまいる考えでございます。

また、有効な成功事例、こういったものにつきましても、随時調査をいたしまして、アンテナを高くして、そういったものにつきましても積極的に取り入れてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 そのとおりでありますけれども、時間がかかればかかるほど被害は大きくなるし、離農者が増えるということは、これはお互いに理解というか、分かることだと思います。離農者が増えれば、町が計画している、結局、ライスセンターの運営は、いろんな意味での、それが農政全般に及ぼす影響が相当大きいわけですよ、このイノシシの被害というのは。ですから、積み重ねも大事ですが、それと同時に、やはり思い切った手を打たない限りは、これはある程度の個体数の減や被害を食い止めることができないんじゃないかと思います。

そこで、電気柵ですが、今、団体でやっております。団体でやっている電気柵、確かに効果ありますが、団体に混ざれない人の電気柵について、補助率をアップしたりとか、個人でも電気柵、導入できるような、そうした補助の緩和や、そういったものをもっともって考えられないでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

電気柵のその補助の見直しについてでございますけれども、現在の状況を申し上げますと、個人の電気柵の設置につきましては、町が2分の1の補助をしているところでございます。集落につきましては、それよりも有利な補助金が充てられるというような現状でございます。

現在、その町の補助金につきましても、個人の設置につきましては面積によるシーリングでありますとか、あるいは補助対象になっている資機材、これらにつきまして補助基準額を設けて、それに対しての補助金額の算出という形を取っております。これにつきましては、その補助基準額、基準単価につきましては、平成19年度の改定以来、見直してないという現状がございますので、現状に合わせた形でしっかりと見直して、できるだけ個人の設置についても有利になるように補助金の設定をしてまいりたいというふうに考えてございます。

ただ、補助金の補助率の見直しにつきましては、今後検討させていただきたいというふ

うに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今、その率の見直しに係るということでもありますので、ある程度その対策にとっては有効になるのかなど。電気柵が全てではありません。電気柵のところは入りませんけれども、そこに行ったイノシシは電気柵じゃないところに行きます。ですから、松峯に電気柵やりました。松峯には被害が少ないといいますが、だいぶ効果がありました。しかしそれが、中ノ沢、山浦、梨平、ほかに移動してます。ですからそれを考えれば、もっともっとそれを全体的に増やす。そういった対策を早急に取らない限りは、もう遊休農地が増えてしまうというのが目に見える状態であります。

そして、山浦が次年度から中山間の予算を使ってイノシシ対策として、そのくくりワナを自分たちで買って、もう自衛組織をつくるしかないというような動きまで出ております。ですから、各集落も、町、あるいはそういったものに頼るだけではなく、そういった自衛組織の育成というものや指導というものを、今後考えていかなければならない時期に来ていると思いますが、その辺どうお考えですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

集落の電気柵の部分と、その集落での自衛体制に対しての支援ということで、2つのご質問いただいたかと思いますが、まず集落の電気柵の設置につきましては、この拡大につきましては、既に来年度の要望を、もう各集落に要望調査をしております、8集落から手を挙げていただきました。これにつきましては、既に水土里環境委員会の全体委員会でもご承認をいただきまして、来年度の水土里事業を充当していくというようなご決定をいただいたところでございます。町につきましても、町の単独費での補助、これに合わせた形で予算計上してまいりたいというふうに考えてございます。

それとあと、集落での自衛体制についてでございますが、議員おっしゃったとおり猟友会員だけではなかなか対応しきれない部分もございます、やはり集落の皆さんのご協力が必要かなというふうに考えてございます。本年度はワナの免許を農業者の方に取っていただきました。また、新たに取りたいという方も数名申し込みをいただいております。来年度につきましても、そういった農家の方々の、自らの取り組みをワナ免許の補助、あるいはその免許取得後の捕獲に対しての指導等を通じて、しっかりと支援をしてまいりたい。本年度につきましても、1名の方、ワナ免許を取ったばかりの方でございますが、専門員と一緒にワナを仕掛けてイノシシを1頭捕獲したというような実績もあがっておりますので、こういった取り組みをさらに各地区へ拡大をしてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 先ほど長岡の技術科学大学の山本准教授という話がありましたが、最近、新聞の中で、福島大の望月准教授が、私の考え方とまるっきり真逆の方向で講演しております。その題としましては、イノシシ対策、獣害を獣益に、地域を元気にする獣害対策。素晴らしいタイトルでありますけれども、この辺についての何か情報とか何かありますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

ただいまの福島大学の望月先生のお話でございますが、議員が今お示しいただきました内容については承知をしてございません。ただ、望月先生につきましては、専門員もよく見知っておりますし、先ほどお答えいたしました長岡技術科学大学の山本先生、こちらと望月先生はもともと同じ活動をしていらっしゃったということで、親交があるということでございますので、その辺を通じて情報を仕入れながら、いろんな方面からの指導を頂戴したいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 この題目どおりのことができれば、地域活性化にもなりますし、獣害が獣益になると、素晴らしい発想の仕方だと思いますので、ぜひ研究していただきたい、そう思います。

時間がないので、もう 1 点で、今までの、それだけの対応をするということでもあります。ただ事務事業見直し対象事業として有害鳥獣駆除事業や、鳥獣害被害対策リーダー育成事業の見直しがあげられております。今、私としては、単独予算を増やしてまでも一気に本気になって町全体でかかるべき時期であると思っておりますが、どんなような見直しになっておりますか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、リーダー育成事業につきましては、10 分の 10 の交付金で 2 年前、3 カ年、10 分の 10 が 2 分の 1、3 分の 1 と交付金がかだんだん下がっていきます。その中で、町にとって必要な事業なのかどうなのか、そこいらを判断した上で 3 年で終わりますので、4 年目どういうふうに継続するのか、終わるのかという判断をすると、そういった見直しでございます。必要であれば、当然、今後も継続していくといったような見直しをしています。

と、もう 1 点、有害鳥獣対策につきましては、事業自体は見直しの対象ということで見直しをしています。効果なり、費用対効果なり、何なりを判断した上で、町にとって今後拡充すべき事業であれば、縮小とかではなくて、拡充もあり得るというような見直しですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 見直しの件ですが、縮小じゃなくて、この状態で拡充が最適だと思うんですが、こういう状態で縮小すること自体が間違っていると思います。

それとあと、リーダーというか、専門員を増やして、専門的なリーダーを増やすということは、これから本当に捕獲数を増やすには大切なことであると思いますので、その辺も考慮していただきたい、そう思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

事務事業の見直しにつきましては、全ての事業、見直しをしまして、縮小、廃止だけではなくて、拡充等も含めた見直しでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 時間がないので、次に移ります。森林再生事業でありますけれども、

これもまた、この事務事業見直しにかかっているわけです。新聞報道等によりますと、復興省としては、まだこれを継続するというような形でありますし、概算請求でそれも認められるような流れとなっております。ですが、私も内閣府に聞いたわけではありませんので、その辺はちょっと確認できておりませんが、これが継続可能であるというようなことであれば、もっとこれを少し有効に使っていただきたいと思います。

それで、この事業のあり方なんですが、皆さんご存知のように、伐採をしてその後の検証ということで、検証に金がかかるというような制度でありますので、この制度の改善といたしますか、その辺の要望は国県へするような動きはありますか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

議員のご質問では、伐採後の広葉樹林再生事業の、伐採後の放射能検査についての財源措置ということだと思いますが、伐採後3年間放射能検査をするわけでございますけれども、この基準について厳しくなってきました。しかしながら、県のほうでは、できるだけ経費を抑えるような形で検査方法ということで、国のほうと協議をしながら、その対応を進めていただいているところでございます。

今後につきましても、検査の年数を短くするとか、検査の項目を少なくするとかという部分につきましては、県を通じて国のほうへ働きかけをしていただいているところでございます。これは事務レベルでございますので、そういったことで国の制度設計に反映させていただくような要望をあげていただいているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 森林環境譲与税の基金でありますけれども、人工林対象の活用ということでありますが、これによって路網整備とか、路網の計画等には回せないのでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

先の議会でも申し上げましたとおり、森林環境譲与税の充当できる財源といたしましては、路網の整備につきましては、現在のところは林業専用道についての財源として充当していいよと、というような国の見解を頂戴しております。

以上でございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 次に移ります。新産業創出事業についてでありますけれども、まだまだ調査段階であって、つかみどころのないような事業だなと思っております。これに対して、新産業ということありますから、例えばですよ、こういう産業をやれば、その設置の財源と、またその予算、その見通しはどうなっておりますか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

ただいまの、この事業にかかる経費、事業費、調査中でございます。ただ、今のところ確認しておりますのは、外国人材の養成機関ということで、留学生の支援に対する特別交付税措置というのはあるということで確認をしております。それをうまくこの事業に活用

できないかということで考えております。それから施設整備などについては、基本的にはこの学校の整備ということで、特に補助制度ですとか、そういったものは今のところ確認できておりませんが、有利な起債なり、何か活用できるか、今後調査してまいります。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 これが実現しまして、町にどの程度の経済効果を見ておられますか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 経済効果ということですが、数字的に弾いているわけではありませんが、学生が住むことによって消費活動が生まれる。それから、この事業に対していろんなところで雇用が生まれ、そういった経済対策、地域の活性化につながるということで見ております。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 もう 1 つ、柿のほうのあれなんです、加工品もそうですが、ベトナムは 20 分の 1、日本の 20 分の 1 の価値、値段だといっている。それに対して、ここからそれを輸出して商売として成り立つとお思いですか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 日本とベトナムと経済環境、違うわけで、貨幣価値も違ってまいります。ただし、ベトナムも経済発展が著しいですし、貧富の差といいますか、そのベトナム国内でのそういった差も開いております。これについては、まだ柿をどのように生産して、どのように輸出するというようなことが、まだ決まってませんので、これについては、まだ調査中ということでご理解いただきたいと思います。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 両事業とも、現在は調査中であり、その結果や成果品待ちでもあります。その結果によって事業化や計画、企画の再考、あるいは廃止の方法もあり得ると思っております。町にとって重要な課題でもありますから、議会としても単に町の説明で終わるのではなく、徹底した議論や審議を得るような、そんな進め方を持っていていただきたいと思っております。

次に移ります。道路の県でありますけれども、459 号の県境について、阿賀町との連携と、あと県や期成同盟会への事業要望について、どのように町はなされているのか。議会としましては、以前から阿賀町議会とは共通の認識に立ってそれを進めるというような一意になっておりますので、付け加えます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 459 の整備につきまして、議会のほうで阿賀町との、そういう橋渡しといいますか、いろんな調整をしていただきました。その結果、期成同盟会をつくって、いわゆる整備促進を図ろうというようなことでありました。私もそのことで阿賀町の町長と直接お会いをしまして、これからの取り組みについてお話をしてきました。で、阿賀町の町長についても、期成同盟会をつくって、お互いに協力しながらやりましょうというような話をいただいています。で、実際にまだ同盟会の結成までには至っておりませんが、これからその作業をしてまいりたいなというふうに思っておりますので、もうちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 いろいろと駆け足で質問させていただきましたけれども、特にイノシシ、有害鳥獣対策は本腰を入れて、町の生命をかけていると、オーバーですがそのくらいの覚悟でやっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(16時10分)

令和元年第9回西会津町議会定例会会議録

令和元年12月11日（水）

開 議 10時00分
延 会 13時55分

出席議員

1番	荒 海 正 人	5番	猪 俣 常 三	10番	青 木 照 夫
2番	上 野 恵美子	6番	三 留 正 義	11番	清 野 佐 一
3番	小 林 雅 弘	7番	小 柴 敬	12番	武 藤 道 廣
4番	秦 貞 継	8番	伊 藤 一 男		

欠席議員

9番 多 賀 剛

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	農林振興課長	岩 渕 東 吾
副 町 長	工 藤 倫 也	建設水道課長	石 川 藤一郎
総 務 課 長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
企画情報課長	矢 部 喜代栄	教 育 長	江 添 信 城
町民税務課長	渡 部 峰 明	学校教育課長	玉 木 周 司
福祉介護課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	五十嵐 博 文
健康増進課長	小 瀧 武 彦	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第9回議会定例会議事日程（第6号）

令和元年12月11日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 西会津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第7号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第8号 | 西会津町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第9号 | 西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 令和元年度西会津町一般会計補正予算（第7次） |

日程第11 議案第11号 令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)

日程第12 議案第12号 令和元年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算
(第1次)

日程第13 議案第13号 令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)

日程第14 議案第14号 令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)

日程第15 議案第15号 令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)

日程第16 議案第16号 令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第2次)

日程第17 議案第17号 令和元年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)

散 会

(広報広聴常任委員会 広聴分科会)

(議会運営委員会)

○議長 おはようございます。

令和元年第9回西会津町議会定例会を再開いたします。（10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

9番、多賀剛君から、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

日程第1、議案第1号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第1号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中でご説明いたしましたとおり、地方公務員法及び地方自治法の改正により、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の厳格化に併せて、令和2年4月より、一般職の非常勤職員として会計年度任用職員制度が導入されることから、条例の制定等を行なうものであります。

このうち、本案につきましては、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる1週間の勤務時間が38時間45分未満のいわゆるパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

それでは議案書をご覧ください。

第1条は、この条例の趣旨であります。が、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は、定義であります。が、第1号会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である旨を規定するものであります。

第3条は、報酬であります。が、第1号会計年度任用職員に支給する報酬について、第1項各号は月額、日額及び時間に応じた区分で、別表に定める基準月額により報酬額を算定する旨を規定し、第2項は、時間外勤務報酬等の報酬及び期末手当並びに費用弁償を支給する旨を規定するものであります。

第4条は、時間外勤務報酬であります。が、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた者には、勤務した全時間について時間外勤務報酬を支給する旨などを規定するものであります。

第5条は、休日勤務報酬であります。が、休日等に勤務することを命ぜられた者には、休日勤務報酬を支給する旨などを規定するものであります。

第6条は、夜間勤務報酬であります。が、定められた正規の勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である者には、夜間勤務報酬を支給する旨などを規定するものであります。

第7条は、期末手当であります。が、6月以上の任用期間をもって任用された者には、期末手当を支給する旨などを規定するものであります。

第8条は、報酬の支給方法等であります。が、報酬は、月の初日から末日までを計算期間

とし、町長が規則で定める日に支給する旨などを規定するものであります。

第9条は、勤務1時間当たりの報酬額の算出であります。月額や日額等による報酬の区分に応じた勤務1時間当たりの報酬額の算出について規定するものであります。

第10条は、報酬の減額であります。月額または日額により報酬を支給する第1号会計年度任用職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、年次有給休暇等を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬額を支給する旨を規定するものであります。

第11条は、報酬からの控除であります。健康保険料や所得税等について報酬から控除する旨を規定するものであります。

第12条は、通勤に係る費用であります。通勤に係る費用は、職員の給与に関する条例第11条の例により、通勤手当に相当する額を費用弁償として支給する旨などを規定するものであります。

第13条は、出張に係る費用の弁償であります。出張に係る費用は、職員等の旅費に関する条例の例により、支給する旨を規定するものであります。

第14条は、委任であります。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める旨を規定するものであります。

次に附則であります。この条例の施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　先日、全員協議会で非常に細かくご説明をいただき、納得したところでございますけれども、この場をもちまして、確認の意味でご質問をさせていただきたいと思っております。

1つは、この会計年度任用職員の導入に際しまして、今までと違って不利益変更はないかどうか。

もう1点は、この制度を導入するにあたって、再雇用のときの制限等は設けられているかどうか。この2点、お伺いいたします。

○議長　総務課長。

○総務課長　お答えをいたします。

まず第1点目の、この導入によって不利益はないのかというご質問でございますが、全員協議会でもご説明いたしましたとおり、現在、臨時職員、委託職員として勤めていただいている方が会計年度任用職員に移行した場合、現在の給与水準、それは下回らないような給与の設定をしてございます。それと、あとそのほかフルタイム等であれば、期末手当2.55カ月分が支給ということで、不利益はないと、逆にかなり条件はよくなるということでございます。

それから、再雇用についてのご質問でございますけれども、再雇用の制限はございません。

以上でございます。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 不利益はないということで、今、そこは理解しましたが、これによる財政に及ぼす影響というのは、だいたいどんなもんなのかをお聞きしたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 財政への影響というご質問にお答えをいたします。

現在、試算によりますと、来年4月より会計年度任用職員に移行する方が数が、フルタイム、パートタイム合わせて、現在のところ52名を予定してございます。その方が会計年度任用職員になることによって、今年度のかかる経費よりも約4,700万ほど増額になると、ですから1人90万くらいの増額ということでございます。それで国のほうでも、これ全国的に会計年度任用職員に移行しますので、財源措置のほうは、話は出てますが、具体的な内容については、まだ示されていないという状況でございます。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 思っていたより非常に大きな金額だというのが正直な私の感想ですが、これに関して財源措置、何らかの形で出るというふうには出ていますけども、額的に非常に大きいので、その辺のシミュレーションみたいなは、要は財源がいくらくるか、こなかったときは、少なかったときはどうだというシミュレーションみたいなものは立ていらしゃいますでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

今回、非常に4,700万、約50人ちょいで4,700万の負担増ということでございますが、一番大きな要因とすれば、期末手当2.55月、それと、あと共済保険、あと退職負担金等々がありますので、かなりの負担増になっているということです。この制度、全国的に導入ということで、本町においても国に従いまして導入いたしますが、財源措置は当然いくらかなりとはあると考えてございまして、全額になるのか、それとも一般財源で手当しなくちゃいけないのかという部分はまだ不透明でございますが、そこら辺は町としても財政的にはしっかり対応するというような考えでございしますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 最後に1点だけお伺いしますけど、この52名の方々もやっぱり生活がかかっていると思うんです。で、何らかの町政に関わる重要なポストに、一生懸命働いていただいていると思いますけども、この方々、このままやっぱり残ってもらうような方向で今後も話を進めるのかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

現在委託なり、臨時職員の方が、そっくり移行するののかというお話でございしますが、まず、来年4月からの移行ということで、年明けにでも広く公募をします。で、この前の全員協議会でもお話ししましたが、まず採用にあたっては、原則、広く公募を下さいよと。かつ、年齢や性別に制限を設けてはならないと、その示された部分を踏まえて募集をします。

ただ毎年募集するののかということでございますが、制度始まる最初は募集はしますけども、あとは勤務成績によりまして、引き続き雇用するのかどうかと、あくまでも会計年度任用職員でありますので、1年、1年の契約になりますので、そこらは十分踏まえて対応したいというふうに考えてございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第1号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第2号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、議案第1号でご説明いたしましたとおり、令和2年4月より会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる1週間の勤務時間が38時間45分のいわゆるフルタイム会計年度任用職員の給与について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

それでは議案書をご覧ください。

第1条は、この条例の趣旨であります。会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定めるものとするものであります。

第2条は、定義であります。第2号会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である旨を規定するものであります。

第3条は、給料であります。第2号会計年度任用職員の給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であり、通勤手当等の各種手当を除いたものとする旨などを規定するものであります。

第4条は、給料表であります。職員の給与に関する条例第3条の規定による行政職給料表を準用する旨を規定するものであります。

第5条は、号給の決定であります。別表に定める基準により決定する旨を規定するものであります。

第6条は給料の支給方法、第7条は通勤手当、第8条は給与の減額、第9条は時間外勤務手当、第10条は休日勤務手当、第11条は夜間勤務手当、第12条は勤務1時間当たりの

給与額の算出、第 13 条及び第 14 条は端数計算、第 15 条は期末手当、第 16 条は期末手当の不支給、第 17 条は期末手当の一時差し止め、第 18 条は給料の時間外勤務手当等の支給方法であります、それぞれ職員の給与に関する条例の各条項の例による旨を規定するものであります。

第 19 条は、給与からの控除であります、健康保険料や所得税等について給与から控除する旨を規定するものであります。

第 20 条は、給与の口座振込みであります、給与は、職員から申出があるときは、その全部または一部を預金口座への振込みにより支給することができる旨を規定するものであります。

第 21 条は、委任についてであります、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることを規定するものであります。

次に附則であります、この条例の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきます、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7 番、小柴敬君。

○小柴敬　1 点お伺いします。この会計年度職員ですけれども、定年というか、雇用の最終年度、年齢規定とか、そういったものに対してお聞きします。

○議長　総務課長。

○総務課長　お答えをいたします。

会計年度任用職員の定年年齢はありません。一般町職員ですと、現在のところ 60 歳定年でございますが、今のところ会計年度任用職員の定年の年齢はないということでございます。決まりはないということであります。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 2 号、第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号、第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 3 号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第 3 号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条

例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、議案第1号及び議案第2号でご説明いたしましたとおり、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の厳格化に併せて、会計年度任用職員に関する所要の改正が必要であることから、その関係条例を改正するための条例を制定するものであります。

それでは議案書をご覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条は、西会津町交通教育専門員設置条例の一部改正であります。特別職非常勤職員の厳格化に伴い、身分について規定された第2条を削り、3条以降を1条ずつ繰り上げるものであります。

第2条は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正であります。地方公務員法の改正による条項及び文言の改正であります。

第3条は、職員の分限に関する条例の一部改正であります。第3条は、休職の効果でありまして、第1項は、法に準じた文言の修正を行い、第5項として、新たに会計年度任用職員に関する規定を追加するものであります。

第4条は、職員の懲戒に関する条例の一部改正であります。第3条は、減給の効果でありまして、給料だけではなく、報酬で支給する第1号会計年度任用職員の減給に関する規定を新たに追加するものであります。

第5条は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。第3条は、報告事項でありまして、第2号会計年度任用職員を報告しなければならない職員に含めるための改正を行うものであります。

第6条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。地方公務員法等の一部改正に伴う条項番号の改正であります。

第7条は、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。第17条は任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例を定めるものであることから、第28条の非常勤職員の規定については、削るものであります。

第8条は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。特別職非常勤職員の厳格化に伴い、別表第1及び別表第2から自治区長や保健指導員、公民館の分館長などを削るものであります。

第9条は、職員の給与に関する条例の一部改正であります。地方公務員法の改正による条項の改正及び非常勤職員である会計年度任用職員に関する規定を改正するものであります。

第10条は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。第19条の2は、非常勤職員の給与についてであり、会計年度任用職員の給与は別に条例で定めることに改正するものであります。

次に附則であります。この条例の施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第3号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第4号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中でご説明申し上げましたとおり、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための法改正が行われたことから、本町におきましても関係条例の改正を行なうものであります。

それでは議案書をご覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の15ページをご覧ください。

第1条は、職員の給与に関する条例の一部改正であります。第20条及び第20条の2は期末手当、第21条は勤勉手当、第27条は休職者の給与を規定しておりますが、それぞれ地方公務員法第16条第1号による成年被後見人等になったことによる欠格条項の部分を削除するものであります。

第2条は、職員等の旅費に関する条例の一部改正であります。第3条は旅費の支給を規定しておりますが、地方公務員法第16条第1号が削除されたことによる号ずれを改めるものであります。

次に附則であります。この条例の施行期日を令和元年12月14日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第4号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、西会津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　議案第5号、西会津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中でご説明申し上げましたとおり、令和2年度から下水道施設事業、農業集落排水処理事業、個別排水処理事業及び簡易水道等事業の全ての特別会計を公営企業会計に移行するに伴い、所要の改正を行うものであります。併せまして水道法等の改正に伴う所要の改正も同時に行うものであります。

背景であります、国では、下水道事業や簡易水道等事業について、現下の人口減少等による料金収入の減少、一方で施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など、厳しさを増す経営環境に鑑み、経営の健全化とサービスの向上を図るため、公営企業会計の適用を推進しております。

これを受け本町では、平成29年度から3カ年をかけ下水道事業や簡易水道等事業の4つの特別会計を公営企業会計に移行する準備を進めてまいったところであります。地方公営企業法適用後、当該事業につきましては、さらなる経営基盤の強化や経営の効率化、住民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。併せて条例改正案新旧対照表の19ページから64ページもご覧いただきたいと思います。

まず、この条例の題名を西会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改めるものであります。これは、現行の水道事業の設置等に関する条例に簡易水道等事業の給水区域や下水道事業の設置、処理区域等の条文を加え整理するものであります。

第1条は設置についてであり、水道事業、簡易水道等事業、下水道事業の設置目的を定めるものであります。

第1条の2は法の全部適用についてであり、簡易水道等事業及び下水道事業に地方公営

企業法の規定の全部を令和2年4月1日から適用することを定めるもので、新たに追加するものであります。

第2条は、経営の基本についてであり、上下水道事業の経営の規模や処理区域について定めるものであります。

第3条は、管理者の不設置についてであり、上下水道事業に管理者を置かないことを定めるもので、根拠法令等の文言を整理するものであります。以下、町長を管理者に改正する条項が随所に出てまいります。これは町長と管理者の権限を明確化させるもので、この場合、管理者の権限は、町長が行なうものであります。

第4条は組織、第5条は重要な資産の取得及び処分、第6条は議会の同意を要する賠償責任の免除、第7条は議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、第8条は業務状況説明書類の提出であります。これらの改正内容は、上位法の改正に伴う条ずれの修正や、この条例の改正に伴い文言を整理するものであります。

別表は、上水道の給水区域を定めるものですが、これを別表1に改め、別表1の次に、別表2として簡易水道の給水区域を、別表3として飲料水供給施設の給水区域を、別表4として公共下水道の処理区域を、別表5として農業集落排水処理施設の処理区域をそれぞれ定めるものであります。なお、個別排水処理事業の処理区域につきましては、第2条の改正において、公共下水道事業及び農業集落排水処理事業の対象区域を除く区域と定めるものであります。

次に附則であります。この条例の施行期日を定めるほか、この条例の一部改正に関連する条例の廃止及び一部改正を併せて行うものであります。

第1項は施行期日でありまして、令和2年4月1日とするものであります。ただし書きの改正規定につきましては、公布の日から施行するものであります。

第2項は西会津町簡易水道設置等に関する条例等の廃止でありまして、公営企業会計に移行するに伴い不要となる5本の条例を廃止するものであります。

第3項は附属機関の設置に関する条例の一部改正であります。別表町長の部・西会津町建設水道審議会の項中、上水道及び下水道等を、及び上下水道等に改めるものであります。

第4項は西会津町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正でありまして、第2条定義に地方公営企業法に規定する企業管理規程の文言を追加するものであります。

第5項は西会津町職員定数条例の一部改正であります。第1条趣旨に地方公営企業の文言を追加するものであります。

第6項は西会津町下水道排水設備工事費貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。第1条設置は根拠条例の改正に伴う条例の名称及び条項番号の改正であります。

第2条は用語の定義についてであります。同条第2号の改正は、現行の補助金交付要綱を廃止し新たに制定することや、地方公営企業法の定めに基づき文言の修正を行うものであります。

第3条は基金の額、第8条は運用収益の処理、第9条は委任であります。いずれも地

方公営企業法適用に伴う文言の修正であります。

第7項は西会津町給水条例の一部改正でありますが、第2条は給水区域について定めており、根拠条例の改正により新たな条例名称及び条項番号を改正するものであります。

第3条給水装置の定義から第37条町の責務まで、及び第42条の改正は、町長を管理者と改めるものであり、その内第7条第4項及び第5項、並びに第32条第1項中の改正は、上位法の改正に伴う条ずれを修正するものであります。

第40条は布設工事監督者の資格についてでありますが、同条第1項第3号の改正は、学校教育法の一部改正に伴う文言の追加であり、同条同項第8号の改正は、水道法施行規則の一部改正に伴う文言の削除であります。

第41条は水道技術管理者の資格についてでありますが、同条第1項第2号及び第4号並びに第5号の改正は、学校教育法の一部改正に伴う文言の追加であります。

別表第2は水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されたことに伴い、更新手数料に係る1号を追加し、号番号を整理するものであります。

第8項は前項の西会津町給水条例の一部改正に伴う経過措置であります。

この条例の施行前に行われた技術士法の選択科目で合格したものは、この条例による改正後の西会津町給水条例第40条第1項第8号の規定の適用についてみなすものであります。

第9項西会津町下水道条例の一部改正から第12項西会津町個別排水処理施設条例の一部改正につきましては、この条例において設置や処理区域を定めること、地方公営企業法の適用に伴い、文言の整理を行うものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　この4つの事業が特別会計から公営企業会計に移行することによって、経営上どのようにこの町に効果をもたらすのかという点と、受益者住民のサービス向上はどのように図られるのか、それについて質問します。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長　経営上もたらす町に対する影響と町民サービスはどのようになるのかということでございますけども、まず、今回のこの地方公営企業法の適用につきましては、主に会計方法が複式簿記という会計の変更でございますが、町民の皆さまにとっては、例えば使用料の納付方法ですとか、手続き、それから、移行したからといって町民の皆さんに諸手続きを必要とするものではございません。

それで、まずこの健全化という部分でございますが、複式簿記を導入することによりまして、水道事業会計と同じように経営状況の明確化ですとか、適正な財産管理、そういったものを行いまして、まずは経営基盤の強化ですとか、経営の効率化を進めていきまして、これからも将来に向けて安定して、持続可能な上下水道事業のサービスを提供していくということが一番かというふうに思っております。

それで、直接的な、具体的な町民サービスという点におきましては、まずはその経営の

安定、持続可能な経営というものを今以上に図りまして、その上で成り立つものかなと考えておりますので、現時点で具体的などという部分は、なかなか申し上げられませんが、まずは基盤をしっかりさせていきたいなど、その上でまたよりよいサービスの提供と。まずもって上下水道の事業を継続させるということが一番のサービスの持続かなというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 そうすると経営を持続して健全化を図るという、従来どおり一般会計からの繰り出しの関係はそのまま続けると、続けるといいますか、それは変わらないと解釈してよろしいんですね。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 繰出金の関係でございますけれども、現時点の試算では、令和2年度の予算編成における一般会計からの上下水道事業5会計、全ての繰出金でありますけれども、現時点の試算ですけれども、概ね3億4千万程度。この試算額は、これまで特別会計と水道事業会計でやってきましたけれども、その過去5年間とほぼ同額というふうなことで算定してございますので、新たな負担というようなことは、現時点ではないのかと。

今申し上げましたように、今後も一般会計からの繰り出しというのは、同じような形で推移するものと想定しております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 私も同じような質問をしようかと考えていて、お話を伺ったところ、上下水道を維持させるために全部寄せるという考え方だなというふうに受け取りましたけれども、今課長のお話だと、寄せただけだと、同じ内容だというような、私、聞こえ方したんですけれども、最初の年は確かにそういうことになるんでしょうけれども、事務合理化などの、ちょっと細かい部分でいえば、いくらかはね、費用が将来的には緩和される見込みもあるのかなと思って、私はこれ議案見ていたんですけれども、ただ上下水道を救うために、全部の会計を寄せたという表現だと、ちょっと何か上下水道そのもの自体があまり聞こえがよくないような気がしたんですが、だから、事務事業の中で、将来少しウエイトが緩和される、もしくは固定資産の台帳がきちんと整理されて、管理が合理的になるだとか、何かそういうものはないんでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えをいたしたいと思います。

公営企業会計に移行することによりまして、これまでの会計の状況に加えまして、資産なども明解になりますので、これまで以上にその経営の状況が明らかになって、把握できるということでございます。それで、例えば設備投資におきましても、その減価償却というような考え方、それを取り入れることによりまして、今まで以上に適切な将来への投資の見通しですとか、あとはその資金の調達の見込みですとか、そういったものが今まで以上に鮮明になってくるというようなことでありますので、そういった意味では将来負担、例えばインフラでいえば、いろんな長寿命化やっていると同一ような、そういった予防保全の形が先々とできるというようなことも大きなメリットになるかなというふうに思いますので、総体的には設備投資を含め、よりよい環境にもっていけるというふうには考えて

おります。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 ちょっと私、1 点分らないところがあったので、お聞きしたいと思うんですけど、新旧対照表の 44 ページ以降に、布設工事監督者の資格が、この文面によると、今までよりは着任できる、資格を有する範囲を広めたので、なりやすくなったというんですかね、できる人の範囲が増えたと理解していいのかどうか、まず 1 点お聞きします。

ほかにも質問あったんですが、ほかの議員の方が質問されたので、そちらは省略します。

あと 1 点、大きな疑問なんですけど、これだけ新旧対照表で言うとか 46 ページにもわたる大きな変化というか、改正があって、しかも結構多岐にわたっていろんなところで改正が出ているんですけど、これあれですかね、全員協議会等でいつもそういう重要な案件というのは説明されて、こういう内容ですという話を聞いて、で、普通、議会にかけるのが大きな議案のときはそうかなと私は理解してるつもりなんですけども、これは、じゃあ大きな変化はないと、文面は非常に大きな、46 ページにわたりますけども、そんな大きな変化はなく、なおかつ先ほど来、先輩議員も申ししておりますとおり、今後の財政の健全化に必ずつながるもので、いいものであると理解してよろしいでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

新旧対照表で言いますと、44 ページの部分辺りだと、例えば第 40 条の布設工事監督者の資格で一例を申し上げますが、先ほど説明でも一部申し上げましたとおり、学校教育法の一部改正によりまして、専門職大学というのが創設されました。この専門職大学の前期課程の修了者は、短期大学の卒業者と同等の教育水準とみなすものというような趣旨でございまして、その文言を、今回各項で示したようなところに、随所に入れたというようなことでございます。

あと、今回大きな変化で全員協議会等というような話でございましたけれども、確か平成 29 年度から債務負担行為を設定させていただいて、この事業に取り組んできたんですけども、その当初に、おそらくその全容を説明したというふうに私は記憶しておりまして、それで代えさせていただければというふうに考えてございます。

あと、健全化と、議員おっしゃるとおりでございます。経営の健全化を図って持続可能な上下水道サービスを将来にわたって提供できるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 今回、議会報告会等でも、自分のところの水道会計が非常に、水道維持、施設管理も含めて結構大変だという意見、私、何箇所か聞きました。その辺も、もちろん健全化はもちろん大事ですけども、その健全化によって、その困っている地域を助けていけるような計画等は準備されているんですか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 議員のおっしゃられているのは、この上下水道ではなくて、集落ですか。集落管理。それだとちょっと趣旨が違うのかなと思いますので。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、西会津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、西会津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中でご説明申し上げましたとおり、平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、全国教育委員会に学校運営協議会の設置が努力義務化されことに伴い、来年4月から小・中学校に学校運営協議会制度を導入するため、同協議会委員の報酬等につきまして、新たに定めるものであります。

この学校運営協議会は、教育委員会が保護者や地域の方々を委員として任命し、委員は非常勤特別職の地方公務員として、校長が作成した学校運営基本方針などに対して、意見提言や承認を行うこととされております。

この協議会を設置した学校がコミュニティ・スクールと呼ばれますが、制度の導入によって、本町がこれまで先進的に行っている地域学校協働本部事業と合わせまして、地域の方々が学校運営に参画し、つながりを強めながら、一体となって学校運営の改善や、児童・生徒の健全育成に取り組み、さらに地域に開かれた学校運営を目指すものであります。なお、本町では、小学校・中学校間の連携を推進するため、両校を対象として1つの協議会を設置することとしております。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。併せて条例改正案新旧対照表の65ページもご覧願います。

議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

今回改正するのは、条例の別表第1であります。別表第1のうち、特別職の名称の項中、農地等利用関係紛争処理委員会委員の次に学校運営協議会委員を加えるもので、教育委員会が別に定める規則により、人数は25名以内を想定しております。報酬額の区分は1回、

金額は 6,300 円であります。

次に附則でありますが、この条例の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 6 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 7 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第 7 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、職員の給与改定等に係る条例の一部改正であります。ご承知のように、公務員の給与につきましては、その職務の性格上、労働基本権の一部が制約されており、民間企業のように労使交渉によって自らの給与を定めることができないことになっております。

そのための代償措置として、国においては人事院、県においては人事委員会による給与勧告制度が設けられているところであります。

また、市町村職員の給与改定にあたりましては、地方公務員法第 24 条に、職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与等を考慮して定められなければならない。と規定されていることから、本町における給与等の改定につきましては、従来から勧告制度の意義を尊重し、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて改定を行ってきたところであり、今回の改定にあたりましては国・県の勧告等に準じて行うものであります。

今回の改正内容であります。本年 8 月 7 日、国の人事院は、民間給与と公務員給与の格差を解消するため、国家公務員の俸給について、平均 0.1 パーセントの引き上げと、勤勉手当 0.05 月分の引き上げ、さらには、俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的な見直についての勧告を政府に対し行ったところであります。

これを受け、県人事委員会は10月2日、人事院勧告に準じて若年層を中心に職員の俸給を平均0.09パーセント引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、人事院勧告の内容を踏まえた給与制度の総合的な見直し等の勧告を県及び県議会に対し行ったところであります。

本町におきましても、これらの勧告の意義を尊重し、職員の俸給について、平均0.11パーセント引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げるための改正を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、合わせて、条例改正案新旧対照表の68ページをご覧ください。

まず、改正条例案第1条の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第21条は、職員の勤勉手当に係る規定であります。第2項第1号は再任用職員以外の支給率について100分の92.5を100分の97.5に改め、0.05月分引き上げるものであります。

第2号は、再任用職員の支給率について100分の43.75を100分の46.25に改め、0.025月分引き上げるものであります。なお、今次の支給率の改正にあたりましては、令和元年度の引き上げ率を12月支給分で一括して調整を行なうものであります。

次に、附則第15項の改正は、行政職6級で55歳以上の職員に対する勤勉手当の減額率を100分の0.8325を100分の0.8775に、100分の92.5を100分の97.5に、それぞれ引き上げるものであります。

次に、別表第1は行政職の給料表、別表第2は医療職の給料表でありまして、それぞれ改正するものであります。

次に、本改正条例案第2条につきましても職員の給与に関する条例の一部改正であります。

条例改正案新旧対照表の70ページをご覧ください。

第21条第2項第1号は、再任用職員以外の勤勉手当の支給率100分の97.5を100分の95に引き下げるものであります。この改正は、令和2年度以降の支給率を6月・12月とも同じ率とするための改正であります。

第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給率であります。第1号と同様に6月と12月の支給率を同じにするため、100分の46.25を100分の45に引き下げるものであります。

附則第15項の改正につきましても、行政職6級で55歳以上の職員に対する勤勉手当の減額率を6月・12月とも同じ率とするため、それぞれ引き下げるものであります。

次に、本改正条例案の附則であります。第1項及び第2項は施行期日でありまして、第1項の改正条例案第1条の規定は、公布の日から施行し、平成31年4月1日に遡及して適用するものであります。ただし、第21条第2項第1号及び附則第15項の規定は、令和元年12月1日から適用するものであります。

また、第2項の改正条例案第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するものであります。

第3項は、給与の内払いの規定でありまして、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

第4項は、町長への委任規定でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第7号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長　議案第8号、西会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由の中で、ご説明申し上げましたとおり、平成31年度の地方税制改正に伴う、地方税法の一部改正がありましたことにより、町税条例の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、地方税法の改正に伴う申告書等の記載事項についての規定の整備や引用する適用条項を改正するものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容につきましてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表72ページからご覧いただきたいと思います。

第36条の2は、町民税の申告で、申告記載事項の簡素化についての規定を第7項に加え、以下項を繰り下げるものであります。

第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書記載事項について、規定の整備と文言の修正をするものであります。

第36条の3の3は個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書について規定の整備と引用する適用条項の改正であります。

第36条の4は町民税に係る不申告に関する過料の規定で、第36条の2の改正に伴う適用条項の修正と文言の整理を行うものです。

次に附則についてご説明申し上げます。

附則第1条は、施行期日についての規定であり、この条例は令和2年1月1日から施行

するものであります。

附則第2条は、経過措置についての規定であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第8号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長　議案第9号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由の中でご説明申し上げましたとおり、消防団員の確保に向けた入団資格の緩和を図るため、町条例の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、入団資格に、町外に居住する者であっても、町内の企業等に勤務している方も入団することができるようにするものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容につきまして、ご説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表76ページをご覧ください。

西会津町消防団設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項は、消防団員の入団資格を規定したものであり、西会津町に居住する年齢18歳以上の者を、西会津町に居住し、又は勤務する年齢18歳以上の者に改めるものであります。

次に、附則であります。この条例を令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、ご説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4番、秦貞継君。

○秦貞継　1点お伺いいたします。今、消防団員のなり手がなくて困っているときに、こ

ういう緩和措置というのは非常に私よろしいことだと思うんですけど、これやっぱり勧誘するというのは地域の班の人たちが自分の地区だとか、周りの人に声をかけたりすると思うんですけど、こういうふうはこの条例が緩和されたという周知というのは、どのような方法を行う予定でお考えでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 ご質問にお答えをいたします。

消防団団員の確保につきましては、やはり課題となっております。今回の緩和措置の内容につきましては、町広報等でお知らせをするなど、またあと、消防団、団本部を主体として事業所に出向いて、そういったお話をするだとか、そういうことをしながら消防団員の確保に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 今、答弁にありました町広報というのは、どのような形でなんでしょうか、紙ベースなのか、目に見えるベースなのか、それとも口伝えなのか、その辺ちょっと詳しく教えてください。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 町広報紙ということで、毎月発行されてます町の広報紙、またはお知らせ版等で、どちらか検討しまして広報していきたいと考えてございます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 9 号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 10 号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 10 号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）の調整について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入におきましては、本年 10 月に発生しました台風第 19 号により被災した農地及び農業用施設の災害復旧費補助金の追加計上や道路新設改

良事業などの完了等に伴う社会資本整備総合交付金の減額などを計上いたしました。

一方、歳出におきましては、人事院勧告及び県人事委員会の勧告に準じた職員の給与等の改定に伴う人件費の追加や、工事請負契約の締結に伴う若者向け住宅整備工事費の減額、事業完了等による道路改良舗装工事費の減額、台風第 19 号被害に係る農地及び農業用施設の災害復旧工事費の追加などを計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和元年度西会津町の一般会計補正予算（第 7 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 753 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 6,032 万 7 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正、第 2 条、債務負担行為の補正は、第 2 表債務負担行為補正による。

地方債の補正、第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。8 ページをご覧ください。

まず歳入であります。11 款、分担金及び負担金、1 項 1 目、災害復旧費分担金は 673 万 5 千円の増額であります。これは、農地及び農業用施設災害復旧事業に係る受益者分担金であります。

13 款、国庫支出金、2 項 5 目、土木費国庫補助金は 6,279 万 1 千円の減額であります。これは、社会資本整備総合交付金の道路事業の完了等に伴うものであります。

14 款、県支出金、2 項 4 目、農林水産業費県補助金、187 万 9 千円の増額は、広葉樹林再生事業補助金の追加配分によるものであります。8 目、災害復旧費県補助金、6,160 万円の増額は、台風第 19 号被害に係る農地及び農業用施設災害復旧事業補助金であります。

9 ページをご覧ください。

19 款、諸収入、5 項 4 目、雑入、803 万 3 千円の増額は、確定に伴う後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度分、676 万 1 千円などであります。

20 款、町債につきましては、それぞれ事業の決定等に伴い、額の調整を行うものであります。

次に、11 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、1,227 万 7 千円の減額は、人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整などによるものであります。

12 ページをご覧ください。

3 目、電算管理費、108 万 5 千円の増額は、財務会計システム改修委託料、98 万 5 千円の増などあります。6 目、企画費、2,905 万 1 千円の減額は、工事請負契約の締結に伴う若者向け住宅整備工事費、2,875 万円の減などあります。10 目、ふるさと振興費、1,627 万 2 千円の減額は、これまで採用に至らなかった地域おこし協力隊の報酬等の減額などによるものであります。

13 ページをご覧ください。

2 項 1 目、税務総務費、962 万 1 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整、

14 ページに行きまして町税過誤納還付金、66 万 5 千円の増などによるものであります。3 項 1 目、戸籍住民登録費、361 万 5 千円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整によるものであります。

15 ページをご覧ください。

4 項 5 目、町議会選挙費、333 万 7 千円の減額は、確定によるものであります。

17 ページをご覧ください。

3 款、民生費、1 項 1 目、社会福祉総務費、480 万 3 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整及び国保事業勘定繰出金、146 万 2 千円の減であります。3 目、老人福祉費、181 万 4 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整、18 ページに行きまして、小規模多機能型居宅介護施設整備に係る実施設計委託料、200 万円の追加、確定に伴う後期高齢者医療費療養給付費負担金、667 万 7 千円の追加、介護保険特別会計繰出金、568 万 3 千円の減などであります。2 項 2 目、児童措置費、293 万 4 千円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整などであります。

19 ページをご覧ください。

4 款、衛生費、1 項 1 目、保健衛生総務費、360 万 2 千円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整と簡易水道等事業特別会計繰出金、158 万 6 千円の減であります。4 目、健康推進費、43 万 6 千円の増額は、来年の 3 月中旬に開催することとなりました長野県諏訪中央病院の鎌田實名誉院長の講演会に係る需用費、31 万 9 千円などの計上であります。5 目、母子保健費、151 万 7 千円の増額は、妊産婦健診委託料、64 万円と不妊治療に係るこのとりサポート事業補助金、87 万 7 千円の追加計上であります。

20 ページをご覧ください。

2 項 1 目、清掃総務費、104 万 1 千円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整であります。3 目、し尿処理費、416 万 5 千円の減額は、個別排水処理事業特別会計繰出金の減額であります。

6 款、農林水産業費、1 項 2 目、農業総務費、516 万 3 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整であります。

21 ページをご覧ください。

5 目、農地費、348 万 9 千円の減額は、農業集落排水処理事業特別会計繰出金の減額であります。2 項 1 目、林業総務費、108 万 3 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整と広葉樹林再生事業委託料、187 万 9 千円の追加計上などによるものであります。

22 ページをご覧ください。

7 款、商工費、1 項 2 目、商工振興費、100 万円の増額は、空き家等利活用事業補助金の追加計上であります。

23 ページをご覧ください。

8 款土木費、1 項 2 目、道路維持費、3,448 万 1 千円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整、除雪に係る修繕料、239 万 8 千円の追加、除雪機械購入費、3,700 万 5 千円の減額によるものであります。3 目、道路新設改良費、3,012 万 2 千円の減額は、確定見込みによる測量設計委託料、236 万 7 千円、工事請負費、2,433 万 4 千円、24 ページに行きまして立木等補償費、267 万 5 千円の減額などであります。4 目、橋りょう維持費、379

万9千円の減額は、確定見込みによる設計業務委託料、61万1千円、修繕工事費、318万8千円の減額であります。3項2目、公共下水道費、179万4千円の減額は、下水道施設事業特別会計繰出金の減額であります。

25 ページをご覧ください。

9 款、消防費、1 項 2 目、非常備消防費、145 万 3 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整であります。

26 ページをご覧ください。

10 款、教育費、1 項 2 目、事務局費、552 万 6 千円の増額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整などであります。

27 ページをご覧ください。

4 項 1 目、社会教育総務費、192 万円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整などであります。

29 ページをご覧ください。

11 款、災害復旧費、1 項 1 目、農業施設災害復旧費、1 億 665 万円の増額は、台風第 19 号により被災した農地及び農業用施設の復旧に係る工事費、1 億 1,300 万円の増額などあります。

5 ページに戻ります。

第2表、債務負担行為補正、追加であります。

債務負担行為とは、将来にわたり支出の義務を伴う場合に設定するものであります。今回設定する事業は、防災・安全交付金事業、町道芹沼芝草線幸平橋橋りょう補修工事でありまして、期間が令和元年度から令和2年度までの2年間、限度額は2,300万円であります。

次に、第3表、地方債補正・変更であります。過疎対策事業費、緊急防災・減債事業費、災害復旧事業費は、いずれも対象事業費の確定等に伴う限度額の変更であります。記載の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子　18 ページの歳出、3 款 1 項 3 目の実施設計委託料、200 万円の増額の内容を教えてください。

○議長　福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長　それでは、お答えいたします。

ご質問のありました 18 ページ、実施設計委託料でございますが、今ほど総務課長の説明の中にもございました小規模多機能型、今、町のほうで計画しております小規模多機能型居宅介護施設を整備するにあたりまして、この施設の実施設計を、本年度実施したいということでございます。

なお、当初予算に 350 万円の予算計上してございます。なお、見積りを徴した結果、550 万円ほどの予算が必要になったことから、200 万円の増額補正とさせていただいたという

ことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。

まず 9 ページ、一番下の町債で、このワークインレジデンス整備事業がマイナス 80 万円になった減の要因をお聞かせください。

続きまして 19 ページ、一番下の 1 項 5 目、一番下の補助金、こうのとりサポート事業補助金、87 万 7 千円という増が出ているんですけど、これ非常にいいことだと思うんですけども、現在までの利用者数というんですかね、実績をお示してください。

それと、23 ページ、道路維持費、修繕料、239 万 8 千円というふうに出ているんですけども、これ物件費、修繕料と出ているんですけども、これ内容を詳しくお示してください。

あと最後に 27 ページ、中学校費、用務員業務委託料、これマイナス 190 万円となっていますが、これの要因を教えてください。

以上です。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 4 番、秦議員のワークインレジデンス事業の歳入の分の 80 万の減額の件でございますが、こちらのほうは、13 ページに 2 款、総務費、総務管理費のふるさと振興費の中で、委託料、設計監理委託料ということで、こちら 145 万 9 千円ということで、ワークインレジデンス事業の設計管理費が当初より減額になったということから、その起債を減額したということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 19 ページのこうのとりサポート事業補助金についてのご質問にお答えいたしたいと思います。

本年度の実績でございますが、現時点で女性の方が 2 名、男性の方が 1 名ご利用されております。なお今後、担当係のほうに相談がございまして、利用したいといった方が新規の女性の方が 4 名、男性の方が 3 名、また継続して実施する方が 2 名といったところで、当初予算で見込んでおりました補助金では、その希望のある方に対しての補助が執行できないということでございまして、今回、補正計上させていただいたというところでございます。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 8 款 1 項 2 目の道路維持費の修繕費でございますけども、これは除雪機械のタイヤチェーンの肉盛りの修繕料が主な内容でございまして、計画的に修繕等行ったわけですけども、若干不足をきたしたということで追加をお願いするものでございます。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 中学校費の委託料、用務員業務委託料の減につきましてご説明を申し上げます。

この件につきましては、本年 3 月末で用務員 1 名が、本人の都合により退職されたことに伴います減でございます。なお、4 月以降は小学校、中学校の用務員の連携によりまして文書の集配業務だったり、環境整備だったりを行っているところでございます。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 23 ページの修繕料の件ですけれども、タイヤチェーンの肉盛りを計画的に行ったということですが、これは何台分の肉盛りにかかったお金か。あと、計画というのはだいたいどのような計画で進めているのかをお示してください。あとこれ肉盛りをお願いしたということですが、肉盛りをお願いした業者というのは町内なんでしょうか。それもお聞きいたします。

それと、27 ページの委託料の用務員業務委託料の件ですけれども、今、小学校、中学校、連携で進めるというようなお話をしたんですけれども、今まで、要は、小学校、中学校それぞれの用務員さんがまかなってきたものを、小学校、中学校の連携だけでまかなえるんですか。私も何回か目にしているんですけれども、あれだけ広範囲の学校施設内の草刈りなり、除雪なりをまかなってきて、1人減で、このまま来年度以降も現場の負担に問題はないのかどうかをお示してください。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 修繕料の関係でございますけれども、計画的に行ったというのは、もう既に降雪前に点検ですとか、そういったものは終了したということでございまして、今後、雪の降り具合によっても分かりませんが、今後そういった肉盛りの部分が足りなくなったといえますか、不足をきたしたということで、今後の見込みを立てての追加をお願いするというものでございます。

ですから、計画的というような質問ありましたけれども、その降雪によって、例えば暖冬で雪のないところ歩くようになれば降り具合も変わりますし、何ともその辺は見込みを立てさせていただいたという内容でございます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 修繕等を行っておるのは町外の専門業者でございます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 町内ではおりませんので、町外の専門の業者さんをお願いしております。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

昨年度まで小学校2名、それから中学校2名の用務員が配置しておりましたが、小学校2名のうち1名は運転手と兼務という形になっております。

ご指摘であります。例えば例を出しますと、教育委員会だったり、ほかの行政機関に文書の收受業務というのが用務員の業務にございますが、これは今まで小学校、中学校それぞれに行っていたものを、小学校の用務員が中学校に回って、行き帰り回って、そういった收受業務を支援しているというようなことが1点。

それから、先ほどご指摘ありました除草作業、環境整備ですね、除草作業につきましては、教育委員会でも、例えば剪定用のバリカン、エンジンバリカンを購入しまして、また、小学校の用務員さんに、そういうバリカンを使って中学校の敷地の植木の剪定までお願いするような形だったりということで連携してやっているというような実態でございます。

また、除雪機につきましても、中学校、今年、更新いたしましたので、そういった中でお互いに協力しながら、今年度は実施してきましたが、特段支障が出ているというような状況は報告されておられません。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 計画的というようなお話があったので聞いたんですけども、それは点検の計画であって、その肉盛りの計画はなかったということで、今、私はお聞きしたんですけども。これ確かタイヤチェーンの肉盛りって毎年やらないとだめな話ですよ。ということであれば、これはもうだいたいどのくらいかかるかというのは見込めるわけですよ。で、先ほどの金額、239万8千円が算出された根拠ですか、をまずお聞きしたいと思いますし、これ町外業者、先ほどの答弁で町内ではおりませんと言ったんですけど、町内でできない仕事なんですかね。これ私、作業内容なんとなく分かりますけど、炭酸溶接かなんかで、たぶんダダダやっていくんだと思いますけど、これ町内業者でできない仕事なんですか。これ私は町内でもできると思うんですけど、その辺の町内業者への、例えば要請というんですかね、協力要請等はされたのかどうか。それとあと、今後も町内になるべく、こういったこと、仕事はね、なるべく町内の人に回すべきだと思うんですけど、そういう考えはあるのかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

それと、学校業務ですけども、ちょっと今言った内容も確かに一部としてありますが、それ以外にも除雪、大雪のときの除雪なんかというのは、本当に前いた用務員さんも大汗をかいてやっていたんですよ。その間も違う用務員さんは違う仕事をしていて、それぞれの業務がいっぱいいっぱいなんですよ。で、これ連携ができるかどうか、ちょっと私はそんな今の現場、女性1人に男性2人ですよ。しかも1人は運転手さんやっていて、これまかなえるのかどうか、ちょっと非常に疑問に思います。

あと、募集する予定があるかどうか、このまま減のままいくのかどうか、人数は、確かに子どもの人数は減ってますが、施設の大きさ等は今までと、これからも変わらないわけですから、その辺も、もし整合性等あるのであればご説明ください。

以上です。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

町内業者でできないのかというようなことでございましたけれども、現時点で町内で肉盛りをやるような、溶接作業できるような業者さんというのは確認とれておりませんでしたので、町外業者さんをお願いするというような含みで申し上げさせていただきました。町の姿勢としましても、町内で調達できるものは、物品でも修繕であろうが、なるべく町内でというような考えは基本的に持っておりますので、今後さらに調査をして、そういった対象業者がおりましたらば、当然町内というようなことになりますけども、現時点で申し上げましたのは、今想定しているのは町外の業者さんを考えていたということでご理解いただきたいと思います。

あと、計画的な修繕というのは、車検ですとか、12カ月点検とかというのが全て終了したと。で、今後、肉盛りについては、不足が見込まれるということで想定させていただきました。サイズによっても違いますけれども、各4本の、大きなものであれば8回ですとか、今後見込まれるものの台数を積算して今回の金額と、240万弱というふうになっております。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 再度ご質問にお答えいたします。

確かに用務員さんの人数が減ったといった部分では大変な部分があるんですが、やはり小中一体となって業務の見直しを図りました。その上でお互い重複している業務については、連携することによってその内容が減らされるということが分かりまして、4月から現状やっております。

そういう意味では、例えば先ほどもあった草刈りについても、小中の校務員さん同士で連携しながら、自分たちの時間の空いたところでお互いにやり合うような体制を取っています。どうしても大変なときには、シルバーさんを派遣するということを学校側にはお話をしておりますが、シルバーさんをお願いするまでもなく、2人の連携で実際に除草作業等もやっております。

また教育委員会のほうも随時、大変な場合にはお手伝いするような体制も取りながら進めております。また、女性のほうが1名いないという部分では、来客の接待とかそういう部分についても、学校内で連携をしながら対応しているという部分で、現状としてはそれほど大きなマイナス、減になっていないということで、業務改善を見ながら、来年もこの3名体制でやっていこうということで進めております。

あと、大雪が降った際には、建設水道のほうにもお願いをして除雪をするということも話しておりますので、そういう部分での応援体制を持ちながら業務改善を図っていくということで進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほど町内業者には確認取れていないという答弁をいただきましたが、これは町内業者に、できませんかと確認をして、確認したけども町内業者ができないと言ったのか、それとも確認をしていないのかどうか、最後にこれだけ1点お伺いしたいと思います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えをいたします。

現時点では、できるできないまでは確認してございません。ですから、この後、町内で調達できるかどうか、それを調査して、できるようであれば、当然町内にも発注していきたいと思いますが、現時点では確認取れておりませんので、先ほどの答弁のとおり、現段階の想定は町外の業者を想定していたということでもありますので、今後、調査をさせていただきたいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、歳出で1点だけお伺いいたします。11款の1項1目の農業施設災害復旧費、これの1億1,300万ほど予算に計上されておりますが、これの災害復旧工事費の主な工事内容についてお伺いしたいと思います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 11款、災害復旧費の工事請負費の主な内容ということでお答えいたします。

今回、台風19号の影響で、農地、農業用施設に何箇所か影響があったところでございまして、各自治区長さんからの取りまとめを経て、庁内で精査をして12月の2日、3日と国の災害査定を受けたところでございます。その結果でございますけれども、全体で15カ所、

農地で6カ所、それから施設ということで水路等が9カ所で15カ所でございます。その主な内容でありますけれども、やはり水田への冠水によります土砂の撤去ですとか、あとは一部道路の決壊ですとか、土砂崩落ですとか、そういった内容。あとは水路、農道、一部ため池、それから1カ所揚水機などもございましたので、これらについて今回の災害復旧のほうで対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 1点だけお伺いします。23ページになりますが、道路新設改良費になりますけれども、これ年内に計画していた場所が全て確定を見込んで、この委託料、あるいは工事請負費が減額になったということだろうと思っておりますけれども、何箇所予定して、要は入札の結果これだけ安くなったということでもありますか、その点お聞きします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

23ページの道路新設改良費の13委託料、15の工事請負費の減額、それから計画どおりできたのかということでもありますけれども、まず、この減額についてでありますけれども、本年度の予定していたものは、ほぼ計画どおり進んでいるということでございまして、この減額は、国の社会資本総合交付金を最大限活用してございまして、その国の交付金自体が、全体的にシーリングがかかりまして、要するに縮小がかかったというようなことで、今回この事業費の減額と、委託料の減額というふうな結果になったところでございます。

あと、今回、大きくは6路線の改良等、予定しておりまして、その事業については全て完了してございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 国のシーリングがかかった部分に関しては、次年度に申し送りするというような計画で見込んでいるということでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

国への申請内容もある程度のスパンで申請しておりますし、例えば実施計画でもご覧いただけたと思いますけれども、毎年計画的に事業の平準化も図りながら、そして国の交付金等、最大限活用してやっておりますので、その年度によって多少伸び縮みはありますけれども、順次進めていくということで考えてございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第7次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第7次)は、原案の

とおり可決されました。

暫時休議にします。(11時57分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第11、議案第11号、令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第11号、令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)の調製について、ご説明いたします。

今次の補正予算は、歳入においては、事業費の精査に伴う一般会計繰入金や下水道事業債の減額、歳出においては、地方公営企業法適用事業等の事業費確定見込みに伴う減額や人件費の調整であります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

令和元年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ249万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,071万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細は、事項別明細書にて説明させていただきます。5ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入です。

5款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金は179万4千円の減額です。これは事業費の確定見込みによるものです。

8款、町債、1項1目、下水道事業債は70万円の減額です。これは地方公営企業法適用事業費の確定見込みに伴うものです。

6ページをお開きいただきたいと思います。次に歳出です。

1款、総務費、1項1目、一般管理費は247万2千円の減額です。人件費の調整や事業費の確定見込み等によるものです。

2款、施設整備費、1項1目、下水道施設費は2万2千円の減額です。人件費の調整によるものです。

3ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、地方債補正は変更です。補正前の限度額3,370万円を70万円減額し、補正後の限度額を3,300万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 6 ページの委託料について 1 項目質問をさせていただきます。浄化センターの管理委託料が 214 万 1 千円減額になっておりますが、この要因はどこにありますか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 委託料の減額の要因ということでお答えいたします。

下水道の施設、2 施設の減額につきましては、当初、年間契約の際、業者による入札で行いまして、その請差の分でございます。

○議長 分かりましたか。

ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、令和元年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 12 号、令和元年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）の調整について、ご説明いたします。

今次の補正予算は、歳入においては、繰越金の確定に伴う事業費の調整、歳出においては、人件費の調整や処理施設管理委託料などの減額であります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

令和元年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 267 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,700 万 9 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第 2 条、地方債の補正は、第 2 表、地方債補正による。

詳細は、事項別明細書にてご説明いたします。5 ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入です。

3 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金は 348 万 9 千円の減額です。これは事業費精査によるものです。

4 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金は 281 万 5 千円の増額です。前年度事業の確定によるものです。

6 款、町債、1 項 1 目、下水道事業債は 200 万円の減額です。これは地方公営企業法適用事業などの事業費確定見込みに伴うものです。

6 ページをご覧くださいと思います。次に歳出です。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費は 270 万 6 千円の減額です。人件費の調整や処理施設管理委託料など事業費の調整によるものです。

2 款、施設整備費、1 項 1 目、農業集落排水処理事業費は 86 万 8 千円の減額です。これは本年度分の笹川地区マンホールポンプ無線デジタル化更新工事の完成によるものです。

4 款、予備費、1 項 1 目、予備費は 90 万円の増額です。前年度繰越金確定によるものです。

3 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、地方債補正は変更です。補正前の限度額 1,800 万円を 200 万円減額し、補正後の限度額を 1,600 万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、令和元年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、令和元年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 13 号、令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 13 号、令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明いたします。

今次の補正予算は、歳入においては、前年度繰越金の確定に伴う事業費の調整、歳出においては、人件費の調整や合併浄化槽の工事費の減額などであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

令和元年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,960万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第2表、地方債補正による。

詳細は、事項別明細書にて説明いたします。5ページをご覧いただきたいと思います。歳入です。

3款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金は416万5千円の減額です。これは事業費の精査によるものです。

4款、繰越金、1項1目、繰越金は269万7千円の増額です。前年度事業の確定によるものです。

5款、諸収入、2項2目、消費税還付金は7万3千円の増額です。消費税還付金の確定によるものです。

6款、町債、1項1目、下水道事業債は100万円の増額です。これは、合併浄化槽の整備事業費の内、町単独費分へ財源充当と地方公営企業法適用事業の確定見込みによるものです。

6ページをご覧いただきたいと思います。歳出です。

1款、総務費、1項1目、一般管理費は54万2千円の減額です。人件費の調整や地方公営企業法適用事業費の確定見込みによるものです。

2款、施設整備費、1項1目、個別排水処理施設費は73万9千円の減額です。これは合併浄化槽5基分の工事費の確定によるものです。

4款、予備費、1項1目、予備費は88万6千円の増額です。前年度繰越金の確定と事業費の調整によるものです。

3ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、地方債補正は変更です。補正前の限度額640万円を100万円増額し、補正後の限度額を740万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、令和元年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 14 号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第 14 号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）の調整についてご説明申し上げます。

今次の補正予算は、事業勘定では人事異動などによる人件費の調整と、診療施設勘定では、西会津診療所増築に係る実施設計費の計上などであります。

それでは予算書をご覧くださいます。

令和元年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 146 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 8 億 1,462 万 8 千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 130 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3 億 4,120 万 4 千円とする。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第 2 条、地方債の補正は、第 2 表地方債補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6 ページをご覧くださいます。事業勘定の歳入であります。

6 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金、146 万 2 千円の減額は、職員の人事異動などに伴う一般会計からの人件費繰入金の減額であります。

同じく 6 ページ中段、歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、146 万 2 千円の減額は、職員の人事異動などに伴う給料、職員手当等の減額であります。

13 ページをご覧くださいます。診療施設勘定の歳入です。

8 款、町債、1 項 1 目、過疎対策事業債、130 万円を増額は、西会津診療所に医療相談室及び医師休憩室を増築したいことから、歳出予算において、建物整備に係る実施設計費を計上したところであり、その財源として過疎対策事業債を計上するものであります。

同じく 13 ページ中段、歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、130 万円の増額は、医師が患者や家族などに対して、病状や治療などの説明及び相談などを行う医療相談室と、主に非常勤医師が使用する休憩室を西会津診療所に増築したいことから、建物整備に係る実施設計委託料を計上するものであります。

2 款、医業費、1 項 1 目、医療用機械器具費、35 万円の増額、及び 2 目、医療用消耗機材費、35 万円の減額は、今後の必要見込額を精査し組み替えしたものであります。

4 ページにお戻り願います。

地方債の補正であります。過疎対策事業費につきまして、西会津診療所の医療相談室及び医師休憩室の増築に伴う実施設計委託料を追加するため、限度額、5,150 万円を 130 万円増額し、5,280 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

4 番、秦貞継君。

○秦貞継　2 点お伺いいたします。

まず最初に、6 ページの歳出、1 項 1 目、管理費で、通勤手当、期末手当、勤勉手当が全て減額になってる中、時間外勤務手当だけがプラスになっていると、この要因をお聞かせください。

それと、今、医療相談室兼医師の休憩室ということでしたけども、場所的なものとか、規模的なもの、どの程度のものを予想しているのか、想定しているのかお示してください。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　人件費の件でございますので、総務課長がお答えをいたします。

まず、給料、手当、共済費等が減額になっている中で、時間外手当が増えている要因ということでございますが、まず、給料とか期末手当等、あと共済費ですか、それが減額になったと申しますのは、職員の人事異動で、給料の高い職員を見込んでたのが安い職員が異動になったことによって差額が出たということでございます。時間外手当につきましては、この補正ですから、9 月か 10 月までの、4 月からの実績を見て、今後を見込んで不足が生じたということで 7 万 6 千円を追加したということでございます。

○議長　健康増進課長。

○健康増進課長　それでは、建物の増築する場所と規模のご質問にお答えいたします。

まず場所につきましては、現在想定しておりますのが、診療所の西側、老健との渡り廊下側、そこに診療所の職員の玄関と通用口ありますので、あの周辺に増築をしたいというふうに考えております。また規模につきましては、今後、実施設計を詳細に進める中で決まってきますが、現在のところ約 19 平米ほどの面積になるのかなということで考えております。

○議長　4 番、秦貞継君。

○秦貞継　19 平米ということは分かったんですけども、本当に部屋だけの様な感じで、何か特別な施設とかはこの中に入っていないんですか、本当に部屋だけという感じですか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 先ほどご答弁の中でも申し上げましたが、機能としては2つほどありまして、1つは医療相談室、医師と患者などがプライバシーを守られた中で相談できる部屋が1室。で、もう1つが、主に非常勤医師が休憩する休憩室と、そういった部屋を2つつくる予定としております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほど言った19平米というのは、この2部屋を合わせた面積と理解してよろしいですか、それとも19平米の部屋を2つなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 2つの部屋で約19平米ということで考えております。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号、令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第15号、令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)についてご説明申し上げます。

今次の補正は、施設サービス利用者が当初見込みより増加したことにより、保険給付費の介護サービス費が増加したことと、令和2年度中に、令和3年度から3カ年を計画期間とする第8期介護保険事業計画の策定の準備のため、日常生活圏域ニーズ調査委託料を新規計上し、そのほか、本年度の人事異動等に伴う職員人件費の調整などによるものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和元年度西会津町の介護保険特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,808万2千円

を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 3,818 万 9 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。歳入であります。

1 款、保険料、1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料、32 万 9 千円の増は、これまで収納が確定いたしました第 1 号被保険者保険料の滞納繰越分の増額によるものです。

3 款、国庫支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金、321 万 9 千円の増額は、介護給付費の増による国負担分の増額です。同じく、2 項、県補助金、2 目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、137 万 7 千円の増額、並びに 2 項 4 目、介護保険事業費補助金、34 万円の増額、並びに 7 ページの 2 項 5 目、保険者機能強化推進交付金、99 万 2 千円の増額は、補助対象となる事業費の増による交付金及び補助金の増額です。

4 款、支払基金交付金、1 項 1 目、介護給付費交付金、548 万 6 千円の増額は、介護給付費の増による支払基金負担分の増額です。同じく 1 項 2 目、地域支援事業支援交付金、185 万 7 千円の増額は、地域支援事業に対する交付決定による増額です。

5 款、県支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金、338 万 4 千円の増額は、介護給付費の増による県負担分の増額です。

8 ページをご覧ください。

同じく 2 項 1 目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、86 万 2 千円の増額は、交付対象となる事業費の増による増額です。

7 款、繰入金、1 項 1 目、介護給付費繰入金、338 万 4 千円の増額は、介護給付費の増による町負担分の増額です。同じく 1 項 2 目、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業、83 万 2 千円の増額は、対象となる事業費の増による町負担分の増額です。

9 ページをご覧ください。

同じく 1 項 5 目、その他一般会計繰入金、989 万 1 千円の減額は、職員給与等繰入金、319 万 8 千円の減、及び介護予防支援事業の対象となる事業費が増になったことによる、町負担分の減額です。同じく 2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金、589 万 1 千円の増額は、介護給付費が増加したために、給付費に不足が生ずるため繰り入れするものです。

なお、今次補正後の介護給付費準備基金の年度末残高は、3,803 万 5 千円となる予定であります。

次に、10 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、318 万 9 千円の減額は、人事異動に伴う職員給与等の調整によるものであります。

2 款、保険給付費、1 項 3 目、施設介護サービス給付費、1,688 万 3 千円の増額、4 項 1 目、高額介護サービス費、51 万 2 千円の増額、11 ページをご覧ください。同じく 5 項 1 目、高額医療合算介護サービス費、35 万 2 千円の増額、6 項 1 目、特定入所者介護サービス費、257 万 3 千円の増額は、要介護 1 から 5 の認定を受けている方への介護サービスの給付費であります。介護施設利用者が増えたことによるものが主なもので、近隣市町村に特別養護老人ホームが整備され、利用者が増加したことが主な要因であります。

12 ページをご覧ください。

3 項 1 目、総合相談事業費、104 万 4 千円の減額は、地域包括支援センターへの派遣職員の人事異動等に伴う職員給与費等の調整によるものであります。

13 ページをご覧ください。

3 項 5 目、生活支援体制整備事業費、163 万 9 千円の増額は、令和 3 年度から 3 カ年を計画期間とする、第 8 期介護保険事業計画の策定にあたり、令和 2 年度の策定作業の準備のため、本年度中に日常生活圏域ニーズ調査を委託して実施するための増額であります。

15 ページをご覧ください。

6 款、諸支出金、1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料還付金、9 万円の増額は、第 1 号被保険者の過年度分保険料還付金の増額であります。同じく、2 目、償還金、7 万 3 千円の増額は、地域支援事業交付金の過年度精算による返還金の計上であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男　このページ数で 13 ページの、4 款 3 項 5 目ですか、163 万 9 千円の日常生活圏域ニーズ調査委託料、これの内容についてもうちょっと詳しく教えてください。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、4 款、地域支援事業費のうち、3 項 5 目、生活支援体制整備事業費の日常生活圏域ニーズ調査の委託料についてのご質問にお答えいたします。

このニーズ調査につきましては、介護保険事業計画を策定する際に、町内に在住する 65 歳以上の高齢者の方、介護認定を受けていらっしゃる方を除く全員を対象に調査を実施しているところでございます。これは高齢者の方の生活全般にわたって様々調査をいたしまして、ご家族の状況であったり、あとは体の動かせる状況、あとは食などについても調査をいたしているところでございます。生活全般にわたって高齢者の方がどういった生活をしてらっしゃるのか、課題を持ってらっしゃるのかということをニーズ調査で把握しながら、次期の介護保険事業計画に役立てていくというものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、このニーズ調査にあたりましては、調査票を保健指導員さんなどを通じながら全町に配布いたしまして、前回の回収率も 95.5 パーセントと非常に高い回収率を、数値を残しておりまして、町民の皆さんのご意見を細かく頂戴しながら、次期の介護保険事業計画に役立てていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　7 番、小柴敬君。

○小柴敬　1 点お聞きします。10 ページになりますが、保険給付費の施設介護サービス給付費、これが非常に伸びてくるということで、先ほど説明がありましたが、近くに特養ができたということで、施設利用者が増となって、逆に言うと、町の施設を利用するんじゃないていく、ほかの市町村の利用している人が増えたということでもありますけども、その辺の詳細についてお伺いします。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、ご質問の施設サービスの利用状況についてのご質問にお答え
いたしたいと思います。

先ほど説明の中でも申し上げましたように、近隣の市町村に、去年、一昨年と特別養護
老人ホームが新たに整備されております。で、本町には特別養護老人ホームが1施設、あ
と老人保健施設が1施設ございますが、その施設ともに、やはり利用状況は定員を全て満
たしている状況であります。入れ替わりのあった際には待機者の方にお声をかけて、定員
を満たしているというような状況で、実際、町外に新しい施設が整備された際には、そこ
で待機をされている希望者の方が、その施設のほうに申し込みをして入所に至るといふ
ような流れになってございます。

なお、その昨年、一昨年と3つの施設が近隣施設には整備されたわけなんですけれども、
その中に、町内からは11人の方が、現在入所をされているということで把握しております。
そういった地域での整備が進むことで、やはり施設サービス利用者が増加していく、そこ
で給付費が、やはり高額に、増加していくというふうな現状となっておりますので、ご理
解いただきたいと思います。

○議長　7番、小柴敬君。

○小柴敬　待機者がそちらのほうに回っているということでもありますけども、今現状で町
内の待機者というものは何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、現在の町内施設の待機者についてのご質問にお答えいたした
いと思います。

今、手元に詳しい数字はございませんので、のちほど詳しい数字についてはお答えした
いと思いますが、特別養護老人ホーム、老人保健施設、それぞれ相当数の待機者がござい
ます。ただ、そういった施設利用を希望される方は、様々な施設にいくつも入所希望をさ
れておりまして、重複されているという方も多数いらっしゃるというふうに把握しており
ます。そういった方々を、複数申し込みの方をそれぞれの施設、実態に合わせて人数を把
握するということは、非常に難しいわけなんですけれども、ただ、やはり施設サービスへ
の待機者というのは、相当数いると。私の記憶の中で言えば、特別養護老人ホームが60
人ほど、老人保健施設も同じぐらいの人数がいるというふうな把握をしているわけなんで
すが、のちほど詳しい数字についてはお伝えしたいというふうに思いますので、ご理解い
ただきたいと思います。

○議長　ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第15号、令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）を採決
します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第 2 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 16 号、令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第 2 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 16 号、令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第 2 次)の調製についてご説明いたします。

今次の補正予算は、歳入においては、事業費精査に伴う一般会計繰入金の減額や、地方公営企業法適用事業の確定見込みに伴う地方債の減額、歳出では人件費の調整や、地方公営企業法適用事業費などの確定見込みによる減額であります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

令和元年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算(第 2 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 418 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,768 万 7 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第 2 条、地方債の補正は、第 2 表、地方債補正による。

詳細は、事項別明細書にて説明いたします。

5 ページをご覧いただきたいと思います。歳入です。

2 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金は 158 万 6 千円の減額です。これは事業費精査によるものです。

5 款、町債、1 項 1 目、簡易水道事業債は 260 万円の減額です。これは、地方公営企業法適用事業費の確定見込みなどによるものです。

6 ページをご覧いただきたいと思います。歳出です。

1 款、水道費、1 項 1 目、一般管理費は 347 万 8 千円の減額です。人件費の調整や地方公営企業法適用事業費の確定見込みになどよるものです。2 目、簡易水道施設整備費は 70 万 8 千円の減額です。老朽管等更新事業の完了によるものです。

3 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表、地方債補正は変更です。補正前の限度額 3,300 万円を 260 万円減額し、補正後の限度額を 3,040 万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 16 号、令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、令和元年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 17 号、令和元年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　議案第 17 号、令和元年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明いたします。

今次の補正予算は、人件費の調整によるものです。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

第 1 条、令和元年度西会津町の水道事業会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和元年度西会津町の水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入はありません。

支出は、第 1 款、水道事業費用の 1 項、営業費用の既決予定額を 6 万 5 千円増額し、1 億 3,524 万 8 千円とし、3 項、予備費の既決予定額を 6 万 5 千円減額し、43 万 5 千円とするものです。

第 3 条、予算第 6 条に定めた経費の金額を、次のように改める。職員給与費の既決予定額を 6 万 5 千円増額し、1,182 万 4 千円とするものです。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、2 ページをご覧いただきたいと思います。

収益的収入及び支出の支出は、第 1 款、水道事業費の第 1 項、営業費用のうち、人件費として 4 目、総係費を 6 万 5 千円増額し、3 項、予備費で同額を減額するものです。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号、令和元年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、令和元年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

先ほど答弁できなかった分、答弁するということであります。

福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、議案第 15 号、令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）の質疑の中で、7 番、小柴敬議員のご質問において、ご答弁ができなかった数字につきまして、お伝えさせていただきたいと思います。

町内の介護施設の待機者の状況であります。10 月現在でありますけれども、特別養護老人ホームで 78 人、老人保健施設で 58 人の待機者の方がいらっしゃいます。なお、この施設待機につきましては、あくまでも様々なサービス利用の中で待機してらっしゃるところで、この方たちがすぐに施設サービス利用につながるかといったところでは、待機者の施設の入退所の状況によって変わってくるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。（13 時 55 分）

令和元年第9回西会津町議会定例会会議録

令和元年12月12日（木）

開 議 10時00分

閉 会 13時10分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	10番	青木照夫
2番	上野恵美子	6番	三留正義	11番	清野佐一
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	12番	武藤道廣
4番	秦貞継	8番	伊藤一男		

欠席議員

9番 多賀 剛

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	農林振興課長	岩 渕 東 吾
副 町 長	工 藤 倫 也	建設水道課長	石 川 藤一郎
総 務 課 長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
企画情報課長	矢 部 喜代栄	教 育 長	江 添 信 城
町民税務課長	渡 部 峰 明	学校教育課長	玉 木 周 司
福祉介護課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	五十嵐 博 文
健康増進課長	小 瀧 武 彦	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

第9回議会定例会議事日程（第7号）

令和元年12月12日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第18号 | 財産の取得について（消防ポンプ自動車） |
| 日程第2 | 議案第19号 | 財産の取得について（X線検査装置） |
| 日程第3 | 議案第20号 | 西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定について |
| 日程第4 | 議案第21号 | 西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定について |
| 日程第5 | 議案第22号 | 西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定について |
| 日程第6 | 議案第23号 | 西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第24号 | 西会津町都市公園の管理に係る指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議案第25号 | 西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第26号 | 西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第27号 | 西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定について |

- 日程第11 議案第28号 西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議会活性化特別委員会の設置について
- 日程第16 議会活性化特別委員会委員の選任について
- 日程第17 陳情第11号 水路のU字溝と溜枘の改良に関する陳情書
- 日程第18 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第19 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第20 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(広報広聴常任委員会)

(広報広聴常任委員会 広報分科会)

第9回議会定例会議事日程（第7号の追加1）

令和元年12月12日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第32号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第3 議案第33号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

追加日程第4 議案第34号 令和元年度西会津町一般会計補正予算（第8次）

○議長 おはようございます。

令和元年第9回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたさせます。

9番、多賀剛君から、欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第1、議案第18号、財産の取得について(消防ポンプ自動車)を議題といたします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第18号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、町消防団第1分団第1部に配備している消防ポンプ自動車について、購入から21年が経過し、老朽化に伴う性能の低下や、故障時の部品調達に支障をきたすようになったことから、この度、更新するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

まず、1の取得する財産及び数量であります。消防ポンプ自動車CD-1型1台であります。

2の取得の方法は売買であります。

去る11月15日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、会津消防用品株式会社、株式会社ホシノ、有限会社豊和防災サービスの3社であります。

入札の結果、会津消防用品株式会社代表取締役、佐瀬良一氏が1,995万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、2,194万5千円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。

納入期限は令和2年6月30日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 2点お伺いいたします。

今までと、例えば機能が追加されたとか、こういう機能性がアップしたというような、例えばポイントというのがあれば教えていただきたいと思います。

あと、今まで使っていた車というのはどうされるのか、この2点をお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 前回、消防ポンプ自動車を更新してございますが、平成29年9月に第3分団の1部、上野尻に配備したポンプ車と同型でございます。

○議長 総務課長。

○総務課長 古い消防ポンプ自動車の処分についてのご質問にお答えをいたします。

古いポンプ自動車につきましては、財産の処分ということで、入札をかけまして、一番高い札を入れた業者に売買をする予定でございます。

○議長　ほかにありませんか。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　2 点ほど質問します。

1 点目は、この財源の内訳はどのようになっているのかということと。

もう 1 点は、これで各 5 分団にあります、あらかた 2 千万台クラスの車両は全部整備されたと思うんですが、今後更新の際はどのレベルというか、2 千万このレベルのもので更新していくのか、それとも更新のあれば、ほかはもう少し下げながらやっていくのか、その辺、計画をお願いします。

○議長　総務課長。

○総務課長　まず、財源についてのご質問にお答えをいたします。

今回の消防ポンプ自動車の購入の財源といたしましては、緊急防災減災事業債を充当する予定でございます。なお、交付税の算入率につきましては、過疎債と同じ 70 パーセントが交付税で算入されるということでございます。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　お答えいたします。

今後の消防自動車関係の更新についてでございますが、ポンプ車両は 6 台ございます。そのほかに積載車、軽積載車、全部で、今、含めまして 30 台、配備されてございます。で、今後の更新の計画については、登録年度から、かなりの経過が経って、故障が多いだとか、あとは部品を調達しにくくなっているというようなものから更新してまいりたいと、計画的に更新してまいる考えでございますが、ただ、消防団の団員数、または部班の関係で、同じものになるか、それとも今後の更新ではどういう具合になるかというのは、消防団と打ち合わせをしながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 18 号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 19 号、財産の取得について（X 線検査装置）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 19 号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、西会津診療所に配置しております、X線検査装置の更新であります。

現在の機器は、導入から 18 年が経過し老朽化が進んでいることや、故障時の部品の調達に支障をきたすようになったことから、この度、更新するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

まず、1 の取得する財産及び数量であります、X線検査装置 1 台であります。

2 の取得の方法は売買であります。

去る 11 月 15 日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、株式会社三陽、福味商事株式会社・会津営業所、株式会社バイタルネット・会津支店、東北アルフレッサ株式会社・会津第 2 支店、コセキ株式会社・郡山営業所の 5 社であります。

入札の結果、株式会社三陽、代表取締役、鈴木章友氏が 1,060 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,166 万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。

納入期限は令和 2 年 3 月 13 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

4 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点お伺いいたします。かなり大きな施設の導入になると、X線装置を入れる、大きなものを入れるので、これ診療所の利用者に影響等はないんですか、要は、中からでっかいもの出したり入れたりしますので、休業しなくちゃいけないとか、そういったことはないのかどうか、そこだけ確認したいと思います。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 入れ替えによる利用者への影響というご質問でございますが、入れ替えにつきましては、診療休診日、土日などの休診日を利用して入れ替えする予定ですので、受診者の方にご迷惑のかからないように対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 ほかにございませんか。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 この指名競争入札ということですが、指名の範囲が、今までだと会津一円とか、それから県内とか、東北とかとある、ここは見ると県内というような指名の範囲ですが、その理由はこういったことなんでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 指名の関係のご質問にお答えをいたします。

今回指名した業者につきましては、福島市、会津若松市、それから郡山市に本社なり、営業所がある業者 5 社を指名したところであります。一応、入札参加願、医療機器の入札参加願が出ている業者の中で、今まで付き合い、取引のあった業者等の中から一

応5社ということで選定をさせていただきました。

指名する際の基本的な事項でございますけども、基本、医療機械、町内にはもちろん扱っている業者はおりませんので、まず会津管内で扱っている業者、それで会津管内で扱っている業者の数が少ない場合は、郡山なり、福島というようなことで指名の業者の選定にあたっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　ほかにありませんか。

7番、小柴敬君。

○小柴敬　このX線装置なんですけども、まず1点目は、今現在の一番最新型を入札したのか、型落ちだと若干安くなるというような噂もありますし、それから、このX線装置の現在のある分の引き取ってもらえとか、処分とかその方法について、2点お伺いします。

○議長　健康増進課長。

○健康増進課長　機種は最新かどうかのご質問でございますが、現在、入札に付したX線装置については、最新の機種を選定しております。

○議長　総務課長。

○総務課長　お答えをいたします。

物品売買契約の中に、その他の要件として、今ある既存のX線装置については解体撤去をすることということになってございますので、町としてはそれを消防ポンプ自動車のように払い下げたり、何だりということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第19号、財産の取得について（X線検査装置）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、財産の取得について（X線検査装置）は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第20号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定についてから、日程第11、議案第28号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、総括質疑を行い、1議題ごとに質疑・討論・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いします。

地方自治法第117条の規定によって、10番、青木照夫君の退場を求めます。

（10番議員退場）

○議長 職員に議案を朗読させます。

事務局長、長谷川浩一君。

(事務局朗読)

○議長 指定管理者の指定に係る選定方針等の全体的な説明を求めます。

副町長、工藤倫也君。

○副町長 議案第20号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定についてから、議案第28号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についてまでの議案の説明に先立ちまして、これら公の施設の管理に係る指定管理者の候補者選定に至る全体の概要について、ご説明させていただきます。

公の施設の管理につきましては、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が創設され、それまで公共団体や自治体の出資法人等に限られていた委託先が、民間事業者、NPO法人等にも委託することができるようになりました。

本町におきましては、平成17年9月の町議会定例会において、西会津町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例をご議決いただき、平成18年4月から、これまで5次にわたり、各施設の指定管理者を指定してきたところであります。今回指定しようとする施設は、いずれも既に指定管理者による管理を行っております西会津町地域資源活用総合物産館、西会津町地域連携販売力強化施設、西会津町温泉健康保養センター、西会津町森林活用交流促進施設、西会津町都市公園、西会津町介護センター、西会津町介護老人保健施設、西会津町高齢者グループホーム、西会津町地域ふれあいセンターの9施設であります。現在の指定管理期間は、令和2年3月31日までとなっております。

候補者の選定にあたりましては、これまで初めて指定管理を導入する場合は公募により、再選定の場合はそれまでの運営状況等を確認した上で非公募により行ってきました。今回の選定におきましては、現在管理を行っている事業者から継続して指定管理業務を受託したい旨の意向が示されておりましたことから、事業実績書の提出を求め、私と役場の課長5名を構成員とする町指定管理者選定委員会がヒアリングを行いました。その結果、これまでの管理運営状況が良好であること、また、次期の指定管理期間も効率的に運営できると判断できましたことから、非公募により選定することといたしました。

公募によらずに選定した根拠につきましては、西会津町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条に、施設の性格、規模、機能等を考慮し、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理運営を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると認められるときは、公募によらないで選定できると規定されているものであります。

次に、施設ごとの指定管理候補者の評価結果を申し上げます。

まず、西会津町地域資源活用総合物産館、西会津町地域連携販売力強化施設、西会津町温泉健康保養センター、西会津町森林活用交流促進施設、西会津町都市公園の5つの施設は、いずれも株式会社西会津町振興公社を候補者としておりますので、一括してご説明させていただきます。振興公社は施設の設置目的を理解し、現在の指定管理期間中に営業企画部を新設するなど、利用促進を積極的に図っております。また、特に各施設間での職員の融通や消耗品の共同調達を行うなどにより、効率的な運営を行っている点を評価してお

り、これまでの実績から、今後も適切な管理運営が期待できることから、引き続き公募によらないで指定することが適当であると判断し、候補者として選定したものであります。

次に、西会津町介護センター、西会津町介護老人保健施設、西会津町高齢者グループホーム、西会津町地域ふれあいセンターの4施設であります。いずれも社会福祉法人にしあいつ福祉会を候補者としておりますので、まとめてご説明させていただきます。にしあいつ福祉会は民間事業者の参入など、町内の介護事業を取り巻く環境が変化する中、利用者本位の姿勢を貫き、健全で適切な運営を行っております。また、職員研修によるサービス向上や、全国的に人材不足が叫ばれる中での人材確保対策に積極的に取り組んでいる点も評価しているところであります。

さらに、現在の町の福祉政策における貢献度も非常に高く、これまでの実績から、今後も適切な管理運営ができることから、引き続き公募によらないで指定することが適当であると判断し、候補者として選定したものであります。

次に、指定期間について申し上げます。指定管理者制度の指定期間については、法令上の定めはなく、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点から、全国的に5年程度の期間としている自治体が多くなっております。今回の再選定にあたりましても、受託事業者の安定的な経営への配慮や、効果的、効率的な施設の管理を勘案し、指定管理期間を令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とし、中間年である令和4年度に中間評価を行うこととしたところであります。

今回、指定管理者の候補者とした事業者には、住民の財産である公の施設を事業計画に基づき適正に管理するとともに、住民福祉の向上に向け、民間団体の活力を最大限に発揮し、効果的かつ効率的な運営を行うよう期待するものであります。

なお、各議案につきましては、担当課長よりご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、公の施設の指定管理者の候補者選定に至る全体の概要の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第20号から、議案第24号までの説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第20号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定についてから、議案第24号、西会津町都市公園の管理に係る指定管理者の指定についてまで、ご説明申し上げます。

指定管理者の選定経過と結果につきましては、先ほど副町長からご説明申し上げましたとおり、西会津町地域資源活用総合交流物産館、西会津町地域連携販売力強化施設、西会津町温泉健康保養センター、西会津町森林活用交流促進施設、西会津町都市公園につきましては、株式会社西会津町振興公社を指定管理者候補として選定したところであります。

なお、西会津町都市公園につきましては、さゆり公園及び、ふれあい交流施設を平成27年6月、平成30年4月にそれぞれ都市公園としたため、これまで別々に指定管理委託していたものを令和2年度の指定管理委託から都市公園としてまとめ委託するものであります。

それでは、各議案についてご説明いたします。

議案第20号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指

定の期間は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間であります。

議案第 21 号、西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定についてありますが、指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期間は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間であります。

議案第 22 号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定についてありますが、指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期間は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間であります。

議案第 23 号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定についてありますが、指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期間は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間であります。

議案第 24 号、西会津町都市公園の管理に係る指定管理者の指定についてありますが、指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期間は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第 25 号から、議案第 28 号までの説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第 25 号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についてから、議案第 28 号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についてまでを一括してご説明申し上げます。

指定管理者の選定経過と結果につきましては、今ほど副町長からご説明申し上げましたとおりでありまして、西会津町介護センター、西会津町介護老人保健施設、西会津町高齢者グループホーム、西会津町地域ふれあいセンターにつきましては、現在、施設の管理運営をしております、社会福祉法人にしあいつ福祉会を指定管理者候補として選定したところであります。

それでは、議案第 25 号からご説明申し上げます。

議案第 25 号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についてありますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいつ福祉会であります。指定の期間は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間であります。

次に、議案第 26 号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についてありますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいつ福祉会であります。指定の期間は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間であります。

次に、議案第 27 号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定についてありますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいつ福祉会であります。指定の期間は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間であります。

次に、議案第 28 号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についてありますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人にしあいつ福祉会であります。指定の期間は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから総括質疑を行います。ありませんか。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　私のほうから 2 点ほど質問します。

この指定管理に係るわけですが、これの指導及びチェックといいますか、中間審査というものはありますけれども、その間の方法はどのようになされているのかという点と。

それから、委託というか、指定管理で委託しているわけなんですけど、委託のその内容によって委託料は変わってくると思うんですが、その基準的なものはどのようにしておりますか。

○議長　副町長、工藤倫也君。

○副町長　お答えいたします。

中間審査等以外の指導、チェック体制ということでございますけれども、振興公社にもしあいづ福祉会も、いずれも町の政策とかなり近いところで業務をしていただいております。担当課とそれぞれの公社、福祉会は、随時打ち合わせ等を行っております。その中で必要な指導、チェックをさせていただいているというふうに認識しております。

それから、委託料の件でございますけれども、5 年間指定期間となりますけれども、その年度の各年度の委託料につきましては、毎年度積算をいたしまして、予算措置をしてご議決をいただいているというところでございます。その委託料の積算にあたりましては、その業務を行うのにどれくらいの、職員であればどれくらいの人が必要なのか、それから、どういう物品が必要なのかというようなところを積算して積み上げたものを委託料として計上させていただいております。

○議長　ほかにありませんか。

6 番、三留正義君。

○三留正義　前回も出たお話だったかなと思うんですけど、西会津町町長という部分で、人格の部分でお伺いしたいと思います。お一人で 2 つあるので、ちょっとごちゃごちゃになるので、ちょっとゆっくりお話ししますので、今の振興公社さんがあって、今、町長が代表者されていらっしゃる。で、今の姿、双方代理しているような、代表者が、人格が 2 つあって、1 人の方だということになるのかなという。今、町長ご自身として、今のスタイル、役員の配置といいますか、そういった構成について、将来的には、可能であれば代表者、もしくは組織母体を別なものにしてもいいというような考え方があるのか、改めてここでご確認したいと思うので、もし答弁できる範囲で、よろしくお願いいたします。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　振興公社の代表取締役社長、これ町長が兼務しているわけでございますけれども、実際のところ、私も体験といいますか、これまで振興公社と町長の職をこうやってきたわけでありまして、やっぱりこまのところまではなかなか町長の目が届かないといいますか、指示も徹底、なかなかできていないというようなことで、私は、今の専務を代表権付きのね、代表権を与えた専務にして、専務にある程度の業務を任せているというか、そういう体制できました。

で、いろいろこの振興公社の経営に対して、いろんなご意見があるわけでありまして、これもこれから将来に向けてどういう体制がいいのか、私もまだ実際のところ、そこまで

考えては、今のところいいわけですけど、ただ、今のこれからの人口減少とか少子高齢化のいろんな、いわゆる町政を考えたときに、なかなかやっぱり兼務するというのは容易でないというふうに思ってます。で、振興公社の健全な、いわゆる経営をするためには、しっかりしたやっぱり体制もこれから検討しないといけない、そういう時期にきているのかなというふうに思っています。

ですが、あそこの施設は町が大半を出資した第3セクターによってあるわけでありますから、町のやはり経営に対する、町のいろんな、どういうふうに表現していいのか、ですけども、しっかりしたやっぱり町が考えているような振興公社の健全な経営をしてもらうために、そこがやっぱり基本にしていかないといけないのかなというふうに思ってますので、大変だから全部、全て分離してしまえというようなことには、私はこれはいかないなというふうに思っています。

近隣の市町村の振興公社のいろんな施設の今の状況を見ますと、合併されたところの、いわゆる経営については、もう既に民間に移譲しているところもあるわけでありますけれども、西会津町の場合は、大きな目的があって振興公社を設立していますので、ここはやっぱりそう変えるわけにはいかないのかなと。ただ、振興公社の将来の経営を、健全な経営を考えたときには、どういうやり方があるのかということについては、これから十分やっぱり検討していかないといけないのかなと、そんなふうに思っております。

なかなか難しい問題ではありますけれども、皆さんの知恵をお借りしながら、これからしっかり時間をかけて、慎重に検討させていただきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長　　6番、三留正義君。

○三留正義　今の現在のスタイルでは、必ずしも100が100ではない。可能性の部分も見いだせるという見解だったのかなと、株主である以上、当然経営には、町としては参与できる。ただそのあり方については、今町長が言ったように、時代と環境によってはね、あり方を考えなくちゃいけないというご答弁だったのかなと解釈してよろしいか、一応ご確認しますけれども、最後です。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　今のご指摘のとおりだなと私も思っておりますけれども、ただやはり、いろんな行政課題が、これから大変な状況の中で、私の町長と社長を兼務するということは難しいことではありまけれども、やはり振興公社の設置の目的から考えると、やっぱり町は将来の経営、健全な経営にこれは関係していかないといけないなということと。

それともう1つは、振興公社独自の営業部分があるわけですよ。この部分をやっぱりもうちょっと努力をしてもらわないといけないんで、その辺の判断といいますか、棲み分けというのか、お互いにそこは将来に向けて、どういう体制がやりやすいのか、あるいはどうすればより今の状況を変えることができるのか、今、振興公社において、全ての業務について、今、見直しといいますか、しておりますし、さらに職員による将来の振興公社を考えたときに、どうすればいいのかというような、そういう、これは職員自らそういう自分たちの勤めている振興公社について、今、そういうことで盛んに勉強会と、研修会と、やっております、そこで改革案が出れば、その改革案によって町とこれからいろんな協

議があると思いますけれども、そういうふうにお互いがやっぱりそれぞれの目的がしっかり果たされるように、これから時間かけて、あまり時間かけてはおられませんけれども、できるだけ早い機会に方向付けをしまいたいというふうに思っております。

現在のところは今のスタイルで、そして皆さんのご意見を聞いて、それから判断してまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長　ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで総括質疑を終わります。

日程第3、議案第20号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第20号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第21号、西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

7番、小柴敬君。

○小柴敬　立ち上げというか、あそこの部分で、野菜を売っている部分と、それから食堂的なところがありますけれども、あの部分の経営がある程度安定してきた段階で、中における契約のマージン率、そういったものを見直すというふうなことがあったというふうに憶えておりますが、その辺の検討は、今現在どういうふうな形で出されているのかお聞きします、1点だけ。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　お答えいたします。

7番議員の、いわゆる、通称、地域連携販売力強化施設のテナント部分ということでよろしいでしょうか。現在、28年から営業を開始しておりまして、その中で、その手数料については、当面、半額にするということで現在きておりました。また今回で、来年度で、一応5年の契約期間が満了するということがございますから、当面の期間という部分については、今テナントの方々と、あと指定管理者である公社等と、今現在、調整をこれから始めるということでございます。

○議長　ほかにありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。
これから議案第 21 号、西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。
したがって、議案第 21 号、西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
日程第 5、議案第 22 号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。
8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男　ロータスインですね。先ほど町長が申されていましたが、やっぱり町外のそういう健康保養センター、そういうところはもう民間にかなり移譲されているといいですか、そういうようなことで、かなり経営的には厳しい状況にあると思います。また、阿賀町なんかもそうではありますが、やはり温泉施設だけを残して、宿泊に関してはやらないとか、食堂についてもやらないなんていうところも、これは全部ではありませんが、そういうことで、かなり経営的に厳しいという中で、今回、指定管理の選定委員会の中で、この 5 年間、保養センターの、ロータスイン全体的に、その経営状況というのをどのように判断されて、評価、検証されたのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

○議長　副町長、工藤倫也君。

○副町長　お答えいたします。

振興公社の経営状況、特に温泉保養施設の部分ということでございますけれども、以前の議会でもご答弁させていただいておりますとおり、ロータスインにつきましては、収益施設として捉えてはおりませんで、町民の方が健康のために温泉に入らせていただいて、元気になっていただくというのが一番目の目的でございます。もちろんそれに付随しまして、町外の方にも大勢お越しいただけるように努力をさせていただいているところでございますけれども、そこで収益が出ていないからといって廃止、もしくは宿泊をやめていくというようなことは、現時点では町として考えていないと。ですので、まずはその施設をどういう形でやっていくかということに関しては、公社ではなくて、町としてまずは判断をさせていただいているということでございます。

その中で、今度、公社の経営の部分でございますけれども、そのロータスインにつきましては、町が求めた運営のやり方で、赤字というか、入浴料とか、宿泊料でまかなえない分については町が補填をする形で、その分を委託料とさせていただいております。そのた

め、当初の予算をご議決いただく際の予算において、ある程度見込みが正しくできれば、公社の経営は安定してできるものというふうに判断しておりますので、その点、ご理解をいただけますでしょうか。

○議長 8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 温泉とか、そういうのは前からね、それは町の施設であつたりとか、そういうことであれなんです、そういう総合的にです、ロータスインのそういう経営状況というのは、5年間の、どういうふうに、それは温泉部分については、これやむを得なかったり、そういうことありますけれども、やっぱりどうしたら、そのもっとよくなるように、ただその温泉施設が町民のためだからということじゃなくて、それだけじゃなくて、どうしたらこれからそういう周りの状況も含めてね、難しいというようなところで、どうやったらやっていけるのかなと、その辺のことを、ちょっと私としては聞いておきたいといひますか、そこなんですけども、はい。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 答えいたします。

最初の説明のところでも申し上げましたとおり、公社にも営業促進というのは町からも求めています。その中で、現指定管理の期間中に営業企画部というのを公社として新設をして、取り組んできております。インターネットによる申し込みの方法をどんどん便利にしたりとか、そういったことにも取り組んでおりまして、努力は、町としてもある程度しているということは認識してございます。ただ、その結果が、じゃあどれくらい出ているのかというと、劇的な増加というところには残念ながらつながっていないのが現実でございます、議員ご指摘のとおりでございます。

今後、今の状況を踏まえて、さらに外からのお客さまもどんどん来ていただけるような方策については、公社とともに町としてもいろんなアイデアを出しながら検討していく必要があると考えております。

○議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 22 号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 23 号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定

についての質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 23 号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 24 号、西会津町都市公園の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 24 号、西会津町都市公園の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、西会津町都市公園の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

10 番、青木照夫君は入場願います。

(10 番議員入場)

○議長　日程第 8、議案第 25 号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 25 号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についてを

採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 26 号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 26 号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 27 号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 27 号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 28 号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 28 号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議案配付のため暫時休議にします。(11時05分)

○議長　再開します。(11時07分)

日程第 12、議案第 29 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長　議案第 29 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年 12 月 31 日で任期満了となります、固定資産評価審査委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります、伊藤重人さんを引き続き、固定資産評価審査委員会委員として任命したいので、なにとぞ、満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第 29 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 13、議案第 30 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること

についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

- 町長 議案第 30 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年 12 月 31 日で任期満了となります、固定資産評価審査委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります、齋藤和則さんを引き続き、固定資産評価審査委員会委員として任命したいので、なにとぞ、満場一致をもってご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第 30 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 14、議案第 31 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

- 町長 議案第 31 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年 12 月 31 日で任期満了となります、固定資産評価審査委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります、高濱悦子さんを引き続き、固定資産評価審査委員会委員として任命したいので、なにとぞ、満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第 31 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

追加日程配付のため暫時休議にします。(11時14分)

○議長 再開します。(11時18分)

追加議案として、町長から議案第 32 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第 33 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例、議案第 34 号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第 8 次)が提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第 1、議案第 32 号を追加日程第 2、議案第 33 号を追加日程第 3、議案第 34 号を追加日程第 4 として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第 32 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第 33 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例、議案第 34 号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第 8 次)を日程に追加し、追加日程第 1、第 2、第 3、第 4 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 追加日程第 2、議案第 32 号の町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 32 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、ただいま町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、人事院勧告及び県人事委員会勧告による職員の給与改定に準じ、知事等の県の特別職及び県議会議員の期末手当が引き上げとなることから、本町におきましても同様に、町長等の特別職の期末手当を 0.05 月分引き上げるものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、合わせて、条例改正案新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

まず、改正条例案第 1 条の町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第 4 条は、その他の給与を規定しており、12 月に支給する期末手当の支給率について、

100 分の 160 を 100 分の 165 に改め、0.05 月分引き上げるものであります。

次に、改正条例案第 2 条につきましても、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

条例改正案新旧対照表の 2 ページをご覧ください。

第 4 条は、その他の給与を規定しており、期末手当の支給率について 6 月、12 月ともに 100 分の 162.5 に改正し平準化を図るものであります。

次に、附則であります。第 1 項及び第 2 項はこの条例の施行期日でありまして、第 1 項の改正条例案第 1 条の規定は、公布の日から施行し、令和元年 12 月 1 日に遡及して適用するものであります。

また、第 2 項の改正条例案第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 3 項は、期末手当の内払いの規定でありまして、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 32 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 3、議案第 33 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 33 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、先の議案第 32 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でもご説明申し上げましたとおり、人事院勧告等による職員の給与改定に準じ、知事等の県の特別職及び県議会議員の期末手当が引き上げとなることから、本町におきま

しても同様に町議会議員の期末手当を 0.05 月引き上げるものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、合わせて、条例改正案新旧対照表の 3 ページをご覧ください。

まず、改正条例案第 1 条の議会議員の議員報酬及び費用弁償の一部改正であります。

第 7 条第 2 項は、期末手当の額を規定しており、12 月に支給する期末手当の支給率について、100 分の 160 を 100 分の 165 に改め、0.05 月分引き上げるものであります。

次に、改正条例案第 2 条につきましても、議会議員の議員報酬及び費用弁償の一部改正であります。

条例改正案新旧対照表の 4 ページをご覧ください。

第 7 条第 2 項は、期末手当の額を規定しており、期末手当の支給率について、6 月、12 月ともに 100 分の 162.5 に改正し平準化を図るものであります。

次に、附則であります。第 1 項及び第 2 項はこの条例の施行期日でありまして、第 1 項の改正条例案第 1 条の規定は、公布の日から施行し、令和元年 12 月 1 日に遡及して適用するものであります。

また、第 2 項の改正条例案第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 3 項は、期末手当の内払いの規定でありまして、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 33 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長 異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数。

したがって、議案第 33 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 4、議案第 34 号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第 8 次）を議題と

します。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第34号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第8次）の調整について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、議案第32号及び議案第33号でご説明いたしましたとおり、特別職及び議会議員の期末手当の引き上げに伴うものであります。

それでは予算書をご覧くださいます。

令和元年度西会津町の一般会計補正予算（第8次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億6,067万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明いたします。

4ページをご覧くださいます。

まず歳入であります。17款、繰入金、2項1目、財政調整基金繰入金、34万6千円の増は、今次補正において不足する財源として繰り入れるものであります。

5ページをご覧くださいます。歳出であります。

1款、議会費、1項1目、議会費は20万2千円の増額であります。議会議員の期末手当、16万1千円及びそれに伴う議員共済費、4万1千円の追加計上であります。

2款、総務費、1項1目、一般管理費は10万円の増額であります。町長及び副町長の期末手当、8万円及び職員共済組合負担金、2万円の追加計上であります。

10款、教育費、1項2目、事務局費は4万4千円の増額であります。教育長の期末手当、3万5千円及び職員共済組合負担金、9千円の追加計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第34号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第8次）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長 異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長 起立多数です。

したがって、議案第 34 号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第 8 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議長発議による議会活性化特別委員会の設置についてを議題とします。

議会基本条例を施行してから 7 年が経過したことから、評価、検証を行い、さらなる開かれた議会を目指すとともに、町民が議会に参画していただく制度等の検討、議会のさらなる監視機能や政策立案機能の充実強化を図り、議会活性化に向けた調査を鋭意進めるため、特別委員会を設置したいと思います。

議長を除く全議員で構成する定数 11 名の議会活性化特別委員会を設置し、議会基本条例の評価、検証、及び議会活性化に関する事項の調査をこれに付託して調査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、定数 11 名の委員で構成する議会活性化特別委員会を設置し、議会基本条例の評価、検証、及び議会活性化に関する事項の調査をこれに付託して調査することに決定しました。

日程第 16、議会活性化特別委員会委員の選任についてを議題とします。

議会活性化特別委員会委員の選任については、委員会条例第 4 条第 3 項の規定によって、1 番、荒海正人君。2 番、上野恵美子君。3 番、小林雅弘君。4 番、秦貞継君。5 番、猪俣常三君。6 番、三留正義君。7 番、小柴敬君。8 番、伊藤一男君。9 番、多賀剛君。10 番、青木照夫君。12 番、武藤道廣君。以上の諸君を議会活性化特別委員会委員に選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、以上の諸君を議会活性化特別委員会委員に選任することに決定しました。

この後、直ちに議会活性化特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を選任してください。会場は大会議室であります。

暫時休議にします。（11 時 40 分）

○議長 再開します。（11 時 57 分）

先ほど設置された議会活性化特別委員会の委員長に、伊藤一男君。副委員長に、猪俣常三君選任した旨の報告がありました。

暫時休議にします。（11 時 57 分）

○議長 再開します。（13 時 00 分）

日程第 17、陳情第 11 号、水路の U 字溝と溜枡の改良に関する陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、7 番、小柴敬君。

○小柴敬 皆さん、こんにちは。総務常任委員会に付託されました陳情審査報告をただいまからさせていただきます。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、

会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第 11 号。

付託年月日、令和元年 12 月 6 日。

件名、水路の U 字溝と溜枡の改良に関する陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、陳情第 11 号、水路の U 字溝と溜枡の改良に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第 11 号、水路の U 字溝と溜枡の改良に関する陳情書は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、陳情第 11 号、水路の U 字溝と溜枡の改良に関する陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18、広報広聴常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

広報広聴常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

広報広聴常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 19、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定

しました。

日程第 20、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにより決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、条例の制定及び一部改正、令和元年度補正予算、公の施設の管理に係る指定管理者の指定など、町政が当面する重要な案件 31 件及び追加議案 3 件について、ご審議をいただいたところではありますが、議員各位におかれましては、特段のご精励を賜り、全議案について、原案のとおりご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

一般質問及び議案の審議をとおして、皆さまからいただきました意見等に、十分意をもって町政に反映してまいる所存でありますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

今年も残り少なくなってきました。厳しい冬を迎えインフルエンザが流行しております。議員各位におかれましては、ますますご自愛くださいまして、町勢伸展にご支援、ご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。よい年をお迎えください。

○議長 閉会にあたり一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は去る 12 月 6 日以来、本日まで 7 日間にわたり、条例の制定及び一部改正をはじめ、令和元年度の補正予算、人事案件など、多数の重要案件について、議員各位の終始極めて真剣なご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたこと、厚く御礼を申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

今議会において、議会基本条例を施行してから 7 年が経過したことから、評価、検証を行い、さらなる開かれた議会を目指すとともに、議会の政策立案機能に充実強化等を図り、議会活性化に向けた調査を鋭意進めるため、特別委員会を設置いたしました。この特別委員会で町民が議会に参画していただく制度として、モニター制度やサポーター制度につい

ても調査、検討を行い、現在まで13回開催してまいりました町民と議会との懇談会や、町内各種団体等との開催しております一般会議と合わせまして、今まで以上に町民の皆さまからの意見を徴して、議会として住みやすいまちづくりに向けた取り組みを進めてまいる考えであります。

今後も町民の皆さんと議会、町と議会の絆をしっかりとつなぎながら、町勢伸展のため、継続して議会活動に取り組む所存でありますので、ご理解いただきたいと思います。

今年も残り少なくなり、寒さも厳しさを増してまいりました。議員の皆さま方、執行部の皆さま方におかれましては一層ご自愛の上、よいお年をお迎えられますようご祈念いたしますとともに、今後とも、町政の積極的な推進にご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさついたします。

これをもって令和元年第9回西会津町議会定例会を閉会します。(13時10分)